

令和6年 第1回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和6年第1回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和6年3月7日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和6年3月7日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年3月7日 午後 4時05分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本 弘二 君 書 記 中島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
政策課長 秋吉 祥志 君	産業課長 穴井 徹 君
情報課長 中島 高宏 君	税務会計課長 小野 寿宏 君
建設課長 小野 昌伸 君	町民課長 宮崎 智幸 君
建設課審議員 長田 茂美 君	町民課審議員 田邊 国昭 君
町民課保育園長 清高 徳子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 杉本いよ君

7番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月7日から3月21日までの15日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 3. 7)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

まず始めに石川県能登地方を震源とする大規模地震により犠牲になられました方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆さんの安全確保そして1日も早い復旧復興を衷心よりお祈り申し上げます。我が町でも日本赤十字社を通じて被災地に義援金を届けることを目的に義援金の受け付けと被災地支援のための町職員の派遣をされています。

次に、約3年前のことですが県内の協議会一般質問において阿蘇の米についての発言がありそれに対し抗議するといったことがありました。本人は誤解を招く発言ではあったとして謝罪されています。我が町に対することではありませんでしたがそれぞれのいましめとしていただきたいと思います。

それから、3月に入って少しずつ暖かくなりましたが、くれぐれも体調管理されますようお願いいたします。

早速ではございますが、令和6年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、各議員におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきありがとうございます。

それでは、開会に先立ち渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回小国町議会定例会初日ということで御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。先ほど議長からもお話がございましたけれども私からも能登地方を中心に地震がございました。改めてお悔やみとお見舞いを心から言わせていただきたいと思います。

さて、本日は初日でございます。卒業式それから今月は各団体の総会等々もある中ではありますけれども皆様方におかれてはお体をご自愛していただきまして、それぞれ各種の様々な小国町の振興そして施策等の遂行に皆様方に御尽力をいただきたいというふうに思います。

議案に関しましてはここに書いてあるとおりでございますけれども今回は機構改革の部分で条例のほうを出させていただきました。また、補正予算そして新年度に向けて新年度の予算を上程させていただいております。どうか皆様方にはT S M Cそれから小国町では地熱発電も先日着工いたしましたけれども発電事業開始されましたけれども様々周りが動いている状況でもございます。新年度の予算につきましても御審議をいただきたい。また、一般質問も2日間予定を設けてございますのでそれぞれ議員の皆様にもたくさん御意見をいただきたいというふうに思います。本日から21日までの長丁場となりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 杉本いよさん

7番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る3月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日3月7日から3月21日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月7日から3月21日までの15日間と決定いたしました。

本会議は、本日と18日、19日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思えます。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を高村議員及び阿蘇広域行政組合議会を松本議員より順次御報告をお願いいたします。

3番（高村祝次君） それでは、病院組合議会の報告をいたします。令和5年12月20日午後3時半よりおぐに老人保健施設会議室で小国郷公立病院組合定例会が行われました。議事は令和5年度当組合の病院事業会計補正予算として国庫補助金減額分並びに備品購入費1千60万円の増額のため新たに交付税措置のある企業債5千300万円増額、当組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、いずれも原案のとおり可決されました。一般質問では児玉議員から事務局長の採用の経過について、無料低額診療についての質問が行われました。

以上でございます。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

阿蘇広域行政事務組合の第4回の会議が12月25日14時から大阿蘇環境センター未来館でありました。議案としては給与に関する件と清掃等に関する条例の一部改正が二つ出されました。

そのほかは3施設の一般会計の老人ホームやまなみ荘と養護老人ホーム湯の里荘の補正予算が出され満場一致で通りました。小国町に関しては2番目の清掃等の関係でし尿処理の料金が今度上がります。これは昭和57年からずっと上がっていませんでした。それで小国町が1リッター当たり南小国町もそうですけど10円ということで3円ぐらい上がっております。阿蘇のほうはまだ11円が13円に上がりましたので小国町はまだまだ金額的には安いと思いますので、今後ともこの方向で業者さんのほうにはお願いしてあるそうですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（熊谷博行君） 両議員ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願ひいたします。議案集の1ページをお願ひいたします。

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明をいたします。資料（1）の新旧対照表で御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。総務課資料（1）でございます。よろしくお願ひいたします。

令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給されるようになる改定でございます。まず、第1条関係。小国町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例です。（給料）第2条に（勤勉手当）が追加されております。（勤勉手当）第12条の2フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例第20条の規定の例による。2前条第2項の規定並びに給与条例第19条の2及び第19条の3の規定は、フルタイム会計年度任用

職員の勤勉手当の支給について準用する。と条文が追加されております。

次に、第2条関係。小国町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。小国町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例と条例名を新たに（勤勉手当）が追加されております。（趣旨）第1条に勤勉手当が追加されております。（報酬）第3条第5項に勤勉手当が追加されております。（期末手当）第8条。2ページをお願いいたします。5行目の「次号及び次号においてこれらの日を」とあるのは条文が増えたものに対応したものです。第2号の「町長が規則で定める割合」とあるのは一般職と同じ率を別に定めるものでございます。（勤勉手当）第8条の2パートタイム会計年度任用職員には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。と追加され併せて第1号、第2号、第3号及び第2項の規定が追加になっております。支給するための条例文となっております。支給するための条件で額等を定めたものでございます。この改定により会計年度任用職員に対してボーナスとして6月期と12月に期末手当これまで100分の122.5が支給されていたものが今回勤勉手当100分の102.5が新たに支給されるようになります。給与額の2.25倍が6月と12月に支給されることとなります。3ページをお願いいたします。（町長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等）第12条にも勤勉手当が追加されております。特に認める職員とは地域おこし協力隊等になります。

次に、第3条関係。小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。育児休業をしている職員の期末手当等の支給として、育児休業中の会計年度任用職員にも期末勤勉手当を支給することができるようにする改定でございます。

4ページ以降でございます。第4条関係。小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例。第5条関係。小国町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。第6条関係。小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。第7条関係。小国町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。第8条関係。小国町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の改正については、地方自治法の改正による条ずれが発生することにより規定を引用する箇所を改定でございます。条例の趣旨等に影響のある改定ではございません。第9条関係。小国町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の改定については、本条例改正の第2条により小国町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例と条文中の条例名が改正になることによる改正でございます。

この条例は令和6年4月1日から施行されます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第5、「議案第4号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集1ページ下段をお願いいたします。

議案第4号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。小国町行政手続における特定の個人を識別するための

番号とは、マイナンバーのことでございます。

総務課資料（２）の新旧対照表にて説明を申し上げます。準備方よろしくお願いいたします。

第２条の（定義）第５号に特定個人番号利用事務法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第６号に利用特定個人情報法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。が追加されております。

第４条（個人番号の利用範囲）改正前において「法第９条第２項条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の第１欄に掲げる機関が行う同表第２欄に掲げる事務及び町長又は小国町教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。」とあったものを改正後は、「法別表第２の第２欄に掲げる事務」の部分で「特定個人番号利用事務」に改正するものであります。この条文の法第９条第２項の条例で定める事務とは、通称独自利用事務として地方公共団体が番号法の範囲で条例に定め利用できる事務のことで、改正前は法別表第２の第２欄に掲げる事務の範囲であったものが、特定個人番号利用事務と改定されたことによる条例改定でございます。これは個人番号の利用範囲として通称番号法の改正により法別表第２が廃止され主務省令にある特定個人番号利用事務となるものでございます。第４条の第３項についても「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものです。この改正により小国町の番号利用事務に関して影響を受けることは現在のところはございません。法改正による文言の改正ということで御理解いただきたいと思っております。

この条例は施行手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行日から施行するとして、法律は令和５年６月９日に公布されておりますが、施行日は公布の日から１年３か月を超えない政令で定める日からとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（熊谷博行君） これより議案第４号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君） まず第２条の５号と６号の部分で法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務ということが出ておりますが、いわゆるマイナンバー法第１９条第８号にはどういったものが規定されているのでしょうか。また改正前法別表第２第２欄に掲げる事務というのは、どのようなものが掲げられているのか御説明をお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 番号法の第１９条の８につきましては、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人その他の行政事務を処理する者のうち、特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものが、特定個人番号利用事務を処理するために政令で定めるところにより特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、主務省令で定めるものを記録した特定個人情報ファイルを保有するものとして主務省令で定める別表行

政機関又は法務大臣に対し利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供が情報提供ネットワークシステムを利用して当該利用特定個人情報を提供するときと規定されております。

それと従前の別表第2でございます。別表第2につきましては、従前において121の事務が規定されておりました。取扱い者としましては厚生労働大臣とか国の機関あるいは都道府県あるいは市町村長ということで各121項目にわたって規定がされておまして、その中で市町村長が扱えるものを町はその中で独自利用事務として取り扱う必要があるものを選択させていただきまして条例化させていただいておりました。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 読み上げていただいた部分を聞いても一体そういう何のことを言っているのか分からないのですね。皆さん分かりましたかね。ほかの方は。それはすなわち例えば具体的な事例としてどういった場合を町の事務で「こういう場合、町が保有している個人情報を提供する場合があります」ということで事例を挙げて説明いただければと思います。

総務課長（佐藤則和君） この条例を基にしましてこの法律を基にしまして先ほどの条例の中でも御説明申し上げましたけれども、この基の条例が小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということで平成27年の12月に本町で条例化されたものでございまして、その中で先ほどの法律の第19条の8というのはこの番号を利用できる事務が決められている中でそれ以外で利用できる場合を指しております。その中でこの町条例によって特別に使用できる範囲を定めてございます。その四つを申し上げます。一つ目が、小国町子ども医療費助成に関する条例に基づく医療費の助成に関する事務。それと二つ目が、小国町重度心身障害者医療助成に関する条例に基づく医療費の助成に関する事務。三つ目が、小国町ひとり親家庭医療助成費に関する条例に基づく医療費の助成に関する事務。四つ目が、これは教育委員会所管になりますけれども小国町就学援助規則による就学援助に関する事務。以上、四つの事務がこの特別に扱える事務ということで条例化されております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） いわゆるマイナンバー法の第19条というのは、この利用の制限とかではなくて特定個人情報の提供の制限だと思うのですが、第8条を見ると「別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含

む。以下「情報提供者」という。) に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。」ということになっているので、これはもう要は町で言うなら町が外部。例えば今言われた医療費助成とかになると医療機関とかいうことになるのかもしれませんが、就学援助であれば学校は町が設置しているから就学援助という国が出すものだからそういう文部科学省とかあるいは県教育委員会などとの要は個人情報をやりとりすることを前提としたものなのではないですか。自分方で利用するとかではなくて。町が持っているものを外部の行政庁とか機関とやりとりするということになるのではないかと思いますか。

町民課長(宮崎智幸君) おはようございます。よろしく申し上げます。

今の質問の利用事務ですが子ども医療関係、重度心身障害者医療助成に関する事務、それから、ひとり親家庭の医療費助成に関する事務、この事務につきまして個人情報マイナンバーを利用したかたちで情報を取得するわけですけど、その情報というのが最初の資格関係の確認のためにマイナンバーを利用して住民票関係の情報それから医療保険給付費関係の情報。あと地方税関係の情報をマイナンバーから取得して資格の確認をするというようなことでこれまで利用してきております。

以上です。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

教育委員会事務局長(久野由美君) 併せて就学援助に関する事務ですが、就学援助の認定の際に地方税の所得の照会ということで個人番号の届出を頂いて本人さんの了解を得たところで利用を行っております。

議長(熊谷博行君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第4号、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

マイナンバー制度は、日本に住む日本国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号を付け、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報を名寄せ参照できるようにし行政などが活用するものであります。2015年10月に番号の付与が行われ翌年から希望者に対してマイナン

バーカードが交付されております。しかし、健康保険証とマイナンバーカードを一体化するマイナ保険証はトラブルが続発しており、健康保険証を廃止する改正マイナンバー法が成立をいたしました後も全国紙などでも相次ぎ社説などで一旦立ち止まれと主張する異例の事態となっているわけであります。世論調査でもマイナンバー制度への不安と健康保険証の廃止に反対する声が大変多い状況であります。この議案第4号は答弁でも明らかになりましたように子ども医療費助成や就学援助制度などの事務に関わる改正ということであります。これまでもこの条例改正が行われる前から利用されていたところではあります。我が党はこのマイナンバー制度そのものに反対である立場からこの改正にも反対すべきであると主張いたします。終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番久野です。

私は、この提出されました小国町行政手続における特定の個人を識別する云々で条例改正ですけれども、賛成の立場から討論を行います。

いわゆるマイナンバー法で法第9条ではマイナンバーで取り扱う事務を国が定めております。年金分野で国民年金、厚生年金、国家公務員共済、いろいろな年金がございます。

それから、労働分野。労働分野では雇用保険法、労働者災害保険法など特定の個人を識別する制度として活用されております。また、執行部答弁の中に一部ありましたように福祉、医療、その他の分野ということで児童扶養手当を始め母子、父子及び寡婦福祉法。それから、母子家庭自立支援法、障害者総合支援法、特別児童扶養手当法、法律的にはもろもろございますけれども、それらの中で特定を個人するためのマイナンバー法ということである意味個人の保護法でもあろうかと思えます。それから、当然税分野で税の申告等。これは国税である確定申告あるいは確定申告までは必要としない住民税だけの申告。これらについても個人を特定する必要があるかと思えます。それから昨今1月1日にも能登地方で地震がありましたけれども災害対策分野での被災者支援。それから災害者の台帳作成等で個人番号がマイナンバー法によって使われているかと思えます。今回の条例改正につきましては、これらのマイナンバー法第9条で定められたそれらの事務をいわゆる市町村事務で行う部分がございます。それが正確に国と連携でき個人を支援していく。そのように使われるものでありこの条例の趣旨としましても定義の（5）、（6）で利用事務の規定もされております。それから、第4条関係は利用範囲を利用事務ということで表現に変えさせていただいておりますけれども、これまでのマイナンバー法と条例で町が動くその特定番号を使う事務の一体化を図るものであり、当然住民の権利を守りあるいは生活を保障する部分に必然的に必要な部分として理解し賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（熊谷博行君） 議案第4号、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第5号 小国町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第5号 小国町課設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、機構改革に伴い所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

少しだけ私のほうからも説明をさせていただきたいと思っております。

この機構改革につきましては、小国町職員の定員管理の適正化と行政運営の効率化、町民のニーズ、行政課題などの確に対応して住民のサービス維持・向上のため機構改革を実施させていただきたいと思っております。

まず、役場職員の現状の年齢構成を考慮した配置を検討させていただきました。2年前に町民課を新たに設置しましたが町民課長にかかる業務ウエイトが非常に大きいところは皆様方御存じのとおりと思っておりますけれども、そこを改善するための業務移行と福祉部門を独立させてサービス向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

税務住民課におきましては、住民部門を税務部門との協力と適正な人員配置によりまして暮らしにつながるところが非常に大きいと思っておりますので、よりよい窓口業務の改善を目指したいというふうに思います。

総務課におきましては、新たなDXと国が進める電算システムの標準化に対応するためDX推進係を設置させていただきます。

情報政策課におきましては、情報部署を政策課に統合して政策立案と主に町内向けではござい

ますけれども広報業務を一元化して分かりやすい情報発信を目指したいと思います。

産業課におきましては、商工観光部署を統合することによりまして手厚い業務遂行体制を確立して各種事業イベントの開催に当たりたいというふうに考えております。

人員確保が今後も困難になることが非常に今懸念しているところでございますけれどもそのような予想がされる中、人員の管理を検討しながらよりよい行政運営のためになると考えさせていただきまして今回提案をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、これも新旧対照表のほうで御説明を申し上げますので御準備方よろしくお願いいたします。資料は総務課資料（3）となっております。小国町課設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

第1条の（課の設置）で、改善前2号の政策課、3号情報課、4号産業課、5号建設課、6号税務会計課、7号町民課であったものを、改正後は2号情報政策課、3号産業課、4号建設課、5号税務住民課、6号福祉課に改めるものでございます。

第2条の（課の分掌事務）1号に総務課、オに「統計に関すること。」があったものが情報政策課に移管し、2ページで「タ DXの推進に関すること」、「チ 庁内の電算に関すること」が追加されております。2号の情報政策課の業務といたしましては、従前の業務に「ウ 空き家対策に関すること。」が新規で追加になり、改正前の3号情報課にあった「ウ 地域情報化の推進に関すること。、エ 光ファイバーネットワーク施設の運営及び管理に関すること。、オ FM告知放送及びコミュニティFMに関すること。、カ 広報活動に関すること。」が改正後には情報政策課にキ、ク、ケ、コとして位置づけられております。また、総務課にあった「統計に関すること。」がサとしてうたわれております。

3号の産業課の業務としましては、従前の業務に改正前の情報課にありました「ア 商工観光業の振興に関すること。、イ ツーリズムに関すること。、キ 水産業に関すること。、ク 北里柴三郎博士顕彰事業に関すること。」が改正後は3号の産業課に、エ、オ、カ、キとして位置づけられております。

5号税務住民課の業務としましては、旧税務会計課の業務に旧町民課の「ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。、イ 各種証明書の発行に関すること。、ウ 住民相談に関すること。、エ マイナンバーカードの普及促進に関すること。、オ 環境衛生に関すること。、カ 人権擁護及び人権啓発に関すること。、キ 隣保館及び児童館の運営及び管理に関すること。」が、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スとして位置づけられております。

6号の福祉課業務としましては、旧町民課業務から税務住民課まで説明いたしました7業務が移管しております。

資料に機構図が添付されておりますので御覧いただきたいと思います。現行の情報課がなくな

りまして課の数が7課から6課に減少いたします。業務といたしましては、総務課にありました統計業務が情報政策課に移管し、総務課にDXと電算に関することが新たにうたわれました。旧情報課の業務の情報分野が情報政策課に。商工観光、柴三郎プロジェクト業務が産業課に移管いたします。もう一つとして旧町民課にごさいました住民部門が税務住民課へ移管するものでございます。このことによりまして7課2局制から6課2局制となります。全協の折に係数の問いがありましたのでここで。係数は現行が30係から31係に一つ増ということになります。

この条例の施行日は令和6年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 基本的に課の設置というのは執行部がやりやすいようにすればいいんだと思うのですが。まず第1点目です。総務課はそのままで。情報課の情報部分が政策課と一緒にあって情報政策課。もともと住民課と福祉課というのが二つあったのを前回の課設置のときに町民課ということで一緒にしたわけですが、もうそのときから皆んな思っていたと思うのですが「これは町民課長になった人が、これは大変だろうな」と思っていたのですが、案の定「大変ですから」ということで福祉課に戻して住民課部分を今度は税務課とくっつけてから税務住民課というふうにするわけです。これはもう課の名称がいかにも切り貼りしましたと言わんばかりのものであると思います。もう別にほかが3文字の課なので情報課が政策課でいいと思うし、もう別に税務住民課ともう住民課でいいのではなかろうかと思うわけですが。住民課の中の税務係というふうにする方がいいのではないかと思うのですが、この二つだけが5文字なのはどうしてでしょうか。

町長（渡邊誠次君） びっくりしました。全く思考回路が私と一緒にですね。私も同じように課長さんたちに投げかけをしたところでした。ところがやはり情報政策課の部分は少し情報の部分内側の情報は御覧のとおり担当部署に分かれておりますけれども、光ファイバーの部分であったりとかおぐチャンの部分そういった広報の部分もありますので情報の部分は住民の皆様にも窓口に来られたときに窓口が分かりやすいようにとといったところで残させていただきました。

実は産業も産業観光課という名前が最初あったのですが、観光はさすがに産業の中の一部であろうといったところで産業課と。ただ税務住民課に関しましては随分と課長とお話をさせていただきましたが課長が「税務課、住民課、それぞれの部分で窓口に来られるお客様が迷わないように、こちらのほうが丁寧ではないでしょうか」というお話でしたのでこういった名前になっております。

特別字数に合わせて課を設置させていただいているわけではないと私も考えておりますけれども、住民の皆様さんに対しての窓口業務そして課の中の体制それを考えて名前は付けさせていただ

いているところです。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりたまには私と町長も気が合うことがあるのかなと思いましたが、実際に働く人たちの立場を町長も尊重しての提案であろうかというふうに理解いたしました。

それでもやはり大事になってくるのは係が一つ増えるということでありまして、あとはその係の人員配置をどうするかというのが大事になってくるかと思いますが、それぞれの課の配置人員というのは今後どのように決定されていくのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 人員の部分に関しましてもまだ実は国からの人事、県からの人員も確定しているわけではございませんので少し動くところがありますが、大まかには機構改革をする上では人事の部分も大まかというかもうほぼ決めているような状況ではあります。それでも1人動くとか全体的に動かさなければいけない状況というのもあり得ますので人数の部分はまだ確定しているわけではございません。ただ一つ、DX、電算という部分では新たに付けさせていただいた理由はこれだけ周りが生成AIそれから判断型のAIもありますけれども、そういった流れの中で社会状況が進むに従って町の中でも特化してこの係を必要としているといいますか整備していかなければいけないといったところもありますので改めて作らせていただきました。人員が増えてくるわけではございませんので係が増えて人員が変わってないということは非常に現実厳しいところではありますけれども、仕事量も増えるかもしれませんもう正直言いますとどうしようもなく併せてDXだけは必要であるという判断をさせていただいたようなところです。

以上です。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今、同僚議員が言いましたけど、また違う観点からちょっと質問させていただきます。産業課も商工業関係が中に入ります。同じものと言えば同じものなんですけどこれ産業課が大変になってくると思うのです。町長の考えとしては「ジビエなんかの肉を販売するのに商工観光課があればそこで一緒に話ができるとかそういう考えもあったのだろう」と思うのですけど、北里柴三郎先生の今度は顕彰の問題もありますけどそれはもう僕としてはやっぱり総務課のほうに持って行って全体で見てもらうとかそういう方向にしたらどうだろうかとは思っていました。ここにもう出てきていますのでその先いろいろは言えませんが、産業課はやっぱり課長は大変だろうなと思っています。僕も商工業系はちょっとお世話をしていますので今から産業課長と会う機会が多くなると思いますが、いろんなものを投げかけたいと思いますのでその辺は町長はどうお考えか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 商工観光は今まで別にあったところを大きく産業課の中に組み入れるというところではございますが、町の中でも6次産業といったかたちで考えるとどうしても農林、観光、商工、全部つなげたかたちでの課を設置させていただいて、まずその中で横断的な取組をつなげ

ていくといったところが今までかなりできてなかったような私は気がしておりますので、その部分ではしっかりとつなげさせていただきたいなというふうに思っております。

それから課長さんには非常に申し訳ないんですけども、ちょうどこの機構改革のときに次の課長さんなられますけれども非常に申し訳ないところで業務量も増えますが、そういったところの部分で6次産業と小国町全体の産業といったところでモチベーションを持っていただいて頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

北里柴三郎博士の顕彰事業につきましては、これ教育委員会の所管も非常にたくさんありますし北里地域の振興も含めて今まで木魂館を中心とした学びやの里の事業それから北里博士どんどん膨らんでおります。ですので今の状況ではまず北里博士の顕彰事業を含めて北里柴三郎博士の係を町の中で置かせていただきますけれども、今後はお話をさせていただいてももちろん学びの里の方たちとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、どういったかたちが業務運営に一番効率的なのかそういったところはまた改めて考えをお示しさせていただきたいなといったところでございます。商工観光もちろんくっつけたからといって特別縮小とか拡大とかそういうお話では今回はありませんが、事務的な体制を整えるに当たってこの小国町の産業全てを一つの課で賄うとそういった考え方は今後も必要ではなかろうかというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1番（江藤理一郎君） 江藤です。

全員協議会で課が2名の課から100名の課というようなかたちで町長も御説明いただいたと思います。今回機構改革する上でそれぞれの課は何名ずつになるのでしょうか。予定で。

町長（渡邊誠次君） 先ほどちょっとお答えさせていただきましたけど、何名という数字はまだ人事の部分で変わるところがありますのでなかなかお答えするところが難しいです。ざっくり言いますと町民課の住民部門が税務会計課に移りましたのでその配置が大きく変わるところで、それぞれの係が足していかれるというところなので。大きさはもう2人の課は御存じのとおり変わりませんけれども大きな100名体制のところは少なくとも80、70数名体制ぐらいにはなるのではないかなというふうに今のところは思っているところです。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、小国町課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩を行います。次の会議は11時10分から行います。

(午前11時00分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時10分)

議長(熊谷博行君) 日程第7、「議案第6号 小国町SDGs推進施設設置条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の2ページ下段をお願いいたします。

議案第6号 小国町SDGs推進施設設置条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町SDGs推進施設設置条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、町有施設の改修に伴いその利活用の方法及び要件について定める必要がございますため、小国町SDGs推進施設設置条例の制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

政策課長(秋吉祥志君) おはようございます。

それでは、御説明させていただきます。今回の条例制定でございますが御存じのとおり旧西里小学校の改修工事を本年度施行いたしております。その改修工事完了に伴いまして施設の利用についての設置条例を制定するものでございます。改修後の施設の利用の主な内容といたしましては、サテライトオフィスが3室、それからコワーキングスペースとしましてリーススペース皆さん自由に使えるような部屋が2部屋、それからウェブ会議等の会議に対応できるような会議室として2部屋、それから地域キッチン、それから多目的ホールというのが主な利用内容になります。

説明の資料につきましてですが、御手元に配付いたしております政策課資料(1)について御説明をさせていただきます。

1.目的ですが、旧西里小学校を改修しまして、サテライトオフィス及びコワーキングスパー

ス等の利活用を軸とした交流と地域活性化の拠点として、町民と来訪者が自由に体験や知識・情報の交換をして、SDGsに関する取組を通して、地域振興を図り小国の生活や文化を次世代に繋げることを目的としております。

運用ですが、主な三つの施設につきましてそちらのほうに記入させていただいております。まずサテライトオフィスですが、利用希望者と賃貸借契約のもと5年間程度の契約を可能として毎月の家賃を5万円頂きながら利用していただく。今後の利用といたしましては完成後に利用事業者のほうを公募にて募りまして最終的に利用する事業者様を決定するというふうに考えております。それからコワーキングスペースですが、これは利用者希望により事前に申込みをしていただき利用していただくということで、利用の内容につきましては長期利用希望者に割安な料金体系とすることで移住定住にもつなげていきたいというふうに思っておりますし、会議室等も用意しておりますので会議室として利用することもできるということを考えております。それから地域キッチンですが、地域おこし協力隊を中心として飲食店出店希望者を募って一つの団体として営業許可を取得して運営を行うということで、最終的には営業許可も取得しますので食事の提供辺りも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

内容についての御説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい。9番、久野です。

それでは、設置条例について二、三まず条例内容について質問させていただきたいと思います。今日の熊日新聞でも阿蘇のほうでサテライトオフィスということで新聞記事も載っておりました。熊本の事業所さんが阿蘇にサテライトオフィスを開くといったようなことでもありました。

条例の内容について少し確認させていただきたいんですけども、いわゆるサテライトということで部屋をお貸しして使うんですけどもただ第4条の中で開館時間というものがあるときに、このサテライトオフィスでスペースを借りた方が例えば施設として開館時間と定められた場合例えば8時半から5時までとか定められたら使えないのかとかいうような問題も起きてこようかと思うのです。そんなときに開館時間の捉え方あるいは休館日これを規則で定めるというふうになっておりますのでそこら辺りの捉え方をどう捉えるのか。それから規則で定めるとなった場合に第9条で出てきますけれども減免規定。いわゆる部屋を借りて別表で5万円となっておりますけれどもそんなときに減免規定の捉え方をどう捉えるのかなあと思いました。まずはその2点についてお考えがあればお聞かせください。

政策課長（秋吉祥志君） サテライトオフィスにつきましては御指摘のように月5万円で賃貸借契約を結んで御利用いただくということですのでこのサテライトオフィスにつきましては規則のほうで定義づけをいたしておりまして、通常開館時間を午前9時から午後5時というふうに想定を

しているのですがこれに関してサテライトオフィスの使用についてはこの適用はしないというふうに考えております。

それから減免申請につきましても規則のほうで定義づけをしております、町内に事務所を設置していない事業者様がサテライトオフィスを使用するというようなことについては、起算して1年間に限り使用料の5割程度を減免するというふうにしたらどうだろうかということで考えているところでございます。

以上です。

9番（久野達也君） 確かにこの条例提案する上で当然規則に基づいての提案でしょうから、規則でこういうふうな詳細は定めているというのが私たちにも分かったらいいのかなとも思います。

それから次に第15条で指定管理のことが述べられております。当然施設の場合指定管理人も出せるということも想定した上での施設を設置するかと思うのですけれども、そういったようなときに例えばこの施設を指定管理に出すと想定するとこういうことが想定されると。こういう場合は指定管理になりうるのではないかと。そういったようなお考えがあればお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

政策課長（秋吉祥志君） 御質問の件ですが政策課の資料（1）のほうはサテライトオフィスとコワーキングスペース、地域キッチンというふうにしております。それぞれの毎月の使用料というものもございましてこれプラスのこの旧西里小学校につきましてはSDGsに関する取組も推進していくということで、収益といたしましては当然サテライトオフィスの契約料それからESDコンテンツの実施を行う又それを販売する収益。それから地域キッチンでの使用料とコワーキング。それから体験型のイベント等も実施する予定ですのでその辺りの収益も含めて今後完成後の来年度からなんですけどまずはニシザトテラスの収益性はどれくらいあるのかというものを見極めていきながら、できるだけ自主運営ができるようなかたちに持っていきたいというふうに考えております。そういった中でニシザトテラス自体が十分収益が見込めるというようなことになれば法人化を求めるのか。そういった中でこの施設の運営を実施していける事業者のほうに指定管理としてお願いをするというふうに想定をしております。

以上です。

9番（久野達也君） 最後になりますので。指定管理に出す場合のやっぱりきちっとした部分がないとそれぞれの例えばサテライトオフィスに異業種の方々が入ったときに果たして指定管理が適当なのか。あるいはその異業種の方々がそこをサテライトオフィスとして事務あるいは事業展開をしていくというときにどうなのか。そこら辺りはやっぱり十分検討いただかないとも思いません。

それと最後に1点なんですけれども、これまでもいろんなかたちで旧西里小学校の活用については議論されてきましたけれども、今の段階で例えば「サテライトオフィスを希望しようかな」

とかそういったような何か町に対して「事務所が欲しいな」だとかそういったような動きはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今のところ少し町のほうにお話はあっているところでございますのでできるだけお話をしあって町にとっていい事業所さん。それがどうなのかというまた基準が難しいかもしれませんがけれどもお互い話をさせていただいて、小国町の地域振興に沿った考えであるというところが前提であると思いますけれどもそういった事業所さんにたくさん来ていただければなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

8番（熊谷和昭君） 8番、熊谷です。

地域キッチンの出店希望者を一つの団体としてと書いてありますけれども、町が取るのか団体としてどういう意味なのかなと思っておりますけれども答弁をお願いします。

政策課長（秋吉祥志君） 取りあえずはまだ施設が今から始まっていくということもございまして説明資料にも記入しておりますが、地域キッチンにつきましては地域おこし協力隊を中心としてまずは町のほうで営業許可のほうを取得して、そこに調理師免許等も持っておられた方がこの地域キッチン辺りを利用するといったかたちでいろんな事業展開ができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 食品衛生法、今大変厳しくなっております。多分、町団体では前手づくりの館がありましたけれども同じ状況になる可能性がありますので、大体一番いいのは営業する方が個人で取られる。町はただ貸すだけというのが一番町としてはいいのではないかと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 第7条の4号。（許可の制限）というところでこれ使用許可を制限する場合で定められているのが、「政党若しくは宗教団体である者、又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者であるとき。」ということで、これは私は利用できません。このままいくと。政党の黨員というものを公表していますので。こういう思想信条を理由に公の施設を利用させないというようなのはあり得ないです。小国町の公の施設で使用を制限したりするものは当然あるわけですが。ただそれ中身を見てみると、施設を壊したりする恐れがある人とか使用申請にうそ偽りを述べて使用申請をした場合とか職員の指示に従わない人はそれを取り消す場合がありますよというのは当然あるわけですが。あるいはこのおぐに町民センターの場合は、営利を目的としてお貸しできませんということが書いてあります。社会教育法に基づいて建てられた公民館なんかでは確かにそういう政治活動なんか宗教活動には利用できないようになっています。例えば特定の政党又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを目的として使用するものと認める場

合は貸しません。あるいは宗教目的のため使用するものと認めるとき。要するに政治活動とか選挙活動、宗教活動、その活動のために利用する場合は貸さないというのはそれは公民館ではありうることです。ところがこれはそういう政治活動とか宗教活動ではなくてそういうもう思想信条で利用させないというふうに読み取れるわけです。これはもう差別ではないですか。

政策課長（秋吉祥志君） 御指摘の件ですけれども今回のニシザトテラスにおきましては、サテライトオフィス等が例えばその5年間の契約で利用できるということになりますと政党若しくは宗教団体の方が申し込まれて契約をするということであれば、当然その部屋というのはこの政党若しくは宗教団体の利用する事務所となるということになりますのでそういったことを想定しましてこの条文を入れさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 思想信条で差別するというのを認められた答弁だと思うのです。コワーキングスペース。三つありましたね。キッチンと併せてあと貸し会議室とか時間で貸すようなものもあるわけです。それも含むわけでしょうサテライトオフィスだけではなくてコワーキングスペースについてもこの許可の制限は及ぶわけです。要するに「政党若しくは宗教団体である者」というふうに言ってしまうと要はその政党とか宗教団体の事務所として借りずに政党の党员とかあるいは職業は住職をされている人であっても、別の目的で別に政党職員とか政党の党员とか住職は副業は禁止されていけませんから副業のために借りようと。全然別の事務所として借りようというふうに考えてもこの条文だと許可されないことになるではないですか。こんな差別施設でいいのか。SDGsをうたう施設がですよ。差別を助長するような条例を作ってしまったいいんですか。

政策課長（秋吉祥志君） 「政党若しくは宗教団体である者」となっておりますので、申込みをされるときに政党若しくは宗教団体として申し込まれるということであれば当然この条文にかかりますので施設の利用は御遠慮するということにはなりますが、個人で申し込まれるということであれば何も問題はないと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） であれば「政党若しくは宗教団体の活動を目的として」とするべきです。この書き方だと目的ではなくてその人がそういう思想信条を持っていればこれは許可できないというふうに解釈できます。そういう解釈の余地を残すような条文は私は改めるべきだと思いますが、これ出し直すべきではないですか。差別につながる。

政策課長（秋吉祥志君） 解釈につきましてはそのような解釈もあるかもしれませんが、今回上程させていただいた内容につきましては今御説明しましたようにそういう政党又は宗教団体というかたちで申し込まれるということで想定をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 次に質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第6号、小国町SDGs推進施設設置条例について、反対の立場から討論を行います。

（許可の制限）第7条4号は、政党若しくは宗教団体である者、又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者であるとき使用許可を制限するというふうになっております。一般的に公民館条例などでは政治活動や宗教活動を行うために公民館を借り上げることは制限するのはあるものです。それはその行為、目的に対して許可をしないというものでありますが、これはそうしたその目的に借り上げるとかいうような書かれ方はしておりません。政党若しくは宗教団体である者、又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者であるときということです。別にこの施設内ではなくて施設外でそういう支援する恐れがある者も使用を制限する許可を制限するというふうに取り扱われることになってしまいます。そういうことがあればそれは間違いなくこれは差別であります。SDGs推進施設である施設の設置条例がそういう差別を助長しかねないような条例を作るべきではありません。

以上の理由から、反対するものであります。

議長（熊谷博行君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町SDGs推進施設設置条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第7号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集3ページをお願いいたします。

議案第7号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、老人福祉法及び介護保険法に定める高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに伴い所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 私のほうから小国町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。条例集のページ右肩に7と表示してあるものが改正条例本文となります。また町民課資料（1）新旧対照表と第9期小国町介護保険料と保険料段階別比較表を準備しておりますので改正内容につきましてはこちらの資料で御説明申し上げます。

町民課資料（1）の3ページを御覧ください。まず介護保険事業につきましては現在令和6年度から8年度までの第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定しているところです。この計画に合わせて保険料の見直しを行うものです。この計画の中で将来的な高齢者人口や要介護認定者数などの推計を行い今後3年間の介護保険事業に関するサービスの事業料、給付費を推計しそれに見合う保険料を算出することになります。第9期の3年間の給付費見込額の総額は30億4千600万円となります。65歳以上の第1号被保険者の方が負担する介護保険料は法律により全体の介護サービス給付費の約23%となります。今回の保険料設定のポイントとしましては介護サービス給付費等の推計と併せて繰越金それから介護給付費準備基金の活用も考慮した上で、3年後6年後を見据え将来的に保険料額が大きく変動することがないように検討を行っております。具体的な保険料額につきましては、右側の網かけしてある部分の第5段階が保険料の基準となります。月額6千300円、年額で7万5千600円となります。前期の保険料の基準額と比較しますと月額で300円の減額。年額で3千600円の減額となります。

さらに詳細について御説明いたします。この表は第8期表の中央それから第9期表の右側の所得段階ごとに比較する表となります。表の右側第9期標準段階（令和6年度～令和8年度）を御覧ください。まず第9期期間の所得段階は第1段階から第13段階となっており、左側の記載の8期の所得段階欄と比較すると第8段階までは所得区分は同一で、第9段階から第13段階が新たに細分化され前期と比べて4段階増えております。

次に基準額に対する割合を御覧ください。第9期は第1から第3段階の負担割合の変更、減額を行っております。それから第10段階から第13段階が新設されています。第1段階から第3段階は軽減措置により括弧書き部分の第1段階は0.285、第2段階は0.485、第3段階は0.685の基準額に対する割合で保険料の算定が行われます。また新たに新設された第10段

階は1.9、第11段階は2.1、第12段階は2.3、第13段階は2.4の基準額に対する割合で保険料の計算を行います。

次に右側の保険料欄を御覧ください。繰り返しになりますが第5段階が基準額となり月額6千300円、年額7万5千600円となります。第1段階から第3段階の軽減後月額保険料は第1段階1千790円、第2段階3千500円、第3段階4千310円です。第8期の軽減後の各段階の保険料と比較すると第1段階では月額190円、年額で2千280円、第2段階では月額250円、年額で3千円、第3段階では月額310円、年額で3千720円の減額となります。第9段階までは第8期の各所得段階の保険料額と比較すると月額、年額ともに保険料額は減額となりますが、第10段階以上は新たに新設されたもので保険料額は月額で750円から3千900円、年額で9千円から4万6千800円の増額となります。今回新設された第10段階から第13段階の増額分で第1段階から第3段階の部分の減額した金額を補うかたちとなります。

本条例改正は令和6年4月1日から施行します。

第3条の保険料率の規定については、令和6年度の保険料から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 非常に低所得者というか全体的に引下げられている部分についてはよかったですと思います。1点確認なんですけど要するに第8期で第9段階にあった人たちをより細分化したと。所得の高い人が要するに負担をしていただくということで非常に高所得者部分が細分化されたとかたちであります。この基準額以下の第1段階から第5段階部分をさらに細分化して所得の低い人ほどより保険料を引き下げることが検討されなかったのかと思います。例えば本人の所得が80万円以下の場合第1段階になるかあるいは世帯が課税世帯かによって大きく変わるわけです。改定案を見ましても所得80万円以下で世帯自体非課税の場合は年額で3万4千320円。でも世帯が課税世帯になると6万8千400円ということになります。非常に倍近い差が出てくると思います。こういう世帯で課税されていてもやはり本人が年金収入だけとかいう人たちこれ年金から天引きされるわけですから、本当にこう自分が自由に使えるお金が全くないということにもなるのではないかと思います。やはりこういう特にやっぱり第4段階の方の保険税をさらに引き下げようとはできなかったのかと思うわけですが答弁をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほど児玉議員第1段階の部分で年額3万4千320円と言われた部分につきましては、実際の賦課される金額はこの括弧書きの部分2万1千480円となります。この部分が標準乗率から実際にかかる乗率の差額の部分を国のほうが軽減措置とかたちで補填をするというようなことになっております。特に第1段階から第3段階の割合の変更の部分は国のほうから示された部分として「ここまでは必ず下げてください」ということで指示があつてお

ります。そのほかの部分もちろん9段階から13段階につきましては、所得で320万円以上一番高い13段階におきましては720万円以上ということで、現役並み若しくは現役以上の所得を得られる方ということでその部分でその方々で大変申し訳ないのですが負担をしていただきたいというふうに考えております。その中間の部分につきましても町のほうでも少し考えてみましたが、そうすることによりますと更にそういった6段階より上の所得の方々にまたさらに負担を求めるといようなこととなります関係から、今回はこういうかたちで決めさせていただいたところ です。

以上です。

4番（児玉智博君） 実際国の軽減があるから2万1千480円ということで。あれば実際にはこれはもう世帯が課税か非課税かというので3倍近い保険料格差が出るわけです。これも単に課税か非課税かというふうに分かれていますので、仮定で世帯収入が720万円とか1千万円あるがただこの第9段階みたいに420万円ぐらいであろうがこれはもう課税世帯なら課税世帯ということでもうなってしまうわけです。やはり第4段階。本人の所得が80万円以下なんていうのはもう本当これも基礎年金だけのような人たちですよ。なのにこれが年金から課税が世帯であるがためにそれだけで世帯所得なんか関係なくもう6万8千400円引かれてしまうと。やはりここをもうちょっと何とか細分化するようなかたちでできないのかなあという気がするわけですが、そうした方法というのはもうないのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 今回検討した中で世帯が非課税か課税かという部分ですが、世帯で捉えるということで基本的には生計が同一であるということを考えますともちろん世帯の中に課税される要は働いて収入を得られている方がおられるということは、そういった部分で生計を支える方が別におられるということを考えますと現在の課税、非課税の分け方でいくのも必要ではないかというふうな判断をしております。議員言われるように世帯の中で個人で考えた場合には収入金額というのは低い方も確かにおられるかと思いますが、制度上世帯で生計同一ということでそういう部分で今回考えてそういった提案をさせていただいております。御理解をいただきたいと思 います。よろしくお 願い します。

4番（児玉智博君） いやだから私が言っているのはその世帯で捉えた場合に要はもうこの世帯が年収1千万円以上あれば、例えば80万円以下の年金でももうその人の好きなように旅行したりとか食べたりとかちょっと高価なものを買ったりとかそういうことだけに使える人もいると思うのです。ところが世帯収入が何人か働いている人がいたとしても本当に400万円とかあるいは500万円ぐらいしかなかったら、やっぱりその年金生活者の人も「これは食費です」とか「ちょっと電気代も高くなっているからこれ電気代に充ててください」と言って要はこの世帯の生活費に年金を利用しているという人もそれはたくさんいるわけですよ。むしろそっちの人が多いのではないかと思うのですけど小国町は。そうした場合にやはりこういう一律で80万円以下の人

が世帯が課税かどうかと。要はその世帯が幾ら税金を納めていても1円でもこれ税金払っていたらもうこれ課税世帯ですというふうになるわけでしょう。なかなかその1円の税金なんていうのはないですけど。ですから要するにそこを何かもうちょっとこの課税って一律に課税世帯というふうに見るのではなくて、その課税状況などにも応じて年金額に傾斜をつけることができないのだろうかというふうに思うわけですが、それが可能か不可能かということで答弁いただければと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 制度上でいきますとそういう制度設計といいますかを行うことは可能ではあるかとは思いますが。しかしながら今回は町としてこういう判断をさせていただいて設定をさせていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第7号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例についてに賛成の立場から討論を行います。

基準額を始め全体的に収入が低い方に対しての保険税率の引下げというふうになりますので、それを評価いたしまして賛成するものです。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第8号 小国町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページの下段を御覧ください。

議案第8号 小国町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正

する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、小国町特別会計条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備のため所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） よろしく申し上げます。

条例集の13ページ右肩8を御覧ください。それから建設課資料（1）新旧対照表を御用意ください。こちらで御説明をいたします。12月議会において御承認いただきました特別会計のほうから令和6年度から企業会計のほうになりますので御承認いただいております。ここでほとんど名称等々は変更してきましたがもう一度再精査をした結果が、本日の第1条関係、第2条関係、第3条関係で小国町下水道事業会計という文言に修正をするのがちょっと遅れていましたので今回上程させていただいております。もう名称の変更というかたちで特別会計のほうから小国町下水道事業会計のほうに名称を変えろという今回の条例改定になっております。

御審議よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、小国町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第9号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集4ページをお願いいたします。

議案第9号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、水道法の改正に伴い所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） よろしく申し上げます。

条例集14ページ右肩9。それから建設課資料（2）で御説明させていただきますので御用意いただければと思っています。よろしいでしょうか。

今回主な改定内容といたしましては、生活衛生面、水質関係それから技術関係、災害関係等々激甚の災害も起きていますので今まで水道関係が厚生労働省の所管でした。それを技術系国土交通省です。それから水質関係は環境省というかたちで省庁の変更がありましたのでそれに伴う変更でございます。

第1条関係は水道事業の給水条例に関して厚生労働省から国交省。

あと第2条関係も同じく簡水の厚生労働省から国交省。最後は技術管理者の資格基準ということで国土交通大臣、環境大臣からの任命ということで今まで厚生労働大臣からの任命がこのお二方の大臣の任命に変わったというところでございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

一点ちょっと確認させてください。第3条関係で布設工事監督者云々です。ここの国土交通大臣及び環境大臣と二つ大臣名が出てきますけれども、両者からの認定というかそういうものを受けなければならないのか。「及び」だから両者かな。「又は」ならどちらかでもいいのかなとも思いますのでその確認と。あと例えば具体的にこの技術者、管理者これらは小国町の建設課の中ではどのような方でどのように位置づけられているのかお知らせください。

建設課長（小野昌伸君）　ありがとうございます。

2点目からでよろしいでしょうか。技術管理者今上下水道系のほうで1名置いております。これは水道法の第9条におきまして「技術系を1名置きなさい」ということになっていますので、それで1名を置いております。内容としましては水源池、配水池、技術系できちんとつなぎぎができていますか。あと水質関係は調査をしていますので塩素減菌なんか使いながらしっかりやっていけるかということで技術的なものをつかさどる担当ということで「断水の判断だったりいろいろな緊急事態の判断も、その方を委ねて判断していくということをしなさい」ということで国から通達が来ております。これは11月から受講いたしまして3月に試験を受けて合格すれば日本水道協会のほうから任命があると。その日本水道協会のトップが今度先ほども言ったように水質関係は環境省、技術関係は国交省というかたちで大臣名が載った修了証書が頂けるというところでございます。

以上です。

9番（久野達也君）　「及び」のところなんですけれども、要はだからそれぞれに講習を受けないといけないのですか。

建設課長（小野昌伸君）　講習は1回で終わります。環境省の講習、国交省の講習とかではなくて全て水質のところまで入った講習になっていますので、今まで厚生労働省関係の一つだったものと変わりありません。ただ任命が今度は水質関係が環境省、技術系が国交省ということに国が分かれました。だからそういうかたちで今までの修士過程、勉強とか講習は変わりません。異常ありません。任命がお二人になったというだけです。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君）　水道法の改正が2023年去年行われて厚生労働省から国土交通省に変わったということで、政令の根拠となるのが厚生労働省令から国土交通省令に変わるということでもあります。これは国土交通省令はもう廃止されたということで理解していいんでしょうか。また厚生労働省令から国土交通省令に変わることでその内容がどのように変化しているのかお示してください。

建設課長（小野昌伸君）　省令のほうはこれは令和6年の4月1日から施行というふうに聞いております。2番目の質問の中の1番は、やはり激甚化する災害において今までは橋りょうによく水道管、下水管とか添架していますが、橋りょうが落橋して災害が起きた場合は橋りょうは公共土木施設災害として国交省がつかさどる。水道に関しては厚生労働省の査定を受けてやらなければいけない。いつもやっぱり構造計算とかするときはその添加物まで合わせて一体化の仕事をしていく。道路が被災して水道管がむき出しになったときも道路は国交省、水道管は厚生労働省というかたちで、今も能登半島関係がさつきも話がありましたがなかなか災害復旧が進まないというところも、その辺の省庁の連携がなかなか難しいところがあったと。「ではもう技術関係は一番

やっぱり技術にたけている国土交通省が所管をしなさい」「そして環境面は環境省がしなさい」というかたちで、そこが一番大きな原因だと聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） 移管する理由というのは十分分かりました。ではなくて要は政令の中身で何か変わる部分があるのかというのをちょっとお尋ねしているのです。今までこの厚生労働省が所管してきたというのは要は水というのはやっぱりきれいな水でないと国民の健康、衛生こういったものがやっぱり守れないから厚生労働省が所管してきたと思うのです。だって昔なんて本当昭和半ばぐらいまでですかねやっぱり赤痢なんていうのが流行していて、それはやっぱり衛生的ではないやっぱり不潔な水があったから上水道を普及しなければならぬということ、厚生労働省が責任を持って普及してきたという歴史的な背景があると思います。ですからやっぱりそういう国民の健康、衛生面についての後退するような中身になってはならないと思うのですが、今回そういった省令が変わることによって何かそういった部分のマイナス面の変化というのはないということを確認していいでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりやっぱり一番根源となるのも安心安全な水というところにおいては、そのまま厚生労働省のその安心安全な水質検査とか水質に関しては環境省が引き続き見守っていく。技術系は国交省というふうで御理解いただければありがたいかと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。次の会議は1時から行います。

（午後0時06分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（熊谷博行君） 日程第 11、「議案第 10 号 公共工事請負変更契約の締結について（町道西里・田原線②災害復旧工事）」を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） お昼からもよろしく願います。

議案集 5 ページをお願いいたします。

議案第 10 号 公共工事請負変更契約の締結について

次のとおり公共工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 災補第 51 号 町道西里・田原線②災害復旧工事
- 2 契約金額
当初契約金額 4 千 5 4 0 万 8 千円
変更契約金額 7 千 2 8 1 万 5 千 3 2 5 円
差 額 2 千 7 4 0 万 7 千 3 2 5 円（増額）
- 3 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字北里 3 7 7 9 番地 2
有限会社 ヤマニ建設
代表取締役 山本直樹

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） お昼からもよろしく願います。

建設課資料（3）を御用意ください。よろしいでしょうか。行います。今町長が読み上げましたとおり変更契約によりまして当初 5 千万円以下というかたちで 4 千 5 0 0 万円程度の請負で工事を行っていましたが、最終的には 7 千 2 0 0 万円ということで約 60% の増というかたちになっております。主な変更理由といたしましては、仮設モルタル吹付工の増工ということでこれは 12 月の定例のときに補正させていただきました次のページをめくっていただくと分かる通り、工事をする際に背面の土圧等々を考慮しながら非常にもろい土間だったものですからもちろんもろいがゆえに災害が起きたことが要因ですが、ここを工事最中に安全安心のための施工を行うた

めにモルタル吹付とアンカーを打たせてしっかりと補強した上で工事をしていくというかたちになっております。これが補正2千万円上げたところでトータル的には1千500万円の変更になっております。

次の写真がと着工前としゅん工です。これはもう道路の上の部分から見たものです。もう現場はほとんど終わりましたあと竣工検査を待つだけになっております。

最後の写真が着工前としゅん工ということで下のもう一つの町道のほうから上の道路を撮ったということで、これはもう御存じのとおり西里田原線ということで令和2年の災害が起きたときから最初に皆さんと視察に行ったときの現場であります。やっと完成をしております。この回モルタル吹付以外に変更増となった理由といたしましては、今写真のしゅん工を見て分かるとおりにこれが垂直の擁壁です。真っすぐ立った擁壁で災害復旧をしております。これが直高大体8メートルぐらい一番高いところであります。そのモルタル吹付と垂直擁壁の裏側を道路が走るもんですからその部分の埋め戻し材として大現場で発生した床掘とかいろんなものでおきたものを使うのですが、非常にこれが土質の試験を行った結果泥土Bという判断がありまして大体道路の場合締め固め95%以上というかたちをしないといけないのですが、これの今の現場発生土を使うとなればセメント石灰処理とかいろんなことで多額の費用が掛かるものですからその分を1回もうそこで出た土は残土として捨てまして、新たに山ずりを持って来てこれはセメント石灰処理するより非常に安く上がりますのでそういうかたちで新しい材料を購入して路盤と舗装を仕上げたというかたちでこのお金が大体1千300万円程度でトータルモルタル吹付の仮設と合わせて2千700万円程度の増額となっているということでございます。

簡単ですが説明は終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） この資料を頂いていまして資料の一番最後にしゅん工ということでブロック積みの擁壁がありますが、その中のほうにモルタル吹付があるということですね。これは要するに山ずりを持って来て入れたというふうにおっしゃいましたけれども、まずこれが崩れたところをきれいにやっちゃってそれにモルタル吹付をしてそのブロックとの間に山ずりがあるということですか。これはモルタル吹付をしないといけない理由がちょっとよく分からないんですけど、ちょっと教えてください。

建設課長（小野昌伸君） 先ほども説明したとおり安定勾配で大體作業しなくてはいけないのですが、ここが迂回をさせていまして迂回路を信号を付けてちょっと迂回をさせて車を信号機で通行規制をしながら通行止めにするわけにはいかなかったもんですから通していました。本来であればこの土質から言えば1割程度ゆっくりねせて切って中で作業員が作業するときに安心安全に作業する勾配というのが裏の切土が大体1割ぐらい必要だったのですが、仮設を造った経緯もあり

ましてもうまた1割で切ると仮設道路もなくなるというところでまた追い込まないといけないというかたちになりますので、そこをモルタル吹付で抑えながら安全安心な作業をさせてそのモル吹きはもう山ずりの中で埋め戻して行って埋め殺しです。ちょっと言葉悪いですけど埋め殺しのまま上がって行ってこれもまた十分再度被災のためには水とかの防止にもなりますので、しっかりと二重で裏も前から後ろからきちんと押さえたというかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） その上でちょっとお尋ねするのですが、一番は崩土を基本的に使うんだけどその崩土がもう粘土質の要はそれは復旧工事には使えないからもうそれをまず処分しなければならぬ。結局それは設計業者が見て大体工事の方法とか費用というのを作るのだと思うのですが、その段階でもうこれは使えないというのは分からなくてもこれは仕方がない、やむを得ないものなのですか。

建設課長（小野昌伸君） 本来であれば道路改良等々であれば小国の場合が道路改良の例を出しますとほとんどボーリング調査をしながら小国の土質を見ていくと、やはり国道から県道町道から道路舗装があって路盤があってその下に路床というのがあるのですがここは必ず置き換えないといけないような土質であります。地形上ですね。確かにおっしゃるとおり先手を打ってボーリング調査等々もやりましたがボーリング調査も査定時はもう簡易査定というかたちで何せ500件近い災害がありましたものですから簡単な査定でその詳細設計まではボーリングも簡易的なものしかやっていなかったのも、もちろん擁壁の法長も伸びましたいろいろな意味でやっぱり調査をして初めて分かった。では、それから使おうかとしたときに試験練りをしながら現場でスランプの試験等々行った結果がまた使えない状態であったということで、確かにおっしゃるとおり詳細をしっかりと煮詰めていけば少しは変化があったかと思いますがこういう現場条件のときはやむを得ない場合がありますので通常よくあるパターンといいたいまいしょうか。こういうことはよくあるパターンでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号、公共工事請負変更契約の締結について（町道西里・田原線②災害復旧工事）、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第12、「議案第11号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第11号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに玉名市、南関町及び和水町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「熊本市」の次に「、玉名市」を、「玉東町」の次に「、南関町、和水町」を加える。

第4条第1項中「6人」を「9人」に改める。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、説明をさせていただきます。総務課資料(4)を御覧いただきたいと存じます。新旧対照表になってございます。先ほども町長の読み上げの中にもございましたけれども第1条で(共同設置する地方公共団体)に、玉名市、南関町、和水町を新たに加えるものであります。このことにより共同設置する地方公共団体数は14団体から17団体となります。

次に、第4条で（審査会の組織）として、審査会の委員を6人以内であったものを9人以内に変更するものでございます。審査会は部会制になっており事務会は3名で構成しております。今回の参加団体の増加によりまして審査数が増加されることが予想されるため、部会数を3部会に対応できるようにするものでございます。

以上で簡単であります。今回の規約改正の説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「議案第12号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の7ページをお願いいたします。

議案第12号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第10号）をお願いいたします。1ページでございます。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度小国町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6千842万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4千667万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。補正予算書をお願いいたします。今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ2億6千842万9千円の減額補正をお願いするものです。

まず、歳出全体の人件費の部分から説明いたします。総務費から教育費までの報酬、給料、職員手当等、共済費などの人件費につきましては、実績により4千831万3千円の減額補正になります。内訳は一般職の給与で588万円、手当で581万3千円、共済費で280万7千円の減額、会計年度任用職員の給与で2千187万7千円、手当で963万3千円、共済費で1千92万3千円の減額となっております。

それでは、費目別に歳出の説明をさせていただきます。

15ページをまずお願いいたします。議会費でございます。16万3千円の減額で人件費の減額となっております。

次に総務費の1億8千585万7千円の増額となっております。

増額の主なものは、16ページの目3財産管理費の積立金2億566万6千円の増額は、ネットワーク事業基金積立金1億6千558万1千円増額でふるさと納税等の寄附金を積み立てるものと森林環境譲与税基金積立金1千100万円とつながる未来基金積立金2千908万5千円でこのつながる未来基金につきましては熊本県から交付された復興基金を積み立てるものでございます。

次に17ページ、目7諸費の減額補正は阿蘇広域行政事務組合と小国郷公立病院の負担金の実

績によるものでございます。下段のSDGs推進費の1千41万2千円の減額は、主に地域おこし協力隊採用人数減少による人件費の減額となっております。

次に18ページ、目19物価高騰経済対策費1千223万9千円は、LPガス使用世帯支援事業補助金でございます。LPガス使用世帯に世帯当たり4千円を交付させていただくものでございます。

19ページ、目1戸籍住民登録費、委託料210万円の増額は、マイナンバー制度システム整備委託料の変更に伴う増額となっております。

次に20ページ、目2県議会議員選挙費508万1千円の減額は、県議選が阿蘇郡は無投票になったための減額となっております。次に目3町長・町議会議員選挙費の負担金補助及び交付金の選挙運動に係る公費負担金466万円の減額は、実績に伴う減額です。

次に21ページの民生費をお願いいたします。目1の社会福祉総務費の委託料170万2千円の減額は、地域福祉（活動）計画策定業務委託の実績によるものでございます。

22ページの目4老人福祉費、扶助費の1千800万円の減額は、養護老人ホーム入所者の退所に伴う措置費の減額となっております。

23ページ、目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の低所得世帯支援給付金405万円の減額は、実績に伴うものとなっております。次に児童福祉費、目1児童福祉総務費の1千484万円の減額は、子ども・子育て支援計画策定業務委託料の減額と各種交付金、手当等の実績による減額となっております。

次に24ページから25ページの衛生費の項1保健衛生費です。総額で2千124万9千円の減額となっております。保健衛生総務費、予防費、環境衛生費の各種委託料、負担金の実績と人件費の減額となっております。次に農林水産業費でございます。項1農業費と項2林業費、総額で2千677万7千円の減額となっております。農業委員会費、農業振興費、中山間地域等直接支払推進事業費、畜産業費、多面的機能支払費、循環型農業推進費、林業振興費、治山事業費の減額は各種補助金の実績と人件費の減額となっております。林業費の目1林業総務費の鳥獣被害防止総合対策事業等は実績により196万円の増額となっております。

次に29ページ、商工費の欄をお願いいたします。目4の地域エネルギー費で560万円の減額で、急速充電器入替工事未実施による減額となっております。次に土木費でございます。総額で1千484万4千円の減額補正となっております。

30ページ、目1の道路維持費は1千270万円の減額補正を計上しております。この主なものは道路台帳補正業務委託料300万円の減額、トンネル点検業務委託料1千500万円減額となっております。除雪作業等委託料は600万円の増額となっております。

次に31ページから34ページの教育費をお願いいたします。総額で1千446万3千円の減額補正を計上しております。主なものとしましては、事務局費の学校管理費これは小学校中学校

合わせてでございますけれども社会教育費、給食センター費、光熱水費、講師謝礼、人件費等は実績による減額となっております。

次に35ページ、災害復旧の欄をお願いいたします。総額で3億1千802万1千円の減額補正をお願いしております。主な要因としましては、項2の公共土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費の3億円を減額し次年度当初予算で組み替えるものでございます。また項3地域施設災害復旧費、目1の住宅耐震化支援事業補助金236万5千円の減額は、事業の申請がなかったものでございます。目2の被災宅地災害復旧支援事業補助金1千266万6千円の減額を計上しております。これも事業の実績による減額となっております。

最後に公債費の欄をお願いいたします。利子として328万3千円の増額補正をお願いしております。これは財務省財政融資資金の利子見直しにより利子が増額になったものでございます。

ここで先日の全員協議会におきまして質問がございましたこの利子分の説明を少しさせていただきたいと存じます。この利子分につきましては借入れにつきまして5年前に利率の見直しがなされることになっておりまして、平成30年に借入れを行いました起債について利率の見直しがされ平成30年時点で0.01%であったものが0.2及び0.3%と利率が上がったことによる増額補正です。利率が20倍と30倍ということで決定されているということでございまして、主なものが過疎対策ですから過疎債です。それと辺地債、当時の現年発生補助災害復旧事業債、単独災害時復旧事業債、過年度発生災害復旧事業債、現年発生補助災害復旧事業債、臨時財政対策債となっております。このときの対象になる見直しになった元金の金額が0.2%のものが2千702万4千998円、0.3%の見直しになったものが6千916万8千500円ということで約9千600万円ほどの元金について利率の見直しが行われましてこの328万3千円の増額をお願いするということになっております。

次に歳入の説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。2行目の森林環境譲与税は704万円の増額で交付されております。基金に積立てを行わせていただきます。下段の国庫支出金の目1民生費国庫負担金、目3衛生費国庫負担金は民生費の実績による歳出減額に伴う歳入の減額となっております。目4の災害復旧費国庫負担金1億6千848万4千円は、公共土木施設災害復旧費減額に伴うものです。

10ページ中段の目5土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金4千60万3千円の増額は、道路維持費及び住宅管理費の財源に町債を充てていたものが補助対象になったものでございます。

11ページをお願いいたします。県支出金でございます。目1総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金はLPガス使用世帯補助事業に充当いたします。目2の民生費県補助金から目6教育費県補助金までは各種補助事業の事業実績による減額となっております。目7災害復旧費県補助金の熊本地震復興基金は熊本県が運用してきた熊本地震復興基金を県が精算するために各市町村に交付するものでつながる未来基金に積立てを行わせていただきます。将来の防災減災

事業に活用させていただくことになると思います。

12ページの上段、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金は実績による減額です。款17寄附金です。補正総額の1億5千909万9千円はネットワーク基金に積立てを行い次年度以降に活用させていただきます。

以上、歳出総額から国庫支出金、地方債等の特定財源を引いた一般財源が1億1千661万7千円の減額となりますので、ネットワーク事業基金と財政調整基金繰入金等を減額しております。

最後に一般会計補正予算の5ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費ですが総務費の地籍調査事業から災害復旧費まで7億4千847万3千円を翌年度に繰越しまして各事業を実施することとしております。

以上で、今回の一般会計補正予算（第10号）の概要説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

18ページのLPガスの支援金についてお尋ねします。これは事業仕様ですが個人向けにやったと思います。それで世帯数がどれだけあってどのぐらいの方が取りに来られたか。その人数を教えてくださいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 松本議員御指摘の分は令和5年度に既に実施した分をお尋ねということでお答えさせていただきます。LPガスの利用世帯数が2千238件確認されておりまして、実際申請があったものが1千599件、申請率としましては71.4%となっております。ちなみに県の平均が73.8%ということでどうしても都市部のほうが申請率が高いということで、こういう郡部といいますかそこについてはかなり申請率が下がっているという傾向が見られております。一応12月の多分第1週目ぐらいで申請を打ち切る予定でしたけれども、かなりの市町村から「申請率が低いので申請期間を延ばしてほしい」ということで約二、三週間申請期間を延ばさせていただきました。町も独自で町民の方に呼びかけを行いまして、センターの1階におきまして受付作業のお手伝いをさせていただきましてその時に20%ほど申請率が上がったという経緯がございましたので、今度行う場合も期間が3か月か4か月ほど受付がありますので月1回程度はそういった申請お手伝いの窓口を設置して申請率の向上を図りたいと思っております。

以上でございます。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今質問したのは47市町村ありますけどいつも隣町と比較すると悪いんですけど、隣町は熊本県のこの辺には入ってないのです。隣町は商品券で配りました6千円を。あその場合はもう100%手元にいつているわけです。うちは今70%でしょう。今さっきから介護保険の問題とか

いろいろありますけどやっぱり弱者の方がどうしても申請するとなれば取りに来るのが非常に厳しいと思います。小国町も最後のほうは放送を流すいろんなことをしていますがやはり3市町村はそうやってこれから抜けてでもそういうことで100%配られるとそういう方法をとったのに、なぜうちはやらなかったのかちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 3市町村がそういう方法をとられたということは聞いておりますが逆に言いますとその3市町村はもともと取り組む予定がなかったということで、あとの40数市町村が最初から県のこの制度に手を挙げて取り組んだとということと、南小国町さんの事例を申しますと県のほうがどうしても取り組んでほしいということで説得をされまして遅れながらそういう対応をとられたということで、ただし非常に加入世帯を把握する事務が煩雑で非常に手をとったので南小国町はその策はとらないと。今度は県の補助のほうにのってやりたいということをお願いしておりましたので確かにそういう100%行き渡るのが理想と思いますけれども、なかなかそこまで追跡するとなると家を1軒1軒回るなりの事務手数料が掛かるということでそこは一応県のガス協会のほうがこれは責任を持ってやりますということで始まっていますので、ガス協会のほうにもうちょっとガスの販売者さん等も販売者さんはもう家に行っておられますからそこら辺の取組をお願いすると一緒に町のほうも窓口を設置しながらガス協会と協力しながら推進したいと思っております。

7番（松本明雄君） 最初の取り組みのほうは全然聞いていなかったのですがやはり南小国町は結構早く配ったものでそういう質問を結構されました。ですから商品券で配るとなれば印刷代からいろんなことからお金は掛かるとは思いますけどやっぱり全家庭に配る方法を考えれば今後またこういうことはないと思いますがある場合はやっぱり県のほうと協会のほうと話し合っただけでやっぱり統一した方向でやっていただきたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 地域おこし協力隊の報酬ですが企画費の276万円以外に循環型農業推進費で280万円、観光で28万7千円のそれぞれ減額となっておりますが当初予定していた採用人数と実際の人数がどれくらい違ったのかお答えください。また結局募集がなかったのか。それとも募集はあったけれども的確な人材がそろわずに採用不採用となってしまったのか教えてください。またその欠員になった部分はどのように補ってらっしゃるのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 企画費の件につきましてお答えしたいと思います。276万円の減額につきましてはふるさと納税に係る事務員の募集に充当する報酬でございましたが、最終的に募集に対しましての応募がなかったということで今回減額をさせていただいております。ですから欠員のまま今年度は終わっているということでございます。

以上です。

情報課長（中島高宏君） 情報課分ですが観光費それから北里柴三郎顕彰費ということで出ております。まず観光費につきましては当初4名ということで採用を公募しまして実際現在も4名ということになっております。減額の理由としましては公募してからの採用にちょっと時間が要した分がございました。柴三郎顕彰事業費につきましてはこれはももとの人数ですが社会保険料のほう若干足りなかったということでの増額になっております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） 産業課所管の循環型農業の推進費の地域おこし協力隊費ですが、1名の応募に対して募集のほうがありませんでした。採用はあっておりません。10月から管理を移管しておりますのでこちらのほうで対応させていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり人手不足というのが影響していてなかなか職員の人数がそろわない。そういう中でやっぱりこう仕事をよその地域おこし協力隊というこれ国から人件費がきますのでそういうかたちでやっているのだと思うのですが。例えば企画費なんかはふるさと納税で対応するというのでやろうとしたのだけれども応募がなかった。応募がなかったらその人にさせるはずだった仕事は誰がやったのですか。要するにそれはもう誰かが本来予定していなかった仕事まで担わなければならなくなったということでしょうか。ふるさと納税で実際その業務の内容まで分かれば教えてください。

政策課長（秋吉祥志君） 企画費の地域おこし協力隊。これふるさと納税の事務を担う職員を採用する予定でございました。実際の業務としましては中間支援事業者を町として立ち上げまして町のほうでそういった事務が担えるような体制をとると手数料辺りが削減できていいのではないかとということで当初募集のほうを始めたわけなんです、業務を進めていく中で事務体制の在り方自体も見直すことを行いまして最終的にSMO南小国のほうに委託をしておりました業務をATさんのほうに変えたというようなことの中で地域おこし協力隊自体がもう採用する必要がなくなったとかその業務自体もそちらのほうでカバーするようになったということで今回もう丸々この分の人件費はもう削除というふうにさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。

そして最後ですけれどももう1点伺いたいの、この公債費の部分で詳しく説明いただきましたので分かりましたけど。平成30年に0.01という非常に低い利率で借りた分が5年に一度は見直さなければならないということで0.2、0.3というふうになっているのです。ということはこれ大体過疎債の場合でいえば借りて2年間は据置期間があってその後大体10年とかで返していくから大体2回ぐらいは見直しがあるのですかね。そうなりますと非常に有利だ有利だと言って借りる債権もあるのですがやっぱり考えものだなと思いました。だって利息がまた上がった

ていけばその分返す金額が増えますから。今後も今回0.2とか0.3ですけどこれ以上の利率例えば1%とかそういうふうになる可能性というのはあるのでしょうか。政府の政策の話にもなってくるとは思いますが。併せてこの過疎債、辺地債と災害復旧債というふうに言われましたけどこの過疎債の部分でこれいったいどういった事業に充当された過疎債であったのか御説明をお願いします。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩します。次の会議を2時から始めます。

（午後1時47分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後2時00分）

総務課長（佐藤則和君） それでは、先ほどの30年度の過疎債の内訳を申し上げます。薬味野菜の里小国建設事業。事業名だけでよろしいでしょうか。鍋ヶ滝公園周辺整備事業、ゆうステーション周辺整備事業、杖立防災センター建設事業、小中学校空調設備整備事業、次ソフトに入りまして地域情報基盤管理運営事業、子ども医療費助成事業、出産祝金事業、家畜改良事業、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、農業担い手支援事業、間伐材供給安定化緊急対策利用促進事業、主伐促進支援事業、橋りょう長寿命化対策事業、少人数学級教職員加配事業、学習・生活活動支援員配置事業、以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） 21ページの選挙運動に係る公費負担金466万円減額となっております。この内訳について説明をお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 選挙費の減額でございますがこれの主なものにつきましては選挙運動に係る公費負担金を組んでおりましたものが約600万円ほど組んでおりましたけれども20万円ほどの利用に終わったということでその分が主なものでございます。

3番（高村祝次君） そうしたら何人の方が公費いただいたというようなことになりますか。なかったのだろうか。

総務課長（佐藤則和君） 公費負担につきましては2名の候補者の方が活用されております。以上です。

3番（高村祝次君） それから28ページ。くまもと間伐材利活用推進事業補助金が370万円減額となっております。この内訳について説明をお願いします。

産業課長（穴井 徹君） くまもと間伐材利活用推進事業補助金ですが実績見込みとしてまだ最終ではありませんが370万円。単価が1立米当たり3千400円となっております。370万円を3千400円で除して約1千立方分が事業予定はないということで減額となっております。理由としましては小国町は以前から小国杉の産地として齢級がかなり大きくなっております。もう55年から60年が平均年輪になっていると思います。それでもう伐期を迎えた森林のほうが増

えまして間伐から近年は皆伐・主伐される方が多くなっておりまして本年度につきましては予算に対して執行残が出るようなかたちになっております。

以上です。

3番（高村祝次君） 実際はできなかったのではなくて切る労務者がいなくなったというのが現状ではないかな。確かに間伐するところはあるわけです。ですけれども森林組合に言わせると「労働者がいない」というところで間伐も小さいのは切らないで大きいのから切ってからやはり林家の方々は森林組合へ頼んだらやっぱり働く人たちは大きい木を切らないとお金になりませんので大きいのから切ってから山切ったあとはみっともない。「非常に見苦しい」という話が出ております。そこ辺りもやはり新年度からしっかりやってもらいたいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

30ページの除雪作業等委託料600万円。今年度は2回ぐらいしか除雪はしていないと思います。そして温暖化の影響で小国町でも標高の低いところ400メートルと700メートルぐらいではこの前も山の上のほうは雪が降っていたみたいです。そういう場合はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） お答えいたします。この除雪の考え方といたしましてはまず全体的に300キロぐらい町道がありますが一時除雪ということがほとんど支払いの主な部分になってきますが、公共バスが通る路線、スクールバスが通る路線ということでこれがトータル58路線の52キロほどあります。確かにおっしゃられるとおりに融雪剤の散布等々は大雪が降ったときその前にまくわけですが早朝5時ぐらいからまき始めていきます。スクールバスの運行に支障がないようにしっかりとこっちも備えております。その前の巡回ですね。まずは巡回をしていただいて「全ての路線見に行きなさい」ということで気象庁から大雪の恐れがあるとき、それ以外でもアイスパーン、凍結するときには私のほうから建設協会長のほうに連絡をいたしまして「しっかりと朝から巡回を回ってください」ということでその巡回の費用も25キロ以内は幾ら、何キロ以内幾らということで決めておりますので散布はしなくても巡回をしてより安全に特にスクールバスは子供を乗せていますのでもらい事故とかドライバーはしっかりとした運転士さんでしようけれども何があるか分かりませんのでしっかりと巡回されていますのでその巡回の費用が非常に高うございます。過去の例を言いますと令和2年が約1千万円程度、令和3年が500万円程度、令和4年また多くて1千200万円程度で今回も一応500万円程度。すみません700万円程度はもう使っていますので当初が頭出しとして200万上げていますので今回7引く2で500万円。予算を組んだときがまだ寒うございましたのでもしかするとあと100万円ぐらいは余裕を持ってというかたちで3月分も見ておりますので非常に近い値になるかと思っています。推移的には5、600万円は平均で掛かっていくかなというところでありまして。要は安心安全のため

に巡回してもらっているというところでございます。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 32 ページ教育費のところですが小学校費、中学校費。光熱水費ですね。こちらが200万円の減額と中学校が124万円の減額内訳をお願いいたします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 当初の予算では電気代が高騰するという見込みでしたのでその当時の九電のシステムから出した見込額で上げておりましたが、思いのほか安かったということとでこの分は減額になっております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第14、「議案第13号 令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第13号 令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊小国町簡易水道特別会計補正予算書をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

令和5年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千86万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長(小野昌伸君) 予算書の4ページをお開きください。簡易水道の杖立水道使用料の分です。当初使用料のほうも決算見込みで上げていましたが非常に冬場の凍結防止とかインバウンド関係で給水の利用が水道使用料が上がったということでもいつもこの収入から事務的経費、委託料、水質検査等々を引いた残りをいつも紹介しています。収入が増えたため30万円ほどの増額になったため歳入歳出ともに30万円補正させていただいて地元に戻すというところの補正でございます。

簡単ですみません。説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長(熊谷博行君) これより議案第13号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第15、「議案第14号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集8ページをお願いいたします。

議案第14号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

別冊小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができ
る経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） 予算書の2ページをお開きください。これは2年前ぐらいから始まった
集排の機能強化事業西里地区でございます。令和5年度で中継ポンプ10基ほど入替えを行って
おります。更新を行っております。3社落札をいたしまして今工事を進めておりますが非常に新
型コロナウイルスロックダウン明けからTSMC関係もあるかもしれませんが、非常に電子部品
とかケーブル等々の需要が盛んでありましてなかなかその部分におきまして製品が入って来ない
というところもありまして、今回は予算額が1億8千万円そのうちの契約後にもらう40%の前
渡金を引いた残りの6千729万6千円を繰り越させていただくものでございます。工事のほう
はあと数か月で完了すると思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単であります
が説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第16、議案第15号から日程第22、議案第21号までは令和6年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算でありますので一括して議題といたします。

ここで渡邊町長より令和6年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思います。

町長(渡邊誠次君) それでは、お疲れのところ申し訳ございませんけれども施政方針を述べさせていただきますというふうに思います。本日は令和6年の3月定例会の開会に当たり令和6年度の町政における施政方針を述べさせていただきますして、議員の皆様並びに町民の皆様に町の行政運営等々を含めまして御理解と御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

私の思いといたしましては2期目の2年目を迎えることとなりますけれども12月の定例会一般質問で答弁したように1期目よりは今期は近隣社会の環境の変化というものが非常に厳しく激しくなっております。将来のビジョンについてはなかなか非常に予測が難しいというふうに思っておりますけれども、そのような中でもこれまでどおり経済の循環そして自然の保全、暮らしや教育の充実をしっかりとしたバランスそういったところを念頭に置きましてAll For The Next、全ては次世代のためにも念頭に施策を展開してまいりたいというふうに思います。大きな方向性としてはこれまでどおりでございますけれども長期的な成果を重視して未来世代に対しまして財政をある程度確保、担保をしていきながら厳しい現世代を乗り越えていく財政を措置又はまちづくりを行ってまいりたいというふうに思います。また先ほど課設置条例を可決していただいたことにより機構改革を行いまして新たな執行部体制で業務推進に当たらせていただきたいというふうに考えております。今年はいよいよ北里柴三郎博士デザイン採用の新1千円札紙幣の発行が7月の3日に予定をされております。盤石の体制で新紙幣発行イベントを開催したいというふうに思っております。観光面ではASOおぐに観光協会と連携、協力して杖立、わいた等との温泉地の集客向上に努め、また鍋ヶ滝の周辺整備バイパス建設を推進し観光の核と位置づけさせていただきます安定した集客を目指してまいります。令和5年度から始まりました台湾台北市土林区との交流におきましては民間交流、教育、観光、文化芸術を中心に今後も交流を深めることにな

りますけれども既に小学校ではWebによる交流準備を進めておりますし小国高校からも台湾の大学への進学を検討する学生も出てきております。それぞれ小学校、高校でも協定をさらに結んでいくという方向に今現時点でも進んでいるところでございます。7月に士林区からの小国町への訪問受入れを機に更なる交流の輪が広がること、相互の発展のために施策を推進してまいりたいというふうに考えております。また今まで行っておりました住民との対話もしっかりとまちづくりの基礎になるというふうに考えておりますけれども、コロナ禍によりまして小さいお祭り等々も含めてでありますけれども自然に地域で参集することがなくなっているこのような状況でございますけれども自らより多くの住民の皆様とまた議員の皆様にも一緒になっていただいております。高齡化の進展に伴う社会保障費、社会保障関係の経費また老朽インフラ対策に伴って財政需用の更なる増加が見込まれるところでございます。一層厳しい財政運営が予想されているところでございますので基本的な財政規律を前提にしておりますけれども町の重要課題の対応をしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますし、しっかりとコスト意識を持って経営感覚を持ちながら多様化する行政ニーズの中で優先順位を付けさせていただきまして創意と工夫で限りある資源の中課題に立ち向かってまいりたいというふうに思っております。

それでは、来年度の小国町一般会計予算編成におきまして予算概要を述べさせていただきたいというふうに思います。まずは財政状況につきましては歳入で町税の減額を見込んでおります。歳出では公債費、維持補修費、補助費等々が増額となる見込みでございます。不足する財源につきましては財政調整基金等の基金を繰入れます。令和6年度当初予算につきましては国庫補助金等の特定財源などの歳入確保に努めますとともに義務的経費以外の経費の削減に徹底的に取り組むなど町の更なる成長と発展に向け工夫を重ねた編成予算に当たったところでございます。先ほども申しましたけれども限られた財源でございます。町民の皆様のために有効かつ将来を見据えた予算として計上させていただいておりますので皆様方にもよろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。一般会計予算は58億6千万円という総額となっております。令和6年度の骨格ではないです。肉付けの予算と比較して約1億2千867万3千円の増というふうになっております。歳入面ですけれども町税が全体で対前年度1千172万円の減と見込んでおります。個人町民税が1千570万円の減、法人町民税は300万円の増、固定資産税は前年度並み、軽自動車税は400万円の減、たばこ税及び入湯税で500万円増と見込んでおります。地方譲与税は森林環境譲与税の増額で対前年度855万円増を見込んでおります。地方消費税交付金は1千200万円の増、普通交付税は前年度と同額というふうに見込んでいるところでございます。分担金及び負担金の老人ホーム入所者負担金の減額によりまして約412万円の減を見込んでいるところでございます。国庫支出金におきましては全体で対前年度約4千729万円の減と見込んでおります。新型コロナウイルス対策関係の補助金等の減が主な理由となっております。県支出金

は全体で対前年度7千542万円の増と見込んでおります。地籍調査事業補助金8千397万円の増、新規就農関係補助金750万円増などを見込んでおります。寄附金のふるさと寄附金には事業に係る歳出額と同額を歳入に計上し1億146万円増を見込んでいます。繰入金につきましては財政調整基金を6千634万1千円、ネットワーク事業基金1億1千597万円など予定をしておりまして全体で対前年度3千127万4千円の減と見込んでおります。町債は全体で対前年度4千371万円の増と見込んでおります。土木施設災害復旧事業債は1億640万円増、中学校寄宿舎改修事業9千160万円増、道路改良事業6千700万円増、臨時財政対策債は1千799万円の減などとなっているところでございます。

歳出面の主な取組の概要につきましては課ごとに順次御説明を申し上げたいというふうに思っております。総務課資料(6)と書かれました総務課の令和6年度の予算概要説明を御覧いただきたいというふうに思います。概略だけお話をさせていただきたいと思います。

4ページから御覧いただくことといたしまして今申し上げましたように小国町の主な取組に対して御説明を申し上げます。

総務課につきましては、まず人事、財政をはじめ庁舎全体の統制を図ること。庁舎内DXを推進し財政行政のシステムをデジタル化することにより住民の利便性向上及び職員の事務効率化を目指すとともに防災機能の強化そして財産管理を含めて町の運営を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また公共用地の活用におきまして検討をしてみたいというふうに思っております。別途時間を設けさせていただいて議員の皆様からも御意見を今後はいただけてみたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

情報政策課につきましては、「第6次小国町総合計画」に基づき、目指すべき町の姿を実現するため施策を推進するほか、「第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行に向けてしっかりと進行管理を行っていきたいというふうに思っております。

SDGsにつきましては、ローカルSDGsの推進と地域循環共生圏構築に取組みたいというふうに考えております。

令和6年度は改修工事を終わりました旧西里小学校校舎を新たな活動拠点として地域住民の交流の場やESD教育、テレワーク用の事務所として事業展開して、山村における地元としっかりと色々な事業者との新たな交流ビジネスモデルの実現を目指したいというふうに考えております。

国際交流につきましては、冒頭申し上げましたけれども土林区とのつながりを密なものにできるように国際交流会を始め関係諸団体と協力してしっかりと進めてみたいというふうに思っております。

地域公共交通につきましては、生活圏をともにする南小国町と連携を軸に、両町で利用する路

線バス、中心市街地バス（にじバス）の運行及び、小国町内者向け乗合タクシーの運行並びに、小国郷と肥後大津駅を結ぶ小国郷ライナーの運行を柱に令和6年度も事業を行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、多くの方にふるさと納税をしていただくため多数のポータルサイトを活用し募集を行っていくほか、中間支援業者と連携を図りながら返礼品事業者のサポートと広告活動の充実を図っております。今年からは小国独自の返礼品といたしまして小国の馬の馬刺しが加わりまして、商品の独自性と魅力向上を図ることで寄附額の増加を目指したいというふうに思います。

地域エネルギーにつきましては、地熱資源につきましては先日議員の皆様にも御案内があったかと思えますけれども3月1日に地熱による発電5千キロワットが開始をされました。小国町SDGs未来都市計画等に基づきまして有効活用を推進するため、「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」の適切な運用、そして地熱開発事業者と町とで組織する「小国町地熱資源活用協議会」において情報共有等々によりまして、適切な規模、適切な手法による開発を推進し、環境保全と経済活動の両立を目指させていただきます。

情報発信につきましては、書いてありますとおりでございますが情報手段としてより広い範囲でケーブルテレビ、エフエム小国それから屋外放送、広報紙、ホームページ、LINE等を使わせていただきまして周知を行ってまいりたいというふうに思います。

産業課におきましては、農業委員会の委員の方々とお話をしっかりと進めさせていただいております。また農業されている方のお話もしっかりと聞いているところでございますけれども、持続的な農業経営の支援、中山間地域の集落営農と農村集落の維持保全を支援いたしまして農業振興に努めてまいりたいと考えております。難しい問題ではございますけれども農業林業の担い手の育成そして有害鳥獣対策先ほど申し上げました農業振興につきましてもこの3点につきましては、まず現場の方々との協議積極的に進めてまいりたいというふうに思います。特に有害鳥獣対策につきましては本年1月に小国町そして南小国町、そして産山村3町村で、また地元の河津県議とともに上京いたしまして坂本農水大臣とお会いして鳥獣被害に対しましての状況を御説明を申し上げました。広域連携をさせていただいて対策事業につきまして新たな補助金また補助率のかさ上げ等々駆除と防除の新規の事業につきましてお話を聞いたところでございます。3町村と熊本県また日田市にも話を広げているところでございます。事務レベルでの協議をどんどんと進めてまいりたいというふうに思っております。補助事業等々これからも活用させていただきまして一層の対策の強化に取り組む所存でございます。

林業振興におきましては、森林環境譲与税を財源として活用し各事業を行ってまいりたいというふうに思っております。林業の担い手につきましても重要であるとしっかり考えております。一人親方の皆様方の福祉の向上や労働環境改善のための支援事業などを含めて森林組合と協力し林業振興にしっかりと取り組んでまいります。

次に観光でございますけれども、北里柴三郎博士デザインの新紙幣発行イベントにつきましては冒頭申し上げたとおり盤石な体制で取り組ませていただきます。観光全体といたしましては杖立温泉地区、わいた温泉地区それと今の鍋ヶ滝、道の駅、たくさんのところと当然ですけれども連携を図ってまいりましてASOおぐに観光協会が軸となって振興を図っていかねばいけないというふうに思っております。

またインバウンド対策として、新たに小国町、南小国町、産山村で構成する北阿蘇観光会議という広域連携団体がございますけれども土林区との友好交流の締結もいたしましたので、ターゲットを台湾に絞らせていただきまして連携しての台湾からの誘客を強力に進めさせていただきたいというふうに考えております。

建設課におきましては、令和2年7月豪雨の災害復旧事業も他自治体からの人的支援を受けつつ実施してまいりましたけれども昨年度をもって完了することができました。本年度も道路改良舗装工事等々計画に基づいて各事業有利な補助金事業を活用しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

鍋ヶ滝公園につきましても全員協議会でも検討をしていただくところでございますけれども周辺整備バイパスの建設を計画的に推進してまいります。また橋りょう、トンネル点検をはじめ道路の適正な維持管理に努めてまいります。

上下水道につきましても適正な維持管理運営に努めてまいります。

税務住民課におきましては、戸籍、衛生、税といった住民に一番身近な業務が多くありますので恒常的に安定的に住民サービスに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

地籍業務につきましては、大字上田の一部、大字北里の一部及び大字西里の一部の一筆地調査と測量を行ってまいります。

人権啓発につきましては、安心して暮らせる差別のない社会形成のため、住民への人権啓発の推進を目的とした隣保館交流促進事業等々にも取り組ませていただきます。

福祉課におきましては、全世代にわたり健康福祉の恒常的な取組は本当に大事なところでございます。国民健康保険、後期高齢者医療の1人当たりの医療費は高齢人口の増加や医療技術の高度化により増加傾向にございます。住民健診や人間ドック、歯科健診の受診勧奨を実施し生活習慣病の発症及び重症化予防に取組、健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指します。

子育て関係に関しましては、全ての妊産婦、子育て世代が安心して出産・子育てができるよう不妊治療や妊産婦健診の助成を継続して行うとともに、出産後の産後ケア事業にも取り組んでまいります。また一時預り事業や放課後児童クラブ、児童手当の拡充など国のこども未来戦略関係の施策に取組、切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。

地域福祉・障がい者福祉に関しましては、住民相互の支え合い機能を強化し、世代や分野を超えて地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す取組を行ってまいります。

また高齢者福祉・介護保険におきましては、一人暮らしの高齢者や要介護認定者、認知症高齢者が増加しておりますので、老人会とともに積極的に関わっていきながら高齢者の皆さんのニーズを施策に取り組んでまいりまして、健康でより充実した生活を送ることができるように「介護予防事業」や「日常生活総合事業」を始めとする各種の事業に取り組んでいきます。

保育園におきましては、基本的な感染対策を継続し、子供たちが健康で情緒の安定した生活が送れるよう、家庭との連携を図りながら一人一人の成長を育んでいきたいと思っております。また保育園舎につきましては約40年が経過をしております。少子化が進む中ではありますけれども非常に重要な案件でございますので、園舎を建て替えるのか、別の場所に造るのか、新園舎落成時に北里保育園をどうするのか、建設する時期、建設する場所、財源、検討する部分がたくさんあると思っておりますので議会の皆様にもこれはお願いでございますけれども、保育園舎建設の部分で検討特別委員会を作っていただきたいなというふうにも考えているところでございます。

次に教育委員会でございます。学校教育では、学びの保障と学力向上、国際化、情報化に対応する教育に取り組むとともに、スクールバスの安全な運行など安全で快適な教育環境づくりを進めます。

また老朽化した小国中学校の寄宿舎を改修し冷暖房を整備して快適な環境整備を推進するとともに、小国高校生の入寮にも対応したいというふうに考えております。

小国高校の魅力化を図る取組を小国郷の両町で連携し支援をしてまいります。

社会教育につきましては、住民の学習、読書、スポーツを楽しむ環境づくりに努め、地域学校協働活動の更なる充実を図らせていただきます。

また中学校部活動の地域クラブへの移行これをスタートいたします。

文化振興では、坂本善三美術館の展示照明LED改修工事など環境整備に取り組めます。

また被災した西里の熱田神社の再建の支援にも取り組ませていただきます。

以上、抜粋して御説明をさせていただきました。

議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解、御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

私の施政方針は以上でございます。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

それでは、執行部より議案第15号から順次議案の概要説明をお願いします。

まず始めに議案第15号について町長より議案集の朗読、その後に総務課長より概略説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集9ページをお願いいたします。

議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和6年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊小国町一般会計当初予算書をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計予算

令和6年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億6千万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10億円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、令和6年度一般会計予算の予算書を御覧いただきたいと思っております。

第1表としまして、2ページから6ページに歳入歳出それぞれ款項の区分、金額を記載しております。

7ページは、第2表債務負担行為として、機器等の令和6年度からのリース期間や限度額が記

載してございます。

8 ページは、第3表地方債として起債の目的、限度額等が記載されてございます。

9 ページから10 ページは、歳入歳出の予算事項別明細書となっております。

では予算書の中身に入りますが、その他の資料(7)というものも併せて御覧いただきたいと思っております。まずそちらのほうから説明させていただきます。また各課ごとに工事請負調書、委託業務調書、補助金調書、負担金調書を予算資料として配付させていただいておりますので後で御参考にしていただきたいと存じます。

それでは、歳入のほうから順次説明をさせていただきます。

一般会計当初予算の歳入です。歳入総額は58億6千万円でございます。

資料(7)をお願いいたします。主な内訳を見ますと1町税が前年比で1.9%、1千172万円の減で計上してございます。町民税、軽自動車税の減少が主な要因となっております。2地方譲与税が前年比8.1%、855万4千円の増で計上しております。森林環境譲与税が増加したことによるものでございます。7地方消費税交付金も前年比で8.7%、1千200万円の増で計上しております。12分担金及び負担金は前年比16.4%、412万8千円の減で主に老人ホーム入所者負担金の減が主な要因となっております。13使用料及び手数料は前年比で1.1%、162万3千円増額で計上してございます。鍋ヶ滝公園の入場料の増を期待しておりますのでこれが主な要因となっております。14の国庫支出金は6.5%の4千729万5千円の減を見込んでおります。新型コロナウイルス対応臨時交付金の皆減等が主な要因となっております。15県支出金については20.3%、7千542万4千円の増を見込んでおります。主なものは地籍調査補助金の増が要因となっております。17寄附金は当初より現状に近い数値を計上したことにより増額となっております。18繰入金は11.8%、3千127万4千円の減を見込んでおります。昨年度より特定財源の確保ができたことによるものでございます。20諸収入は21.3%、1千972万2千円の減を見込んでおります。スポーツ振興くじ助成金の皆減が主な要因となっております。21町債は7.8%、4千371万円の増となっております。土木施設災害復旧事業、中学校寄宿舎改修事業の増と道路改良事業、鍋ヶ滝公園整備事業、美術館LED改修事業の皆増が主な要因となっております。

次に歳出について御説明を申し上げます。

2ページの歳出(目的別)と書かれた資料をお願いいたします。歳出総額も58億6千万円でございます。目的別に各項目で前年度に対しまして増減額の大きなものを説明させていただきます。

まず議会費でございます。485万4千円の増となっております。備品購入費と議員研修費助成金の皆増が主な要因となっております。

次に2総務費です。3千270万4千円、2.7%の増額で計上させていただいております。

主な増額の部分を説明いたします。財産管理費で旧国鉄宮原線災害復旧・排水工事1千690万円と地籍調査費で1億2千504万9千円と電算施設費4千203万3千円の増額が主な要因となっております。

次に3民生費でございます。6千363万1千円、5.3%の減額で計上させていただきました。社会福祉総務費と障害福祉費、老人福祉費の減額が主な要因です。

4衛生費につきましては、1千723万9千円、5.4%の減額で計上しております。予防費の新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減額が主な要因となっております。

5農林水産業費につきましては、2千18万5千円、6.1%の減となっております。特定中山間保全整備事業償還金の皆減と循環型農業推進費の減が主な理由です。増額分は担い手育成推進事業と有害鳥獣駆除補助金を増額してございます。

6商工費では、3千276万4千円の減額で主な減額理由は北里柴三郎博士顕彰費が2千866万5千円減額と地域エネルギー費の減額が主なものとなっております。増額分はふるさとの祭り補助金と小国町観光パンフレット作成業務委託料が増額となっております。

7土木費では3千388万4千円の減額となっております。道路維持工事外で2億6千150万円の減と町営住宅屋上外壁改修工事が皆減になったことが主な要因となっております。道路施設保全改築費、急傾斜地崩壊対策工事負担金等は増額となっております。なお本年度から水道総務費の下水道補助金と簡易水道補助金が皆増となっております。

8消防費では440万5千円の増額で計上させていただいております。阿蘇広域行政事務組合消防本部の負担金の増額と防災マップ作成委託料の皆増が主な要因です。

次の教育費でございます。1億281万6千円の増額で計上させていただきました。増額の主な要因は中学校寄宿舎改修工事と坂本善三美術館展示照明工事の皆増が主な理由です。

10災害復旧費につきましては、1億7千804万9千円の増額となっております。令和5年度災害復旧工事を計上したものです。先ほどの補正予算の3億円をこちらに新たに計上したものでございます。

それと11公債費につきましては、5千354万円の増額となっております。各種債務の償還額が増となったことと金利の上昇を予想し同額計上させていただいております。

12諸支出金につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金が土木費に移行したことにより減額となっております。

13予備費につきましては、昨年どおりでございます。

資料の3ページは、歳出の状況を義務的経費、経常的経費、投資的経費と性質別にまとめております。

4ページは、起債の予定一覧を添付させていただいております。

以上簡単でございますが、今回の令和6年度小国町一般会計予算の概要を説明させていただきます。

ました。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 議案第16号から議案第21号について町長より議案集の朗読、その後に各課長より概略説明をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集9ページをお願いいたします。

議案第16号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算

令和6年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2千492万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円とする。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集10ページをお願いいたします。

議案第17号 令和6年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和6年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。19ページです。

令和6年度小国町介護保険特別会計予算

令和6年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億821万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円とする。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集10ページをお願いいたします。

議案第18号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書をお願いいたします。43ページです。

令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千571万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集11ページをお願いいたします。

議案第19号 令和6年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度小国町水道事業会計予算を別紙のと

おり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集11ページをお願いいたします。

議案第20号 令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集12ページをお願いいたします。

議案第21号 令和6年度小国町下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度小国町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、各担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課のほうからは特別会計予算の国民健康保険特別会計予算それから介護保険特別会計予算それから小国町後期高齢者医療特別会計予算、この三つの特別会計について概要を説明いたします。特別会計予算書を御準備ください。

まず小国町国民健康保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

予算書の2ページから4ページの第1表歳入歳出予算により御説明申し上げます。

3ページのまず歳出でございますが主なものを説明させていただきます。

款の1総務費は事務費になりますが617万9千円、対前年比で25万6千円の増となっております。2の保険給付費が医療受診に係る給付費となります。医療費の推移等をもとに算出しております。保険給付費総額が8億3千464万6千円、対前年比で4千万円、率で5%の増となります。なおこの費用につきましては歳入の県補助金、普通交付金で全額が賄われることとなっております。続いて3の国民健康保険事業費納付金。この部分が県への納付金となります。この納付金の財源としては保険税又は保険税の軽減補填のための繰入金等で賄うかたちとなっております。令和6年度においては2億5千662万円の納付金額を見込んでおります。対前年比で602万7千円、2.3%の減となります。次に款の6保健事業費におきましては人間ドックや特

定健診、特定保健指導等の予算1千563万6千円を計上させていただいております。国の補助等も活用しまして引き続き健診未受診者対策、受診率の向上等の事業を進めていきたいと考えております。対前年比で548万1千円、約26%の減となっております。次に3ページの一番下の段から款の8諸支出金300万8千円ですが令和6年度は公立病院の事業費減により対前年比で270万円の減となっております。

以上、4ページの歳出総額で11億2千492万2千円でございます。

続きまして、2ページの歳入でございます。

歳入に関しましては、歳出予算に対し必要な財源となる予算を計上させていただいております。主なものを説明させていただきます。まず款の1国民健康保険税です。先ほど歳出で説明申し上げましたとおり事業費納付金を納める上で必要となる保険税額について予算計上となります。保険税総額として2億1千910万6千円、対前年比で10万円、約0.04%の増額となっております。続いて款の4県支出金は保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金、普通交付金や保険者努力支援分の特別調整交付金が含まれております。総額で8億3千820万5千円、対前年比で3千121万8千円、3.9%の増となっております。次に款の6繰入金6千583万4千円ですが保険基盤安定繰入金等の制度上のルール分とされるものを計上させていただいております。

以上、歳入歳出ともに11億2千492万2千円の予算総額となります。前年度と比較しまして2千806万1千円の増額、率にしまして2.6%の増となります。

国民健康保険特別会計予算についての説明は以上となります。

次に小国町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の20ページ、21ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算により説明申し上げます。

21ページの歳出でございます。

主なものですが款の1総務費は事務費であります。2千13万6千円、対前年比で555万5千円の増額となっております。これは阿蘇広域行政事務組合で行う介護保険認定審査会のシステム標準化に伴う改修費用の負担金の増が主な要因となっております。款の2の保険給付費が予算全体の約94%近くを占めるものになります。予算額10億1千175万円、対前年度比で8千832万円、約8%の減となっております。これは在宅や施設での介護サービスの給付費で実績に応じた減額となっております。続いて、款の3地域支援事業費5千49万7千円ですが、こちらは対前年比で590万8千円、10.5%の減となっております。この中には介護予防、日常生活支援総合事業の生活支援サービスや介護予防事業また地域包括支援センターに係る予算が含まれております。事業対象者や要支援1、2の方の介護予防給付費について実績に応じた減額が主な要因となっております。款の5基金積立金につきましては、安定した介護保険事業の運営のた

めに繰越金を基金のほうに積立てさせていただくものです。

以上、歳出総額で1億821万5千円でございます。

続きまして、20ページの歳入でございます。

款の1保険料です。これは65歳以上の1号被保険者の介護保険料になります。1億9千189万4千円を計上しております。保険料の見直しにより対前年比で1千220万1千円の減額、約6.6%の減額となっています。款の3国庫支出金、4の支払基金交付金、5の県支出金、7の一般会計繰入金の歳入につきましては、歳出での保険給付費、地域支援事業費の給付に伴い定率で算出される国庫又は県の負担金、補助金等を計上しております。款の9の諸収入におきましては地域包括支援センターにおいて要支援者のサービス計画策定に係る収入等を計上しております。

以上、歳入歳出ともに合計で1億821万5千円の予算総額となります。対前年度と比較しまして8千643万2千円の減額、率にしまして7.2%の減となります。

介護保険特別会計予算の概要については以上です。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明させていただきます。

予算書の44ページ、45ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算により説明申し上げます。

45ページの歳出でございます。

まず款の1総務費につきましては、事務費や徴収費用として145万2千円を計上させていただいております。次に款の2は後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。徴収した保険料及び保険料の軽減分として補填されました保険基盤安定繰入金と合わせた額を負担金として広域連合に支出するものです。予算額としまして1億4千771万4千円、全体の94.9%となります。次に款の3保健事業費です。健康診査や歯科口腔健診等の経費634万9千円を計上させていただいております。

以上、歳出総額で1億5千571万5千円です。

続きまして、44ページの歳入でございます。

款の1後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収分と普通徴収分合わせまして1億523万7千円の予算を計上させていただいております。対前年比で12.9%の増でございます。款の3の一般会計からの繰入金ですが、保険料の軽減分を補填する保険基盤安定繰入金4千247万6千円並びに事務費繰入金166万6千円合わせて4千414万2千円となります。次に款の5諸収入の主なものは、項の3受託事業収入となります。これは後期高齢者の健康保持増進事業について広域連合から受託されるかたちとなっております。その取組に係る事業経費の収入となります。

以上、歳入歳出ともに合計で1億5千571万5千円の予算総額となります。対前年度比で1千655万8千円の増額、率にしまして11.9%の増となります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

建設課審議員（長田茂美君） 議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算書のほうを御覧ください。

それでは、予算書1ページ目をお開きください。総括事業を掲げております。（業務の予定量）としまして第2条で令和6年度予定量を計上しております。給水戸数2千448戸、総給水量92万9千960立米とし1日の平均給水量2千548立米としております。また主な建設改良費として水道管布設替工事を1億1千40万5千円予定しております。上水道水源から桜ヶ丘配水池に水を送る送水管と桜ヶ丘配水池から上水道区域に排水する排水管の布設替工事等を計上しております。続きまして、第3条（収益的収入及び支出）でございます。収入合計1億4千802万4千円。2ページ目に支出合計1億4千802万4千円でございます。第4条には（資本的収入及び支出）について記載されております。収入合計3千190万円、支出合計1億9千789万9千円でございます。

5ページ目からは予算に関する説明書でございます。予算実施計画書、10ページにキャッシュフロー計算書のほうを載せております。11ページから給与費明細書のほう載せております。16ページに令和6年度予算貸借対照表、20ページに令和5年度予定損益計算書、22ページに令和5年予定貸借対照表を添付し各明細を明示してございます。

以上、簡単ではございますが概略説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度簡易水道事業会計予算のほうを説明させていただきます。

議案第20号になります。12月議会において御承認いただきましたとおり令和6年度から地方公営企業法の財務適用を行うことになりましたので経理方針を企業会計に切替え予算書を作成しております。これまでの予算書内容と変わり水道事業と同様地方公営企業法に則した予算書の体制となっております。昨年までの簡易水道特別会計で管理していたもののうち杖立地区の部分がこの簡易水道事業会計に移行しており市井野、小藪地区の部分は一般会計へ移行となっております。

それでは、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算書を御覧ください。

予算書1ページ目をお開きください。第1条に総則、第2条で令和6年度の業務の予定量を定めております。第3条は収益的収入及び支出でございます。収入合計1千152万5千円、支出合計1千152万5千円でございます。昨年までの取扱いに合わせて収支均等で予算計上を行っております。

続いて2ページ、第4条は資本的収入及び支出です。収入合計1千20万1千円、支出合計146万5千円でございます。第4条の2では特例的収入及び支出を法適用初年度のみ定めるものであります。企業会計移行に伴い令和5年度につきましては3月末までの打ち切り決算となるため出納整理期間が存在した場合における収支見込みを特例的収入及び支出として定めております。

4ページ目からは予算に関する説明書でございます。予算実施計画書、9ページにキャッシュフロー計算書、10ページに令和6年度予定貸借対照表、13ページに令和6年度予定開始貸借対照表を添付し各説明を明示してございます。

以上、簡単ではございますが概略説明を終わらせていただきます。

次に、令和6年度小国町下水道事業会計予算、議案第21号になります。令和6年4月1日から地方公営企業法の一部適用を予定しておりますので令和6年度当初予算から予算書が大きく変わっております。

それでは、下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

総括事業を挙げております。業務予定量として第2条で令和6年度の予定量を計上しております。水洗化戸数が511戸、年間処理水量17万1千129立米とし1日の平均処理水量468立米としております。また主な建設改良費としまして西里地区の機能強化対策事業を1億300万円予定しております。主に中継ポンプ施設の10か所程度の機械及び電気設備工事でございます。続きまして第3条収益的収入及び支出でございます。収入合計1億3千922万4千円。2ページに支出合計1億3千647万9千円でございます。第4条には資本的収入及び支出について掲載しております。特に第4条では補てん財源について定めております。収入合計1億6千267万7千円、支出合計2億360万3千円でございます。また特例的収入及び支出としまして法適用により令和5年度予算において3月31日での打ち切り決算となることに伴い、令和6年度に属する債権及び債務として整理する未収入金及び未払金の額はそれぞれ73万9千円及び1千8万9千円と予定しております。これらの額は確定後補正予算として令和6年度の定例会に上程いたします。

5ページ目からは予算調書等でございます。予算実施計画書、10ページにキャッシュフロー計算書載せております。11ページから給与費明細書、16ページに令和6年度予定貸借対照表、19ページに令和6年度予定開始貸借対照表を添付し各明細を明示してございます。

以上、簡単ではございますが概略説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君） ただ今執行部より説明がありましたが、質疑等があれば休憩をします。

（「あります」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 暫時休憩します。次の会議を3時半からします。15時半です。

（午後3時18分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後3時29分）

議長（熊谷博行君） 先ほど執行部より説明がありました議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についてから議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算についてまでの概略説明をしていただきました。それでは、議案第15号から議案第21号までで執行部からの概略説

明に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） それでは、新年度予算及び渡邊町長の施政方針に対し一括して質疑を行います。

新年度の一般会計予算総額は5億6千万円でした。この予算をしっかりと直面する少子化対策、子育て支援やあるいは基幹産業である農業、林業などの振興策をしっかりと行っていくことで今小国町に住んでいらっしゃる人たちの暮らしを守るとともに、この小国町の持続可能性これを確保していくことが求められているのではないかと思います。本予算で新たに発行される町債は合計6億147万4千円、前年度より4千371万円増となっております。まず第3表地方債のところによりますと利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）となっております。これはつまり利率見直し後に5%以上で見直せば5%以上に利率があることもありうるというふうに理解していいでしょうか。また町債につきましては別表第3で言いますと臨時財政対策債から土木施設災害復旧事業というところまで並べられております。それぞれの実際の借入れ利率がどのようになるのか御説明をお願いします。

町債の発行残高は令和5年度見込みで6億3千781万9千円となっております。一方で公債費は元利合わせて6億5千551万6千円と前年比でこちらも5千354万円増であります。町債を償還しても同じくらいの起債を繰り返すような予算になっております。配付資料にありますとおり臨時財政対策債以外の町債残高は令和4年度に大きく増えております。本予算案のとおり執行された場合今後の毎年の公債費はどのように推移していくことになるのかお示してください。

財産管理費の報償費、旧小学校維持管理謝礼15万円ほどの旧小学校をどのように管理してもらうことに対する謝礼ですか。旧小学校のうち蓬萊小学校の高学年棟は現在ほとんど活用されていません。外壁はひびだらけ一部剥がれ落ちているところもあり中に入ってみますと3階部分は天井が落下しているところもあります。運動場や体育館は日常利用され体育館は指定避難場にもなっております。年々朽ちている状況ですがこの予算だけで安全は担保されるとお考えですか。今後の方向性として解体も含めて地元との協議を開始するべきではないかと思いますがお考えをお聞かせください。

筑後川本流の右岸側六花園の一角に昨年水神を祭祀した祠が建てられました。町有地であります。同じように平成3年の台風19号りんご台風で倒れました城村の観音杉。これは町の文化財であったことに関連してだと思いますがこの隣にお大師様が祭られておりますけれども、ここは以前町有地でありました。しかし平成27年の認可地縁団体登記の特例を契機に当時の北里耕亮町長は町有地に宗教施設があることは望ましくないということで地縁団体である城村下組にその土地を譲渡しております。この対応と今回のこの町有地に水神を祭祀させるというのは全く逆の

対応であります。この整合性についてこの財産管理の立場からどのようにお考えでしょうか。またこの財産管理については「固定資産管理システムによる固定資産台帳の管理を行い、遊休地の有効活用を引き続き検討します」と施政方針で示されておりますが、町が保有する普通財産はどこに何筆どれだけの面積があるでしょうか。地目別にお示しください。また国は「未利用国有地については、国として保有する必要のないものは原則として速やかに売却し、財産収入の確保を図っています」となっております。これは自治体の方針にも影響するものだと思いますが町として保有する必要がないと考える普通財産が今どれだけあるのか説明を求めます。

企画費のコミュニティ交通事業費負担金804万円は小国郷ライナーとにじバス運行のための費用であります。2021年から1日5往復10便の運行が始まったにじバスであります。ニーズや利用実績は増えているのでしょうか。新年度の利用目標はどうなっているのか御説明ください。

空き家改修事業補助金について聞きます。空家等対策計画は国が示す空家対策の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家等の除却等」のうちこの「活用拡大」に当たるものだと思います。残りの二つの「管理の確保」と「特定空家等の除却等」につながる予算は確保されているでしょうか。「特定空家等の除却等」については国の補助制度がありますが、これを利用するためには町が空家等対策計画を策定しなければなりません。小国町ではどうなりますか。12月議会で町が組長を通じた調査で町内に151件の空き家があることを把握していることが分かりました。秋吉政策課長はこの調査内容を「不確定な部分」と述べました。質問をテレビで視聴したある組長さんは「自分は空き家の番地も分かるところは調べて、所有者には町から連絡があるかもしれないけれど驚かないでくださいと電話までかけた。そこまで協力したのに自分がしたことは無駄だったのか」と私に連絡をされてきました。町がきちんとした空家対策を行うのか調査に協力をされた組長さん方に対する礼儀だとは思いませんか。この予算で本当にいいと思うのか答弁を求めます。

土木総務費の負担金、道路施設保全改築費3千万円は鍋ヶ滝線の過疎代行に伴う町負担分であります。西の下組は町との道路建設に当たり覚書を結ぶよう町に要望書そして議会に請願書も出されておりますけれども、この覚書はもう結ばれているのでしょうか。道路新設改良費の実施設計委託料3千200万円は鍋ヶ滝公園のカントリーパーク事業に伴う実施設計委託料であります。この事業は総額で2億2千万円かかるというものであります。一体鍋ヶ滝に幾ら予算を投入し続けるのでしょうか。普通こうした事業計画というのは最初にどういうものをするというふうに決めてから取りかかるものだと思います。しかし一つの事業が終わったらまた次の事業。そして今度はバイパスの計画が示されそのバイパスの着工前にまた次のカントリーパーク事業ということで、この歯止めのない鍋ヶ滝公園、鍋ヶ滝開発になってしまっていると思います。これが町としては最終的なこの事業の完成形態というのはどのように描かれているのか御説明いただければと

思います。

中学校寄宿舎改修工事費が1億500万円ございますが、1998年に建設された中学校寄宿舎男女合わせて56人の定員に今現在でも17名しか入っておりません。2030年度までの入舎する生徒の人数の見込みは10人程度で推移するというふうに教育委員会は説明をしておりますけれども本当にこの56人規模の寄宿舎が必要なのか。保護者や子育て世帯の町民の皆さんの意見聴取は行われたのでしょうか。町長は施政方針で「義務的経費以外の経費の削減に努めた」というふうに言われました。しかし私からしてみれば鍋ヶ滝開発そして本当に適正かどうか町民のニーズがあるかどうか分からないこの中学校寄宿舎改修工事。投資的経費見直すべきものがまだまだあるのではないのでしょうか。これらも全て過疎債が使われることとなります。今回こうしたものの過疎債が最初に聞きました今後の償還する公債費がどのような状況になるのかも含め答弁を求めまして終わります。

町長（渡邊誠次君） 議運を開いていただきたいと思います。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。

（午後3時42分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後3時53分）

議長（熊谷博行君） 先ほどの児玉議員の質疑の内容もろもろ私もちょっと理解できなかったところもあるのですが、委員会付託ということで今回なっていますので。先ほど児玉議員の質疑。議運で決まった話の中の内容を私が報告いたします。今回の予算委員会。委員会に付託するというところでございますのであの質問事項は委員会で質問していただきたい。あとは詳しいところは議運長のほうから報告があると思います。何かあれば。いいですか。よろしいですか。

4番（児玉智博君） だったら何で質疑はありませんかというふうになったかというふうに思うのです。まあいいですよ。もう答弁がないのであればもうこれ以上は私は求めませんが、しかしこれは議長の判断ではなくて町長が「議運を開いてくれ」と言って求めてそういう決定が出たのであれば質疑を逃げたと私は受け止めます。もうこれ以上はもう答弁しないのであれば結構です。

議長（熊谷博行君） よろしいですか。渡邊町長。

町長（渡邊誠次君） よろしくはないですが。はい。僕には答弁の今番ではないのです。はい。また議運で。はい。いいです。

議長（熊谷博行君） 質疑はないということで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 次に、議案第16号から議案第21号につきましても、所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りします。

議案第16号から18号は文教厚生常任委員会に、また議案第19号から21号は産業常任委員会に付託し審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第21号は所管の常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第23、「報告第1号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事、町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の13ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

報告第1号 別紙

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和6年1月22日

変更に係る議案 令和5年 議案第23号

公共工事請負契約の締結について

補第170号

町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事

変更前契約金額 5千852万円

変更後契約金額 5千957万3千406円

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和6年1月31日

変更に係る議案 令和5年 議案第31号

公共工事請負請負契約の締結について

補第44号

町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事

変更前契約金額 8千756万円

変更後契約金額 8千996万24円

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） それでは、建設課資料(5)、(6)を準備してください。よろしいでしょうか。

まず、資料(5)下滴水線の改良工事でございます。先ほど町長がおっしゃられましたとおり105万3千406円、約1.8%の増になります。土木工事におきましては100分の10それ以下ということで報告させていただきます。

主な工事内容は次のページの写真を見ていただくと分かりますかね。着工前、しゅん工ありますけれども。A1橋台上流から見て右側右岸側の橋台はもう昨年できておりましたので橋台の前の護岸のブロック積み。白く見えている部分が当初設計通りでございます。それからちょっと黒ずんだ自然石で積んでいるもの。今回この取付工が30平米ほど増えております。金額にしてみても約65万円程度。

それから次のページ開けてください。A2橋台。これは左岸側の橋台から擁壁を構築した今年の工事ですが、この擁壁高さが10メートル近くありまして足場を組んでいろんな作業をします。生コン打設と型枠組んだり。その中の足場が66平米ほど増額になったというかたちで金額としては40万円程度で105万円というふうになっております。これは下滴水です。

続きまして、続けて住宅のほうを説明させていただきます。資料(6)になります。

変更理由書というのが付いているかと思いますが、毎年柏田住宅外壁屋根をやっています。この6号棟で大体陸屋根だったのが三角勾配屋根で最後でございます。7、8、9、10においては屋根はもう三角屋根になっております。外壁におきましては当初設計時に1回は目視でしっかり確認していますが、2階以降毎年のごとく足場を組んで再確認ということで足場の二重計上があると設計委託料も高くなりますので工事の際に再度2階、3階、4階を調査した結果がこのようにばくれつとかひび割れとかモルタルの浮きが増えております。結果的には300平米ほど亀裂等々が確認されてその補修に240万円ほど掛かっているというところで増額の240万24円の変更契約でございます。率からいくと2.3%。建築舗装においては5%以内なら報告でこういうことになっておりますので2.7%ですので報告をさせていただきます。出来上がりの写真が2枚ほど載せておりますのでこういう肌色系といいたいでしょうか。この色で外壁とすっか

りと屋根の表示が分かると思いますのでこの工事もしゅん工しております。

以上、簡単ですが連続で説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第24、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件については、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第25、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、12月議会以降今日まで、研修会等に議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第26、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは小国中学校、小国小学校の卒業式についてでございます。卒業証書授与式。小国中学校卒業生54名。3月8日金曜日明日に行います。小国小学校卒業生42名。3月21日の木曜日に行います。

続きまして入学式でございます。小国中学校入学者47名の予定でございます。小国小学校入学者45名の予定でございます。いずれも4月9日の午前と午後に分けて行わせていただきます。議員の皆様にも来賓として御案内をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それから令和6年度の職員採用についてです。令和6年度の新規採用者は一般職を3名、保健師1人、保育士1名を採用いたします。

以上、本日の行政報告でした。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4 時 5 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

第 2 日

令和6年第1回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和6年3月18日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年3月18日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年3月18日 午後 2時24分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
政 策 課 長 秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
情 報 課 長 中 島 高 宏 君	税 務 会 計 課 長 小 野 寿 宏 君
建 設 課 長 小 野 昌 伸 君	町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君
建 設 課 審 議 員 長 田 茂 美 君	町 民 課 審 議 員 田 邊 国 昭 君
町 民 課 保 育 園 長 清 高 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 3. 18)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

昨日は河津酒造さんの新酒祭り。私はちなみに酒は飲みませんので行きませんでした。私は昨日は南小国町役場であった小国高校吹奏楽部定例発表会に行つてまいりました。もう少し議員の方もおられるかと思つたら南北合わせて私1人でございました。せっかく南北小国高校に支援していますので。とてもいい演奏会だつたと思います。歌謡曲が音楽と思つておりましたが立派な。中学校も参加しておりました。来年からは皆さんも是非参加していただければと思つております。

本日は3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

町民課のほうから3月13日に行われました文教厚生常任委員会での回答についての訂正を行いたいと思います。3月13日水曜日に行われました文教厚生常任委員会中、児玉委員から質問がありました介護保険特別会計予算の中で「利用者負担割合が2割と3割の人数は」との問いに対し誤つた回答をしていましたので訂正させていただきます。正しくは利用者負担割合が2割の方が10名、3割の方が10名です。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 日程第1、議案第15号から日程第7、議案第21号までは令和6年度一般会計予算及び特別会計、事業会計ほか各予算でありますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月7日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務委員会の委員長報告を求めます。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

議長（熊谷博行君） お諮りいたします。

委員長の報告が長くなりますので、着座のままでよろしいかをお伺いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

6番（松崎俊一君） それでは着座で失礼いたします。

総務常任委員会による審議の経過、結果につきまして報告いたしたいと思つています。所管は議会議務局、監査委員事務局、総務課、政策課、税務会計課となっております。令和6年3月12日

火曜日午前10時から当町民センターにおきまして令和6年3月7日本会議にて総務常任委員会に付託されました「議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算について」総務常任の委員全員並びに議長、執行部のほうから町長、担当課長、事務局長、一部の役付け職員のうち選挙事務それから確定申告事務並びに病気療養中のものの欠席者を除きましてその他課長補佐、係長の出席をいただきまして審議を行いました。まず担当課長からの総括説明を受けた後、審議に入りました。当常任委員会による審議の経過、結果について御報告いたします。

まず13ページ、一番下の地方交付税の算定についての質問がありました。それから23ページ中段、土地売却収入について。それから23ページ、下のほう地熱の恵み基金寄附金について。27ページ、町債の過疎ソフトの対応と起債計画の関係について。それから33ページ、工事請負費の旧国鉄宮原線災害復旧・排水工事について。35ページ、小国国際交流会の補助金について。35ページ、小国町空き家改修事業補助金について。43ページ、旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託と設置条例について。83ページ、消防団員について。同じく83ページ、操法大会出場激励金について。85ページ、防災マップ作成委託料について。85ページ、隣地安全対策立木等撤去事業補助金について。それぞれ質問がありました。主なやりとりや答弁内容につきましては御手元にあります総務常任委員会の質疑応答集を御覧いただきたいと思います。

歳入歳出の質疑を終え、討論に移りました。討論はありませんでした。議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算につきまして採決を行いました。採決の結果、全員が原案のとおり可決すべきとすることとなりました。

以上、総務常任委員会における審議並びに採決の結果を報告いたします。

議長（熊谷博行君） 次に、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

5番（穴見まち子君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただ今議題となりました「議案第15号 令和6年度小国町一般会計の予算について」、「議案第16号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第17号 令和6年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第18号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」文教厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月13日、委員の出席と執行部より渡邊町長、村上教育長を始め所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。13日に審議いたしました委員会の質疑をまとめた資料を作成しましたので、皆様に事前に配付しております。

まずは質疑応答から報告してまいります。質疑応答は配付しました資料が全てになりますが、その中から選んで御報告いたします。担当課ごとにまとめておりますのでお伝えいたします。

42ページ、高村議員より住民支援費の結婚新生活支援事業補助金で「結婚して自宅にいる場

合の補助はできないのか」という質問がありました。それから47ページ、戸籍住民登録費の中で「マイナンバーカードの交付率と今後の交付に向けた取組は」というところでありました。55ページ、児玉議員より人権政策費の中で「人権カレンダーを配布することにどういう意味があるのか」という意見がありました。その中で教育長が言われた言葉の中に「カレンダーを見て命が救われる、友達のことを思うなどが実際にある。書かれている言葉で救われる。仲間のことや家族のことを思うことなどが大変有意義である。」という言葉がありました。

次に歳入です。

児玉議員から保険料負担金について、学校教職員の住宅使用料について、学校給食についての質問がありました。

以上で、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。人権関連予算で特定の団体の補助に支出し続けても人権政策は発展しない。町管理施設の職員配置のバランスがとれていない。寄宿舎改修工事についてはまだまだ検討の余地があるのではないかなどの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、常任委員会での議案第15号の審査を終わりました。

本案は去る3月13日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和6年度特別会計予算について、町民課より予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、審議の結果並びに結果について御報告いたします。一般会計同様、担当課長からの説明後、歳入歳出一括して審議に入りました。国民健康保険特別会計予算の国保保険者について、介護保険特別会計予算の介護保険料2割負担について、後期高齢者医療特別会計予算の保険料率について、それぞれの質問がありました。

質疑を終え討論では、4番議員から議案第16号について、議案第17号について並びに議案第18号についてそれぞれの反対の立場から討論がありました。

その後、議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について採決を行いました。採決の結果、本議案は賛成多数により原案のとおり可決すべきとされました。

次に、議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について採決を行いました。採決の結果、本議案は賛成多数により原案のとおり可決すべきとされました。

最後に、議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行いました。採決の結果、本議案は賛成多数により原案のとおり可決すべきとされました。

以上、文教厚生常任委員会における審議の結果並びに採決の結果を御報告申し上げます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

3番（高村祝次君） 着座のまま報告いたします。

産業常任委員会に付託されました「議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について」、「議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算について」、「議案第20号、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について」、「議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算について」産業常任委員会による審査の経過及び結果を報告申し上げます。

去る3月14日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託された議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。14日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

それでは質疑の報告をいたします。

まず歳出。32ページ、文書広報費、ホームページシステム使用料で「現在トップページの日めくりカレンダーは4月までのカウントをしているが、紙幣発行日である7月3日までに作り変える対応はできないのか」というような質問がございました。また75ページ、観光費の中で「公用地の公園に、ほこらが作られている。政教分離の観点から妥当ではないのではないか、なぜ設置することを許可したのか」質問がございましたけど答弁については資料をお読みいただきたいと思います。また77ページ、観光費の中で「ソフトバンクホークスパートナーズ負担金とあるが、どのようなPR事業内容を検討しているか」という質問がございました。それから66ページ、農業振興費の中で「飼料及び肥料の価格高騰に対する補助事業が計上されていないが、今後、現状価格のまま、又は値上がりするような状況になっても事業を実施しないのか」。72ページの林業振興費の中で「無人航空機操縦士試験について、誰が取得することを想定しているのか。また今後ドローンの具体的な利用目的は何か」。82ページの道路新設改良費について「鍋ヶ滝カントリーパーク事業の実施計画であるが、今後も継続して鍋ヶ滝の開発を行っていくのか」というような質問がございました。

続きまして、歳入に入ります。歳入については15ページ、公園使用料の中で「鍋ヶ滝公園入園料4千500万円とあるが、何名を見込んでいるのか。また予約枠の見直しを検討しているのか」という質問がございました。

以上で、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についての全ての質疑を終結し、討論に入りました。小国チャンネル番組制作の委託料金の妥当性などの検討を行われていない、鍋ヶ滝関連には多額の予算が投じている、安易な開発を行うべきでないなどの理由で反対討論がござ

いました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第15号の審議を終わり、去る3月14日当委員会に付託された報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和6年度事業会計予算について建設課より予算の概要説明があり、その後審議入りました。

まず始めに、議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算についてでございます。

質疑としましては、歳入歳出の中から選んで報告いたします。

歳入について質疑がございます。「水道料金の改正は、当初予算においてどのように反映しているか」と質疑がございました。

続きまして、議案第20号、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算についてでございます。

質疑はありませんでした。

続きまして、議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算についてでございます。

質疑はありませんでした。

以上、当常任委員会所管の令和6年度事業会計予算については、全ての質疑は終結し、討論に入りました。討論につきましては、まず始めに議案第19号につきましては、水道料金の上げが議案にも反対しているという理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。次に、議案第20号につきましては、討論はありませんでした。続いて、議案第21号につきましても、討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第19号、議案第20号、議案第21号の審査内容についての報告を終わります。

去る3月14日、当委員会に付託された報告のとおり審査を終了し、採決した結果、議案第19号については賛成多数で、議案第20号、議案第21号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終了いたします。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁をいただきます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

今住民の暮らし生業は出口の見えない物価高騰で危機的な状況にあります。食品や水光熱費、生活必需品、燃料などあらゆる値段が上がっているのに収入は上がっていません。同じ熊本県でもJASMが進出した菊陽町周辺では人件費が急上昇していますが、小国町では全くそうした影響がありません。県内での地域間格差がますます広がろうとしています。町の持続可能性を図る中で大変重要な時期に渡邊町長は「物価高騰対策は国の交付金が出ればやる。一般財源は使わないという姿勢を崩しません。この言葉のとおり令和5年度予算で国の交付金を使い出した1人1万円の商品券が今月1日から使えるようになっていきます。使用期限は9月いっぱいですが9月までにこのたった1万円で十分だと思っているのですか。自分は大人数を引き連れて自主財源で台湾に3泊4日も旅行をするのに、必要な生活支援には自主財源を使わないなど逆立ち町政そのものではありませんか。札幌市は新年度予算で市民生活を支えるため物価高騰、人材不足への対策等に係る予算を積極的に計上しましたとしています。小国町に求められているのはこの姿勢であるということをもまず指摘したいと思います。

部落解放同盟への団体補助150万円が引き続き出されています。しかし社会問題としての部落差別というのは解決をしています。だから同和対策事業は終結したのです。財政が厳しいという中でこれだけは大体毎年同じ額を出していく。町のこの姿勢が利権を作っているとは思いませんか。これで本当に部落問題、同和問題を解消しようと思っているのだろうかとは疑問でなりません。むしろいつまでも温存させたいと思っているのではないかとすら思えてきます。

鍋ヶ滝などに3千300万円掛けて取付けられたライトアップは、取付けから3年経過しても日常的な活用方法は見出されていません。コロナ禍で困っている町民への直接的支援よりも優先してコロナ交付金を使って取付けたのは一体何のためだったのかが問われているとは思いませんか。鍋ヶ滝線の工事負担金3千万円と新たに2億2万円を費やし行われるカントリーパーク事業の実施設計委託料が計上されています。コロナ禍以降歯止めなき鍋ヶ滝開発が続いています。一体いつまでどれだけ鍋ヶ滝にお金をつぎ込めば気がすむのでしょうか。しかもこれらのうち3千840万円は起債です。将来世代にまで負担をさせてやることではありません。

中学校寄宿舎の改修については1億500万円も掛けて改修しなければならないのであれば将来にわたって存続させるべきなのかどうか。通学の在り方については小国町の学校教育や家庭教育の在り方を町民規模で議論するべきです。少なくとも今子供を持つ保護者の皆さんに考えてもらい意見を聞く場を設けるべきであります。しかし教育委員会は今寄宿舎を利用している生徒がいるからと目先のことだけしか言いません。こんな行き当たりばったりでよりよい小国町の教育が

実現できるでしょうか。今小国町が力を入れるべきは少子化対策であり将来を担う人材育成です。総合計画で All For The Next というのであれば児童福祉費や保育園費、学校教育費に重点的に予算を注ぐべきであります。学校給食の無償化は2千825万9千円あれば実現できます。保育料副食費の完全無償化もあと1千898万円あれば実現できます。しっかりとした予算配分を求め討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

私は、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

予算総額58億6千万円ということで予算が編成されました。いわゆる総務費、民生費もろもろの種々の施策に取り組む予算であります。そんな中で自主財源いわゆる町税、分担金、繰越金、繰入金、使用料、諸収入、小国町が自在に確保できる予算総額は13億4千420万円となっております。23%の構成比率です。ずっと以前3割自治ということで地方は行ってまいりましたが、もう3割自治というのはある意味遠い昔と言ってもいいくらい地方の困窮さも表れてきております。そんなときにいかに効率的な特定財源を確保するのか。これが行政手腕だろうと思います。当然、国県補助金等を確保しそれをもとに施策の展開を行う。あるいは地方債これも後年度負担の極力少なく町にとって効率がいい起債を活用するというようなことで特定財源を確保するかと思います。いわゆる依存財源です。77%の構成比率を示しております。そんな中で今回58億6千万円の詳細をるの説明いただきました。委員会の中で質疑もさせていただきましたけれども特記すべき部分として少し述べさせていただきたいと思います。デジタル行政改革ということでDXの説明があり地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律これに伴うシステム構築ではありますけれども、これによって住民の利便性の向上ここが一番主眼を置いたところで説明もなされました。事務効率を高め利便性を向上するというのが住民生活への貢献に満ちてくるかと思います。

また防災機能強化ということで防災マップの見直しを行いウェブ版も活用するというので、周知あるいは安心安全と直結するこの取組も評価に値するものと思います。また将来的に持続可能な町としてローカルSDGsの推進や旧西里小学校活用による新たな交流ビジネスの展開ということで地方創生にも取り組む予算も計上されました。SDGs未来都市として地域資源を活用し循環型社会の多様性による産業の創出。いろんな場面で表れてきております。また農林業いわゆる地域の主産業でもあります。こんな中で担い手不足の解消や農地の集約化あるいは地域営農活動の活性化を図り生産性向上、経営安定あるいは有害鳥獣の駆除。それから森林の持つ公益機能に着目した主間伐の促進それから担い手。山林労働者の労働環境の改善のための支援事業もろもろこの地域を見据えた産業の振興と安定を図られているものと思います。特記すべきは今年7

月3日の新1千円札でもあります北里柴三郎博士顕彰ということでPRCMやフラッグ設置など
いろんなかたちで町を挙げて機運を高め、それによって観光あるいは集客力へつなげようという
そんな取組も見受けられました。また中学校費で寄宿舎の改修工事があります。今現在そこに入
居し生活している子供たちがいます。この子供たちの利便性確保をどうするのか。あるいはその
利便性確保とともに今後のその施設を運営していくのをどうしていくのか。それを考えた場合に
やはり今そこで冬場寒かったり夏場が暑かったりすれば、それに対する対応はまずそこにいる子
供が主だろうと思います。そして将来性を考える。当然将来性も見据えた上での説明を受けまし
たけれどもそのような対応は私にとってはごく自然な対応だろうと理解しております。るる私の
感じた部分で申し上げさせていただきましたけれどもやはり今回当初予算58億6千万円を見さ
せていただきますと、そこには住民を主体とした利便性、福祉の向上それから産業の振興、教育
の保障、安心安全の向上など様々な部分で住民生活を見据えた措置であると認識しております。

以上、議案第15号、小国町一般会計予算についての賛成討論とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、各常任委員会から原案のとおり可決
すべきであるとの報告を受けました。したがって、各委員会報告のとおり原案のとおり可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第15号は各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

議長（熊谷博行君） 続いて、議案第16号から議案第21号までの各特別会計及び各事業会計予
算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、
議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について及び議案第18号、令和6年度
小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

一般会計の討論でも述べましたとおり今町が力を入れるべきは少子化対策であります。国民健
康保険税の均等割は世帯に被保険者が増えるごとに4万9千400円賦課されています。未就学

の児童については半額が国により補助されていますが小学校に上がるとそれすらなくなります。つまり子供が生まれれば国保税が3万円近く高くなるという少子化加速制度ともいべき仕組みであります。直ちに未成年の均等割を免除するべきであります。

先ほど町民課長より発言がありましたが介護保険は単身世帯で年金等収入280万円から340万円で利用料2割負担、340万円以上の現役並みの人は3割負担となっています。2割負担、3割負担がそれぞれ10人今小国町にいらっしゃるということであります。高い保険料を負担している人がいざ介護が必要となれば人の2倍3倍の利用料を負担させられることになっているということであります。

後期高齢者医療の保険料が令和6年度より均等割5万8千円、所得割10.98%に上げられました。賦課限度額は80万円であります。相対的に高い保険料を払っている人の中には小国町町内でありますが自己負担2割の人が139人、3割負担が63人いらっしゃるということでありました。命に直結するこれら三つの会計が余りに町民の暮らしを圧迫する結果になっているのではないかと思います。そうした今の制度からの転換を求め反対討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。それでは1件ごとに採決をいたします。

まず始めに、議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) ここで暫時休憩といたします。次の会議は11時からです。

(午前10時45分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時00分)

議長(熊谷博行君) 日程第8、「一般質問」。

これから、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、1松本明雄議員、2熊谷和昭議員、3杉本いよ議員となっております。

それでは、7番、松本明雄議員、御登壇願います。

7番(松本明雄君) はい、7番、松本です。

3月の定例議会が一番最初に一般質問させていただきます。今年になって正月の日、能登半島の地震でお亡くなりになられた方には御冥福をお祈りします。そして被災に遭われた方々には、お見舞いを申し上げます。まさか正月の日に地震があって災害があるということは思ってもみませんでした。日本では最大の祝日である新年を迎えたときに、ああいう地震に見舞われて大変な思いをされたと思います。そのとき感じたことを今日質問させていただきます。

前々から水道事業に関してはもう2回ぐらい一般質問をしておりますが、今度の災害を見て非常に考えさせられました。日本では空気と水はただと昔から言われておりましたが、今は水に関してはもう料金を頂かないといけないような時代になっております。どこでも川がありそれをす

くって飲めるような国でありましたが、だんだん変わっているということは非常に嘆かわしいことでもあります。それに関してまた台湾のほうの企業が来ましてT S M Cの関係でまた水の問題も出ておりますが、小国町も山一つ離れているとはいえ今後考えていくこともあるかとは思いますがそういうことを考えながら質問させていただきます。

最初にですね、今3月、今ほとんどテレビでは東北の震災のことが結構テレビでも流れております。それに熊本地震。小国町でも水害に遭っているいろんな災害がまだまだある可能性がありますので建設課として水道に関して危機管理。課長さんも変わりましたのでどのように思われているのか質問したいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。先ほどは予算の可決ありがとうございました。

それでは今の危機管理というところでちょっと建設課内々での危機管理状況について説明したいと思います。

まず能登半島ああいう地殻変動が起きるような大災害が起きた場合の一番のインフラ重要になってくるのが電気、水、生活に欠かせないものでございます。水道はうちの建設課が担っているわけですが大地震が起きたときに一番言えるのは全半壊とても家に帰れない。避難所に避難をするというのが一つの事柄。もう一つがある程度震度が弱く家に帰っても在宅避難ができるパターン。この2パターンが大きな災害のときには必ずあると思っています。全壊の場合避難所には給水というかたちでうちのほうも土田倉庫のほうに1千リッター、1千500リッターそういう常備しているものがありますので、しっかりと水をくめるところからそういう避難所に一刻も早く通水をしていく給水をしていくということが一つです。

もう一つが一番はやっぱ水源の確保。在宅避難したときの水源の確保。それと基幹管路の復旧。それから最後に末端の管路の復旧というかたちでこの3本柱を念頭に置きながら考えております。水源の確保においては停電時うちが非常にポンプで上げている場所も多いので電気が止まると水が上がりません。タンクにたまらないということで一番やっぱ桜ヶ丘とか大きいタンクではかなり50%ほどは人口を賄っているようなタンクですので、そこが枯渇してしまうと大変なことになりますのでしっかり日頃から発電機、通常が発電機が2台、大型が1台。毎週毎月点検しながらしっかり作動するかの点検で担当職員がいつも危機管理に備えている状況であります。

それから水源の枯渇。地殻変動とかあってもう全て小国町湧水で賄っていますけど全ての水源が枯渇するような大地震が起きた場合は他町村からの応援、自衛隊の応援、もう一度再ボーリングをするというかたちでそうなると長期の期間になりますのでそういうところはなるべくならないように、どこかの水源だけはしっかりと確保できるように考えてはおります。それから水源の濁りです。私も経験しましたが結構通水はするのですが濁り水が多い。飲料水には使えない。料理。お風呂にも入れない。私は泥水の時に入りましたがお風呂は何とかできるのですがほかの煮炊きができないというところありますので、しっかりとそこは泥が入った場合は消火栓と

か土砂ばきでしっかりと業者と連携しながらまずはきれいな水を皆さんに供給するというを考えております。

それから先ほど言ったように避難所の供給というかたちで今後折り畳み式の給水タンクも今結構自治体で購入していますのでこれが1千リッター分あります。幾つか予算が付き次第しっかりと今1千リッター、1千500リッターしかありませんからもう少し大きい給水タンクをしっかりと備えていきたいと思っております。うちの目標といたしましては地震発生から3日で皆さんの御自宅に通水をできるだけ頑張る。それから基幹の管路とか配水管が大きく被災した場合でも1週間程度では皆さんに通水ができればと思っております。熊本地震では熊本市のほうもしっかり頑張って約2週間程度では応急工事が終わって全区域に通水ができたと聞いておりますので、その辺のマニュアルを生かしながらしっかり頑張っていきたいと思っております。

以上です。

7番（松本明雄君） はい、松本です。

今、建設課長が言われたとおり2週間程度であれば全世帯いくというような話もありますが、今飲み水だけではなくて家庭ではトイレもほとんどもう合併浄化槽で処理するみたいになっておりますので昔みたいに水洗トイレがないとということややっぱり水が相当いります。そういう水は川からでも持ってくればいいんですけど、それに慣れるまでが相当かかると思いますのでその辺も考慮していただきたいと思います。

前の質問のときもさせていただきましたが小国町では水道管を耐震管のほうにずっと変えていっています。もう大分予定では終わっていると思いますが、その辺もちょっと説明のほうをお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 今うちが管理している水道管が約140キロ程度あります。今急いでいるのがもう耐用年数を過ぎた40年経過したもうその管のやり替えから取りかかっています。それが約半分50%、60近いぐらい終わっています。そのうち耐震管が約16%。国の省令では厚生労働省が出しているのは全ての自治体において60%を目指しなさいということなんです。非常にやはり老朽化から対策をしていくということから始めましてもう老朽化対策に合わせて耐震管もやっていくということで、現在はほとんど入替えの際には耐震管を使っております。

以上です。

7番（松本明雄君） この前から水についてはもうずっと能登半島の件で放送して見ましたので、うちが何メートルぐらいずれればその水道管が外れないのか。その辺の説明も後からしてもらいたいと思います。それでまだ40パーセント50パーセントですので今さっき言われたように地殻変動があれば水が止まるということもありました。

それで第2水源の話もずっと前々からして見ましたが、やはり宮原から離れたところにありますので非常にそれは難しいとそういう話もしてありました。ですから今後南小国町は立岩水源

からずっと何も使わずに勾配がありますので流れてきます。そしてアキバさんのところにタンクが作ってあります。今後小国町が水が枯れた場合ですねもう第2水源ではなく南小国町のほうの本管とつなげるような構想も考えていくといいのではないかと。あそこでは相当な立岩水源が流れておりますので南小国町さんとも協議しながらでしていくと水が枯れることは立岩水源が枯ればそういうこともできませんが、そういうことも念頭に入れながら建設課も考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 最初の質問で耐震管の構造というところなんです、今うちが入れられているものがやっぱり地殻変動等地震が起きた場合一番やっぱ破損するのが継ぎ手の部分です。継ぎ手の部分を今の耐震管は昔はソケットを付けてやってましたが電気で溶解して溶かしてしまう。一本の水道管にしてしまうというかたちで継ぎ手がありません。全て継ぎ手がない状態なのでもうこの配水管においては熊本地震、東日本大震災で実証があっっています。もうそこで被害はゼロということでどんなに道路が被災しても橋りょうが落ちてしまえば別ですけど、そういうところを考えれば被災はゼロという報告を頂いています。あとダクタイル鑄鉄というのがあるのですがこれはもう鎖みたいになってしまっていて自由に伸び縮みができるのでまた継ぎ手の部分をそれで解消ができるというところで。非常に値段的にも若干の上乗せはありますけどもうほぼ変わらないところで出回っていますのでしっかりと今からその辺を考慮しながら入れていきたいと思っております。

ちなみに断水で先ほども言ったようにトイレ関係等々に一番やっぱり重きを置くべき時代にもなってきたと思います。やっぱり感染症のリスクが集合で避難していくものすごくリスクが上がる。そういう震災が起きてからの死亡率も高くなるということでやっぱり衛生面でももちろん衛生を重視するがためにやっぱり地中に埋設するというところがありますので、本当は空中でも飛ばせれば一番いいのですがやっぱりあれだけの重量があれば水道管しっかりと土台が必要になってきますのでどうしてもやっぱり日本全国地中に埋めるというところで衛生上にも管理上にも間違いはないというところでやっていますので、そのような感じでしっかりと今からはそういうところをやっぱり衛生面、健康面を考えながらしっかりと給水をしていきたいと思っております。ちなみに阪神大震災では3か月、新潟中越地震では1か月ほど、東日本大震災で5か月、熊本地震で3か月という一番長くて断水の期間がきていますので、先ほども言ったように我が自治体におきましては早急に復旧ができればと思っております。

それから、今後立岩ですか第2水源ですね。南小国町との連携というのも考えるべきかと思いますが、今うちの戸数を最大限に賄うのがやはり今の桜ヶ丘の配水池これが1千600です。黒淵、宮原合わせて1千600。だから大体半分は賄っていますし。そのほかの水源のものすごく優良な水源と言えば西里の高早水水源。一応そこから桜ヶ丘までの計画をしたことがあります。その費用が約7億円掛かるということで危機管理しっかりと考えていかなければいけないんですけ

どやっぱりコスト面で掛かるというところで、南小国町と連携しようがほかのところから連携しようがやっぱり掛かるなど。まずは耐震管。まずは古くなった管をしっかりと直して地震に備えるというところで。職員は今のところ24時間体制でしっかりと警報が出れば対応するように意識も高うございます。うちの建設課の職員はですね。うちの合い言葉として「想定外をいつも想定しておきなさい」というところで「もうこのような大型台風とか大雨、地震いつ起こってもおかしくないんだよ」と。「だからもうそれに備える心の準備と行動をしっかりと考えて職務にあたりなさい」と言っていますので、しっかりと意識が高まっていると思っております。今後とも第2水源も合わせながら職員の指導もしながらしっかりと落ちついた行動ができるよう頑張っていきたいと思っております。

以上です。

7番（松本明雄君） 7番です。

今建設課長の中から桜ヶ丘水源の件も出ました。今度は水道関係も国土交通省の管轄になっておりますので、この前の話の中に今年の水道管の布設の入替えの件で話がありました。その前も僕は質問したと思うのですがどうしてもやはり桜ヶ丘に持って行っているのは小学校の下の橋を通してありますのでもしもあれが水害で流れた場合架け替えるまで仮にすればもう1週間ぐらいで終わると思うのですが、それまでやっぱり1千600の世帯が待つておくようなかたちになりますのですぐは間に合わないと思いますが橋とは別に本管を替えていただきたいと思います。それが和歌山で一遍橋が落ちたときに水道管が落ちていました。それによって相当な軒数は水がないという状態が発生していますのでやはり水はどうしても飲み水から衛生管理全部、手を洗うも使いますのでその辺りもう1回検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） はい、ありがとうございます。おっしゃられるとおり橋りょう添架の部分が一番やっぱり水道インフラでも弱い部分だと思います。もう橋が全壊してしまえばおのずと水道管も持っていかれるというところなんです。今上水道の橋りょう添架が70か所ほどあります。でもしっかり橋りょう点検等々やりながらしっかりとその辺の添架物の管理もやっています。今おっしゃられた宮前橋。この前委員会でもちょっと一つだけレベル3が増えたというところがありますが、そのレベル3が増えたのが宮前橋でございます。やっぱり非常に真ん中にピアがあってあれだけいつも増水。筑後川の本流ですからもうあふれんばかりの水が流れてきますのでやはり橋脚の部分等大分傷みがきています。今下流側には添架しているのですがやはり橋を越えた場合はもうすぐにでも落ちるのではないかなというぐらいにしっかりと強化していますけどやっぱり大災害にはもたないというところがあります。

今回の工事がちょうど桜ヶ丘からの入り口からタンクまでの水を送るもの。これはもうダクタイル鋳鉄でやり直します。先ほど言った耐震管です。それから今度は下ろして皆さんに供給するのも桜ヶ丘の入り口まで。合計1キロほどのあそこにはダブル。送るほうと皆さんに配るほう。

送水管と配水管がダブルで入っていますのでその工事約1億かけてやります。今回はやっぱりそこがもう57年ぐらい経っています。一番のやはり先ほど言った半分以上の住民の方に水を送る施設なのでもうしっかりとそこで何か起きたときは大変なことになりますので、しっかりと耐震管を入れて工事をやり直すということにしております。やっぱり今おっしゃられたとおり水道管だけ別にというところで確かにあれだけの筑後川の本流ですからしっかりと渡したいところはあります。今小学校を迂回して議員さんの家の前を回っていますので直線で持っていけばしっかりとできるのですけれども、やはり川幅も広くて重量もあるので結構やっぱり管だけで渡すのは無理だと思います。やっぱりちょっとした橋りょうみたいなやつの中を這わせるとそういうのも考えながら人が歩ける管理できる場所も必要なのでしっかりとそこも費用対効果を考えながら検討の余地があるかと思っています。

以上です。

議長（熊谷博行君） 回数を超えていますのでよろしくお願いいたします。

7番（松本明雄君） はい。最後にまとめて聞きます。今言われたとおり人が管理しなければならぬとそういうこともありましたのでその辺はよろしく検討してください。

宮原町内も井戸水が個人で掘っている方が相当いると思いますので、そういうのは建設課が調べてあるのか。それによって防災マップにそういうのも落とせますのでその辺の検討もしていただきたいと思います。それともう一つは漏水。漏水も今は夜漏水の会社をお願いして見て回っていると思いますが、今人工衛星から漏水を探すことができます。それによって半径100メートル以内であればどこかイスラエルのAIかなんかで探せば湧き水と水道水は区別ができるとそういうシステムもありますので、今後そういうことも検討していただきたい。もう一つは水量を測る水道の検査員の方もいらっしゃいますが、栃木県か何かはふたにQRコードが付いてましてそれを自分たちで測って役所に送ればもうそれで水道の料金が出るとそういうこともありますので、そういう方向も前向きにもう時代が変わってきておりますのでいいものはどんどん入れていただきたいと思います。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） はい。今おっしゃられたとおりうちが管理しているのは水源地の12か所を管理しております。あと個人のもはまたちょっとそういう防災の意味でもちょっと防災のほうとも協議しながら検討していきたいと思っています。今おっしゃられた漏水調査におきましてはその話は聞いております。半径100メートル範囲がよく分かるというところで。大都市横浜とか福岡とか入れているところは聞いております。しかしながらうちも技術者が勉強に行ったときにやっぱり100メートル範囲こういう自治体の田舎のところは非常にもう管が1本ぐらいしか入っていないのでそういうGPS飛ばすよりもしっかりと密集しているんな管が入っているところは非常に効果があるのですが費用対効果の面でなかなか劣るというところもあります。検針

のほうもおっしゃられるとおりのうちも導入も考えてみたところもあります。しかしながらやっぱり初期費用が結構7千万円から1億円ぐらい掛かるので今のところ検針の公募をしたら人が来てくれますので、しっかりと歩んでいただいて検針をしていただくというところで今のところ推移していきたいと思っています。

以上です。

7番（松本明雄君） はい。建設課には終わります。費用対効果いろいろあると思いますが今後そういうのも安くなってくると思いますので検討のほうよろしく願いしておきます。

次は町民課のほうに質問させていただきます。これは能登半島の地震の件であったのですが老人ホームです。老人ホームとかそういう施設、介護の施設なんかも被災した場合にやっぱり代わりの場所がない。そういうことがありますのでコロナのときにはコロナにかかった方とかかかっていない方と施設同士で連携して話して施設を変えていたとそういう話を聞いていますが、その方向でできるかどうか。そしてまた町民課の課長もまだ震災のときにはまだ課長ではなかったですから課長としての意気込みも聞かせていただきたいと思っています。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 災害時の高齢者施設、介護施設の対応についてということでの質問にお答えさせていただきます。先ほど建設課のほうに水道関係の質問がありましたが高齢者施設、介護施設においても業務を継続するためにライフラインの確保。それから代替進の措置を考えておくということは非常に大事であるというふうに考えております。それから今言われたように災害時のほかの施設との連携それから情報共有辺りも非常に大事なことということで思っております。こういった水害や地震時の対応としましては基本的には行政支援が開始されるであろう目安として、まず3日はそれぞれの施設で自力で頑張ってくださいということが基本というふうに言われております。こういった中で国のほうでは令和6年3月もう現在なんですけど業務継続計画というのを策定することを義務づけしております。この業務継続計画というのは一般的にBCP計画と言われるものなんですけどこの中で不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない。また中断しても可能な限り短い期間で復旧させる方針とか体制手順を策定するものです。その中ではこの計画の中には平常時の対応であったりそれから緊急時の対応と先ほど議員が言われたように最終的にはほかの関連施設を連携協定辺りまで計画の中でうたうようにというふうになっております。まずはこの部分をしっかり各施設のほうで計画していただきたいというふうに考えております。少しこの内容について町内の事業所のほうに確認をさせていただきました。その結果でいきますと入所系の施設についてはこの計画を策定しております。この中で飲料水であったり生活用水の確保辺りもいろんな方法で行われております。それから食料の備蓄。3日間の食料備蓄であったりそういうことで電気言えば発電機を準備するとかそういったことを計画に合わせて実際にも行っている施設もあります。行政としましてはまずせつかくこういったいい計画があります

ので全ての事業所においてまずはそういった計画の策定の部分を支援それから確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（松本明雄君） よく調べていただきまして発言していただきありがとうございます。

次は情報課と産業課ですけどまとめて情報課のほうに聞きたいと思います。この前の能登半島輪島では伝統産業がありますのですぐに東京なんか被災したもの以外は持って行ってお金に替えるとそういうことができますが、やっぱり商業者、農業者はそういう災害に遭うとお金が入ってきません。ですからそういうところすぐにでも考えていただいて売れるところ東京に持って行ったりとか今していますけど、近くであれば福岡県が大都市でありますのでどういう範囲で震災するか分かりませんが、あるものをすぐお金に替えてやるという方法を情報課のほうも考えていただきたいと思います。あることはないとは思いますがそれを一応シミュレーションしていただいてあったらこうするというのをやはり情報課としても残していただきたい。今度課がなくなるみたいですので最後の答弁になるとは思います。よろしくお願いします。

情報課長（中島高宏君） 災害時における商品の販売ルートについては議員が御質問のとおり小国町でも能登半島地震や熊本地震辺りの大災害はいつ発生してもおかしくないというふうにいつも認識しております。災害時には販売ルートが寸断される可能性が十分ありますし流通がそこで滞る恐れがあります。事業者が被災した場合事業を継続するために迅速な行動がまず必要になってきますけれども、その迅速な行動の一つとしてこの商品をどう販売するか。商品をサービスの販路をどうするかが出てくると思います。災害が発生した場合の販路としては例えばですがインターネットを利用してオンラインで販売する方法。それから災害時でも営業ができていた店舗や近隣の店舗辺りに販売を依頼してそういうルートを確保する可能性もできるかと思えます。また支援団体等が入ってきますのでそのほうから活用して販売する方法。それから平常時から販売先と関係を維持することで協力を依頼することもできる可能性があるとは思っています。

また大規模な災害においては想定される影響として販路だけではなくて、仕入れ先の被災により仕入れができなくなるとか販売先の被災により販売ができなくなる協力会社の被災により業務が停止する可能性も影響として出てくる場合がありますので、そういう関連会社と被災時の対応について平常時から協議して事前の対策を行うような対策が必要というふうに思っております。いずれにしても大規模自然災害が発生した後も事業活動が続けられるような取組が必要になってきますので、この取組として先ほどお話がありましたBCP計画辺りがあります。このBCP計画については小国町の地域防災計画に定めておりますし、また被害を最小限に抑えるために復興復旧につなげるための計画として小国町においても国土強靱化地域計画というものを定めております。これらの計画の中には事業者の災害時における役割は生命の安全の確保、2次災害の防止、事業継続などの対応であるとされており、具体的には事業者は災害時に業務を継続

するためのBCPの策定に努めるとなっております。また取引先のサプライチェーンの確保についても努めるということになっております。この事業者の対応につきまして町や関係機関は事業者が災害発生により事業活動の中断ができるだけ短い期間で再開できるようにこの計画を立てるように促進するということになっておりまして、担当所管としましてはこのBCPの策定を推進していく必要があるというふうに考えております。現在行っている取組としましては商工会が主体となっておりますけど先月事業継続計画セミナーということで今年度実施していただいております。来年度以降もセミナーのほうを実施するというので随時計画策定の相談については乗ってくれるということで聞いております。全国的にもこのBCP策定状況低い状況であります。小国町においてもほとんどがまだ今からの取組になっております。今後は国や県、商工会等の関係機関と連携しまして啓発のためのセミナーや専門家を呼んで指導助言をするような取組を進めていきたいというふうに考えております。災害時における事業者の販路を平常時から考えておくことはとても重要ですし、また災害時の販売計画に関する情報を事業者と共有していくことも重要ですので販路拡大について関係機関と連携しながら事業のほう取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（松本明雄君） 今課長が言われたとおりBCPのこの前商工会であったセミナーには行ってきました。非常にいいことです。そういうことをやっぱり商工会と連携しながらどんどんやっていただきたいと思います。そういう計画書を作ることによって災害に遭ったときにお金を借りることもできますしいろんな支援もできますので、情報課としてまたそういう商工会にも行ってどんどんそういうのを作って持って行けばいざというときに助かるということを進めていただきたいと思います。やはり農家の方や商売人はすぐお金が入らないと困ります。昨日かおとといか能登半島の水産業の方が現金商売をしていました。ですからお金、現金が非常にやっぱり助かるそうなのでクレジットカードを使うことはないと思いますがそういうことも前提に書いておいていただきたいと思います。これもちまして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。午後からの会議は1時から行います。

（午前11時37分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番（熊谷和昭君） はい。8番、熊谷です。

それでは、通告書どおり一般質問をさせていただきたいと思います。一番始めに小国町の保育、保育園、小学校、教育に対して今後の維持と対策についてお伺いしたいと思います。少子化が叫

ばれておりますけれども本年度から過去7年間、どのくらいの数の新生児の方が誕生されているかちょっとお聞きしたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） まず町民課のほうから過去7年間の出生数について御報告申し上げます。出生数ですがまず7年前の平成29年度が44人、平成30年度が55人、令和元年度が49人、令和2年度が32人、令和3年度が39人、令和4年度が23人、令和5年度は現在まで20人となっております。いうまでもなく減少傾向であるということと特に直近2年間は大きく数字が減少しているような状況です。推測ですがコロナの影響がかなり大きく影響しているものかというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 8番です。

それでは今の出生人数を考えると今後学校施設、保育施設、体育館等も含めて小国町として施設の改修、改築、新築いろいろあると思いますけれども、どのくらいの予算が今後想定されるかお聞きしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 私のほうからは建築に関してちょっと述べさせていただきたいと思えます。まず改修等々はいろいろ雨漏りとかいろんなところが発生した要因が変わってくると思えますので外壁等々もありますので一概には言えませんが、まず保育所のほうまず今の大体人数が180名と聞いていますのでこれを木造平屋で造った場合は大体1千500平米ほど広さが必要な。造成費用、建築費を合わせまして大体4億5千万円ほど。これに機械設備、浄化槽等々が入りまして大体2億5千万円程度。本当の目安概略ですが大体7億円それに消費税が入りまして7億円から8億円の推移が見込まれるのではないかなと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 8番です。

大変大きな金額ではありますけれども今現在、少子化の中で小中学校空き教室が大分あると思うのですが、その辺をちょっとお聞きしたいんですけどどのくらいありますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。空き教室ですけれども小中学校ともに4教室ずつ現在あります。その教室につきましても学習室とかミニ図書館などで活用している状況です。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 今の答弁聞いていきますと空き教室はあるけどいろいろな別のことで使っているということですが、さっき新築した場合とか改修した場合7億円近くかかるということですが、今からこれを町が負担して建て直すとかなくなってくると大変な町民の方に負担がかかることになってきます。出生人数聞きましたとおりに昨年でしたら23人でした。これを今の状況でまたちょっと考えてやっていると小国町小中高と一貫教育でやっておりますので空き教室のほうにどうにか保育園。小学校の空き教室、中学校の空き教室うまくやりくりをして保育園のほ

うを教室のほうの改修でどうにか賄うことができれば大幅な予算減にはなるのではないかと思っ
ているのですけれども、新しく建て直す用地を探す必要もありませんし今現在使われている宮原
保育園というのはまたグラウンドの一部となって大きく使えるようになると思います。この前本
議会でしたかね宮原の小国小学校の体育館のほうは改修せずにドームと小国中学校の体育館一緒
に使うということですね。もうそれでいいと思います。今から町がどんどん小さくなっていく
のはもう間違いなくもうそこまできていますので、できるだけ使わないような方向性でやってい
っていただきたいと思うのですけれどもいかがお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 総体的にというか非常に広い御質問でございますので私のほうから少しお答
えさせていただきたいと思いますが、先ほどの答弁前回はもう決まっていますので決まっています
はございません。ただ方向性としては今熊谷議員が言われるような方向も一つ考えられるのでは
ないかなというふうに思っております。先ほどの熊谷議員おっしゃられるとおりの所管としても町
民課、教育委員会、建設課と横断的な会議も特に必要であろうというふうに思っております。ま
た保育園自体がもう40年ぐらいですかね。もちろん小学校もそれを越えたような状況でもあり
ます。ですので推移の中で小学校の中に保育園を入れることも不可能ではないという話の検討の
部分までは実はしているような状況ですが、これを小学校に移して保育園を仮に新しく新築しな
いとしてもやはり小学校いずれかでは多分やらないといけないというふうにも思っております
ので、トータルの中でどうやっていくほうが今からいいのか。10年間ぐらいはちょっとかかるか
もしれませんが先日も私の答弁の中でも是非とも議員の皆様方にお考えを出していただきた
いという旨もお伝えさせていただきました。町といたしましてはもちろん今の保育園これ維持を
補修しながらできるだけ持たせていくという考えのもとでスタートはしておりますけれども、い
ずれはやはり新築と建て替えといった考えだったり小学校も同時に建て替えという状況。その中
で先ほど言った体育館だったりそういったところももうトータルあそこに小学校、中学校、保育
園が文教区といいますか区的にもそろっておりますので、その部分では複合的に考えてなんら
か一番いい最適解を見つけていければなというふうに考えているところでございますが、いかんせ
ん熊谷議員おっしゃられるように財源もしっかりもちろん考えていかないといけないですしやは
り新築するとなれば将来にわたってもちろん負担も町民の皆さんにおかけしていくというところ
もありますのでしっかり考えさせていただきたいというふうに思いますが重ねて議員の皆様方にも
御意見を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 8番です。

ありがとうございます。要は人口減ってきて今6千ちょっとですけれども5千人、4千人と
なってくるこの先の未来は大体見えておりますので。それだけでできるだけ維持管理できるよ
うな体制をとっていくべきだと思うのです今から。将来的に箱物というのは町の大きな負担になっ

てくるのはこれ間違いありませんのでできるだけ今使われている学校も持たせるような感じでやっていかないとそれぞれの町民のほうに負担がかかってきますのでその辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは小国中学校の寮の話。1億500万円で今度改修に入りますけれども小国高校の寮としても併設するというかたちにはなっていましたけれども、実際今どのくらい高校生が聞くところにおいていないという話もあるのでありますけれども。いない理由とかもいろいろあると思ひますけれども条件とか高校生が入る条件。月の月謝がどのくらいだとか何かありましたらお願ひしたいと思ひます。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今の寮の稼働の状況なんですけれども平日の月曜日から金曜日。金曜日にはもう夕方には出るというところで年間155日程度の稼働となっております。高校生になりますと中学生に準じるということです。平日のみの入寮ということになりますので土日がないという状況には寮ではそういうふうとなっております。高校生の月当たりの費用ですけれども寮の費用は月4万5千円となっております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、8番です。

多分規制の中に30キロ以上というのが多分あったと思うのですが、これ自分の子供が学校に行っているときの話なんですけれども何人かの保護者の方ですよ「できれば小国高校にやりたい」と。ただ小国高校に行くと大きな農家の方とか大きな商売をされている方とか朝の時間が取れないので市内にやって全寮制のところとか下宿とかそういうところにやって進学をさせたいという方が結構いらっしゃいました。もし小国高校の今後の生徒数確保の中と考えるとこの30キロ以上というのをちょっと規制を和らげていただければ、もしかしたら数名の方が小国高校に進学なされたのではないかと思います。せつかく寮にも手を入れてか今度改築することになりますのでできるだけ利用の方面それと小国高校にできるだけ来ていただく方向で努力をしていただきたい。町民の方もある程度費用を負担していただければ入っていただけるようなかたちをとっていったほうがいいのではないかと思いますけれども、この辺町長いかがですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 高校生の寮の条例を定めさせていただくときに提案いたしましたが、その30キロというところの目安というのが町内から自力で通うことができないというところで30キロというところを決めさせて示させていただきました。それであと中学生を主にするというところで中学生が多ければ高校生の入寮はできないというところで考えておきまして、今のところ2階のみを高校生で考えているところではあります。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 教育委員会の担当の所管の検討では今そのようになっているというふうに思っております。私といたしましては今後は特にそうですねけれども小国高校の魅力小国高校をいか

に存続させていくかというのが非常に大事であろうというふうに思っております。そのような中で小国町単体だけではなくてやはり南小国町さんとの見解だったりというのも非常に大事でございますので、しっかり話をさせていただきたいなというふうに思っております。もちろん中学校の基本的に寮ですので答弁のとおりではありますがその中に高校生が入ってプラスアルファになる要素があれば中学校、高校ともに寮生活の中で良い方向に進めばもっと良い寮になるのではないかなというふうにも私は思っておりますので、この前の条例の部分では今こういうかたちになっておりますけれども必要に応じてしっかりと検討させていただきながら今後考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） すみません、私のほうから局長に。距離は去年変更されたのではなかったですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 申し訳ありません。距離は規則のほうで定めさせていただいております。当初30キロよりもっと大きい数字だったのですけどすみませんちょっと数字のほうは覚えていませんけど、検討しまして南北の小国以外からは通える30キロというところで教育委員会のほうでは規則を通させていただいております。

8番（熊谷和昭君） はい、分かりました。ですが少しでも小国高校の存続を願うのであればこの辺の規制緩和も町として進めていくべきではないかと思えます。

それではこれ教育関係全部にはなるのですけれども学校に対する苦情とモンスターペアレント、ネグレクト、いじめ等いろいろございますけれども、こういった事象というのは小国ではあまり聞かないんですけれども実際は苦情等いろいろあると思うのですけれども数のほうはお分かりでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。モンスターペアレントに関しましては今のところ認知はしておりません。ネグレクト、児童虐待などについてということよろしいでしょうか。家庭環境や心身の健康などのスクールカウンセラーによるカウンセリングとか教育相談を受けた数というのが小学校のほうで4人、中学校で8人、また気になる子供の様子を関係機関と連絡をとり合う相談やケース会議を行っているところです。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 昔で考えれば小国町って小さい町で子供たちの子育てというのは地域でやっていた。近所のおじさんたちがそれぞれの子供を見て怒ったりしながらそれぞれ皆んなで手をつないでやってきたような過去がございますので今、家庭の世代別で分かれて分散して生活的している時代ですのでその辺でこれはネグレクトで育児放棄になりますけれども、多分親のほうも自分の我が子がかわいくない子はいないと思いますのでどうしていいか分からない人が多分多いと思うのです。ですのでその辺のケースでのカウンセリングとか話し相手になってやるとか大変重

要なことだと思しますのでその辺はしっかりお願いしたいと思います。

では次、隣町では中学校制服無償化ということでよく小国町の近所の住民の方からもこれは聞かれるのですけれども「小国町としては考えていないのか」ということなのですけれども「今のところ予算には上がっておりませんね」という返事はしますけど、南小国町にちょっと知り合いがいますので電話して聞いたところ去年の在校生、今の2年生、1年生には新規で制服を全部配るそうです。配ることがいいことだと町民からしてみたらありがたいことだとは思いますが、これ小国町として現状この考え無償化についてどう考えておられるかよろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 予算に上がっておりませんので無償化ということではないですが、1万円の補助といったかたちでは出しているような状況でございます。小国町といたしましては1昨年子供たちの生徒会中心でありますけれどもずっと2、3年制服を今の学生服からブレザーのほうに変える動きの中で子供議会でもこちらで子供たちの活躍によって獲得したといいますかそういった状況でもありますけれども、町といたしましては1万円の補助をさせていただいて南小国町さんとは非常に差があるところでありまして制服に関してはこれまでもずっと保護者の方たちに負担をさせていただいておりますので、その部分では基本的な考え方は変わりませんので保護者の皆様方の御負担になるかもしれませんけれどもお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 8番です。はい、分かりました。

私も何人かから聞かれてインターネットで検索しましたがけれども、制服を無償化している学校ってたまたま南小国町がやっているだけで全国的に見てあんまり多くはないみたいです。ですのでこの辺は町の情勢、予算、税の負担の公平性を考えれば今までの方たちはちゃんと払ってきていますのでこの辺は住民の人たちがどう考えるかによりますけど。ちょっとネット上目についたのが制服の町がやっているリユースです。再利用ということなのですけれども卒業されたお子さんたちが使っていた制服を回収ボックスか何かできれいな分は入れていただいてそれを次に回すという取組をしている地域は何件かありました。こういうことももし考えられたらやっていけば少しはいいのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） リユースに関しては私がPTAの頃にもう小国中学校でもやっていたというふうに思っておりますので、その部分では話をしながら学校側でできる体制。今の現時点では数が少ないからできないかもしれませんが実質できるような体制になりましたら保護者の方たちまた子供たちが中心になってまた話をさせていただけると思しますので、SDGsの観点からもリユース非常に大事なところでございますので話が進めば私としてもそれを期待したいというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 多分制服自分で所有されていますよね。多分二度と使うことはありませんの

できるだけリユースのほうに回していただけるように行政のほうでも案内を出したりとか取組を促進したりとかいうことはできると思いますので、近所の人から「要らなくなったのを貸してくれないか」とか「くれないか」とかいう話もあっていたとは思いますが、それを町がどうか取り仕切ればばサイズもいろいろそろそろと思います。できたらやっていただきたいと思います。

ネットの中で見ていましたら民間調査機関で18歳から29歳までの既婚者、未婚者の男女に出口調査をしているのですけれども「将来子供が何人欲しいですか」という質問だったらいいのですけれどもその中で「子供ほしくない」と答えたのが全国的に55.2%だったそうです。この55.2%という数字を小国町に当てはめてみると若い人たちというのは何人かちょっとよくそこまでは分からないですけど、そのうちの55.2%の方が結婚して子供産んだと考えると今後大変恐ろしい事態が待っているのはもう明らかです。昔はいろいろさっきもお話したとおり家庭で全部育児をやっていたのでおじいちゃん、おばあちゃんが見ながら若い人たちは仕事をして3世代がそろっているような家庭がほとんどでしたのでそれが可能だったと思いますけれども、今の小国町もそうだと思うのですけれども学校の教育の中で社会の成り立ちとか郷土愛とか道徳心で地域を維持していくことの大切さとかそういう昔で言う道徳という授業の中になるかとは思いますが、どんなに子供をつくって卒業させても小国町に残っておられる子供さんがいなければ小国町将来もう全く先が見えませんが、その辺の教育というのは学校機関していますか。「していない」、「している」でお願いします。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。「している」か「していない」かで答えれば「している」ということで総合的な学習でありますとか今地域学習というので持続可能なところをメインに仕事場であるとかああいうのも見っていますが。自分たちがこの町で暮らしていくために何が今できるか。この町はまた小国町を発展させていくという何ができるかというような視点で考えるというようなことも学習の中に入っておりますし、子供を見ましようとかそういったところでは具体的にはないと思うのですが。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、わかりました。「している」ということで理解しておきます。

役場、行政機関がどんなに頑張っても家庭のほうでどうしても「小国にいてもしょうがないけん、どっか都会に出て仕事しないか」という話を家庭でされるとこれはもうどんなに行政が頑張ってもその穴埋めは多分できないと思うのです。ですからその辺の考え方というのは親子さんのほう今小国に住まれている住民の方々にも少しはちょっと御理解をいただいて将来のことを考えていただきたいと思います。

それでは次の質問に行きたいと思います。観光客の推移と今後の取組についてちょっとお聞きしたいと思います。過去10年間の観光客の推移。小国町に来られた方、宿泊された方、両方ちょっとお聞きしたいと思います。

情報課長（中島高宏君）お答えしたいと思います。過去10年間の観光客の推移ということで。小国町毎年独自の調査になりますが調査しているところです。10年前の平成25年度からの推移ということで述べさせていただきます。まず平成25年度につきましては観光客約88万人ということになっております。26年度翌年度については70万人台に落ち込んでおりますが、平成27年度につきましては調査を始めて過去最高の112万人に達しているところです。その後28年度につきましてはご存じのとおり熊本地震があった関係で再び減少して80万人台まで落ち込みましたが、その後29年度30年度についてはまた上昇している状況にあります。令和2年以降につきましては新型コロナウイルス感染症また令和2年7月豪雨の影響を受けまして2年度につきましては観光客40万人台。それから令和3年度も50万人台ということでピーク時に比べれば半分以下ぐらいの数字になっております。宿泊者数につきましては観光客の約15%から20%が宿泊者数ということになっておりまして残りが日帰りの方ということになっております。宿泊者数につきましては平成25年度以降につきましてはコロナウイルスの影響が出ていない30年度までについては18万人から20万人台ということで推移しております。過去10年間の推移につきましては入込客数が50万人台から110万人台。それから宿泊者数で7万人台から20万人台ということで変動が大きい状況が続いております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、熊谷です。多分いろいろな要因があるのだと思いますけれども情報的に今示されたような要因以外にコロナとか地震とかありますけど、それを除けたときにどのような推移か。これはちょっと難しいかもしれませんが近年鍋ヶ滝に来られるお客さんとかが多いんですけれども、その辺が確実に小国町に収益をもたらしているかというのは駐車場料金はあると思うのですが、そこから先お客さんがどう動いているかというのは全く多分把握はしないと思う。どうですかね。してないとは思うのですがけれども。

情報課長（中島高宏君） 自然災害以外のコロナとか豪雨に伴って影響する増減以外につきましては、やはり鍋ヶ滝公園についての影響が大きいというふうに思っております。平成27年度の数値で言いますと鍋ヶ滝22万4千人入っております。28年度はまた熊本地震の影響。それから29年度以降については令和元年度まで20万人以上ということで推移している関係でそれが観光客の影響が出ているというふうに思っております。令和元年度に24万5千人ということでピーク時の数字ということでそれ以降コロナとか豪雨の関係で減少している状況です。

以上です。

8番（熊谷和昭君） いろいろ要因はあると思うのですが最近よく観光客の人と話していて聞かれるのが「何で小国の道の駅はあんなに利便性が悪く造ってあるのか」とよく言われます。悪く造ってあるわけではなくてたまたま大きくしていったらああいうかたちになったのでしょうかけれども、やっぱり近年道の駅等を見てみると阿蘇を見ても大きいところというのは大変利便性

がよく造ってありますけれども。今後小国町の道の駅とかゆうステーションどうしたいとかこうしたいとかいうのがありますでしょうか。

情報課長（中島高宏君） 情報課としての意見を言わせていただきたいと思います。ゆうステーションにつきましては平成27年に重点道の駅ということで29年度以降国の補助を受けまして複数年計画で御存じのとおり駐車場の拡大整備やトイレの整備。それから観光協会の整備を令和3年度まで行ってきております。ゆうステーションの今後につきましては立地の問題等ありますが道の駅一帯をどうするかという考えについてはゆうステーションまた観光協会、薬味野菜の里、ウッディタウンなどの周辺の施設の方と協議していく必要があるというふうに考えておりますが、今のところそういう協議等は行っていない状況でございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、8番です。

小国町にさっき答弁いただきましたけれども約大体20万人ぐらいのお客さんが見えられているということなんですけれども、いかんせん小国町にはこのお金を落とす施設というのが大変少のうございます。近年やっぱ鍋ヶ滝とか今後も北里柴三郎先生の記念館とかあの周辺に民間の力をいただいてできるだけ民間の企業が入りやすいような環境を作っていけば、その方たちの賃貸料とかいろいろ入りますし税収も上がってくると思います。そういう取組は今からある程度しておかないと1回来たお客さんというのはやっぱりどうしても自然を見せるものとか文化的に見せるものというのは1回見たら2回目ってなかなか足が運ばないと思います。そこで魅力的な小売店とかいろいろ楽しい思いをさせたりとかおいしい思いをすれば「ちょっとあそこにもう1回行ってみようか」という話があるのではないかと思います。自分たちも観光で行くときは「あそこのおいしいもの食べに行こうか」ということでそこには必ずまた寄ったりすることが皆さんもあると思いますので、そういう取組はやっぱり町のほうで道をよくしたりとか周辺整備をしたりとかこれももちろん重要ですけども、それと併せて町民の方がいかに儲けていただくか。その辺もよく考えておかないとこんなはずではなかったということは後から必ず起こりますので、その辺の取組どうお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 少し私も総括的にお話をさせていただきたいと思います。補足があれば担当課長からまた御説明ください。

地域の魅力によってたくさんの方が観光地に訪れるというのは基本的にはどこの観光地も一緒だというふうに思いますが、その観光地にしかない魅力これが非常に大事であろうというふうに思います。特に鍋ヶ滝と北里柴三郎博士に限りましては間違いなくほかにない魅力があるというふうに思っておりますので、できるだけ町としてもクローズアップしていきたいというふうに思います。それからそれに付随して温泉地でくくると全国に温泉地様々たくさんありますけれども湯けむりのある温泉地なかなかそんなにたくさんは。たまたま九州には少し多いかもしれません

けれどもその泉質だったりその地域の旅館それから食べ物の魅力そういったものを含めてこの小国町小国郷には非常にたくさんあるというふうに思っておりますので、その部分ではこちらの小国郷のほうをたくさんのお客様に見ただけの状況にあるというふうに思います。ただ先ほど熊谷議員が言われるようにお客様この地域に来られてお金を使いに来られているわけですので、その仕組みづくりをしっかりとまた今後も考えさせていただきたいなというふうに思っております。新規参入の部分も含めてこの地域でここで商売になるなというふうなところがたくさん出てくればおのずと新規参入の方も増えられるというふうに思っておりますが、その部分でもやはりこの地域の魅力の中でオーバーツーリズムにならないようにこの部分ではしっかり町のほうもコントロールさせていただきたいなというふうにも思っているところです。たくさんの方にももちろん小国町の応援をしていただいて観光客の方にも来ていただきたいと思いますが、その観光客の方たちを支える商売される方にもたくさん小国町の中に入っていただきたいというふうに思っているのも間違いのないことですので、その部分では商工会の方たちそれから観光協会の方たちと一緒にまた話をしていながらどういう方向がいいのか。また私も参加をさせていただきながら町としても情報課もなくなりまして産業課というかたちになりますので農林、商工、観光、全てにおいていろいろとお話をさせていただいて、複合的に地域の魅力をかさ上げしていくことが大事なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、8番です。やっぱりいかに町民の方たちの所得を上げていくかという一つも担っていますので、その辺は是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。今は情報課で商工関係やっていますけれども今年か前から小国町観光協会というのが立ち上がったと思います。これと情報課の位置関係というのがはっきり分からないのですけれども、ただ町が予算やっているだけなのか。どういうふうな関係で観光のほうをやっているのかちょっとお答えいただきたいと思います。

情報課長（中島高宏君） 観光協会と町の連携について答弁したいと思います。ASOおぐに観光協会につきましては小国町を代表する観光協会としまして令和元年に設立しまして4年を経過しております。ASOおぐに観光協会ができるまではそれまで各温泉地の杖立温泉観光協会だったり、わいた温泉組合のほうが中心になって観光振興を行ってきたところですが、それぞれの団体で取り組む観光振興には限りがあるということで観光関係が一体となったASOおぐに観光協会が設立したところです。町としての連携につきましてはまず国からの人材支援制度を活用しまして地域おこし企業人ということで事務局長を派遣しているところです。また地域おこし協力隊の制度を利用して観光協会の業務を担っていただいているところにあります。また鍋ヶ滝業務につきましても委託をしております受付業務それからコールセンターの業務をお願いするところです。観光協会の補助金につきましても支援しております財政面の支援を行っております。

先ほど事務局長のお話をしましたが事務局長については情報課の審議員ということで所属しておりますので週に2回以上は役場に來まして、町と観光協会の事業について定期的なコミュニケーションをとらせていただいているところです。また情報共有についても日頃から行っております。観光協会につきましては令和元年度に設立したということですがすぐにコロナ禍になったということで当初はなかなか事業を実施するのに難しい状況でありましたがコロナ禍の中、町と連携をしまして経済対策事業について主に連携して実施しております。支援策それから給付策のメニューを考える上で立案それから実行まで業務委託を行って実施しております。補助金につきましては主に町を代表するイベントであります杖立温泉こいのぼり祭りや小国の花火、わいた温泉の湯けむりマルシェなどにも支援させていただいております。観光協会の重要な役割については町外の方へのPRや情報発信であるというふうに思っております。町の観光施設や事業所を載せたパンフレットも作っておりますし行政では取組にくいSNSの発信についても毎日行っております。最近についてはイベント、事業等も増えてきまして観光協会と情報課連携しながらPR活動を行っておりますので、今後とも観光振興という面において町と観光協会連携をつなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、8番です。よく分かるようで分からないんですけども。はっきり今度思ったのが北里柴三郎先生の顕彰事業です。これで町がやる、木魂館がやる、商工会がやる、それぞれの予算を付けてそれぞれでやるということで商工会の理事会でちょっと言ったんですけども、もう予算を一貫したらどうかという話ですけどももう予算が割ってあるということで多分無駄になったお金が大分あるのではないかと自分で思っております。その辺である程度一貫してその辺を観光課にこういうことは任せるなら任せるでらせていただくとそれで動いていけると思うし、その監査とかなんかは必要だとは思うのですけれどもその辺のやり方自体考えられたほうがちょっとよろしいのではないかとと思うのですけど。あと観光協会の事務局のほうで地域おこし協力隊の方3名ほど来ておりますけれども事務局長多分今来られた方がもうすぐ確か3年目ではないかと思うのですけど、観光協会を運営している上で事務局長大変重要なポストを占めておりますのでちょうどなれた頃に期限が終わって次の方に入替えというのが多分続くんです。どうにかしてこの辺を町でできないか。優秀な人はおいてある程度もう地域のことが分かってきたときにやめてしまいますので、その辺がどうにかできないかお尋ねしたいと思います。

情報課長（中島高宏君） お尋ねの観光協会の事務局長につきましては令和3年度から企業派遣ということで3年度と4年度については同じ方が事務局長ということで事務のほうをしていただいております。5年度また来年度予算が承認されまして6年度につきましては同じ方今おられる方が事務局長として組織の強化辺りを携わっていただくようなことを考えております。

また地域おこし協力隊の方今3名入っていただいておりますけど地域おこし協力隊につきましては

は3年が満期ということになります、協力隊の趣旨としてはあくまでも小国のほうに定住していただくということが一番大事なこととっておりますので今後協力隊の方と話をしていかなくはないけれども小国に定住していただけるようなことを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも少しお答えさせていただきます。今後というところの話でいいますと確かに今おられる方が非常に優秀であるというお話もお聞きしております。そのような中で観光協会のほうでは是非とも残して欲しいという御要望があれば私のほうでも企業のほうにお伝えをしてできるだけ残していただきたい。また本人のもちろん意思もございますので本人の意思ももちろん確認しなければいけないですけれども、非常に観光協会の方の理事さんそれから観光協会の関係者の方たちのお話を聞いても非常に頑張っていたという評価をいただいておりますのでその部分では皆さん方の評価がそうであれば私のほうも企業のほうに働きかけをして、また制度がふるさと企業人という制度でございますのでその部分が今後使えるのであれば更にいいということでございますのでその部分では働きかけをしていきたいなというふうに思っております。ただ1点A S Oおぐに観光協会がなぜできたかと一番最初の話ですけれども。令和元年にできるまでは基本的に杖立とわいたとありましたけれども事務局がいなかったというほうが正しいでしょうか。例えば関西とか関東方面に行っても理事さんたちが手弁当で報酬ももらわずに旅費だけで行ってイベントだったりというのを参加していたのですが、基本的にそのようなことをしても続くわけがないのです。ですのでやっぱり事務局としての機能。これを充実を図るためにA S Oおぐに観光協会を作ったといったところが一番大きいです。事務局長そして今事務局が3人4人おります。杖立にもわいたにもおりますけれどもそのような方たちがやはりしっかりと報酬を頂いて仕事をする上で事務的にも回っていくようなかたち。これを取りまとめるためにA S Oおぐに観光協会を作ったといったところも非常に大きいところでもありますので、私も当時わいた温泉も一緒になって話合いをする中で一緒にイベント等々を行ってございましたけれども非常にきつかった思い出もありますし、私たちの代といいますか私たちがした後これは確実にもうなくなりました。それはなくなった原因の一つはやはり持続可能ではなかったといったところがございますので、この持続可能な観光を小国町の観光として持続させていくためにもこの事務局機能であるA S Oおぐに観光協会非常に大切というふうに考えておりますので、この機能を維持するためにも事務局長含めてしっかりと人選も含めて相談させていただきながら可能であればしっかりと持続できるように今の事務局長を続けていただけるような働きかけをさせていただきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、分かりました。本人の意向というのが大きいと思っておりますけれども本人

が残りたいのであればできるだけ今の事務局長を置いていただけたらありがたいです。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

教育委員会事務局長（久野由美君） 申し訳ありません。先ほどの高校生の寄宿舍の答弁の中で誤りがありましたので修正をお願いします。高校生の入舎基準ですけれども30キロと申しましたけれども20キロ以上の生徒ということで訂正してお詫びいたします。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をします。次の会議は2時から行います。

（午後1時51分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時01分）

議長（熊谷博行君） 2番、杉本いよ議員、御登壇願います。

2番（杉本いよ君） 改めまして、こんにちは。

3月も半ばを過ぎまだまだ寒い日も残りますけれども、春の日差しに暖かさを感じる季節となりました。日々寒かったり暖かかったりとまさに三寒四温のこの頃でございます。この時期になりますと農家の皆さんは農作業に忙しくなります。稲作農家の方は苗代の準備また野菜農家の方は種まきや植付けなどに精を出します。それから畜産農家の方は一番大事な1番草刈りにそれぞれ頑張っておりまして。生活を維持するためとはいえまた皆さんの食を守るためでもあります。新たな気持ちで年間の目標を立てて働きますが皆さん農作業に取り組ながらも「また今年もイノシシやシカの被害に遭うのではなからうか」とか「遭うかもしれないね」というような話をあちこちでしておられます。そんな声をよく耳にします。また1年を通してイノシシやシカの被害に悩まされる現状にあります。そのようなことで今回もまた有害鳥獣被害対策についてであります。ちょっとお話をさせていただきます。

つい先月2月の21日に町の主催であります有害鳥獣被害対策の取組の一環で現地研修と講習会がありました。私も参加させていただきましたけれども講師の井上先生が現場で熱心に指導されておりました。ちょうどその日が大雨で雷が鳴って大変な日でしたがその中でも懸命に続けられて、県職員の方と町のほうから職員さんがもう一生懸命でずぶ濡れになってその研修のところに行って大変な思いをしました。残念ながら地元の方々がかろうとお葬式とか重なりまして参加者が少なかったのですが、夜の講演会にはたくさんの方々に参加されて改めて被害対策に対する関心度が高まっているのを実感しました。講演会では井上先生のユーモアを交えた細やかな御指導は私たちに直接つながります。自助、共助、公助である自助の面で自分たちでできる防除の方法を教えてくださいました。本当によかったです。また共助にしましては集落単位で被害対策をする必要があるということを実感に教えてくださいました。それで公助については何件かまた質問をさせていただきます。この現地研修と講演会の事業についてはすみませんが産業課のほうから御説明をお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） 先ほど言われましたが大変天気が悪くて雨の強い日でしたが現地研修会と講演会の御参加ありがとうございました。それでは一部ちょっと重複するお話もあるかと思いますがえづけSTOP！鳥獣対策事業の現地研修会と夜行いました鳥獣対策講演会の内容を紹介させていただきます。

初めに先ほどお名前がありました講師の井上様は奈良県や国の研究機関において現場からの目線で鳥獣被害対策に長年調査研究指導に当たっておられます。定年退職された今も集落ぐるみの鳥獣対策のスペシャリストとして活動されております。NHKの報道スペシャル等でも活動が紹介されております。熊本県のほうは平成23年度から小国町は平成28年度から先生のほうに御指導いただいております。まず21、22日の昼間行いました現地研修会をえづけSTOP！鳥獣対策事業に本年度取り組んでおります下城田原、西里2部、黒淵上滴水、宮原棕子原の4地区においてこれまでの取組の振り返りの検証ですとか今後の課題など直接現地のほうで御指導いただきました。鳥獣対策の講演会のほうで地域ぐるみの鳥獣対策として、まず最初にみんなが勉強するという。守る農地ではなく守れる農地ということで地域ぐるみでまず寄せ付けないということで勉強していただく。守れる農地を田畑、集落を作るということ。3番目に囲いや追い払い。そして最後に自分たちでは無理なことということで先ほど言われました公助的なものです。順番に問題ですとか順番を整理していただいて井上先生のほうからこれまでの経験やほかの地域での失敗例、成功例等紹介していただきました。これをまた来ていただいた方は参考に今後地域で取り組む有害鳥獣対策ということで有意義な講演であったと思います。

以上です。

2番（杉本いよ君） はい。杉本です。

今いただきました今後の実施、取組について6年度の取組があれば教えていただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは今後の取組ということで令和6年度の事業について説明をさせていただきます。方向性はこれまでと同様です。今後も継続して駆除と防除の両面で有害鳥獣駆除対策に取り組んでいきます。

それでは事業の5年度から6年度への主な変更点等を説明させていただきます。

まず始めに先ほど紹介しました井上先生がまた5月に来られる予定になっておりますので、有害鳥獣を集落に寄せ付けないための啓発動画を作成しておぐチャンにて放映したいと思っております。

次に本年度の有害鳥獣捕獲見込み数を報告させていただきます。駆除と猟期の両方になっております。まだ今年度終了していませんので猟期のほうは1月までの集計になっております。イノシシが駆除が379頭、猟期が102頭、小計の481頭。ニホンジカが駆除が707頭、猟期が101頭、小計で808頭となっております。イノシシ、ニホンジカ合わせまして1千28

9頭です。令和4年度はイノシシが669頭、ニホンジカが596頭、合計1千265頭でした。現在まだ中間ですがニホンジカのほうが捕獲数が極端に増えております。さらに先ほど最初にお話ししましたが2月3月の猟期の分が加算されますので昨年度を大きく上回る捕獲数になる見込みです。小国町有害鳥獣駆除会そして小国町猟友会の方の皆様の活動にお礼を申し上げるところです。関連して駆除と捕獲する人員を増やすため町ではこれまで狩猟免許取得費の補助を行ってまいりました。従来は免許取得の新規取得者に対して経費の50%を支援してまいりましたが、令和6年度から当面予定では3か年程度経費の100%全額補助全額を支援していきたいと思っております。

次に町の事業ですが小国町有害鳥獣防除柵設置事業です。現在はソーラー式電牧のセット購入のみを対象としておりましたが補助率50%以内に変更はありません。しかし令和6年度から補助限度額を5万円から10万円に上げます。そして補助対象を電池式の電牧又シカネット、ワイヤーメッシュ等に拡充いたします。それからまた今度は補助額の下限額は設定させていただきますが老朽化、劣化等による電気牧柵、電池式牧柵等の修理が発生した場合の修理の費用も対象にしたいと思います。あと付随する部品、部材の購入も下限の設定はさせていただきますが対象としたいと思います。

最後になりますが国の事業で鳥獣被害防止総合対策交付金事業があります。その中のメニューで侵入防止柵事業設置に向けて令和6年度にモデル地区の選定を行いたいと思っております。費用対効果、今後の営農計画、設置後の維持管理計画、えづけストップ！事業等の実施の有無等を考慮していきながら、農業委員の方々また農地最適化推進委員の方々を中心に検討してまいります。これからも皆様の御意見を伺いながら事業の検証を実施し、より利用しやすい事業となるように継続して見直しを行ってまいりたいと思っております。

以上、簡単ですが主な変更点を説明させていただきました。

2番（杉本いよ君） 前年度に比べてたくさんの補助が受けられることになります。よかったと思っています。被害対策を持続していくことがやっぱり大切であると痛感いたしました。またいろいろな防御策を模索しながら一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

では次に移ります。学校給食の無償化についてお尋ねをいたします。昨今全国の自治会で子育て支援を目的とした学校給食の無償化に踏み切る市町村が増えつつあります。国もまた子育て未来戦略方針を閣議決定したようで無償化に向けた取組がなされると聞いております。そこでお尋ねですが小国町の学校給食の現状はどのようになっていますでしょうか。お願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 学校給食の現状ということでお答えいたします。今年度の数値でお答えさせていただきます。学校給食につきましては、1日小学生が257食、中学生が131食、職員が58食、委託を受けている小国支援学校72食、合わせて518食の提供を行っています。給食費につきましては、小学生が月額4千円、中学生が月額4千600円です。11

か月徴収していますので年間で小学生が4万4千円、中学生が5万600円です。現在物価高騰で賄い材料も値上がりしておりまして給食費の値上げが必要な状況ではありますが、給食費の値上げはせずに令和6年度の予算では200万円を予算化させていただいています。また生活困窮世帯につきましては、就学援助としましてこれは令和5年度の実績ですが68人、17.5%の方に給食費約315万円。また特別支援学級在籍の児童生徒につきましては国の基準に基づき半額を奨励費として3名の方に14万円合わせて329万円を支給しています。

以上です。

教育長（村上悦郎君） それでは給食費の無償化についてということで今現状の説明ありましたが、基本的な考え方と再度前回もお話したと思いますが確認をしたいと思います。

まず給食の無償化。現状では無償化は考えておりません。町の大きな方向性のため十分な検討が必要と考える。財源が確保できればすぐにでも実施したいと個人的には思っております。しかし恒久的に一般財源で児童生徒の給食を無償化するのは難しい状況であると考えています。何か財源があればすぐに実施したい。「教育長は給食無償化には反対なんですね」と言われますがやりたいんですけど財源がというところで考えております。

ちょっと説明をします。そもそも学校給食費とは何かというところで。学校給食法第11条の規定で経費の負担が示されています。第1項学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者が負担する。第2項前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担するとなっています。要するに保護者が負担している学校給食費というのは、パンやお米、牛乳、おかず等の代金食材費のことです。そのほか給食を提供するのに必要な給食調理員さんの人件費や労働環境の整備、施設維持管理等は設置者である町が負担するということです。この第11条というのが設置者が学校給食費を予算に計上して補助することを禁止したものではないということもですね。これがあるから自治体は学校給食の給食費用を負担したらいけませんよと。それを禁止するものではないということを確認しておきます。現在の給食無償化の取組は家庭の子育て支援策としての側面が強く、本来の義務教育の無償に根ざしたのではなく教育分野の論点ではなく児童福祉分野の論点として推進されているように思います。前回もお話したのですが。ここ数年、給食無償化は全国的に目覚ましい進展が見られるが予算的な事情もあり自治体間格差が生じている。昨年2023年2月の報道にこれ日本農業新聞というのですが全国の地方自治体の約3割、451自治体が公立小中学校の給食費を完全無償化しているそうです。昨年の2月の時点です。そこに載っていたのですが給食の無償化を進める中での課題。諸経費にも予算を投じなければならない。給食の質を担保しなければならない。課題として自治体の財源確保が課題である。給食の質が悪くなったという話が聞かれる。生のフルーツが出せなくなったなど食材を公費負担にするから質素になるというのは目指すべき無償化とは異なるとありました。子供たちへ安定した安心安全な

給食の提携を行うにはこれまでの自治体任せでなく、国が責任を果たしていく全国レベルの給食提供義務と無償化義務を整え地域格差の解消を図ってほしいと考えています。3月15日金曜日岸田首相が学校給食関係のことで質問を受けました。先ほど杉本さんが言われました昨年6月に閣議決定されたことも未来戦略方針を受けて今年の6月までに給食に関する実態調査を行う。6月までで終える。小国町にも実際にアンケート調査がまいりました。それを6月までに終えて検討をし何らかの答えを出すということをおっしゃられました。23年骨太の方針というのがあったのですがそのとき僕たちも今度は給食無償化になるのではないかと期待をしましたがありませんでした。今回も世論の高まり等もありまして今度こそは国が無償化の決断をしてくれるのではないかと期待をしているというのが現状です。

以上です。

2番（杉本いよ君） はい、杉本です。今お聞きしまして町の方針というのがはっきり分かりました。二、三年すれば国のほうでみてくれるだろうという期待を込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 予定していました3名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日、19日は4名、穴見まち子議員、高村祝次議員、児玉智博議員、江藤理一郎議員の一般質問を予定しています。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後2時24分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

第 3 日

令和6年第1回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和6年3月19日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年3月19日 午前10時00分

1. 閉 会 令和6年3月19日 午後 3時24分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
政 策 課 長 秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
情 報 課 長 中 島 高 宏 君	税 務 会 計 課 長 小 野 寿 宏 君
建 設 課 長 小 野 昌 伸 君	町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君
建 設 課 審 議 員 長 田 茂 美 君	町 民 課 審 議 員 田 邊 国 昭 君
町 民 課 保 育 園 長 清 高 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 3. 19)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は昨日に引き続き一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、穴見まち子議員、高村祝次議員、児玉智博議員、江藤理一郎議員となっています。

それでは、5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5番（穴見まち子君） おはようございます。5番議員の穴見です。よろしく願いいたします。

桜の話からちょっとしたいと思います。我が家に咲いているヒガンザクラがちょうど三分咲きぐらいです。あと天気が続けば四、五日できれいな花が咲くと思います。先日日曜日に河津酒造の新酒発表会に行ってきました。雨でどうなるかと思って作るのを心配していたのですが心配をよそに多くの方に御来店をいただき作る側もキッチンカーを始め多くの方が出ておられました。結構お客さんが年配の方から若い方、子供さんとひっきりなしに来られて中に大きな倉庫があるのですがそこでイベントをし必ず調理をしているキッチンカーとかその前を通らなくていけないところもありますし、お客さんがずっと切れ目なくあって本当によかったかなと思っております。いい体験だったし私も2時過ぎには帰ったのですがよかったなあと感じております。

私は去る2月26日朝5時半集合の6時の台湾行きに行ってきました。私たち議員はコロナの中でほとんど研修がなくてああと思っているときに町長からの提案でいろいろ話があって台湾に行ってきました。今ちょっと頭の中に入ってるのを思い出しながらいろいろ話していきたいと思えます。6時発で8時過ぎには福岡空港に行って久しぶりの福岡空港だったのですがやはりすごい人でなかなか手続も大変だったのです。時間が掛かったと思っております。向こうに着いてから飛行場から向こうの文化大学のほうに行きました。山の上のほうでかなりのところバスを降りてから歩きました。これはやっぱり足がしっかりしていかないと駄目だなあと思いながら私は農家ですのでしっかりと歩きながら文化大学のほうで説明会と河津酒造の河津友子さんを筆頭に町長始め教育長それから役場の長谷部君と大変だったと思います。それをしながらちょっとした交流会と説明会で議員のほうも御紹介をいただきましてお話があり、その文化大学の学科の施設の長い歴史のそれを見て来ました。やっぱり台湾といえば親日で向こうの方は日本をととてもよく思っておられるし、すごいなと思いつつながら次の日は土林区の小学校に行ってその玄関先でも写

真を撮っていただいたのですが、それから中に入って士林区の小学校と一緒に中の説明をいただき日本人学校が最初できた頃熊本出身の私も名前覚えているかなと思いながら平井数馬先生熊本出身だそうです。その方の小学校の日本語を教える学校のところで最初からこれ長い歴史の中で日本人というのはすごいなと思ってそこから日本語が始まりその歴史を見ることができました。一番とても気になった長い歴史の中の校長先生の人数とそのとき時代時代の子供たちの服装を見たらやっぱり最初は男性女性の方も制服がちゃんとできて学校に通っているところのすばらしさはですね、やっぱり日本人も今小学校もどこも大体中学校と制服がありますけどその歴史を見ることができたし、最後に終戦記念日の天皇陛下が言葉を発した言葉が残っていました。それを見ていたときにそれがしっかり残してあるというところまで見て、やっぱり歴史の長いところの中の一つを見ることができてとてもよかったとしております。それから次の日に調印式。町長と教育長、議長と一緒に皆さん議員の方も行かれて紹介していただいたのですが、調印式に臨んだときもしっかりそのところは私たちも携帯で写真を撮ってきました。夜の宴会までとてもよくて次の日の商談のところまでとてもよく向こうの歓迎にもとても感動したことを覚えているところで、やはりコロナ禍の研修がなかった分は公費とはいえやっぱりいろんな意見が出ていましたけどやはり研修には行ってみるべきだと思いました。私も海外の研修は幾つか行ったのですがこの経験というのは自分にはとてもいい経験をしたなと思っているところです。

それでは一般質問に入りたいと思っております。通告に沿ってしていきたいと思っております。まずはふるさと納税についてですけれどもコロナの中とコロナ後の過去3年間のふるさと納税の現状はどうだったでしょうか。政策課長お願いします。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。お答えしたいと思います。

コロナが発生いたしました令和元年度は7千万円という額になっておりましたが、その後令和2年3年と2億2千万円、また令和3年が2億円、令和4年度は1億6千700万円と少し落ち込んでおりますが、令和5年度の2月末までの数字でいきますと現在までで2億3千200万円ということで前年度を大きく上回る今寄附額となっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今年新千円札が7月3日ですか。それに加えてのふるさと納税の影響というのはありますか。

政策課長（秋吉祥志君） 今のところ新千円札の発行に伴う寄附額ということでの影響というのは出ていないようです。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今の返礼品ですね。品種的にどんなものがあるかということと人気商品。新しく何か返礼品として加えて出ているものはないかお聞きしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） 返礼品につきましては、カテゴリー的に申しますと肉類それから乳製品、

飲物それから加工品。あとは野菜、米であるとかあとは宿泊券、観光商品券あとは木工品等がございます。小国町で一番人気のある商品は何かと申しますとやはり1位は馬肉、2位が牛肉となっております。3位がアイス氷菓子、4位がミネラルウォーター、その次がヨーグルト、牛乳、野菜、米というような順位になっております。

また新しい返礼品といたしましては、昨年の11月ぐらいからですかね返礼品として提供できるようになりました小国で肥育をして熊本県内でと畜された小国産の馬刺しというものが新たに返礼品として提供するようになっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 小国産の馬刺しというのはとても人気があつていいのではないかと思いますし今後も増えるのではないかと考えています。私たち農家はやはり小国産のものといういろんなものが今出ましたけれども米とか野菜とかやはりこの返礼品を宣伝する場をいつか作ってもらえないかとは思っているのです。コロナ前は薬味野菜の里でいろんなイベントで出したことがあるのですがやはり小国といえばお米のアキゲシキそれからヒノヒカリもしっかりといろんなものがあります。やっぱり今お客さんがいろんなところで多いのでケヤキ広場なりそのいろんなところを使っての野菜類も特に時期的なものがあれば今出ている高菜とかそれも野菜的なものと今は1年中あるホウレンソウ、ゴボウ、ニンジンです。小国産の野菜を使って私も弁当とかいろんなところをしているのですがやはりその宣伝の場というのは大きいところもあれば小さいところがあると思うのですが、それで宣伝の場というのは作っていただけないでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 寄付額を伸ばす上では宣伝をするというのは非常に効果的ではあるとは思いますが趣旨がふるさとの寄付金をお願いするということでその寄付金をしていただいたことに対するお礼の気持ちで返礼品をお受け取りいただくというふうになっておりますので、これは国のほうからの通達で商品売り込むようなPRは控えてもらいたいということもございますのでその辺りは整合性をとりながら小国のほうに目を向けてもらうようなそういう宣伝というものは取り組んでいきたいというふうには思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも少し答弁させていただきたいというふうに思います。

ふるさと納税の観点から見て今課長のお答えのとおりというふうに思いますけれども産業課の所管からすれば地元産品をたくさん売るといったところでは非常にいいかたちになるというふうに思っておりますし、今回は今度の3月この前の本会議でお示しさせていただきましたように今度情報課の観光の部分商工観光の部分産業課に入ります。ということで農林、商工、観光というかたちがとれますのでその部分で是非とも地元の産品含めて観光も含めてたくさんの方に目に届くようなかたちで、よく前は東京だったり大阪だったり物品の販売含めた観光事業等々あつておりました。距離的な部分もありますのでできるだけたくさんの方に目に付く場所というところ

を選びながらではありますけれども九州内でも熊本市内であつたり福岡だつたりというところもありますので、是非とも小国町今回北里柴三郎博士も千円札になられますのでその恩恵も注目をされておりますのであやかりたいというふうに思っておりますが、地元の物品もしっかりとPRできるようなかたちを来年度は産業課を中心として行ってまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 国からの支援があつてやっぱりやり方というのはいろいろあると思いますが、やはり町長が言われたように産業課と一緒に小国の物品を宣伝する。今小国の後継者不足でやっぱりいろんなことが大変なこともあるのですけれどもこつこつと皆さんやっておられる方も若い方もおられますので、その方の前でしっかり出てもらう意味でもやっぱり宣伝というのは町全体で取り組んでほしいかなと思つているところです。よろしくお願ひしたいと思つています。

それでは次に、旧西里小学校の施設がリニューアル化されて20日の日ですかイベントが行われますけれども、それに一番の趣旨として皆さんに知ってもらふためにはと思つていることを政策課長教えてもらえないでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 御質問ありがとうございます。旧西里小学校のほうは無事改修工事終了いたしましたして検査も終わりました。新しくリニューアルをしたということで明日ですが蚤の市というイベントを旧西里小学校ニシザトテラスという施設で行わせていただきます。ここが新たな小国町の交流の拠点としてこれから活用を始めていくわけなのですが、どういった機能を持った施設なのかということ辺りをしっかり町民の方たちに理解していただくというようなことで、何度も御説明いたしましたサテライトオフィスであつたりコワーキングスペースであつたりとか飲食ができる西里TOMOSという空間であつたりとか、そういったものの利用方法というものをこれから皆さんにどんどん提供して活用していただきたいということが一番の趣旨として明日ちょっとこけら落としではないんですけれども手始めとしてイベントを行いたいということで実施するものです。

以上です。

5番（穴見まち子君） リニューアルからオープンに際して旧西里小学校のサテライトオフィスの人員配置ですかね。私ちょっと聞いたところによると地域おこし協力隊の方がおられますけれども、どのような方向で地域おこし協力隊の方を何名でどんなことをしていきたいかというところの説明はどうでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） ニシザトテラスの運営に関しましては、地域おこし協力隊3名を採用して運営に当たっていただくというふうに計画しております。3名の役割ですが、お一人はニシザトテラス全体の運営に携わっていただくということ。それからお一人はニシザトテラスの中でも大きな柱の一つであるESD教育。こちらのほうの実践をしていただく担当として携わっていた

だく。もう1人の方は食文化の振興というか伝承とそういったことも含めましたところでの西里TOMOSの運営のほうをお願いするというふうに考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） どのような方が来られるかとても楽しみにしているのですが、先ほど言われました子供たちの教育の面とやっぱり地域にある食材を使った子供たちの体験。いろんな方が小国にはおられますのでその方たちを使って例えば私は研究グループの一員でもありますけど春休みとか夏休みそれを使っての農家の体験だったり。一つは味噌作りですかね。味噌とかもいしやはり野菜とかの野菜作りをしている方の体験。昔はよく中学生の体験のとき今もあっていると思いますがダイコンの方とかコマ打ち体験とか小学校の学年でもおぐチャンでも流れますけれどもそのような体験。時期的にいろんなものがあると思うのです。稲刈り時期の体験とか夏はそういう体験と色々な体験ができるのではないかなと思っております。そしてもしよかったら体験をしてそのニシザトテラスの中にも部屋数が大分ありますので宿泊もできるような感じでできたらどうかなあとは一応思っているのですけど。どうでしょうか。できないかなあとは許可もいりますけれどもそういうところはどうか。

政策課長（秋吉祥志君） 確かに部屋数はございますが今のところは宿泊のほうは考えておりません。ただ今後ニシザトテラス自体自主運営ができるというようなかたちまで持っていこうとしたときに、やはりその宿泊をするということも当然視野には入ってくると思います。それを旧西里小学校の内部で宿泊をさせるのか。それとも近隣の場所に新たにそういう宿泊をするような場所を設けるのか。そういった検討も出てくるかというふうには思っておりますけれども今現在としましては宿泊というのは対象とはなっておりません。

以上です。

5番（穴見まち子君） 都会と違って田舎ですよ。田舎で近くには温泉施設、木魂館とか幾つもの温泉施設がありますので温泉施設にも行かれるしやはり都会の方が憧れるのは田舎に来て自然の中でちょっと遊んだりすると一緒に体験が小さいときとかいろんな年齢的にはないんですけど家族でも来てもらっての体験だったりするのはとてもいいし、北里の木魂館のところではグランピンスですかあれをしていますけど運動場も整備すれば今とても地盤が特に今年は雨が多くて運動場がちょっと悪いのでそこもしっかり考えていただきたいと思っております。いろんな体験と多くのお客様に来てもらうためにはいろんなことを地域おこし協力隊の方も3名ということですので全体の把握と色々なかたちとありますけど、やはり田舎特有の何か新しいものというのは皆さんの知恵を絞れば出てくると思います。というところでしっかりできてもらうといいかなと思うのです。旧西里小学校から見る打越に行くところの今から咲くのですけど桜の木が見事なんです。1回皆さんに来てもらうと分かると思うのですけど見られた方もおられると思います。それと一緒に同じくその近辺にもう少し木を植えたりとかいろんなところであると「ここはいいな」と思

ってもらえるようなところに仕上げないとただ「来てください」というところではなかなか結果を残すことができないけど、周りのところも考えていただいてしたらどうかなと思っているところですけども一応そこを使っていろんな計画をしますけど。使用料というのはどんなふうになっているでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

使用料につきましてですがサテライトオフィスにつきましては1室1か月に5万円ということで賃貸でお貸しするというふうにしております。またコワーキングスペースになりますがこれは一席を1時間で500円、一月で借りる場合は5千円。それから一室部屋を借りる場合が1時間で1千500円というふうになっております。またキッチンスペースが1日単位で2千円。それから多目的ホールが1日で1千500円という料金設定になっております。

以上です。

5番（穴見まち子君） そんな使われ方もあるのですが私一つ思うのは今社協が行っているサロンとかお年寄りの施設とか病院が医療Ma a Sで使っていますよね。あそこも旧西里小学校でいろんな体験。お年寄りの方にも是非参加していただきたいのでサロンだったりをいろんな工夫をしながら地域おこし協力隊の方とも知恵を出しながら、やっぱり持続可能なところとやはり「行ってよかったなあ」と思えるような場所になってほしいのでいろんなことを考えていただきたいと思っていますけど、町長はどうでしょうか考えとして。

町長（渡邊誠次君） ニシザトテラスそして西里TOMOSということで今回は旧西里小学校がやっと始動し始めることができる。早々と一旦は地元の消防団に1部屋使っているというところでありまして、旧西里小学校に関しましてはこれまでも相当いろんなチャレンジを町もずっとしてきましたけれども今回やっと始動できるかなというふうに考えております。ただ今までの方向性としては観光を中心にどうしてもちょっと考えがちな運営の方法をずっと考えてきたのですけれども、今回はESDが最終的な目標であの旧西里小学校をどうにか維持管理ができる状態で儲けるというかたちではあんまりありませんけれども、逆に維持管理をしていきながらたくさんの方たちに使っていただけるような施設というところで設定を考えさせていただいたということがスタート地点になります。そのような中でコワーキングスペースだったりサテライトオフィスだったりというのを考えるのですが、まずはやはり地域の方々にそこに参加していただくということも当然です。それが一番新たな交流ビジネスモデルということなので交流をしていただくことが一番の目標にもなっております。ですのでできるだけ協力体制を町のほうも図りたいというふうに思っておりますしその軸になっていただく方が地域おこし協力隊の方たちですけれども、その軸の周りにたくさんの方たちがいたり逆に地域の方たちが軸になって事務方をその地域おこし協力隊の方にやっていただいたり。先ほど言われるようなサロンだったりそういうような運営の仕方とかも是非御提案していただいているような活動の中で旧西里小

学校が使われていければなど。多目的に本当に使いたいというふうにも思っておりますしあの建物がバックミンスター・フラーという方の設計でドーム型をしております。木造のドーム型というのは非常に珍しいものでありますので、これからはもっと表に出るようなマスコミではなくてSNS含めて表に出るようなかたちは是非とっていききたいなというふうに思います。そのような中で先ほど言われた運動場の活用。そういったところも是非サテライトオフィスに入っていただく方も交えて地域貢献をしていただくようなお話であったりとかいうところを私ももうSDGs、ESDが原点でございますのでその部分では企業さんと地域に還元できるような仕組みをいろいろと話をさせていただければいいその交流施設になるのではないかなというふうに思っております。一番は地域の方たちそれと色々な方たちがサテライトオフィスで使っていただいたりコワーキングスペースに来ていただく方たち含めていろんな交流ができれば。またそこから新たなビジネスモデルが生まれるのではないかなというふうに思っておりますので、様々にお話をしながら一番商売目的ではありませんので交流が目的でございますので是非ともその部分ではいろいろな話の中でチャレンジをしていける体制づくりを作っていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） いろいろな方々と特に今私も次に思い言い出したのが小国町は女性の団体というのがいっぱいあります。女性会、前の婦人会です。それから食改研究グループとかいろんな方たちがおられますのでそこを総会とかで使ってもらって台所もあります。そこで調理とかいろんなところも使えるのではないかと思うのです。やっぱり空いているときに必ず時期的にもこれから総会もありますのでやっていけたらなと思って少しずつはお声をかけておりますので「使ってほしい」というところですね。なかなかそういうところも町として町民センターを使っていた部分とそこも違ったところですね。自然の中であるのもいいのではないかと考えていますので御協力をお願いしたいと思っております。

以上ですけど、政策課長すみません。こんなことやっぱりできるのかなと考えていますけどいいでしょうか。イベントがあったときにですね。

政策課長（秋吉祥志君） イベント等に使用するのももう全然問題ございませんので地域おこし協力隊3名着任されますけれども当然町外からそれも都会から来られる方たちばかりですので、最初はやっぱり地元の方たちを知るとというのが非常に大事なことだというふうに思っております。積極的にできれば西里地区の方たちもお声がけいただきながらいろいろ先ほど町長も言いましたように御提案いただいて、あそこが魅力ある施設として利用ができていくようにやっていただければということでスタッフと協議をしながら様々なイベントのほうには取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 利用方法も3回以上言っていますので違うところでまたお願いします。

5番（穴見まち子君） 意見を言いましたので長く持続可能なSDGsを取り入れた施設となるように皆様の御協力をいただけてよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は10時45分から行います。

（10時31分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（10時45分）

議長（熊谷博行君） 3番、高村祝次議員、御登壇願ひます。

3番（高村祝次君） おはようございます。

いつも一般質問は私の持論を言いますが今日は短くいきたいと思ひます。また台湾の話になりますけれども2月24日TSMCの開所式が行われました。工事は投資額日本円でおよそ1兆2千900億円に上り半導体を経済安全保障上の重要物資と位置づける政府は最大で4千760億円を補助しました。今私が調べたところによると学校給食費全国一斉に国が補助した場合は4千800億円あれば学校給食は無料化できるということでございます。また第2工場も決定し政府は最大で1兆2千億円を補助するというようなことでございます。この1兆2千億円は国民の負担は単純計算で1人1万円。児童手当の高校生までの充実に必要な予算1兆5千億円になるということです。それから2021年10月に台湾のTSMCが熊本に半導体の製造工場建設計画を発表して加えて翌2022年6月ですか入社見込みの大学卒の初任給は28万円にすると発表しました。これは熊本県の2021年4月時点の平均大卒の初任給19万4千443円の4割増しに当たるということです。そこで私は台湾の人口を調べてみました。台湾の人口は2千357万人です。これは2020年現在。台湾の面積は3万5千980平方メートルでほぼ九州の面積に匹敵する。人口密度は1キロ平米当たり640人。日本の2倍弱になります。ということで非常にTSMCが来たということで隣接する大津町では15日の熊日新聞で報道をしておりますけれども、翔陽高校や大津支援学校北側を通る町道を拡幅する方針を明らかにした。町道は菊陽町の台湾半導体のTSMC新工場はセミコンテクノパークに近く朝夕の交通渋滞が課題となっているということで、翔陽高校の前の道路あそこを4車線化にするという記事が上がっております。また小国町周辺の道路を見ますと川底温泉のトンネルの開通もされました。また津江のほうの国道387号線の道路改良も進んでおります。そこでお尋ねですけれども小国町は町長もマニフェストの中に夢の大観峰トンネルということをやっておりますけれども、昨年1年前ですか私が質問したときは日田のほうから話を進めているという話のございましたけれども日田市の市長さんも変わりました女性市長さんがなられたということで、今まで国道212号線の期成会が行われていたのが中止になったというようなことで本年1月31日どちらが呼びかけたか知

りませんけれども日田市周辺の市町村を集めて懇談会が行われたというようなことを伺っておりますけれども、そのときどういう話をされたのかお伺いをしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。お答えいたします。

国道212号線の期成会。これはいまだに継続しております。促進期成会ということで国道212号線御存じのとおり大分県の中津市から阿蘇市まで130キロ。促進期成会のメンバーとしましては中津市、日田市、小国町、南小国町、阿蘇市が入っております。新しく椋野市長になりましてから8月に定期総会を行いまして従来どおり今御存じのとおり中津から日田に向けて高規格道路が来ていますけど、これは別の期成会というかたちで国道212号は国道212号で要望していくということで国道212号は大分県、熊本県の管理になっておりまして一応熊本県のほうは全て改良済み。杖立から阿蘇市までは改良済みということで杖立から日田間、日田から中津間が今いろんな要望があっているということで今事務局が日田市でございます。国道212号に関しては市長の言い分としましては国道212号は国道212号として。もう一つ中津の高規格道路の推進ということで後ほど町長のほうから御説明があると思いますが、一応この国道212号線においてはそういう要望を国県にしていくということで。先ほど国道387号線の話がありましたがおっしゃるとおり津江から菊池に抜けて兵戸峠に抜けてしっかりと今工事もやっているのですこも強化していきたいと。日田からさっき言ったTSMC等々に抜ける道としてはこの国道387号線が一番近いものですからそちらのほうに力を注ぎたいということでそういう話は聞いております。

以上です。

3番（高村祝次君） 大分県側との話はなかなか難しいというふうに思っております。私はやはり国道387号線玖珠から小国を抜けていく道路が一番安全な道ではないかなと。日田から小国間を改良するというのは半端な話ではできないというふうに思っております。ですからやはりそれを考えたときには小国から内牧までをどうしていくかということが課題ではないかなというふうに思っております。先ほど私が述べたように大卒で28万円ということになりますと恐らく大津、菊陽に住むのは家賃が高いから小国から通勤をしようかという方もできると思います。しかしそういうことになると後継者がいない小国町については非常に農業あるいは林業いろんな面で人手不足というようなことが発生してきます。しかしながら時代背景によってはやはり道路は文化、産業の源でありますからやはりそれは是非やっつけていかなければなりません。そこでやはりこの国道212号小国から内牧間の今の道路を考えたときには非常にカーブが多くて昔の道路を拡張したばかりの道路である。あれがトンネル掘ったりカーブを直線にしたりすれば大津まで行くのも大分時間の短縮ができるというふうに思っておりますので、そこ辺りやはり町長が真っ先になって編成している南小国町の町長あるいは阿蘇市長らに協力を求めているかないと私は前に進まないというふうに思っております。国はこれだけの補助金を出して工場誘致を進んでやっております。

ますのでやはり今後は道路問題が渋滞の問題も取りざたされておりますのでやはりそういうことも含めて小国から熊本に行くのに渋滞でもうなかなか夕方行くと2時間半ぐらい掛かりますから2時間半掛かると小国から福岡の百道のドームまで行くのに大体1時間半ぐらいで行きます。高速がほとんどです。それを考えたときにはもう小国の人には熊本に行くより福岡に行ったほうが良いというような感じになってきますので、やはり熊本県でするので熊本に行きたいというのが本音ではないかなというふうに思っております。是非こういう機に令和の黒船というふうにこのT S M Cが来たと言われておりますけれども、この時代の流れにのっとなってやはり道路改良を進めていく必要があると思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） 御提案ありがとうございます。小国町といたしましてもこれまでずっと国道212号線の期成会も当然ですけれどもいろんな場面でお話をさせていただきました。ただ大観峰トンネルという具体的な名前を出すと近隣のところの部分もいろいろと調整がありますので、それは隣の南小国町の高橋町長と私は大観峰トンネルを是非作りたいというお話はいろんなところでさせていただいているところです。1点だけ前回前と違うところは熊本県新広域道路交通計画阿蘇管内の実現推進ということで阿蘇郡市町村会もちろんその中には阿蘇市長の佐藤市長も入っております。高橋町長、私そして産山の市原村長、高森の草村町長、南阿蘇の吉良村長、西原の吉井村長。もちろんこれにも議長の名前も全員書かれておりますけれども、この要望として1阿蘇日田道路、阿蘇大和道路、阿蘇高千穂道路の早期実現についてというかたちでもう要望を郡それから阿蘇郡市の両方の町村会のほうから市町村会のほうから県のほうに要望を上げさせてもらっております。その中にも先ほど高村議員言われましたようにT S M Cの進出効果。これについてももしっかり書かれているところがございますけれどもこの阿蘇日田道路の早期実現という文字を阿蘇郡市の市長会それから町村議長会両方が県のほうに提出したということは連携をしてこれから推進をしていくということでございます。大観峰トンネルという名前を是非これに盛り込めるようなかたちをどんどん打診をしていきたいなというふうにも思っているところがございますけれども、まずは国道212号線の期成会というところでは先ほど課長答えられましたように一応道路を改良済みというところがございますのでその部分では若干の修正はあるかもしれませんがどんどん進めていくことは難しいかなというふうにも思っております。ただこの阿蘇日田道路というところでしっかりと南小国町の高橋町長そして私が中心となっている提案を様々国県両方ありますので今から今までもそうですけれどもしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 今町長がおっしゃられたとおり阿蘇から要望を出すときは阿蘇日田道路。国交省の九州のネットワークの高規格道路の中に日田阿蘇道路ということで日田市の日田インターチェンジ大分自動車道から中九州今やっています高規格道路これまでを結ぼうという構想計画

があります。その計画が先ほど町長が言ったとおり国道212号とは別に国土交通省直轄。今TSMC関係をやっている中九州高規格道路も国交省直轄でございます。そういうかたちの高規格道路です。簡単に言えば高速道路の計画を練っていこうということで何度も国交省、本省、地方整備局のほうにも町長と行きまして何とか推進のこれが構想段階から次は計画段階。いろんな調査をしながら10何年かけてやっとな設計ができていくというかたちでございますので、今非常にTSMC、中九州と都市圏の道路、熊本市役所から空港まで10分で行こう20分で行こうという構想も作っていますので、そこが中心となって財政的にもそこを中心に国交省も付けてくれています。まだ先の話になるかもしれませんがただ構想路線を計画路線に持っていこうということで今議員さんがおっしゃられたとおり別の期成会を作って何とか頑張っていこうということで事務局的には話しておりますので、しっかり時間はかかりますが今町長がおっしゃったとおり夢のトンネルになるかどうかどうなるか分かりませんが大津まで時間的にもに2、30分で行けるような道路ができればと思って今から他町村と連携をしながら国県と協議しながらしっかりと期成会のほうを作り上げていきたいと思っています。

以上です。

3番（高村祝次君） やはり道路を造るときには町民一体となって運動していかなければ私はいけないというふうに思っております。というのも山都町に行きますと矢部から高森のほうに通る道路も家はありませんけれども立派な二車線道路ができております。その人に私も聞きました。

「何でこんな山の中にこんな立派な道できていますか」ということを聞きましたところ、「ここは1戸当たり1千円を集めて期成会を作って陳情に東京などに行っております。だから自然と皆んなの雰囲気盛り上がってきた。」というようなことでございますので是非町長が音頭をとってやはり小国町も今の大観峰の道路で非常に来る人もまた小国から市内のほうに行く人も冬は雪が降ってなかなか危なくて行けないということもありますし時間もかかりますので、是非この機会を捉えて期成会を作ってやはり看板を立てて小国町、南小国町、阿蘇市が一緒になってやっているというようなことでしたら国のほうも動くかと思っておりますので是非そういう方向で動いてもらいたいと思います。いかがでしょう。

町長（渡邊誠次君） はい。先ほど課長がお答えもしましたがけれども国県にしっかりと働きかけをさせていただきたい。小国町では昨年長田審議員国交省から見えられておられますけれども今回は3月で人事異動で交代されるということでございますけれども、4月以降もまた新たに国交省の九州地方整備局のほうからまた1人いらっしゃいます。もちろん小国町からも1人若手の職員を教育というかたちで国交省のほうの日田のほうに出しておりますけれどもその国交省としっかり連携をしていくためにもこの下地づくりとして国交省のほうから1人小国町を支えていただいている方をずっと出していただけるということでございますので、その部分ではこれまでずっと国交省に建設課長と通わせていただきましたけれども今後も引き続き九州地方整備局それ

から県含めてしっかりと要望をしていきながら又いろいろな話を盛り込んでいかせていただきたいなというふうに思っております。やはり一番大事なところは「はじめまして」というよりも「いつもありがとうございます」といったかたちでお話ができる体制づくりは非常に大事だというふうに思っております。今週は九州地方整備局の道路部長も小国のほうに視察に見えられますのでその部分でもしっかりと前熊本県の河川事務所におられた所長ですけれどもその方が道路部長になりましたので、また一緒になっていろんなかたちでお示しをさせていただきながら要望も道路もそうですが河川も含めてしっかりと要望させていただきたいというふうに思います。

以上です。

3番（高村祝次君） 前回12月の議会もこの課長が道路のことを一生懸命答弁されておりますのでしっかり退職前まで着工ができるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは話題変えまして、やはり私は今まで宮崎町長、北里町長、渡邊町長、渡邊町長と話す機会は1年余りですけれども宮崎町長の時代、北里町長時代、それぞれ今の予算書を見ますとやはりそのときに議員が発言されたことが幾つも上がっております。これはやめたほうがいいのではないかと。もう長いというような案件もございますけれども。やはり渡邊町長になったら財政調整基金が5億8千万円だったのが今は11億3千万円になったということでは素晴らしいことだなというふうに思いますけど、反面事業ができていないのかなということも思われます。「町はお金がないお金がないと言うけれども、お金はあるではないか」という声を私のこの一般質問を聞いて感じる方もあるかと思えます。やはりそれは事業ができないというのは町長一人の問題ではないと私思うわけです。やはり議員も責任がある。本当に事業いろんなことを考えて議員が発言すれば町長がそこは取り組むか取り組まないかは町長の判断、執行部の判断ですけれどもやはりそこは議員にも責任があるというふうに私は思っております。以前の宮崎町長のときにはワーワー言いながら飲むときはにたにたしながら非常に和気あいあいと。議場では意見を交わし喧嘩にならないだろうかというようなこともございましたけれども。私ではないですよ。ほかの議員ですよ。そういうこともありましたけれどもやはりいいことはいいということで予算化していたのが思われます。北里町長のときは北里町長もこの案件はということで大分ストップもかけましたけれども、失敗もなく3期終わったかなというふうに思っております。

それで渡邊町長におかれましては、お金がないということではなくお金をためているということは分かっております。この前この予算概要の説明の中に町長が説明されましたけれども、6次産業化を推進するとかいうようなことも話しておられましたけど何を6次産業に結び付けていく考えがあるのかお願いしたい。

町長（渡邊誠次君） 私がこの前所信表明で6次産業のお話をさせていただいたときには今回産業課の中で農林、商工、観光全ての課が一つにまとまるということでそこで6次産業化の話ができるのではないかと表現をさせていただいたというところで、やはり小国町の産業全てにおい

てしっかりと取り組んでいくといったところの姿勢が大事ではなかろうかというふうにはずっと思っておりました。ただ人事の部分、人間の配置の部分で非常に難しい部分がありましたので今回やっとそれが実現できたというところでございます。小国町には観光で来られるお客様もいらっしゃいますしたくさんの物産も九州管内が非常に多いと思いますけれども、農産物も食べていただいておりますのでその部分では農業、林業、商工業、観光業、全て掛け合わせていながら小国の産業の向上を図っていききたいというふうなお話をさせていただいたといったところでございます。また先ほど財政の話がされましたけれども事業を小国町がしていないということでは私は決していないと思っております。1期目4年間の中で非常に大きな令和2年の7月豪雨がございましたけれどもその当時は小国町では初めて補正で100億を超えるようなかたちにもなりましたので全体の事業費は50億から60億平均としてですね。そういったところで推移をずっとしておりますのでその部分では決して事業していないということではございません。ただ私としましてはいつも私発言しますようにできるだけ有利な特定の財源そして起債を組み合わせていただいて、お金の部分では一般財源をできるだけ使わないように未来世代に残したいという思いで財政のほうを考えさせていただいておりますので是非とも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

3番（高村祝次君） 6次産業化というのは非常に私は難しい課題だなというふうに思っております。

ところでもうそろそろ災害復旧も大詰めになってきたかというふうに思っております。災害が終わると今以上に土建業が利益が出ているというふうに思っておりますけれども、その後仕事は何かあるかなと考えたときに非常に不安がいっぱいでございます。農業におきましても耕作放棄地の問題、非常に米が安くて田を作らない、高齢化になって作らないというような考えの方も多いというふうに思っております。そこでなかなか耕作放棄地解消するにはどうしたらいいかということも我々も考えていかなければならないし執行部においてもやはり地産地消とかいろんなことをうたいながらやはり学校給食あるいは病院、老人施設いろんなところで小国の米を使うような取組が私は必要ではないかなというふうに思っております。この前文教厚生常任委員会的时候ですか学校給食の担当の係のほうから学校給食会のところから米やら取っているというようなことでもございましたけれども、やはり私は小国の米を農協に言えばいつでも買えますから農協に言わなくても販売している農家がございますの小国の米ぐらいは小国で子供に食べさせるというような考えが必要ではないかな。そうすることによってやはり耕作放棄地もある程度は抑えていかれるというふうに思っております。私の考えとしてはやはり一反に1千円でも2千円でも町が援助して耕作放棄地を抑える止めるというような、そして耕作する人たちがやりがいのある政策が私思うような政策ではないかなというふうに私は考えておりますけれども、やはり町長がそれを

取り入れなければ何も言うだけで一方的なことをごさいますけれども私はそういうことを考えております。農業はやはり儲かれば皆んなやるわけですけど今の農業後継者がいないというのは儲からないからやらない。しかし私の考えはやるならやる、やらないならやめたほうがいいという考えでございます。もう儲からない農業は日傭取りに行ったほうがいいぞという私は持論でございます。ですからやはり儲かる農業を町も一緒になって進めてもらいたいというふうに思っております。また本年度はP a y P a y ドームでの宣伝を行うというようなことで300万円予算が上がっておりますけれども、この前の委員会でも私が言いましたようになかなか300万円ぐらいの宣伝広告費ではあのドームの中でどこに貼ってあるのかどこに小国町が書いてあるのか。1回ぐらいビラを配ってもその1枚のビラを配るにしてもそれがドームの中に捨てられたというようなことでは困りますから、必ず袋に入れてそしてパンフレットを配ったりしなければならぬということですので。またその宣伝をやって、小国に行って小国に泊まりたい、小国に行って泊まってみようかな、食堂に行って食べてみようかなというお客さんが出てきたらやはりそこで受け入れる側として満足度を与えないと。行ってクレームの付くようなことでは私は宣伝効果は全くゼロと。逆にゼロになるというふうに思っております。ですからやはり私たちがジャージー牛乳を宣伝したときもやはりよそよりも厳しく農家から農協で受け入れる検査もよそよりの数字よりも日本一厳しい数字にしようということでした。クレームの来ないような出荷体制をしていかなければならない。ですからやはり町がする以上は受け入れる旅館、食堂いろんな鍋ヶ滝行っても柴三郎行っても来た人がクレーム付けるようなところでは私は意味がないというふうに思っております。そこ辺りの考えを聞かせてもらいたいというふうに思っております。

町長（渡邊誠次君） いわゆるおもてなしの部分というところをごさいます。もう当然ですけどもおもてなしはいいに越したことはないというふうに思っております。何にしても農林、商工、観光、全部そうですけれども品質の確保といったところはやはり事業所さんの部分で非常に大きいと思いますが、小国町といたしましても少しクローズアップするようなかたちではありますけれども全体的に鍋ヶ滝。たくさん小国町でもいいところはあるのですがその中でもやっぱり鍋ヶ滝と北里柴三郎博士のシアターホールだったり記念館だったりとするのは、ほかに比べると特徴がもう非常に分かりやすいはっきりしている。しかも魅力がある。そういったような特徴があるというふうに私は思っておりますので。また評価もかなり高いというふうに思っております。そのような中で来ていただいたお客さんに満足をしていただく品質の確保といったところも皆さんにお話をしていきながら、当然ですけどもおもてなしはいいに越したことはないというところで答弁とさせていただきますというふうに思います。

以上です。

3番（高村祝次君） しっかり宣伝する以上はそういうことを町民の方にも何か伝えることを時期とかいつから始まるのか分かりませんが。私はやはりある程度やるなら今年の予算なら今

年の12月に場所もちゃんと取ってそれからスタートしたほうがいいのではないか。今はもういよいよ野球が始まりますので非常に空いたスペース。いいところはやっぱり先着順でいきますのであまり目立たないところに看板を建てても意味ありませんので是非時期も検討しながら進めてもらいたい。非常に私も酪農振興会が私は会長辞めたとたんやめましたので残念だなという思いがしていたところ町がやるというようなことで、先般も営業部長と話をしまして「ありがたく思っています」というようなことでございますのでしっかりその辺りも町民によく知らせて受入れる側もしっかりやってもらいたい。

以上で、私の本日の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時から行います。

（午前11時19分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 4番、児玉智博議員、御登壇願います。

4番（児玉智博君） 午前中に高村議員からも話がありましたTSMC、JASMの進出は100年に1度のビッグチャンスとも言われ先ほどお話があったように政府が合計1兆2億円余りを補助するなど公的投資またトヨタ自動車やデンソー、ソニーといった民間投資とも加熱をしております。さながらバブルの様相も呈しているのではないかと思います。一方で地下水の問題が懸念され既に農地の問題。農家が借地で牧草だったりあるいはニンジンなど作られている土地を農地を転用し工業用地とするために返還を求めるなどの問題も起きておりますし、地価が高騰してお店の家賃が高くなってしまい移転を余儀なくされているそういう商店も出ております。あるいは人件費が高騰してこれまでの値段でラーメン屋さんが求人をかけてもなかなか応募がないという問題もそうした弊害も起きております。熊本県の経済成長がTSMC頼りになってしまう。TSMCがこけたら熊本がこける事態になりはしないかという危うさも感じずにはられません。現在熊本県知事選挙が行われていますが17日付の熊本日日新聞では新知事に優先して取り組んでほしい政策ではTSMC進出に伴う地下水への影響対策が18.8%で最も多かったと伝えられています。生物多様性と言いますが私は産業にも多様性がなければ本当に強い経済とは言えないのではないかと思います。今回の知事選挙が熊本のこれからの産業の在り方、バランスを多くの県民が考えるそういう機会になることを願っております。

さてこうした中、小国町は先月27日台湾の台北市士林区と友好協力協定を締結いたしました。士林区で行われた調印式のために渡邊町長や議員ら台湾訪問団が3泊4日で渡航しております。訪問団の予算は1月の臨時議会までに17人分の旅費が組まれていましたが、当初予定されていたメンバーが自費参加したり新たに訪問団に加わる人がいるなど紆余曲折があったと聞いております。まず、台湾訪問についてどういった方が何人参加したのか。参加人数や行程を概略で結構

ですので御報告ください。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。訪問団は全部で16名。現地で3名の方が合流いたしまして全部で19名が参加をいたしております。構成メンバーといたしましては、役場町長と随員の職員それから教育長それから小国町議会議員が6名それから町内の小国国際交流会、小国小学校、小国高等学校、JA阿蘇、小国町森林組合、小国町商工会等が構成して参加をいたしております。

日程につきましてですが、簡単に御説明させていただきます。26日は福岡空港より台湾に渡りまして午後から中国文化大学の訪問。その日はその訪問で終わっております。翌27日、午前中に士林小学校のほうを訪問されまして午後から士林区庁で調印式が行われております。その後夜に士林区関係者との食事会が開催されております。翌28日ですが、午前中に陽明山国家公園というところを訪問いたしまして士林農家による農業紹介と農業体験等が行われております。午後からは博物館等を見学をいたしましてその日の日程は終わっております。翌29日、午前中に台湾の商社の方との意見交換をする班と地元のスーパー百貨店等での市場調査を行う班に分かれて、それぞれ対応を終わらせまして午後から熊本空港着で帰庁されたという日程になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 当初台湾訪問団については昨年7月28日の第3回臨時会で町長、教育長ら執行部と町議会議員合わせて15人分の旅費255万円の予算が補正されました。このとき町議会全員が訪問団に参加する理由を渡邊町長は「調印式に議員の皆様方に来ていただいて士林区の区議会の皆さんとも協議をしていただいてその中で調印をする」ということと「礼儀としても私は議員の皆様方には是非御賛同いただいて一緒に行っていただきたい」という趣旨の説明をされました。しかし実際には士林区には議会がなかったこともあってか議員で参加したのは半分の5人にとどまりました。その後今年1月18日の第1回臨時会ではJA、森林組合、商工会の代表らを訪問団に参加させるための費用で51万4千円が補正され訪問団はこのとき17名となったわけですが。しかし今の説明で公費で参加したのが16名そして私費で自費で参加された方が3名、合計19名となったという説明でありました。物価高騰の影響を始めとして町民生活が厳しい中でこれだけの人数が公費でこれだけの人数16名です。公費で渡航する。しかも当初計画を上回る人数の訪問団となったことは適切だったと思いますか。

町長（渡邊誠次君） 当初考えていたよりも後のほうで人数が増えたという部分に関しましては議員の方たちからも「国際交流会の方たちを是非とも一緒に行っていただいたほうがいいのではないか」という案等々もございましたし、最初の時点から考えると様々な今回もそうですが商社に行ってお話をしてきたというところもあって是非経済面の部分もまずはトップの方たちに行っていただいて了承とかどういう段階か把握をしていただいた上で部下に指示をするというところ

ろもありましたので、私といたしましてはもう最初の段階で少し議員の皆様方というもう少ない提案をさせていただいたところですけども後になって様々な方に声をかけさせていただいて少し人数は都合上減りましたけれども16人というかたちで行ったのは非常によかったのではなかったかなというふうに思います。健康上の理由等々もありましたので全員は無理だったかもしれませんが是非とも1度は一緒に行っていただきたかったなという思いもあります。

以上です。

4番（児玉智博君） 私は訪問団に参加しなかったわけですがその理由はもう本訪問の主たる目的の調印式に議員が参加しても役割というのはただ見届けることしかありませんし、国内ならまだしも高額な旅費が掛かる上に言語も違う海外に公費で行くことは費用対効果の観点からも望ましくないというふうに判断したためであります。先ほど穴見議員がいい経験になったということで簡単に訪問先で見聞きされたことなどを御報告というか発言されておりましたけれども、大事なのはこの渡航したことが町や町民のためにどのようなかたちで町民、町のためになるかということではないかと思えます。今回の訪問団の成果をどのように評価されているか御説明ください。

町長（渡邊誠次君） ちょっと足りなければ補足を一緒に行かれた方もいらっしゃると思いますので伝えていただきたいと思いますが、私といたしましてはまずは覚書ちょっと今日先ほど持って来ましたがこれレプリカというかコピーでございますけれどもこうやって日本語と台湾の言葉で調印式をしてまいりました。この中にも書かれています通り大きくは友好関係をしっかりと結んでいくといったところ。また、民間交流、教育、観光、文化芸術など広い分野で交流をしていきたいというふうに書かれております。その中で私と士林区の区長さんが調印したわけでございますけれどもこの調印のためだけと。主な目的としては調印式というかたちではありますけれども実際行って様々なお話をする中でやっぱり調印式というのもきっかけだというふうに私は思っております。教育長行かれましたけれどもまずは高校それから小学校の部分で高校は中国文化大学との協定といいますかその話を今進めている段階まで来た。それから小学校も士林小学校と小国小学校でまた協定のお話をする中で交流をしていきたいというお話。それから渡航した後の話の中であった話でありますけれども台湾の修学旅行これを誘致しようと思ったのですが私の感覚では高校が500人ぐらいおられる。様々な規模の中でこの500人の方をこっちに誘致しても受け入れ体制ができないのではないかなというふうに思っておりましたので修学旅行は非常に難しいなというふうに実は思っていました、「台湾の高校は選抜といいますか自分たちで手を挙げて50人ぐらいのバス1台ぐらいの規模で日本に来られるそうです」ということをお話を聞きましたのでそれであれば是非誘客といいますか修学旅行の誘致も非常にいいのではないかなというお話を向こうでさせていただきましたのと、これには必ず日本の高校との交流が必要である。この協定も大事であるというお話ですのでできれば今後小国高校さんと話をさせていただいて高校同士の締結をしていただいた上で、こちらの日本のほうに士林区のほうの高校からどこというふう

には決まっていますが、もしもそういった協定が結ばれればいいのではないかなというふうに思いました。

また商社とお話。もうたくさんあるのですけれども商社とお話の中ではまずJAのほうで水の販売をもうするというふうな決定をされたというところ。それから牛肉これ非常に難しいと言われていたけれども牛肉の話を進めるという段階でもう今からはどちらか事務レベルの協議をするという。商社のほうにも日本語ものすごく堪能な方がもちろんいらっしゃいましたので今度は商社とお話をするときは連れて行かずに商社の方とお話をする。ただ1点は商社の方は向こうの儲けのことを考えますのでやはり通訳は必要なのかもしれませんが、そういったかたちで様々に商業分野それから学校関係もちろん民間との交流が当然ですけれども進んだのではないかなというふうに思っております。

以上です。

教育長（村上悦郎君） それでは台湾訪問のというところで今回は小学校の校長先生と高校の校長先生も行ってもらいました。まず士林小学校のほうに行きました。校長先生のその前までは教務主任の先生という方と連絡ということでしたが校長先生同士でお話を食事会でしました。そうすると士林小学校に行ったときにその中で姉妹提携を結んで定期的計画的な交流を進めたいと。前回のときはそれはなかったのですがオンラインでするぐらいのときは提携とか要らないんだけど、いろいろな学校の内容でありますとか物とか人の交流であれば是非姉妹校提携を結びたい。そしてしっかりとした交流を行いたいという申出がありました。是非またそこは検討しないといけない。考える内容としては英語での文化、芸術のとか、児童相互の訪問ということが考えられるのかなと。帰って来ましてからまた校長と向こうの校長先生ウミング校長先生メールで訪問の後の4月今こっちは異動の時期ですのでそれからまた新しく始めましょうというメールを交換したりしております。

中国文化大学に行きました。前回のときは学部長さんと日本語学科の先生。今度は学長さんワン学長さん来られまして「小国高校校長の出席とこれまでの小国国際交流会の活動に感謝をする」という言葉をいただきました。「今後小国高校との連携をさらに進めていく」との言葉をいただいて具体的には小国高校から入学の枠といいますか非常に中国文化大学私立ですが高いレベルでこの前の勉強会のときにも英語である程度の点数とかいうのがあったと思うのですが、1プラス4ということで1年間語学留学してその後大学4年間をというところでそれを是非小国高校と結べるように学部会辺りで検討して是非進めたいということが提案されました。非常に台湾の方々の1回目と違う本気度というのを感じることができました。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり将来世代の子供たち同士の交流というのは非常に大事だと思いますので是非積極的に進めていただければと思います。

それで経済団体、J A、森林組合、商工会の3団体ですけれどもなぜ訪問団に追加するのかというのを1月の臨時議会で質問いたしました。そうしましたところ町長は今さっきの町長答弁ではJ Aが水やあるいは肉を販売するためにちょっと動き出すのかなというふうに思いましたが、当時はJ Aのことは具体的にはおっしゃらなくて「森林組合は小国杉のエッセンシャル、芳香剤等々も抽出液といいますかそういったのも話に上がっているところでございます」。商工会については「商工会長は私よりも特にもう識見といいますか広うございますので様々な商売のお話がされるのではないかとこのように思っております」というふうに言われました。その上で「それぞれが業界ごとに拠点を作っていくことが大事だ」ということをおっしゃられたわけです。観光の部分に関しましては「私は土林のほうにこれからお願いでございますけれども土林のホームページ等々に小国町のホームページといいますか小国町の宣伝といいますかPRを直接載せていただけるような、そんな交渉も含めてやっていきたい」というふうに言われていたのです。この辺は結果としてどうなったでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 当然話は進めているところでございますのでその部分ではもう事務的なところで進めさせていただきたいなというふうに思っていたところです。J Aさんは組合長も一緒に行かれましたけど「J Aはものすごくいい研修だった。しっかりと議会で伝えてくれ。」というふうにも言われましたのでその部分をお伝えさせていただきたいと思えますし、商工会も会長さんのほうが様々なお話をされる中で1点ちょっと非常に規模がたくさん品物が欲しいというところでございますので小国の商店の大きさでは賄えないぐらいの商工業の品物ではないかなというふうに思っておりますので、その部分では少し小さい商社のほうに今からシフトチェンジはその部分ではしていかないといけないかなというふうにも思っております。もちろん森林組合のほうも同じ条件で大きな話はかなりできたのですけれども輸出をしようと思ったときには可能性としてはもう少し小さな商売といいますかそういった段階では今の現時点ではできるかもしれませんが、何千件とか何万件とかいうレベルでございますのでその部分ではやはりJ Aの肉とか冷凍という条件が付きますけれどもそういった部分で今話が進んでいるものというふうに思っております。

4番（児玉智博君） 今回の渡航費用は3名の方は自費で行かれたということですが16名分はもう公費であります。しかも全額国県の交付や補助はない純然たる自主財源です。つまりこの訪問団の経費は町民全体で負担しているわけですから公費で参加した人は全員が町民に訪問で見聞きしたことを報告するべきだと思います。何より町長は去年の第3回臨時議会での予算審議で「町の代表として行っていただきますのでやっぱりその上ではいろんな地域に理解していただいたり文化だったりをしっかりと皆様方に知っていただいた上で」「それから帰って来られてからも是非とも住民の皆さんにもそれを話していただいて相互の関係ができやすいそういったところを作っていただきたいなというふうにも思っております。」と述べられております。町民に報告しな

ければ町長が立てられた訪問団の目的、目標は達成できないと思います。公費での参加者は全員が報告書を作成し町民に公表すべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 勉強会はもう行く前もさせていただきましたのでその後も勉強会させていただきたいと思いますが、その中でお話をさせていただいてまた次につながればいいのではないかなというふうに思っております。報告書の提出までは求めようというふうに私は思っておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） J Aの組合長なんかとてもよかったというのを伝えてくれと町長に言われたということですけど、御自身で報告書を作って町民に報告していいのではないかと思うのです。強制はできないかもしれないけどお願いするぐらいはしていいのではないですか。

町長（渡邊誠次君） お願いはできるかもしれませんが基本勉強会の中で皆さんと話してどういうふうにしましょうかというのを決めたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） ではもう次に入ります。第9期の介護保険について質問します。2000年にスタートした介護保険制度は今年24年目となります。国は制度開始以来、社会保障費用の自然増を毎年数値目標を決めて削減し続けてきました。その中で介護の分野は介護報酬の連続削減や1割負担の利用料に2割3割を導入したり介護施設の食費、居住費の負担増。要支援1、2の訪問、通所介護の保険外しあるいは要介護1、2では特別養護老人ホームへの入所ができなくなるなど介護現場の苦難に拍車をかけ利用者家族の負担は増えるばかりであります。介護サービスを受けにくくする制度改悪が連打されてきた20数年間でなかったかと思います。これでは介護基盤が脆弱になるのは当然だと思います。高齢者の貧困、孤立が進行する中65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人にも上ると推計され、介護を苦しめた殺人、殺人未遂が全国で1週間に1件のペースで起こる状況も続いています。そのような中、国は介護保険の更なる負担増を決めました。具体的にはサービスの利用料の2割負担の対象拡大、政府が線引きする高額所得者の保険料の引上げ、介護老人保健施設の多床室の有料化などであります。各地方自治体でも3年に1度の事業計画の見直しが行われ第9期の介護保険事業が4月からスタートすることになります。この計画に沿って次の3年間の介護保険事業というのが行われていくわけですがけれども、まずこの第9期の介護保険事業計画の策定に当たり町民へのニーズ調査が行われましたか。その特徴とそこから見えてきた課題は何だったか説明してください。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。介護保険計画の町民へのニーズ調査それからニーズ調査を行った際の特徴と課題ということでの質問にお答えいたします。現在第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しております。その基礎資料とするために介護予防日常生活圏域ニーズ調査それから在宅介護実態調査のアンケート調査を実施しております。更に小国町単独の取組

として介護事業所の現状や課題を把握することを目的に介護保険サービス事業所を対象としたアンケート調査を実施しております。

4番（児玉智博君）　まずは利用者とかの調査だけ言ってくれば施設は後から聞きますので。

町民課長（宮崎智幸君）　まず利用者関係ということで介護予防日常生活圏域ニーズ調査。これ600名の方に調査を行っております。調査内容につきましては、要介護状態にない高齢者について要介護状態になるリスクの発生状況やそのリスクに影響を与える日常生活の状況を把握し地域の抱える課題を特定することを目的に実施しております。それから在宅介護実態調査ということで50名の方に在宅で要支援、要介護認定を受けている方の家族介護の状況や在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けたサービスの在り方を検討することを目的にこれは50人の方を対象に調査を行っております。

調査の結果について見えてきた特徴、課題としましては、項目ごとに申し上げますとまず「認知症の相談窓口の認知度」の問いに対しましては「はい」が37.9%、「いいえ」が57.7%ということで認知度が低い結果となっております。このことから認知症に関心はあるけれどもまだ元気で困っていないことから相談窓口を知らない方が多く、認知症や高齢者の身近な相談窓口について広報やケーブルテレビ、民生委員、老人会の会合などを利用してさらに広く周知していく必要があるというふうに考えております。それから「将来介護が必要になった場合にどこで介護を受けたいか」という問いに対しては、「自宅で家族や介護サービスを利用して生活したい」と答えた方が48.5%と最も多く、「施設や介護付きの住まいで暮らす」は14.8%、「分からない」が21.1%となっております。自宅で介護を受けることを希望している方が多くおります。訪問や通所系の在宅サービスの医師と充実を図る必要があるというふうに考えております。それからもう一つ。「要介護状態にない高齢者が要介護状態になるリスクの発生状況」これについては運動機器の転倒、閉じこもり、認知症、それぞれのリスクの割合がやっぱり年齢が高齢になるほど高くなる。特に85歳以上で高くなるという傾向が分かりました。ということで要介護状態となるリスクを軽減する予防していくということで、地域とのつながりを持ち元気クラブやサロンなど地域の通いの場へつなぐ取組が今後も継続して必要だであるというふうに考えております。それからこの通いの場の中で男性の参加率が非常に低い状況にもありますので、そういう部分を参加率が高いような取組を今後考えていく必要があるというふうに思っております。今回の調査の特徴と課題については以上でございます。

4番（児玉智博君）　在宅でいたり又その要介護状態になる前のお年寄りなんていうのがそれはもうできるだけ住み慣れた我が家で過ごしたいと思うのはそれは当然のことです。しかし一方で要介護状態が要支援から要介護1、2、3、4、5と進んでいく中でいずれかの段階ではもう在宅介護には限界がきます。だからさっきも言いましたもう介護に疲れて介護殺人、介護殺人未遂というのが全国で起こっているわけです。ここで問題になるのが施設介護を利用するための負担と

という問題があります。大変深刻な状況があります。新日本婦人の会が行った介護保険利用家族の緊急実態調査では27都道府県から335人の回答が寄せられております。特徴的なことを紹介しますとまず1点目は1か月の介護で支払う費用では施設入所者では10万円以上という人が7割に上るのです。2点目、年金収入の額については8万円未満という人が17%です。これが女性だけになると21%になります。10万円未満に広げますと33%にも上ります。全体では回答者の2割を超える方が介護や医療費、保険料などが利用者本人の年金収入を超えているというのです。町内の高齢者の多くの方々から聞かれる声は「自分が在宅で生活できなくなった場合、年金だけで入れる施設がないと行くところがない」というものです。小国町の被保険者2千841人のうち非課税世帯の方は1千128人です。世帯課税でも本人の収入が80万円以下の方も合わせると1千429人になります。実に半分以上の方です。第9期の介護保険事業計画はこのような高齢者の深刻な実態を踏まえた内容が求められると思いますが、十分なものと自己評価されるでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 議員が言われたように非常に低所得、年金だけでいきますと今言われたように月額8万円以下。恐らく国民年金のみの方で年額79万5千円という金額を月に割るとそういった金額になると思いますがそういった状況ということも十分理解はしております。その中で今回介護保険料につきましてもいろいろな部分勘案しまして最終的には値下げするというところで決定させて議会の皆様の御理解をいただいたところです。

それからお金の面に関しましてはまずは保険料それからサービスの利用料につきましては、これどうしても国の制度でそういう1割2割3割の負担というものは決まっておりますのでその部分はまず御理解いただきたい。そのサービス利用の部分が少しでも減らせるようにということで小国町のほうではこれまでもこれからも特に第9期につきましては介護予防事業にはしっかり力を入れていくべきではないかと思えます。健康寿命を延伸させることでこういった少しでもサービスを利用することが少なくなるようにというような取組については今回の第9期の介護保険計画の中ではいろんな具体的な取組、事業内容の中に盛り込ませていただいている次第でございます。具体的な部分はまた御質問があるかと思えますので一応そういうことで十分かと言われるすとこれが十分と満足するものではありませんが、しっかりと今回の計画については当然策定委員会のほうも設けさせていただいて去年の夏ぐらいから現在にわたるまで策定委員の皆様にも御協力御意見いただいて策定しております。ということで満足とは言いませんが町としては最大限きめ細やかに皆さんの御意見も聞きながら策定してきたというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） それで介護分野でいえば人手不足も深刻であります。社会問題になっていきます。コロナが5類に引下げられました。しかし今年に入ってから町内の介護労働者の方からは「今も新型コロナやインフルエンザで施設はピリピリしている。ぎりぎりの人数で回しているか

らスタッフに2人3人と感染者が重なってしまったらパンクしてしまう。」という声も聞かれます。介護人材を増やすためには処遇改善が待ったなしです。政府は介護職員の給与を今年2月から5月まで国費で平均6千円引き上げるとしています。しかし全産業平均との賃金格差は約7万円であり1桁違うお粗末さであります。また今月15日介護保険の3年に1度の報酬改定が告示され訪問介護の基本報酬が引下げられました。訪問介護事業所の36.7%が収支差率0%未満の赤字で地域の家を1軒1軒回っている中小事業所は収入も人手も足りずに赤字に苦しんでおり、日本医師会も訪問介護の基本報酬引下げに懸念を示しています。小国町では町内事業所の実態調査を行ったということですが、こういった回答が寄せられているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほどのニーズ調査と併せて事業所を対象としたアンケート調査を行っております。これは介護事業所の現状それから人材の状況、課題の把握することを目的として行っております。町内の全21事業所に調査を行っております。その中で人材についてどのような状況かということで回答につきましては21事業所のうちの18事業所から回答がっております。この中で「人手がやや不足している」と答えた事業所が12件で最も多く、「とても不足している」が4件となっております。このような状況でこのアンケート調査の事業所の意見としてもらっているのが「まだまだやっぱり働ける人は働いてほしい」であったり、「高齢者が今まで培った能力、経験を生かした場の提供を行うことで地域の担い手として活躍し、高齢者が生きがいを持つことで健康な日々を送っていただけるのではないか」というような意見がありました。それから中高生に対して「こういった介護関係の仕事とかが消極的なマイナスのイメージを持っているので世代間交流により先入観をなくして興味を持ってもらうようなきっかけづくりが必要ではないか」といった意見もいただいております。ということでこの部分についてはまだまだ働ける元気な高齢者に対しては頑張っていたきたいということで就業機会の確保それから就業ニーズのもちろん把握であったり先ほど申しました中高生関係につきましてはそういった世代にも介護とか医療とかそういった部分にも関心を持っていただくような取組が必要であるというふうに考えております。

それからそういった状況の中で処遇改善の話もあったかと思いますが、処遇改善につきましては議員言われたようにこれまでも平成21年から国のほうがいろいろと処遇改善の対策を行ってきております。国のほうが行った調査によると数字上はこれまで実績としては月額で7万5千円程度の賃金改定が行われたとされております。しかしながらいろいろと調べてみますと実際の状況はこのような金額にまでは至っていないというような状況で、なかなか具体的にこの事業所でこれだけ上がったというような調査はなかなか行えないような状況になっております。現在でいきますと先ほど言われたように2月から5月につきましては6千円の賃金のアップ。それから6月以降は報酬改定に合わせてそれを上回る処遇改善加算が行われているというふうに聞いております。その処遇改善加算につきましてもこれまでの加算については非常に事務手続といたしますか

加算の取り方が非常に複雑であって、その事業を加算をとれている事業所とれていない事業所辺りがたくさんあっております。それを簡素化して1本にして取りやすくするというような情報も頂いております。そういう部分でしっかり新たな加算の部分も町としては期待しているところで

以上です。

4番（児玉智博君） まず回答があった18事業所中16事業所が「やや不足」、「とても不足」と合わせると不足しているということなんです。確認ですがやはりこの職員が不足しているがために入所系の施設、通所系もそうですけれども部屋は空いているけれども人手が足りないがためにそこを埋められなかったりだとかそういう状況というのが発生しているかどうかは分かっていますか。

町民課長（宮崎智幸君） うちのほうで把握している事業所で行きますと入所系の事業所で1事業所だけはそういう人材不足により入所者を定員まで持っていけないという事業所があるというふうに把握しております。

以上です。

4番（児玉智博君） これはやっぱり町としても働ける人はもう70代になろうがもう80代になろうが働いてもらうとかそういうことではなくて、もうちょっと本当抜本的に対策を町としても考えていくべきではないかと思いますが、具体的な考えがあればお示しいただきたいと思います。またさっき言いましたように訪問介護の基本報酬が引下げられているいろんな加算は確かに出てきているわけですが、おっしゃったように全ての事業所がたくさん加算をとれるわけではないわけですね。やはりそういう状況の中で国庫負担、国の財政負担の引上げを行い介護職員の抜本的な処遇改善を直ちに行うことを町としても国に要望していくべきではないでしょうか。また町独自でも例えばボーナスを増額する事業所に対し補助を行うなどの処遇改善につながる施策を講じていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） まず結論から申しますと現在のところ町単独でこの処遇改善についての手当てを行うということは今のところ考えておりません。先ほど申しましたように今回の加算についてはそもそも三つに分かれていた加算を一本化してどこの事業所も必ず取れるような加算体制になるような内容になっております。現行で行きますと処遇改善加算それから特定処遇改善加算それからベースアップ加算という三つの加算がありまして、これはそれぞれについてそういった実際に実施したのに対して加算が付くというようなものでしたが、今回は新しく介護職員処遇改善加算ということで一本化されることでほとんどの事業所がこの加算については取れるような状況になっております。先ほど申しましたようにこの部分についてまずはしっかり期待してそういった町として支援できる部分についてはしっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

それから人材確保の部分で申しますといろいろと先ほどの中高生若い世代に対する周知啓発辺りの活動も必要かと思っております。それからいろいろと調べてみますと介護福祉関係の事業に携わる方については県の社会福祉協議会を通じた奨学金制度等もあります。これ卒業後に5年間そういった職種で仕事をすると返還も免除されるというようなこともありますので、そういうのも活用できるように周知も必要ではないかというふうに思っております。なかなか介護保険特別会計の中でそういった単独の手当てを行うということは町としても非常に難しいというふうに認識をしているところです。そのほかの部分でしっかり支援できる部分は町として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 年金から天引きされている介護保険料の負担は大きいものがあります。現在は私のもとに寄せられる高齢者の方の声でも「保険料が高い」と。この声は圧倒的です。今70歳80歳になっても働いておられる方も大勢いらっしゃいます。これなぜか。働く意味というのは確かにお金だけではありません。でも私が聞く圧倒的な声は「年金だけでは生活できない」というものです。でも働いて収入が増えると介護保険料と健康保険で引かれる分も高くなるというものです。本当にやるせない気持ちになります。老齢基礎年金は介護保険ができた2000年当時満額で80万4千円でしたが現在先ほど町民課長がおっしゃられたとおり79万5千円です。約1万円下がっています。制度発足時の小国町の介護保険料の基準額は3万1千600円です。ちなみに現在第8期の基準額は7万5千600円。倍以上です。しかも物価高騰で生活に必要な物の値段は軒並み増えているわけですからもうみんなが介護保険料が高いと思うのは当たり前のことです。小国町では第9期の保険料においては様々な努力を行われたのだと思います。先ほどおっしゃられたとおり所得が少ない人の被保険者の引下げが行われましたが、保険料に関して3点お聞きいたします。1点目は保険料と介護保険の特別会計の余剰金を積立てた基金の推移。2点目に保険料の滞納者数と率はどのように推移しているのでしょうか。3点目はそれらを踏まえ第9期の介護保険料の設定をどのように策定されたのか御説明ください。

町民課長（宮崎智幸君） まず1点目の基金の状況です。介護保険の基金につきましては推移を申し上げますとまず平成27年度が1千373万7千円、その後平成28年、29年、30年ともうこの基金はなくなっております。その後令和元年300万円、令和2年度1千950万円、令和3年度2千686万9千円、令和4年度2千986万9千円。それから直近の令和5年度末で4千986万9千円という数字になっております。

それから保険料の滞納者と滞納率という話ですが、直近3年間で申し上げますと滞納者につきましては令和2年度49名、令和3年度43名、令和4年度37名となっております。滞納率でいきますと令和2年度0.66%、令和3年度0.67%、令和4年度0.6%ということで逆にこれ通常私たち収納率という言葉を使いますが収納率で申し上げますと99.34%から94%

という率になります。

それから保険料の設定ですが、本会議初日の条例改正のときにも申し上げましたようにまずは65歳以上の介護保険の対象者の人数の推計を行います。それから介護保険サービス給付費の今後の3年間の推計を行いそのうちの国のルールで23%が第1号被保険者で賄うということになっておりますのでその計算を行っております。その結果として最終的に月額6千300円、年額で7万5千600円という数字を設定しております。当然この決定の中には繰越金それから先ほどお知らせしました基金そういったものの投入辺りも考えました。一番はその料金の設定において設定のポイントとしてはまず変動がなるべく小さく将来にわたって保険料が大きく変動しないような設定にするということをまず考えております。それから今回低所得者の保険料の見直しの部分そこが大きく2点ポイントとして挙げております。今の試算でいきますと繰越金を活用しながら最低でも令和6年から令和11年ぐらいまでの6年間は最低でもこの保険料で何とかこの金額を維持できるようなちょっと試算も行ってあります。あとはこれから高齢者の人口であったりサービスの量が増えていきますと当然そこは変わってきますが、最低でも6年間はこの保険料で維持できるのではないかとということで設定させていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） これ条例の審議のときもお伝えしたのですが例えば基準額でいえば第8期から3千600円年額で下げられました。年収が420万円未満の人たちは全て引下げられたわけです。一方で同じ本人が80万円以下の収入しかなくても世帯が非課税の人と世帯が課税されている人では3倍の差があるわけです。やはり本当に高齢者が家族と同居している場合には何から何まで世話をしてもらっていて自分の年金は自分で使える人もいればそうではなくてやっぱり家計に援助している人というのがこれは圧倒的だと思うのです。やはり同じ自分の年金等の収入が80万円以下でこの3倍の差があるということも大変厳しい部分であると思いますのでここを引き続き検討課題としていただくことをお願いしまして、次にちょっと国保税のことを残り時間も少ないですがやります。

2月14日に標準保険税率が県から示されて小国町は1人当たりの税額12万8千780円で今年度と比べると次年度は8千400円増えることとなっております。今の1人当たりの保険税額は幾らか答えてください。

税務会計課長（小野寿宏君） すみません。正直その数字は打合せていないのですぐには答えられないです。

4番（児玉智博君） 令和4年度の決算段階では10万円を超えていました。

税務会計課長（小野寿宏君） すみません、遅くなりました。1世帯当たり15万952円です。

4番（児玉智博君） これ1人当たりは出ないのですね。

税務会計課長（小野寿宏君） 1人当たりは9万6千649円です。

4番（児玉智博君） 2000年当時の1人当たりの税額これ6万7千254円でしたからこのときから3万1千円ほど増えているということになります。今年度の税額はその前の年から増税されております。所得割で0.11%、均等割で6千100円増やされ平等割は4千200円減でした。これを世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の家族に当てはめると2万3千300円の増税でありました。この増税を諮問された町の国民健康保険運営協議会でも被保険者代表委員からは「物価も上がり続けている今この時期に改定しなければならないのか」との懸念も述べられておりました。国保税が他の医療保険と比べても高い理由に均等割というのがあります。均等割の額は40歳以上で4万3千300円、39歳以下は2万7千700円です。これ被保険者の人数が増えるごとにこの額が高くなるわけです。今回提案したいのはこの未成年の均等割を免除できないかということです。これは昨日の熊谷議員の質問でも小国町の今の少子化大変深刻な状況にあります。5年前は55人だった出生数、令和5年度は今のところ20人、昨年度は23人ということでありました。やはりこれ少子化に多大な影響があるということで国も就学前の子供の均等割を半額免除しております。令和5年度の町の予算では50万円です。町独自で未成年の均等割、18歳未満以下の均等割を実現できないでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君） 未就学の均等割の半減については全世代対応型の社会保障制度の構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴って令和4年度からスタートしております。現在42世帯の69人が該当して均等割の減額額が63万8千405円になります。ですので新しくまた追加して全額免除とすればその倍額63万8千405円が必要になりますが、不足する財源を一般会計から持ち出すというのは非常に財政が厳しい中非常に厳しいものがあって、またその一般会計からの繰入れについては社会保険等の加入者からの費用負担の公平性の観点からも疑問の声が寄せられます。また県のほうからもペナルティーも課せられることもありますので国の制度ができれば助成を行うことは可能だと思いますけれども現在のところは難しいと考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、時間となりましたのでよろしいですか。

4番（児玉智博君） では最後に一言。

議長（熊谷博行君） 何を言うのですか。

4番（児玉智博君） 就学前の子供だけであれば今63万円と言いましたけど来年度の予算は50万円です。それは人数が減るからそうなるでしょう。ですからそのたった50万円就学前の子供からでも始めていくべきということを重ねて申し上げまして終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は14時10分から行いたいと思います。

（午後2時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 1 0 分）

議長（熊谷博行君） 1 番、江藤理一郎君、登壇願います。

1 番（江藤理一郎君） 1 番、江藤です。

いよいよあと 3 か月で郷土の偉人北里柴三郎博士が 1 千円札の顔になります。1 月 2 9 日の 1 7 1 回目の博士の誕生日から小国町民であれば生涯無料でございます。まだまだ知らない方も多いようですのでこれを機会にこの機を借りて皆様に小国町それから学びやの里を含めて周知をさせていただきたいと思っております。できれば是非町のほうでも広報おぐにやおぐチャン等で周知等を図っていただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは通告どおり質問させていただきます。まず最初に周辺自治体との連携についてお伺いいたします。隣町の南小国町と我が町は比較されることが非常に多く町民からの疑問の声も多いこともありまして、今回はまず南小国町を含む周辺自治体との比較について質問させていただきます。小国町では物価高騰対策のお買物券が 2 月に 1 人当たり 1 万円、南小国町では 1 人 2 万円の商品券を配付しました。また、高森町、西原村では私が調べた限りですが 1 人当たり 5 千円の物価高騰。また、南阿蘇村では 1 人当たり 2 万円で 2 万 6 円分の物価高騰対策を付与する。それから産山村に關しましてはこれは 1 人当たりではなく 1 世帯当たり 2 万円というようなかたちで物価高騰対策を出しております。その他の市町村に關しましてもまだ物価高騰対策は発出してない自治体もございます。阿蘇郡市 7 市町村で比較しますと小国町は他自治体と比較しても決して低い額ではないことが分かると思います。そこで今回は周辺自治体と比較し小国町独自で取り組んでいるものはどのようなものがあるのかについて各課より幾つか代表的な例を答弁をお願いしたいと思います。ではまず町民課それから情報課、建設課の順番でお願いしたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

周辺自治体とということで比較です。小国町が充実しているのではないかとということでお答えさせていただきます。

町民課関連の事業でいきますと多子出産多子世帯の出産祝い金。これは 3 人目のお子さんが生まれたときにお祝い金を 3 0 万円支給するというような事業です。それから子育て関係でいきますと今北里のほうにある子育て支援センター。これはやっぱり単独でしっかり月曜日から土曜日まで開館して子育てに関する情報発信であったり育児不安とか子育て不安に対する相談をしっかりと受けているので、こういった部分も充実しているのかなというふうに思っております。それから関連しますけど放課後児童クラブ。これは令和 4 年度から直営に変えております。これも月曜日から土曜日まで夜 6 時までということで開けておりますのでこの部分は仕事をされる親御さん方にもしっかり仕事をしてそれから子供さんを迎えに行くということでこの部分は直営であるということも含めて臨機応変に対応しております。ということで内容も充実しているのではな

いかというふうに思っております。それから子供関係につきましてはそういった部分が充実しているのかなというふうに思っております。

あと高齢者の部分では先ほども一般質問の中で言いましたように介護予防関係についてはうちはしっかり力を入れておりますので、その部分については自信を持って充実しているというふうに思っております。介護予防リーダーの養成であったり元気クラブとかあと事業を活用して元気が出る学校であるとか通所サービス辺りもしっかり行っております。ということで町民課関連はそういった部分が他の自治体よりもすぐれている部分でないかなというふうに思っております。

以上です。

情報課長（中島高宏君） 情報課関連で南小国町との違いということで充実していることということとでちょっと御紹介したいと思います。

情報課関係光ファイバーの事業を行っております。南小国町は公設民営ということで小国町は公設公営で行っておりますが、その中でインターネット事業がございます。インターネットを住民の方が利用したい場合。インターネットをする場合プロバイダーということで光回線とインターネットを接続する会社と別個契約する必要がございますが、そのプロバイダーについて小国町は光ファイバーを使用したインターネットは民間のほうに貸出ししております。民間でサービスを提供しているかたちになりますのでこのことで利用したい方が複数のプロバイダーを選択することができます。この好きなプロバイダーを選択することで幾つかのサービスを受ける可能性がございます。例えばインターネットに加入したときに加入を一定期間は減額をするサービスとかであったり携帯電話と同じプロバイダーを使うことで使用料が割引されることがございます。利用者のニーズに合ったプロバイダーを選択することで毎月のインターネットの使用料が抑えることができる可能性があるということが一つあります。

また同じインターネットのことで速度についてですが、小国町のインターネットにつきましては先ほど申したようにプロバイダーが分散されることで複数ありますので回線について時間帯に利用者が多くても負荷が掛かりにくいということで速度が遅くなりにくいという部分がございます。

また、ひかり電話というサービスがありますけどインターネットとオプションになりますけどこれについて電話料の基本料や通話料が抑えられることがございます。これについて小国町は利用できるかたちになっております。

あと防災のことで防災無線や各家庭で設置している告知端末白ラジオですが通信方法なんですけれども、小国町では平常時では電波の音が途切れないように有線で放送を流しておりますが災害などで断線が起って有線放送ができなくなった場合でも無線に切替えられますので通信方法を二重化しまして災害に強いという仕組みをとっているというふうに思っております。

以上が情報関連の充実しているところというふうに思っております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 建設課ですね。難しい質問ですね。ほぼほぼ南小国町だけではなく県下全域同じような事業に取り組んでいますので同僚といいたまいますか同じ技術者として優越は付けたくありませんので特別何かが上回っているというのは特別な新たな事業というのはないのですが、昨日松本議員のほうから質問もありましたとおりに上水関係とかいろんな意味でのパーセンテージ、舗装の復旧率そういうのは群を抜いて上がっているかもしれません。余り比べたくありませんのでやっぱり同僚ですから。やっぱり自治体それぞれ頑張っておりますので路線の本数とか橋りょうの本数とかで変わりますので。特別今お二人が説明したような両課長が言ったような特別なものはありません。強いて言えば今特に注目されているもう何度も出てきますが先ほどおっしゃったとおりに北里柴三郎博士のシアターホールとか今鍋ヶ滝とかバイパス県代行事業。これは県下の中でも唯一うちだけです。もう災害ライン。災害復旧の県代行、国代行はやっていましてどここういう市町村代行のただ道路を造るためだけの代行はもう本当20年ぶりということで県下でも珍しいことというところでやっぱり県を挙げて北里柴三郎先生と鍋ヶ滝には注目して国も一緒ですけど明日あさってから国交省の道路部長も見に来るとということで視察に来るぐらい注目度は高いと思っています。あとは優越は勘弁してください。すみません。

1 番（江藤理一郎君） 今回御答弁いただいた内容はほんの一部で今回御紹介できなかった課も様々な独自の取組で行政サービスの特色を出しているのではないかと思います。意外に町民の皆さんも知らないことが多く私自身も直接話すと「教えてもらえてよかった」という声を聞きましたのであえて今回一般質問で質問させていただきました。

次に、周辺自治体との連携についてお伺いします。人口減少や半導体関連企業の進出などにより小国町でも急激な人手不足となっております。どの事業所からも「人手が足りていない」、「探しても該当する人がなかなかいない」、「既に仕事を持っている人ばかりでなかなかいない」などという声を最近よく聞くようになりました。この町役場においても同様に今後役場職員の成り手不足など職員を一定数確保できなくなることが予想されます。そうなりますと様々な行政サービス機能が今までのようにできなくなってまいります。そういった流れを最小限に食い止めるためには今のうちから周辺自治体との連携や一緒に取り組むことを考えておくことが大事だと思いますが、今後連携できる行政サービスについてどのようなものがあるか。また既に連携できているものはあるかお尋ねします。

建設課長（小野昌伸君） 連携の件では本当に昨日も言ったとおりにやっぱり建設課所管では大規模災害等々で小国町が困っているときに給水とかいろんな自治体との阿蘇郡で協定を結んでいますので、広く言えばもう大規模災害が起きたときは今の能登もそうですけど全国規模から集まって来るというところの連携を組んでおります。やっぱり電気、水道というのが一番ライフラインで大事なところなのであとは道路の災害復旧においては後ろにおられる国交省との交流。後ほど御

挨拶すると思いますので福岡市からの派遣。もうそういうかたちで町長のほうがしっかりとネットワークを組んでくれていますので本当に助かっております。それだけではなくなかなかうちの職員も事務方上がりで本当に技術職で採用された方はいません。そういう子たちもやっぱり国交省の方、福岡市からの派遣、いろんなその人たちの仕事なりを身近で見ているいろんなことを覚えていきます。もう非常に技術職の向上においてはそういった面では他町村よりいいのではないかと。今後ももう災害がないほうがいいので災害がなくともいろんな意味で国県若しくは市町村との交流ができて土木技術者ほかの市町村私が見る限りはやっぱりすばらしい技術者もたくさんいます。やっぱりそういうところから一つ一つ学んでいっていただければ。職員の向上がある意味町を助けると私は思っていますので職員の技術力アップに今後また町長にお願いしながらしっかり皆さんもいろんな提案があったときは言うていただければ「あの人と交流するといいいんではない」というところがあれば率先して言うていただければ技術職の向上につながるのではないかと考えています。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 教育委員会ですが行政というところでは違うかもしれませんが中学校の部活動の地域移行ということで、今南小国町と一緒にもうとにかく児童生徒数というところでもう何回か合同部活動をやっているところもあります。また単独でやってるところも。指導者不足というところでこれはもう一緒にやっついていかないと子供たちにその環境が提供できないということで、昨年度から施設まだいろいろな課題はあるのですがそういったところではもう協力していかないと。子供たちに今までと同じように。小学校も中学校も高校も含めてというところで両町が協力をしないとやっついていけないというところですね。また地域クラブに関しては時間を設けて発表したいと思いますが今いろいろな場面で検討中というところですよ。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 江藤議員は広域の議会でもございますのでこれまではごみ処理それから消防も含めて広域でやってまいりました。また公立病院もそうですし小国高校もそうですがこれからはもっともっと連携していかなければいけない事業はもっと増えるのではないかなというふうに思っておりますので、両町でしっかりと話がいつでもできる体制づくりのほうが必要なのかなというふうにも思っております。

先ほど阿蘇郡市の町村会への要望等々で阿蘇日田道路というかたちの要望等々も出させていただきましたけれども、小国町で単体だけでできる事業のほうは今後は減ってくるのではないかなというふうに思っております。特に道路、河川そういったところは道路であればつながっていないと意味がないというところ。それから河川も流域治水という考え方にも変わってまいりましたのでその部分では自治体同士の連携と一緒に話をしていきながら予算を付けていくようなところも増えてくるというふうにも思っております。

それから鳥獣被害の話題は非常に多いところでありましてけれどももう山はつながっておりますのでその部分ではしっかり連携をしなければもう後の対応の部分もできていかないというふうに思いますし、連携すると新しい仕組みとして補助率のかさ上げだったりとかまた新しい補助金の申請等々もある可能性もありますので、その部分ではしっかりと様々にわたって私町長を務めさせてもらっておりますので周りの自治体と広域で隣同士でしっかり連携をさせていただきたいなというふうに思います。

それからグローバル化の話で台湾の話もありますが北阿蘇観光というかたちで今後はもう小国町単体だけでやっぱり5泊は難しいと思います。二、三泊なら可能性はありますけれども。台湾から来られるお客様5泊ぐらい。長い方は10日間いらっしゃいますけれども5泊から1週間ぐらいの滞在を組むためには広域連携として産山、南小国、小国といったところの連携の中でモデルプランを作らせていただいて売っていく。もちろん阿蘇も阿蘇山がありますので外すことはできませんけれども。そういったかたちで連携を深めさせていただきながら具体的に事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） 政策課所管といたしましては地域公共交通です。こちらのほうを今現在も南小国町と連携をして運行しているような状況でございます。今後も人口減少もありますが高齢化による地域住民の移動手段としてますます南小国町とは連携を深めた中での運行に取り組んでいくというふうに考えております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 総務課のほうでございますけれども総務課のほうで既にもう警察署を中心としまして交通安全協会とか防犯協会のほうは既にもう歴史も古うございますし一緒に取り組んでいる組織でございます。あと建設課長も申しましたが災害時の災害協定等で消防の活動についても連携していく必要があると考えております。昨今では先ほど人材不足という話もありましたけれども人材的には給食センターとか保育園もそうですがそういう現場サイドを預かる場所の人材がまず第一に不足することが予想されておりますので、各部署には日頃から先ほど町長が申しましたとおりお互いの情報交流をしながら今後そういった人材不足に対応できるように協議を進めていくようにこの前も内部で話を進めていたところでございます。

以上でございます。

1番（江藤理一郎君） それぞれの課で歴史ある交流というか連携をされているところもありますし、最近のところでも特に南小国町とは多いんでしょうけれどもその他の熊本県側の自治体とはよく連携されているようではあります。ちょっと前に同僚議員のお話もありましたけれども国道387号線こちら九重のほうの川底温泉側のトンネルが開通しまして私も北里地域に住んでいるのですが玖珠に行くのに大体30分ぐらいで到着します。買物に行ったりするのももう日田に行

くよりも玖珠に行ったほうが早いというような状況でもございます。玖珠に行きますといろいろなお店もありますし病院も小国町ではない専門の病院もございますし、そういったところで玖珠町それから九重町との連携というのも今後視野に入れていただけるとよいのではないかなと思います。また観光分野に関しましても玖珠町は柴三郎のお母さんの出身地それから旧国鉄宮原線こちらも玖珠九重を通っていたというようなところで連携も可能かと思しますので、幅広い視野で今後熊本県側だけではなく大分側も見ていただいて連携等検討していただけるとよいかと思えます。

そこで国の総務省は自治体戦略2040構想研究会におきまして過去に以下のような見解を示しておられます。団塊ジュニアが65歳以上になる2040年。その頃日本の人口は約1億1万人。現役世代が減り高齢者数が約4千万人以上になると推計されていまして多死社会たくさんの方が亡くなる社会が到来します。このような事態を受けて総務省の報告書は2040年に向けて自治体行政の書換えすなわちスマート自治体への転換、公共私による暮らしの維持、それから圏域マネジメント、二層制の柔軟化、東京圏のプラットフォームが提案されていました。このうち圏域マネジメントというものにつきましては今後それぞれの市町村が施策の全ての分野を手がけるということは難しくなっておりまして、それから脱却して圏域という行政体制を考える必要があるということです。市町村合併はなかなか難しいところもあると思われまして連携でいくしかない。中心となる大都市に町政権限を付与し圏域を構成する市町村が協力して必要なサービスを確保していくという発想でございます。今後は圏域行政の標準化が進む可能性もあるかと思えますが全ての自治体が大都市に接続しているわけではありませぬのでこういった小国町のような町村についてはどうするのかといいますと都道府県が補完・支援する仕組みにするということです。それを二層制の柔軟化と呼んでおります。今までのように都道府県は国のために存在するのではなくて市町村のために存在し市町村を補完・支援することが都道府県という広域自治体の任務であるというように都道府県の運営基準を変えてもらうこと。そのことによって小さな自治体であってもどんなに財政力が小さい町村でも首長と住民が「自分たちの自治を守っていきたい」と決心できているのであれば、そういう小さな自治体の存続を守るというように考え方を持っていくべきだと私は思っております。以上を申し上げ次の質問に入りたいと思えますが、例えばこちら今私が述べたことについて国県の流れなど新たな情報があればまた町長の見解がもしございましたら御答弁いただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 私の見解からまずお話をさせていただきますと小国町が自治体としてどういう役割をするかとそれに尽きるというふうに思えます。ただ先ほど言われましたようにどういった今から社会を迎えていくのか。グローバル化とDX化は止まりません。これはもう間違いなく拒否しても止まりませぬのでその部分では追いついていくしかないといったところはありますけれども、ただ財政面におきましては今の時点で持ちこたえられないところはもう後には持ちこた

えられないような状況がもうすぐ迫っているというふうに思っておりますので、私といたしましては後の準備としてもしっかりと財政の健全化を進めていくとともにやはりDX化、グローバル化をしっかりと町民の皆さんと一緒に進めていながら対応できる町村でないと残っていくのも難しいというふうに思いますし、ある程度依存するところは出てくるとは思いますけれども道路の整備やインフラの部分に関しましても事前の準備でございますのでその部分では今まで以上に投資的な経費は少し掛かるかもしれませんがもしっかり小国町の準備を進めていくようなAll For The Next といつも言っておりますけれども次をしっかりと考えた上で考え方を作らせていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 先ほどの町長の話の少し補完させていただきますと今年度の総務課の主要な取組の中でも電子自治体、AIに關しまして熊本県のリードの元に共同でシステムの開発導入を進めるように令和6年度から参加するようになっておりますので、そういった電子自治体の促進につきましても県のほうがリードを今とっていただいていることを御報告申し上げます。

1番（江藤理一郎君） 町長の御答弁の中にDX化、グローバル化という言葉がありました。グローバル化につきましては私この間大阪とか東京にも行かせていただいたのですが、大阪道頓堀のほうはもう外国ではないかというぐらい外国人が多いです。東京もそうなんですけれどもすごくグローバル化されておりますし観光で来ているだけではなくもう滞在している方々が非常に多いです、熊本市内でもそうなんですけれどもコンビニの店員さんそれからホテルの従業員さんなどはもう外国人の方が就労されているという状況は多々見られると思います。この件に關しましても国はもう労働力不足を移民といいますか外国人で賄っていかうという施策をもう方針を示してきていると思いますので、この辺り今後小国町につきましても労働力が足りないところに関しましては外国人の方々に入ってもらいたいところも検討の段階がもう間近に迫っているのではないかなと。こちらに關してはもう民のほうで動くところもあると思いますが生活スタイルなども違いますので、そういったところは行政のほうでしっかりとケアしていただくというようなことも視野に入れていただけるとありがたいと思います。

では続きまして、ホームページ・観光パンフレットについてです。今やホームページはその自治体や企業の顔と言えます。それぞれがどこに力を入れているか特色を表現する時代に現在において大事な情報ツールでございます。少し前ですが「小国町のホームページはどこに何があるのか分かりづらいし、何度もクリックしなければいけないから操作が面倒」という声を聞きました。確かに私自身も同じような感覚を少し持っておりましたのでより見やすく改善できるように質問をさせていただきたいと思います。

こちらが小国町のホームページです。よかったらおぐちゃんさんアップできますか。それからこちらが産山村のホームページになります。見比べると小国町のほうが1ページトップページに

対して情報が多く産山村それからもう一つが南阿蘇村こちらのページなどは至ってシンプルにできております。これは7市町村で比較しましても大体3から4市町村が割とシンプルなかたちをとっております。全国的に見ましてもこういったトップ画面がシンプルなかたちが今スタンダードになっているようです。そこで質問です。小国町のホームページは誰をターゲットとしてそのターゲットに対し優先的に何を見せたいものなのかお伺いします。

情報課長（中島高宏君） お答えします。小国町のホームページにつきましてはまずホームページの役割というのが、いつでも誰でもが見たいときに知りたいときに情報を知ることができる手段ということで町からの情報発信の基盤となるというふうに日頃から考えております。そのため小国町のホームページにつきましては町民、町外の方を問わずあらゆる方をターゲットとした仕様で小国町のホームページは構成されております。構成としてはまず町の方につきましては主要内容としては各課からの行政のお知らせであったり防災情報であったり公共施設の予約などがあります。また町外の方に向けての内容としましては、ふるさと納税や観光情報それから移住定住の情報などがございます。また町内町外向けの情報としては広報おぐにや各種届出による申請書などがございます。これは主なものでございますけどこのようなものを主としたホームページの構成で作らせていただいております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 町民や町外の方向けのページということで、そのページとしましては様々な内容がやはり点在していて今の現状では分かりづらいと私は思いますし、町の売りとなるもの例えばこの産山村さんですとアピールさせたいものをページの頭に持ってきていたりします。移住定住それからふるさと納税そして観光案内というのを三つシンプルに持ってきております。また住民情報についてはその下のところにスクロールすると暮らしとか健康分野、仕事分野そういったものの情報が載っているかたちになります。

最近の自治体ホームページの傾向としましては先ほどお話しましたように自治体が売りたいきれいな景観やふるさと納税などに力を入れているもの。そちらをどんとトップページに持ってきてまして住民向けの情報は下のコーナーから持ってきている状況です。これに関しまして私の中でもなぜこのような作りになってきたのかというのをちょっと考えてみました。7年ほど前から今まで小国町のホームページは同じ運営会社同じ会社と契約し情報がまず最初にホームページを作って、それからつぎ足しつぎ足しになっているのでちょっとごちゃつとしたようなかたちになっているのではないかなというふうに見受けられました。こちらに関しても大体ホームページというのはホームページウェブページの会社に一括でお願いして例えば1千万なら1千万でお願いした上でそこで作っていただくというようなかたちが主流だと思うのですが、後で御回答もいただくとありますが小国町の場合は月々の使用料というかたちで今掲載をしているというような状況です。ですので最初に作ったものから追加追加で業者が許可できるいろんなものを追加していっ

ているので、少しいろんな情報が見つらなくなっているようなかたちが見受けられるかなと思います。見たいページにアクセスしようとクリックし続けていきますと「このカテゴリーの記事は現在準備中です。もうしばらくお待ちください。」となっているページも幾つか見受けられます。こういった現在準備中の箇所が幾つか見られるため是非これから更新し若しくはもう必要ないのであれば何年もこの「現在準備中です」というものがあるのです。そういったものはもう必要ないのであれば削除するというようなことをしていただきたいと思いますし、また小国町のホームページの中でホームページ上右端にあるようなバナーは時代の流れとともに随時消去や更新をかけてよいものもあるかと思えます。右端にあるものと言いますと新型コロナワクチン接種の予約。こちらもちよっと微妙なところではありますが必要なくなるかもしれません。それから観光パンフレット。こういったところも後にお話しさせていただきますが情報が古いものになっております。その他についてもいろいろとあるのですが一つはフェイスブックページがちょっとこれには載っていないんですけどフェイスブックのリンク先がございます。そのフェイスブックのところについては現在InstagramとかツイッターそれからいろんなものがSNSツールが乱立しております、特に若い世代ではフェイスブックがほとんど使われてないこともありましてフォロワーも今2千700人ほどで余り伸びておりません。また設置しておく随時更新することも必要になってきますので思い切って廃止するなど各種バナーの整理を試みたほうがよいかと思われまますがいかがお考えでしょうか。

情報課長（中島高宏君） フェイスブックの件ということでよろしかったでしょうか。

1番（江藤理一郎君） はい。

情報課長（中島高宏君） フェイスブックにつきましては今小国町が発信している情報の手段としていろいろなホームページであったり文字放送であったり防災無線、広報おぐにとかそれに加えてフェイスブックもあります。また9月から公式LINEを始めさせていただきます。幾つもの情報発信がありますので情報を発信する職員としても負担が掛かる場合がありますので統合を進めていく必要があるというふうに思っております。先ほど言われたフェイスブックにつきましてはASOおぐに観光協会のほうで行政では取組にくいSNS発信ということで、フェイスブックに加えInstagramを活用して積極的に情報発信しております。小国町のフェイスブックにつきましては主に観光情報辺りが主なものですので観光協会が出しているものと重複することも多くなっておりますので、その辺り町のフェイスブックの活用の見直しにつきましては観光協会辺りと検討を進めて連携して事業のほう今後どうするか考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） では是非御検討いただきたいと思えます。

次にホームページのリニューアルの検討について伺います。現在年間のホームページに掛かる

経費とこれまでにかけたコストというのはどのくらいになりますでしょうか。

情報課長（中島高宏君） ホームページのコストについて答弁させていただきます。まず令和5年度今年度の月額額は15万4千円で年間に直しますと184万8千円の使用料を支払っているところです。月額15万4千円の内訳としましては、ホームページシステムの部分使用料が9万9千円、サーバーセキュリティーとして5万5千円、合わせて15万4千円ということになっております。今のホームページの導入につきましては平成29年度から導入しておりまして7年を経過しております。今までの経費の総額につきましては約900万円ということになっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 7年間で900万円ほどということで自治体のホームページとしては私が調べたところにおいても安く維持ができているとは思われます。が冒頭の質問にもあったようにトップページをスリム化して押したいもの例えばふるさと納税をもっとPRしたいとか観光の情報。絶対町外からの方というのは観光若しくはふるさと納税若しくは移住定住というようなところを見にこられると思うのですけれども、そういったものなどを持ってきてはどうかというふうに思います。

コストにつきましては何年間でこのホームページをリニューアルしていくかということになるのですが例えば10年間で考えるとやはりもう今15.4万円掛かるということで1千500万円近く今後は掛かってくるのではないかなと思いますので、その辺り例えば他自治体が大体どのくらいでホームページを更新しているのかも情報があれば教えていただきたいのと今後リニューアルについては検討することはなくこのままで進める御予定なのでしょうか。お答えいただければと思います。

情報課長（中島高宏君） まずほかの自治体の年間の保守使用料につきましては幾つか問合せしているのですが年額250万円から300万円程度掛かるということで比較的小国町は安価な金額ではないかというふうに思っているところです。

今後のホームページのリニューアルの検討につきましてはこれについても他自治体から問合せなどあることがあるのですが話を聞く限りホームページのリニューアルで業者を変更した場合はデータの移行を含めて構築で1千万円単位で掛かるというふうに聞いております。そのような背景もありまして現時点ではリニューアルというのはまだ検討に入っておりません。

今後は現在の業者のシステムの中で見やすいホームページに変えてレイアウト辺りを検討させていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

1番（江藤理一郎君） そういったかたちで経費の面もありますのでコストの面ありますので先ほど課長が答弁されたように業者としっかりと打合せをしていただきながら町の顔づくりを進めていただきたいと思いますし、また各課でできる範囲で各ページの見直し「現在準備中」のページ

などがないように整理等をしていただけるとよいかと思ひます。あともう一つこちら御提案としてまして防災情報としてのところなんです、これからまた梅雨時期、春を迎えそして夏前に大雨が降るといふような時期もこれから来ると思ひます。増水情報といふのを確認する河川カメラそれから道路情報のカメラまた積雪による路面の情報などもホームページにリンクさせるといふことも今後の検討課題としていただくように申し上げて次に入りたいと思ひます。

ホームページの件は最後なんです、ホームページの右側の観光ガイドです。こちらのガイドをクリックしますと小国町の観光パンフレットが出てまいります。これです。こちらです。小国町の観光パンフレット。緑色の縦長のパンフレットなんです、こちら私が見てからもう10年以上このかたちといふのが続いているのではないかなといふふうに思ひます。当初やっぱり出たときはこれが九州大学と一緒に連携してやっただといふようなかたちで確かに取りやすいし見やすいといふことで持って行く方も非常に多いようなパンフレットではございました。しかし中身の情報が非常に古いのです。閉店されたままの物産館ぴらみっと、今では行われなくなった杖立の伝承芝居それから山川温泉のほたる祭りなどもまだいまだに掲載されております。こちらはちょっと更新した観光ガイドだったのですが町のホームページの観光ガイドにはこの観光ガイドのパンフレットのデータには三社めぐりその情報もまだ載っておりました。です、のでやはりホームページといふのは更新をしないと見る方が次に見ていただけないようなかたちになってしまいますので、今後は是非変えてほしいなと私も町民からの声で「もう変わらないんですかね」といふことも幾度となく聞いておりましたのでそれそろそろ変えてほしいなと思ひてこの質問をいたしました、が、次年度の予算でようやく計上されておりましたので少しほっとしております。ではどのような内容を考へているのかちょっとお答えいただくとよいかと思ひますが。

情報課長（中島高宏君） まず今現在使用してあります小国町のパンフレット。先ほど10年前といふことでしたけど平成21年度に九州大学と連携して発行させていただいております。基本的なレイアウトは変えずに今に至っておりますけれど増刷時期などに可能な範囲で修正してきましたが、写真や記事などの修正が簡単にはできませんので現在の情報に合わないものがございました。このことを踏まえて一新にパンフレットを作りたいといふことで令和6年度の予算で計上させていただいております。これからの作成作業につきましては新しいパンフレットが町のイメージアップにももちろんつながるように。また誰でも「役立つなあ」といふような感じを受けるようなパンフレットにしていきたいといふふうには考へているところです。作成に当たっては関係機関等意見を十分聞きながら内容や写真のレイアウトなど検討を進めていきたいといふふうに思っております。また町としては観光だけではなくて観光以外の分野も含めた町全体の情報を載せたパンフレットを作りたいといふふうに思っております。具体的には自然や歴史それから芸術文化といったような地域の魅力も載せたパンフレットを作りたいといふふうに考へているところです。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） このパンフレットにつきましてもホームページと同様シンプルさが必要かなと思っています。今の現状のパンフレットですと文字が非常に多くてもう今の方はほとんど文字見ないと思いますし、御高齢の方は字が小さ過ぎて見えないというような状況にもなります。ですのでパンフレットの作り込みの仕方としまして文字などを多くするのではなく歴史などの情報を載せたいのであればどこかのウェブにQRコードなどでリンクするようなかたちをとられる。また観光協会のほうも飲食店とかおみやげ小売店舗それから杖立温泉とかわいた温泉のほうの宿のパンフレットなども観光協会のほうで作っていると思いますので、そういったものをそれぞれの地域それから独自でやっているものをリンクさせるようなQRコードで飛ばしていけるような形態も考えていただくとパンフレットとしては是非シンプルなものを作っていただきたいなというふうに思ってホームページそれからパンフレットについての御質問は終わります。

時間もあと10分しかありませんので。10分ですかね。15分。

議長（熊谷博行君） 12分。

1 番（江藤理一郎君） 12分。

では小国高校の存続についてお話しさせていただきます。次年度の小国高校への入学者数は55人以上になると聞いております。昨年が38人でしたので最近では多い数字だと思いますがもともと両町合わせて100人近く生徒数があり過去10年で最も多い学年であったこともありますが小国町、南小国町、両方でですね。小国高校への進学率も50%を超えていて高校の先生方や周りの皆様の支援のおかげではないかと思っております。しかし喜びもつかの間で次年度より両町の生徒数も60人台に減ってしましまして小国高校への進学率が50%だとしても30人台に満たすかどうかというようなところで2クラスを維持できなくなってしまう可能性が非常に高い状況でございます。県も今後高校再編を検討しているというようなお話も聞きました。小国高校も1クラスになると再編の対象となることも十分考えられると思います。では高校再編について再編ターゲットになる条件とそうならないためにやらなければいけないことというのは何か教えていただけますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。県立でございますがまずは生徒数ということで2クラスが定員でございますので41人を超えると2クラスということで先生方の配置もそれになるということ。そこがボーダーということだと思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） ならないためにやらなければいけないことというのは。

教育長（村上悦郎君） 以前議員さんのほうから令和4年12月のとき地域未来留学についての御質問がありました。全国募集ということですがそのとき私がお答えしたのはまず選択肢の一つではあるでしょうと。しかし学校や県教委が主導権を持って行うのではないのでしょうかということ

でしたが、早速昨年度の小国高校のほうからその地域未来留学の制度を取り入れたいと。先ほどの再編に引っかけられないというところですね。高校の魅力化、生徒の全国募集を積極的に始めたいと相談がありました。そこで小国町、南小国町それと県教委、小国高校の魅力化と永遠の発展の会等が協議しまして一般財団法人地域教育魅力化プラットフォームの全国募集展開に手を挙げました。実際に令和6年度からの募集を行い令和7年度から入学を受入れたい。先ほど言われましたように来年度から南小国町、小国町の中学校の合わせての卒業生が60数名というようなところで、令和9年には3学年ともこのままでは1クラスになるのではないかとというところまで手を挙げたということです。県教委のほうも令和9年までは再編は行わない。でも令和10年度から分からないというところですね。来年度から全国募集をと。そして今現在構想としては年間5人から8人を全国募集で取りたい。募集しても入らないかも分かりませんが5人から8人を取りたい。そのために今特色ある学校づくりということで小国高校がいろんなところで発信をしてくれている。現在の大学進学状況と専門学校等の状況を維持する、部活動の活性化である、先ほども言いました台湾の大学への入学、そういったところの特色を出して生徒募集というところで今始めているところでございます。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 私が昨年12月に質問させていただいた地域未来留学を小国高校そして小国町教育委員会検討していただいているということで非常にありがたいと思っておりますし、これはやっぱりチャレンジすることが大事だと思いますのでまずは5人から8人生徒が来るように頑張りたいと思います。ただ昨日同僚議員の質問におきまして小国町出生数が令和4年度が23人、令和5年度が20人という見込みという報告を受けました。正直衝撃的な数字でした。このままでは今頑張って小国高校の生徒数を増やす取組というのが13年後頃にはもうどんなに頑張っても終わりを迎えてしまうことになりはしないかというふうに思ったところです。町長このことにつきまして小国高校のこういう地域未来留学で寮を高校生が越境入学で来れるようにするというのももちろん大事ですしその体制づくりが大事なんですけど、今すぐにやるべきものというのは少子化対策、子ども・子育ての対策ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 確かに少子化対策大事だというふうに思いますが町でするのには限界がありますので当然国県の支援を受けながらやっていきたいというふうに思います。小国町の魅力をしっかり作っていくところは今までどおり変わらないところではありますが、お金を補助しても少子化に直結するわけではないというふうに私は思っております。また20人前後の先ほど数の推移を示させていただきましたけれどもこのコロナの状況で状況が一変しているというところもあります。数字に本当にどのように影響してるのかははっきり分かりませんが私といたしましてはこの数の推移も見守っていききたいというふうに思っておりますが、経済だけでは間違いなく

ないのではないかなというふうに思っておりますのでその部分では財源をしっかり確保することができれば私としても少子化対策に一気に進ませていただきたいと思いますけれども、13年後14年後この部分先ほど23人とか22人とかその部分を盛り返すような策は今のところは手を打っていない状況でございますので、未来留学がどのぐらいできるのか様々なチャレンジをさせていただきたいと思いますが、議員の皆様でこれがしたら絶対増えますよという情報があったら教えていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

1番（江藤理一郎君） 様々な手法がまだあるとは思いますが住宅の分野であったりそれから通学の分野であったりそれから子育ての支援のところに関しては先ほど町民課長から御答弁いただきましたけれども、結構町として独自のものはされているとは思いますが様々な分野を加味して議員も含めて是非また御提案等させていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども寮のところですね。高校生が入学するためには寮の改修が必要だというところで来年度予算が上がっております。今回1億円以上の水回り関係エアコン関係の改修予算が計上されております。今後の入場者数の例えば見通しというのはどのくらいなのかと寮として何人まで維持していく予定なのか。寮生が何人までいたら維持するつもりなのか。そして将来も有効に活用するために寮としての機能を終了させた後これは必ずどこかできると思いますが、活用方法についてどのようなものが想定されるか御答弁いただきたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えいたします。寄宿舍につきましては先日の質問の中でもお答えしましたが中学生は7年後ぐらいまでは現状を維持し16、17人程度入る見込みであります。この数は通学距離を把握している年長児までの数であります。高校生につきましては男女各8人を定員としているところであります。入る人数は未知数ですが寄宿舍と土日の受入れ先が確保できて準備が整ってきているところであります。建物につきましては木造の建築で築後25年という今の現状です。今の段階で雨漏りなどもなく状況を見ながらメンテナンスを行ってできるだけ長く持たせたいと考えています。木造の建物で一般的に言えば50年ぐらいが建て替えの目安ではあるのかなと思うのですが、そこのところはできるだけ長く持たせていきたいと考えているところです。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今25年というお話でした。エアコン付けて少なくとも10年15年もうそれで40年になりますので活用としてはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますが、15年後のときにどういった小国町がかたちを迎えているか。今の現時点で私がちょっと想定がつきませんが、10年逆に言うたら10年前ですね。10年前の想定で今何が準備できたのかをしっかりと私としても考えているところでして北里町長が1期目のときどれぐらい10年後の準備をされていたのか。宮崎町長が10年後の準備をどういうふうにされていたのか。建物が30年

後どういう状況でどのぐらいの経費が掛かるのか。しっかり考えさせていただいてやっていきたいと思えますけれども寮に関しましては木造で二階建てということであれば非常に広い用途で使えるのではないかなというふうにも思っております。でするのでそのときに応じてもう建物も古くなってきますとなかなか難しいところもあると思っておりますので、是非ともその経年といいますかを迎える中で検討させていただければなというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をとります。次の会議は3時15分から行います。

（午後3時10分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後3時15分）

議長（熊谷博行君） 予定していました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「議案第22号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお願いいたします。

議案第22号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月19日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは私のほうから改正内容を説明させていただきます。お配りしております条例右肩22と書かれております改正条例案が改正条例本文になります。説明資料は税務会計課資料（2）を新旧対照表として配付させていただいております。

まず改正理由でございます。地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布、同日に施行されたことに伴い小国町税条例の一部についても所要の改正が必要になったため改正を行うものでございます。

改正概要を御説明いたします。令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所

得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以降の年度分の個人と町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用とすることができるとした地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布、同時に施行されたことに伴うものです。関連条文を附則第5条の2として追加し第6条は条ずれを解消するために条例改正を行うものです。

施行日は公布の日からです。

なお小国町においては現在のところ相談はあっておりません。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第22号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「発委第1号 小国町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙配付資料のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに小国町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会の発議として受理しました。

それでは、提出者である議会運営委員長より提出理由の説明を求めます。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

発議第1号 小国町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由としましては、今回の改正は、「小国町課設置条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、各常任委員会の所管の課名変更の改正を行うものとなっております。

こちらの条例の一部を改正する条例につきましては、情報課がなくなり情報課の一部が政策課と産業課へ移管されます。町民課の一部が税務会計課へ移管され課の名称が福祉課となります。次に政策課に情報課の一部が移管され情報政策課となり総務常任委員会に所属します。同じく産業課に情報課の一部が移管され産業課となり産業常任委員会となります。同じく税務会計課に町民課の一部が移管され税務住民課となりこちらも総務常任委員会に所属いたします。また町民課の一部が税務会計課に移管され課の名称が福祉課となり文教厚生常任委員会に所属するというようなかたちになります。その他につきましては配付した資料を御参照いただきたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 発委第1号につきましては小国町議会会議規則第43条並びに小国町議会運営に関する申し合わせにより質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第1号、小国町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時24分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 杉 本 い よ 君

7番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月7日から3月21日までの15日間とする。

1.	議案第 3号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 4号	小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 5号	小国町課設置条例の一部を改正する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 6号	小国町SDG s推進施設設置条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 7号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 8号	小国町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第 9号	水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第10号	公共工事請負変更契約の締結について（町道西里・田原線②災害復旧工事） 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第11号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第12号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第10号）について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第13号	令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第14号	令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について 令和6年3月 7日 原案可決
1.	議案第15号	令和6年度小国町一般会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	議案第16号	令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	議案第17号	令和6年度小国町介護保険特別会計予算について 令和6年3月18日 原案可決

1.	議案第18号	令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	議案第19号	令和6年度小国町水道事業会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	議案第20号	令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	議案第21号	令和6年度小国町下水道事業会計予算について 令和6年3月18日 原案可決
1.	報告第1号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道下滴水線（下滴水橋）道路改良工事、町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事） 令和6年3月7日 報告
1.	議案第22号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和6年3月19日 原案可決
1.	発委第1号	小国町議会委員会条例の一部を改正する条例について 令和6年3月19日 原案可決

《議案外》

令和6年3月7日

1. 議員派遣の件について
1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

令和6年3月7日

1. 小国郷公立病院組合議会について
1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和6年3月19日

1. 閉会中の継続調査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務常任委員会
 - 文教厚生常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和6年3月7日

1. 小国小・中学校卒業式について
1. 小国小・中学校入学式について
1. 令和6年度職員採用について

《一般質問》

(1日目)

1.	水道関係について	P 1 0 ~ 1 6
1.	災害時の対応について	P 1 6 ~ 1 7
1.	災害時の物品販売について	P 1 7 ~ 1 8
1.	保育・教育の維持と対策について	P 1 8 ~ 2 4
1.	観光客受入れ状況 現在の取組と今後の対策について	P 2 4 ~ 3 0
1.	有害鳥獣被害対策について	P 3 0 ~ 3 2
1.	学校給食の無償化について	P 3 2 ~ 3 4

(2日目)

1.	ふるさと納税について	P 1 ~ 4
1.	旧西里小学校施設の有効利用について	P 4 ~ 8
1.	国道212号について	P 8 ~ 1 2
1.	所信表明について	P 1 2 ~ 1 5
1.	台北市士林区訪問団について	P 1 5 ~ 2 0
1.	第9期介護保険について	P 2 0 ~ 2 6
1.	国民健康保険について	P 2 6 ~ 2 7
1.	周辺自治体との連携について	P 2 8 ~ 3 4
1.	ホームページ・観光パンフレットについて	P 3 4 ~ 3 9
1.	小国高校の存続について	P 3 9 ~ 4 1

令和6年

第1回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 1 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和6年3月12日 午前10時00分開会 午前11時48分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	松崎 俊一 熊谷 和昭 江藤理一郎 穴見まち子 松本 明雄 久野 達也 熊谷 博行
事 務 局 職 員	橋本 弘二 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和6年度小国町一般会計予算について各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
総務常任委員長

令和6年第1回総務常任委員会 座席表

令和6年3月12日(火) 午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

橋本 議会事務局長 (橋本 弘二)	松本 管財係長 (松本 鷹哉)
-------------------------	-----------------------

波多野 財政係長 (波多野 大祐)	原山 総務係長 (原山 慶士)
-------------------------	-----------------------

空席	佐藤 総務課長 (佐藤 則和)
----	-----------------------

渡邊 町長
(渡邊 誠次)

安達 地籍係長 (安達 和成)	空席
-----------------------	----

朝日 会計係長 (朝日 さとみ)	長谷部 政策課課長補佐 (長谷部 大輔)
------------------------	----------------------------

小野 税務会計課長 (小野 寿宏)	秋吉 政策課長 (秋吉 祥志)
-------------------------	-----------------------

委員
江藤 理一郎

委員
久野 達也

委員 穴見 まち子	議長 熊谷 博行
--------------	-------------

委員長
松崎 俊一

副委員長 熊谷 和昭	委員 松本 明雄
---------------	-------------

議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 6. 3. 12)

委員長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

阿蘇地方から九重まで含めてほぼ野焼きのほうが進みどんどん黒くなっています。小国のほうも半分くらい終わりました、あと今週末が終盤になるというようなことを聞いております。小国も含めて阿蘇の山々や草原は白くなったりそれから茶色になったり緑にもなって今は黒くなっているということで季節を感じます。

また、昨日は3月の11日ということで東日本大震災から13年目ということでした。日頃の備えですかね非常持ち出しとか家具の固定とかそういったところを改めて考えたところです。

さて、本日は令和6年第1回総務常任委員会を開催することとなりました。最初に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様におかれましては今日は第1回の総務常任委員会ということで、御多用の中にもお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また委員長の御挨拶にもございましたけれども東日本大震災の件でございますけれども今日は担当所管が総務課もございますがもちろん東日本大震災もそうですけれども、小国町としても今年度の予算で防災対策を盛り込んでおります。なかなか災害激甚化多様化しておりますので難しいところはございますけれどもしっかりと対応させていただきたいなというふうに思っております。またその予算も盛り込んでおりますのでどうか委員の皆様には御協議をよろしくお願い申し上げたいというふうに思えます。今日はそれぞれ担当所管の課長それから課長補佐、審議員そして係長がそろっておりますので、いろんな御意見をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。お世話になります。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席をいただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は3月7日の本会議で本委員会に付託されました、議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算についてとなっております。

なお、本日は、本委員会所管の各課長、局長、課長補佐、担当係長の出席をお願いしております。

それでは本常任委員会に付託されました、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

その前に執行部の参加のほうで松本総務課課長補佐それから原山総務係長が選挙事務の関係でどちらかが退席になるということです。それと税務会計課のほうで会計係長の朝日係長が午前中のみの出席というふうに聞いております。それからただ今3月の確定申告のために税務会計課永江課長補佐それから時松税務係長、宮本徴収係長、以上3名は欠席ということです。それからあとお二人が政策課のSDGs推進係長が病気のためそれから同じく税務会計課の会計管理室長が病気のためお二人が欠席ということを知っております。その辺りよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第15号について説明を求めたいと思ひますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願ひしたいと思ひます。併せて資料等があれば配付もお願ひしたいと思ひます。説明は着座にてお願ひをいたします。

議会議務局長（橋本弘二君） おはようございます。

議会議務局です。議会費と監査委員費について御説明申し上げます。座ったまま説明させていただきます。

まず、議会費から説明いたします。議会費につきましては総務課資料（7）を御覧ください。議会費の予算としましては、総額7千706万7千円で一般会計予算の全体に占める割合は約1.3%です。前年度予算と比較しまして884万5千円の増加となっております。増加分としましてはペーパーレス化の取組として議会で使用するタブレットの購入費を予定しています。252万円です。それから初期設定費用や通信費など72万円。また令和6年度は議員研修を予定しますのでその助成金が事務局費も含めまして110万円ほど予定しています。それらが増加の主な要因でございます。歳出の内訳としましては、議員全員の報酬と期末手当、会計年度任用職員の報酬、職員の給与、手当、共済費などの人件費が6千695万5千円で議会費全体の約87%を占めています。人件費以外で主なものとしましては、委託料の中で会議録デジタル化業務委託料100万円がございます。これは令和3年度から実施している事業ですが、劣化した古い会議録をデータ化して永久保存するものです。令和5年度では昭和31年から昭和52年まで。令和6年度は引き続き昭和53年から平成15年ぐらいをめどにデータ化する予定です。その他は例年計上している予算となっております。

続きまして、監査委員費でございます。これにつきましては予算書の49ページをお開きください。予算総額は149万7千円で昨年度とほとんど同額となっております。支出の主なものとしましては、監査委員2名の報酬、旅費、監査委員費の全体約77%となっております。それ以外につきましては、監査に係る経費や負担金となっております。監査におきましては例月出納検査、決算審査、定期監査などが主な業務となっております。令和5年の実績を見ますと年間40日の監査などを実施していただきました。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上ですが、別紙予算資料としまして右肩に資料

(2) 議会費及び監査委員費の委託業務、補助金及び負担金の調書を作成していますので参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは着座にて失礼いたします。おはようございます。

総務課の所管の概略説明をさせていただきます。総務課所管の予算につきましては議会事務局から配付されております歳出費目別分掌事務一覧の総務課と書いてある部分になります。前年度と比べまして増減が大きい項目について説明を申し上げます。また一般会計の冊子と右肩に資料(8)と書いてあります資料を付けてございます。工事請負、委託業務、補助金、負担金の調書を添付してございますので、併せて資料として御活用いただければと存じます。

ではまず総務課所管部分の歳出予算の全体的な増減につきまして御説明申し上げます。なお、職員人件費等に関しましては除いたものになりますのでよろしく願いいたします。

総務費が令和6年度当初予算要求額は総務費の中の総務課の管轄するもので4億2千990万7千円となっております。対前年比で1千260万5千円の増となり3.1%の増となっております。続きまして、消防費が2億444万3千円で、対前年比440万5千円の増額となっております。2.2%の増となっております。公債費が6億5千489万9千円で、前年度比5千354万円の増額となっております。8.9%の増となっております。予備費は500万円で例年どおりの予算額となっております。総務費の主な増額理由としましては、財産管理費の工事請負費で旧国鉄宮原線災害復旧及び排水工事ということで1千690万円を計上させていただいております。それと役場駐車場の区画線工事ということで250万円の皆増となっております。電算施設費の自治体システム標準化移行に係る負担金で4千203万3千円の増額が計上されております。また消防費の主な増額理由としましては、非常備消防費の阿蘇広域行政事務組合の消防本部負担金が831万4千円の増額と災害対策費で防災マップ作成委託料500万円が皆増となっております。公債費の増額理由としましては、地方債の元金償還分が4千752万円の増額と利子の上昇分として602万円増額しております。

それでは、歳出から増減理由を説明させていただきます。

主なものに限りませんが一般会計予算書29ページをお開き願います。一般管理費の中の給料がベースアップにより452万9千円増額となっております。

30ページの8旅費の普通旅費を航空賃等の上昇とコロナ禍終結に伴う出張の増加に対応するため170万円を増額計上させていただいております。

31ページの17備品購入費30万円は公用車にドライブレコーダーを設置する経費でございます。ドライブレコーダーにつきましては、交通事故の記録媒体になるほか防犯対策にも寄与するものとして活用が期待されております。次の18負担金補助及び交付金で昨年度まで派遣職員給与負担金1千500万円が計上されていたものが、福岡市からの災害派遣職員の派遣が終了す

ることにより皆減となっております。

32ページが財産管理費になります。33ページ委託料の中の町有林保全管理委託料で958万9千円を計上させていただいております。黒淵位河内杉の50年生の4.31ヘクタールの間伐と上田長俣谷これは7年生でございますが2ヘクタールの間伐、水上村の町有林の作業道200メートル等を実施する予定にしております。14工事請負費が先ほど説明しました2件分1千940万円でございます。

次に、38ページから電算施設費です。40ページをお願いいたします。18の負担金補助及び交付金の中で自治体システム標準化移行に係る負担金1千778万9千円につきましては、戸籍住民票、税、福祉全般、住宅、選挙、教育、各種収納等をシステムの標準化法に基づき国の定めたシステムに統一化するための経費でございます。次の文書管理システム共同運用構築費負担金1千641万8千円については、文書管理、電子決裁システムを熊本県の取りまとめにより6町村で共同導入する経費でございます。

次に飛びまして、83ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費でございます。報酬の中で消防団員分としまして2千173万4千円を計上させていただいております。これは令和4年から設けられました消防団員報酬の改定によりました報酬分でございます。

次に、85ページをお願いいたします。3の災害対策費の中で12委託料、防災マップ作成委託料500万円を計上させていただいております。これは前回作成しました防災マップが作成から6年が経過し新たな河川の浸水区域、土砂災害危険区域を追加する必要がありますので今回ウェブ版として作成するものでございます。

次に、105ページから106ページの公債費をお願いいたします。元金としまして6億3千998万4千円を計上させていただいております。これはこれまで借入れを行った地方債の償還金のうち元金になります。主な増加の理由としましては、過疎対策事業債、災害復旧事業債等の返還額が増となっております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。一番大きな歳入になります地方交付税でございます。25億1千万円で計上させていただいております。昨年と同額を計上しております。

以上で、総務課所管の概略説明を終了させていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。着座にて御説明をさせていただきます。

政策課所管の令和6年度歳入歳出予算につきまして概要を説明いたします。

予算書ページ9ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。1総括、歳入における政策課関連の予算は款の13使用料及び手数料、款14国庫支出金、款15県支出金、款17寄附金、款20の諸収入となっております。歳入合計予算額は、前

年度より4千681万5千円増の2億2千576万2千円を見込んでおります。増額の主な内容
といたしましては、ふるさと寄附金となっております。

次に10ページをお開きください。同じく歳出予算として款の2総務費の中の企画費SDGs
推進費、款の6商工費の中の地域エネルギー費が政策課所管となります。歳出合計予算額は、前
年度より8千960万8千円減の2億557万7千円を計画しています。予算規模といたしまし
ては、対前年度比70%、歳出合計額に占める割合は約3.5%になります。

次に歳出歳入の目ごとに説明をいたします。

まず歳出から御説明いたします。

ページ34ページをお開きください。目の4企画費、予算額1億7千910万5千円です。前
年度より604万1千円増額となっております。主なものといたしまして、1報酬の地域おこし
協力隊報酬1名分276万円は、ふるさと寄附金全般にわたる業務を担当する隊員の給与です。
次に7報償費、ふるさと寄附金謝礼5千600万円は、寄附者への返礼品代の金額となります。
令和6年度におきましては小国産馬刺しを返礼品の主力といたしまして、ふるさと寄附金の増額
を目指していきたいというふうに考えております。なお、令和5年度の状況といたしまして2月
末時点での寄附額は2億3千249万2千136円、件数にして1万7千400件となっており
ます。次、12委託料の乗合タクシー運行委託料2千256万7千円は、町内のタクシー事業者
3社が町内8路線を運行するための業務委託費です。令和5年度の乗合タクシー利用者数は1月
末時点で1万9人であり令和4年度の同時期と比較すると97%となっております。

次に35ページを御覧ください。18負担金補助及び交付金、地方バス運行等特別対策補助金
3千350万円は、地域公共交通対策の一環として産交バス4路線、日田バス1路線の路線バス
の運行経費に対する補助金です。同じく小国郷コミュニティ交通事業負担金804万円は、小国
郷ライナーと中心市街地バス通称にじバスの運行に係る負担金です。小国郷ライナーにつつま
しは、令和5年4月から今年1月までの利用者数が673人で対前年度比99.7%となってお
ります。また、にじバスにつつましは、令和5年4月から今年1月までの利用者数が1千65
1人で令和4年度と比較いたしますと119%となっております。次に、小国町地方創生移住支
援事業補助金309万円は、国が取り組む地方創生事業の一つで東京一極集中を是正するための
首都圏から就職や起業する移住者を受入れた場合、単身者であれば60万円、夫婦の場合は10
0万円の補助を交付するものです。また18歳未満の世帯に対して1人100万円がプラスされ
ます。県下全市町村で行われており6年度予算といたしましては、1世帯子供2名分の300万
円を予算計上しております。残り9万円は東京圏から小国町の企業へ就職活動を行った学生に対
し旅費の半額を補助するもので3万円の3人分を計上しています。いずれの補助金も町の負担額
は25%となっております。また、移住者につつまして令和5年度の実績といたしましては、世
帯移住数は3件うち単身移住者が2名というふうになっております。

次に42ページをお開きください。最下段の目15SDGs推進費、予算額2千380万4千円です。SDGsの推進及び地域循環共生圏の構築を図るための予算です。主なものとして、1報酬の地域おこし協力隊報酬3人分828万円は、旧西里小学校活用に伴う環境教育を始めとしたESD推進、持続可能な社会を担う人材育成の推進、旧西里小学校を活用したテラスプロジェクトの運営管理業務全般を担当する隊員の給与となっております。

43ページを御覧ください。12委託料、旧西里小学校活用プロジェクト運営業務委託料770万円は、旧西里小学校を活用するテラスプロジェクトが自主運営できる環境づくり及び人材育成を行うためのソフト事業に対する委託費です。

次に、77ページをお開きください。目の4地域エネルギー費、予算額266万8千円です。地域エネルギーの推進及びEV車急速充電設備の維持管理経費に係る予算を計上しております。なお、各委託料、補助金、負担金の内容につきましては、総務課より配付しております予算資料資料(2)政策課に掲載しておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上、歳出の概略説明を終わります。

次に歳入です。

17ページをお開きください。商工手数料の地熱計画審査手数料39万円です。これは小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づき地熱計画審査手数料1件当たり13万円を申請数3件分として計上しています。

18ページをお開きください。目の1総務費国庫補助金の地方創生推進交付金1千67万5千円が政策課関連の予算です。この地方創生推進交付金は、情報課が所管する北里柴三郎博士顕彰費に充当する予算となっております。

次に、19ページを御覧ください。最下段の目の1総務費県補助金の中で土地利用規制等対策事業費補助金3万1千円は、国土利用計画法に基づく土地取引届出等の事務処理に対する予算となっております。その下、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金441万5千円は、路線バス等維持運行経費に対する予算で歳出事業では地方バス運行等特別対策補助金に充当します。

次に、20ページをお開きください。上段にあります地方創生移住支援事業補助金231万7千円は、首都圏からの移住者受入れに対する予算で歳出では小国町地方創生移住支援事業補助金に充当します。

次に、23ページをお開きください。目の2総務費寄附金のふるさと寄附金2億円及び企業版ふるさと寄附金100万円が政策課所管となります。令和5年度は企業版ふるさと寄附金といたしまして2月末までに10社から寄附をいただいております。同じく目の4商工費寄附金、地熱の恵み基金寄附金400万円は、小国町地熱資源活用協議会の協定に基づき発電事業を行っている事業者からの寄附金です。

26ページをお開きください。目の1雑入の上段、充電器利用権利金50万円は、町が所有す

る急速充電器施設利用に関する権利金となります。原稿執筆等謝金1千円は、依頼のあった原稿執筆に対する謝礼となります。下段の阿蘇地域振興デザインセンター負担金9万3千円、地域活性化センター補助金150万円は、企画費で実施予定の地域リーダー育成講座に係る費用に充当する負担金補助金となっております。

以上、令和6年度政策課所管の一般会計歳入歳出予算についての概要説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、税務会計課所管の令和6年度当初予算の説明をさせていただきます。

まず歳出から説明させていただきます。

36ページをお願いします。下段の目8地籍調査費でございます。主なものとしまして、37ページ、節12委託料で地籍調査業務委託料1億2千610万円でございます。本年度のこの予算での調査は大字上田地区、大字の一部、それから大字北里地区の一部及び大字西里地区の一部の合計2.93平方キロの一筆調査、測量を行う予定です。一筆調査ベースでの進捗率は1月に御承認いただきました令和5年度補正予算分を含めて約90%となります。

続きまして、40ページをお願いいたします。目11会計管理費でございます。主なものとして11役務費、手数料が前年度に比べて432万4千円増額しております。主な要因として、これまで無料であった公金の振込手数料が本年10月から有料化されることになったことと金融機関側からの要望により窓口収納手数料を会計管理室で一括して支払うこととしたためです。

続きまして、44ページから46ページにかけまして徴税費の税務総務費と賦課徴収費でございます。45ページの2賦課徴収費、12委託料のeLTAXシステム総合運用試験対応業務委託料148万5千円は、令和4年度税制改革により毎年少しずつ拡充されています電子申告の拡充を図るための対応業務に関する委託料です。本年度はeLTAXサービスで公的年金支払報告電子化運用試験対応等を行います。続いて、家屋調査業務委託料50万円についてです。阿蘇郡内のほとんどの自治体は木造家屋の調査評価業務を業者に委託しておりますが、本町では職員で行っているところです。ただし大規模家屋等の評価額は専門知識や経験が必要な場合があり、課税誤りをなくすためにもそのような事案が出てきた場合に専門業者へ委託するための委託料です。

続きまして、106ページをお願いいたします。11公債費、1公債費の中の2利子の欄です。22償還金利子及び割引料の一番下になります一時借入金利子61万7千円でございます。歳計現金が不足した場合、金融機関から一時的に借り入れる場合の利子でございます。

次に歳入を説明させていただきます。

11ページの町税です。全体的に昨年度の決算状況と新型コロナ禍からの回復を考慮して計上しております。まず最初に町民税の個人住民税でございます。現年度分が1億7千930万円と前年度に比べて1千570万円減額計上しております。これは所得割の定額減税分およそ2千6

00人分で計上しております。なお、定額減税分については、地方特例交付金により全額国費補填措置が行われる予定です。法人町民税の現年度分については、2千900万円と前年度に比べて300万円の増額で新型コロナ禍からの回復により新型コロナ禍前予算令和2年度予算と同額で計上しております。次に固定資産税でございます。現年度分が3億円と対前年度と同額予算としております。令和5年度歳入は約13億3千900万円を見込んでおりますが、地熱発電や太陽光発電等の減価償却による償却資産評価額の減等もあり同額予算としております。次に軽自動車税ですが、令和5年度の決算見込みから環境性能割は令和5年度予算に比べて400万円減の400万円を計上しております。また、種別割は、前年度と同額を計上させていただいております。続いて、たばこ税です。たばこ税は、令和5年度の決算見込みから令和5年度より200万円の増額で5千200万円としております。次に、12ページの入湯税です。新型コロナ禍からの回復基調であり前年度と比べて300万円増の1千万円で計上させていただいております。以上、町税全体の歳入では定額減税の影響が大きく全体では1千172万円の減額予算としております。

続きまして、16ページをお願いいたします。13使用料及び手数料でございます。税務会計課関係は1総務手数料のうち台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、一つ飛びまして、証明・謄写手数料でございます。

次に、20ページをお願いいたします。一番上に15県支出金、2県補助金、1総務費県補助金の1行目に地籍調査事業費補助金9千25万8千円を計上させていただいております。地籍調査に係る補助金でございまして国が50%、県が25%で合わせて75%となっております。

続いて、22ページの一番上の15県支出金、3県委託金、1総務費委託金、1徴収費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金900万円でございます。県民税と町民税合わせて町が徴収しておりますので、それに対しまして県からの委託金でございます。

次に、24ページをお願いいたします。20諸収入に町税延滞金と加算金を計上させていただいております。その下、1預金利子、歳計現金預金利子1万2千円でございます。これは普通預金の預金利子となっております。

続いて、26ページ下から3行目辺りの20諸収入の1滞納処分費も税務会計課所管でございます。

以上で、予算書の概要説明を終わります。なお、別紙資料といたしまして資料(1)税務会計課予算資料で資料1工事請負調書、資料2委託業務調書、資料3負担金調書を提出させていただいておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

以上で、税務会計課所管に係る概要説明を終わらせていただきます。

委員長(松崎俊一君) それでは、これより議案第15号につきまして質疑に入りたいと思います。都合によりまして歳入のほうからページを追っていききたいと思います。

11ページからお願いしたいと思います。11ページからここはずらっとこのページそうです。

それから14ページの2段まで。交通安全対策特別交付金まで。この中で12ページの森林環境譲与税これが産業常任委員会です。あとは全部総務常任のほうになります。よろしいですか。

9番（久野達也君） 13ページの地方交付税の算定について少し御説明いただけたらと思います。税務関係でいわゆる定額減税等により減額になってその分は当然補填されると。もろもろの収入状況あるいは支出状況、基準財政需要額と収入額ですね。この関係があらうかと思えますけれども今回対前年比のイコールということで算定されておりますけれども、地財計画等で鑑みたときに交付税については小国町としては同額ということで試算したのか。あるいは予算編成上の留保財源を担保するために同額としたのか。ちょっと組み方を分かる範囲で構いませんので。

財政係長（波多野大祐君） お答えいたします。

地方交付税の算定につきましては、まずは国の出している地財計画をまず確認をして一応令和5年度と6年度の地財計画につきましては国のほうとしては交付税については前年度と同額程度の予算を確保されているということ。それでその中で令和6年度については算定の方法も費目の追加等も新たにあったりはしますが、そういった計画等を鑑みて令和5年度の交付税額と大きく変更はないというところで令和6年度の交付税については同額とさせていただいております。この交付税の留保財源については一応現在のところ2億円程度を留保財源として考えております。

以上になります。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 後で質疑漏れがありましたらお願いをする予定にしております。

14ページの交通安全対策特別交付金。

次は、15ページです。これはちょっとぽつぽつありますので私のほうから。13使用料及び手数料の公有地使用料、それから一番下の法定外公共物使用料です。15ページ。

次が16ページ。中段から総務手数料の中の台帳等閲覧手数料それから町税等督促手数料それから証明・謄写手数料。

それから17ページ、一番上の地熱計画審査手数料。それから一番下のほうに社会保障税番号システム整備補助金。

次、ページめくりまして18ページが、一番上から地方創生推進交付金、デジタル基盤改革支援補助金、中段に防災安全交付金。

それから、19ページが自衛官募集事務委託金、一番下に土地利用規制等対策事業費補助金、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金。

20ページにいきますと県支出金、県補助金の中で一番上の5地籍調査事業費補助金、それから熊本県権限移譲事務市町村等交付金、一番下の地方創生移住支援事業補助金も政策課の中。色刷りのものには抜けていたかもしれません。質問ございませんか。

続けます。21ページ、一番下の電源立地地域対策交付金。

22ページが県支出金、県委託金の中で個人県民税徴収事務取扱委託金、学校基本調査、農林業センサス、国勢調査、経済センサス調査、全国家計構造調査、在外選挙人名簿登録事務委託金。少し飛びまして同じページですが、財産収入の利子及び配当金で財政調整基金積立金利子収入から地熱の恵み基金積立金利子収入。この中で奨学金事業基金積立金利子収入は文教厚生常任委員会となっております。

23ページ。つながる未来基金積立金利子収入から学校教育応援基金積立金利子収入。Jクレジット売払収入は産業。土地売払収入、町直営林立木売払収入、一般寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、地熱の恵み基金寄附金、ネットワーク事業基金繰入金。

9番（久野達也君） 静かに進行だけしておりますので。1点、23ページの管財に属する部分なんですけれども以前私、一般質問の中で町有地の遊休資産について何らかのかたちで整理していく等の必要性も述べさせていただきましたけれども、ここ最近ずっと土地売払収入というものは頭出し程度で計上されているかと思えます。いわゆる遊休資産。普通財産ですよ。これについての今お考え、整理どのように進行しているのかお聞かせいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 公有地の売払い。前は積極的に財産の処分も検討しながらという話をさせてもらっていたのですが、なかなか時代の先読みができないというのを私のほうが言わせてもらっております。ここ数年の間でもう本当にTSMC関係ではありますけれども小国にどのような影響があるのかこれからしっかり見定めていく必要があるというふうに思っておりますので、その時点ではたくさんの方に小国町に住んでいただきたい施策の中でこの売ると言う事がいいのか悪いのか。これがなかなか難しい時代に更に突入してきたのではないかなというふうに思っておりますので、この部分は少し議員の皆様方にも所信表明のほうでお話をさせていただいたとおりちょっと御相談をさせていただきたいなというふうに思っております。この中にはないですか立木を切って売るといったところではこれまでどおりの考え方でいいのではないかなというふうに思いますが、土地、公用地の部分これに関しては少し考えたほうがいいのではないかなとちょっと考えておりますのでその部分ではもう頭出しだけで今回予算を計上しているというような状況でございます。

以上です。

9番（久野達也君） そうですね。社会情勢の変動を見極める必要もあろうかと思えますけれども例えばまとまった土地がないと言えればそれまでになるかもしれませんが、町としての魅力アップあるいは企業に興味を示していただく。それらを考えたときには普通財産の中で町としてこれだけの団地については整理が可能であるという整理はきちっとしておくべきかと思えます。確かに時代背景の中でそれをいつの時期に発生させるのか等もあろうかと思えますけれども、いざ例えばどこかの企業が有効な土地がありませんか。それから探すのではなくて過去に工業団地

等も取り組んでなかなか売れなかった経緯もあります。それも承知しておりますけれども財産の管理の中でも公有財産の売払いが可能というのは整理しておく必要があるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

副委員長（熊谷和昭君） 地熱の恵み基金で400万円となっておりますけれども、町おこしエネルギーが開放されたと思います。町外町内で金額変わってくるのですが5千キロですので町内でも1千万円は別に入ってくると思うのですが、どうなっておりますか。

政策課長（秋吉祥志君） 今御質問いただいたように現在この400万円につきましては、わいた会さんの分として計上しております。今月の3月1日の日に町おこしエネルギー様の地熱発電所のほうが稼働されるようになりましたので、その分につきましてはまた来年度分として恵み基金として寄附をいただくというふうに考えております。

以上です。

副委員長（熊谷和昭君） 来年度分ということは今年度は徴収しないということでしょうか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 年間になっておりましてわいた会様のときも恐らくは月割りになりましたので今月分だけは今月分で今年度分を頂く必要があるかと思っております。その場合今もう単純に12分の1であちらの場合は5千キロなので議員おっしゃるとおり1千万円だと思われまますのでその12分の1は今年で頂く。次年度は1千万円を予定しているというふうになるかと思っております。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

また質疑漏れは後でお願いします。

次が24ページ。一番上が文教厚生です、奨学金。その下から、つながる未来基金繰入金からずっといきまして歳計現金預金利子。

それから、25ページは少し飛びまして、諸収入の雑入で2番目のコピー使用料、四つ飛びまして公有建物災害共済金、一つ飛んで熊本県市町村振興協会市町村交付金、二つ飛んで災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入。

次のページにいきます。26ページ上から4番目、森林総合整備事業補助金、一つ飛んで充電器利用権利金、二つ飛びまして消防団員福祉共済加入事務費、原稿執筆等謝金、三つ飛びまして地縁団体証明手数料、二つ飛びまして阿蘇地域振興デザインセンター負担金、地域活性化センター補助金、滞納処分費のほうで滞納処分費が16万5千円。次が、町債が臨時財政対策債から一番下の土木施設災害復旧事業までがこれは総務課ですかね。なっております。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 27ページ、町債についてお考えだけお聞かせください。過疎ソフトということで過疎債をソフト事業に充当できる。これは当然活用すべきなのか。あるいは逆に当然財源

に余裕があるときは一般財源で対応するのでしょうかけれども起債の趣旨からして結局後年度の例えば起債償還世代にもその恩恵があるから起債を起こすというそのスタンスは大事だろうと思うのです。道路や何かみたいに例えば当該年、実施年だけの世代の人が負担しなければならないのか。あるいは後年度にメリットがある方にも負担願うということで調査を起こすのでしょうか。そういったようなときに過疎ソフトが例えば安易に先行してしまうと単年で終わるべきものが過疎ソフトに当たって後年度の方々はその負担をしなければならないという起債の趣旨と若干ずれてくるといけないので、そこら辺りの過疎ソフトに対する対応はどのようにお考えで起債計画を立てていくのかお聞かせいただけたらと思います。

財政係長（波多野大祐君） 今いただきました御質問については、ちょっとこちらのほうで整理をさせていただいて後ほどちょっと御回答させていただいてよろしいでしょうか。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

一般会計予算の歳入のほうが一応終了いたしました。質疑漏れはございませんか。この後歳出まで終わった後ももう1回質疑漏れの御案内をさせていただきます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） ちょっと先を進みます。歳出に入ります。

これは議会事務局のほうがちよっと私の後ろに来てもらいたい関係で議会費だけ。ページ28ページ、議会費。次のページの29ページの中ほどまで質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 暫時休憩に入りたいと思います。次の時間11時10分。よろしいですか。休憩します。

（午前10時56分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

委員長（松崎俊一君） ただ今、令和6年度小国町一般会計予算の歳入のほうを審議いたしております。ページが29ページ。

財政係長（波多野大祐君） 先ほど久野議員より御質問いただきました過疎債のソフトの活用についてお答えをいたします。過疎債のソフト事業につきましては事業の中でも単年度で完了するものではなくて長い期間継続して行うような事業を選定して活用するようにしております。またその中で受益をされる方とそれ以外の将来を負担する方の間に不利益というか不平等が生じないようというところも考慮しながら今後もそういった事業については過疎ソフトを継続して使っていきたいという考えであります。

以上になります。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それでは進めます。29ページの総務費、総務管理費、一般管理費からです。

次のページの31ページまで。文書広報費は違いますね。31ページの文書広報費を除きまして次の32ページ。32ページから財産管理費。それから企画費、公平委員会費、交通安全費、諸費、地籍調査費。ずっと続いて38ページまでございます。

1番（江藤理一郎君） 33ページ、総務管理費、工事請負費の中の旧国鉄宮原線災害復旧・排水工事。こちらについてももう少し詳細を教えてくださいませんか。

管財係長（松本鷹哉君） 先ほど質問にありました旧国鉄宮原線災害復旧・排水工事ということでこちらが豪雨災害によって国鉄線が崩土とか法面が崩れまして下の土地までその土が崩れ落ちてまして下の地権者さんにちょっと迷惑をかけている部分もありまして1度その土を取って土嚢をその崩れたところに置いて復旧をしようと考えておりましたが、いざその工事で業者さんと一緒に現場を見たときに法面から水が出ておりましたので今回新たに去年設計をしていただいて今度法面に土を盛って法尻に土留めをしてその原因になったと思われる排水をきちんと水路へ流れるように作る工事をしようと考えております。

総務課長（佐藤則和君） 旧国鉄宮原線につきましては、令和2年の豪雨で約10メートルほどの延長で高さが20数メートルと1か所路肩崩土がありました。それと去年の雨でまたもう1か所違う箇所が路肩が壊れまして今軽自動車がやっと通れるぐらいの幅になっていまして、そういう路肩の復旧が2か所。それと先ほど係長が申し上げましたとおり最初の令和2年崩れたところはちょっと水がありますのでそれを排水を下の河川まで引っ張ってやるという工事が1本。それとちょっと箇所は飛ぶのですが桑鶴地区のほうに暗渠排水があるのですがそこが排水の飲み口が何もないので夏場によく草とか大雨時に詰まる可能性が高いということでダムを形成する可能性が高いということで、その飲み口を改造していただけないかという要望がありましたのでその3か所を今回計上させていただきます。

1番（江藤理一郎君） では災害等で崩土があったところは全て復旧されるということですか。それともう一つは排水工事については宮原トンネル近くなども山からの水が結構流れて来ていまして湿地帯になっていて宮原線遊歩道を通行したいという方、観光客の方々ももう靴までぬれてしまうというような状況が二、三か所あると思います。2か所ほどは面積が広いところ。ですのでその辺りの排水工事などについてはいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） そこにつきましては通行につきましては財産管理上総務課のほうで今管理しておりますが、使用のそういう観光面になりますと一応観光のほうとも協議しながらそういう排水までして遊歩道として遊びに町外から遊びに来られる方も何人かおられると聞いていますし、その辺のイベント等に対応できるほどまでやるのかやらないのかというのはまだ協議したい

と思います。いかんせんここは町道認定もされていないのでなかなか補助事業もいただけないということで、全部単費でやらざるを得ないということですので先々町道認定という話も役場庁舎内では上がっておりますけれども町道認定しますと結局橋りょうの改修であれば予算が今必要なかで竹筋橋まで対象に上がって国交省からの整備計画のステージに上げられてしまうということも懸念がありますのでちょっと総合的に考える必要があるかなとは思っております。

1番（江藤理一郎君） 水害とか災害等で崩土がでたところ全部やるのですか。

総務課長（佐藤則和君） 今のところは一応財産管理上路線としての今維持できているのが結局宮原から木魂館まではある程度そういう路線として維持ができていますので。

1番（江藤理一郎君） 何箇所ぐらい。

総務課長（佐藤則和君） 崩土ですか。ちょっとそこは把握していませんが今回は取りあえずそういう道路として自動車が通れるように維持管理をしたいというのと桑鶴に関しては通行というよりも住民の安全のため防災とかそっちのために計画をさせていただいております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

議長（熊谷博行君） 今の話に付随するのですが。全て総務課が管轄ですか。西村の橋なんかも。

総務課長（佐藤則和君） 竹筋橋につきましては教育委員会のほうで文化財のほうに指定されていきますので、竹筋橋についてはですね。

議長（熊谷博行君） 教育委員会のほうで質問します。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。はい、35ページどうぞ。

7番（松本明雄君） 7番です。

35ページの小国国際交流会補助金。この前も台湾に行かれたと思うのですが来年度も文化大学のほうから来るような話でこれは予算組んでいるのですか。

政策課長（秋吉祥志君） この国際交流会の補助金につきましては、中国文化大学のホームステイの受入れの分として予算化しております。

以上です。

7番（松本明雄君） その下の質問させていただきます。空き家対策の改修費用で50万円しか上がっていませんが、この費用で本当にどこが使う分かりませんが予算的に足りるのかお聞きしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） この小国町空き家改修事業補助金につきましては、政策課のほうが所管しております空き家の活用に対しての事業ということで、この50万円につきましては空き家を購入された方が改修する費用として50万円の補助を出すというのがございますのでその分の予算となっております。ほかの例えば危険住宅であるとかそういったものに関しましては今後町のほうの空き家対策の計画に基づいて各所管ごとの対応になっていくのかというふうに考えており

ます。

以上です。

7番（松本明雄君） その先に聞く質問まで答えていただきましたが、この前から空き家対策は小国町も結構数があって通学路の問題とか崩す問題とかいろいろあると思います。使うほうに関しては政策課のほうでこうやって予算組んでいますけど、今後やはり空き家になっているところは今まで使われている方がいらっしゃって地権者は要するによそにいらっしゃるとかそういう方がほとんどだと思います。これは税金の問題もありますけど壊すと税金が高くなるとかそういう話もありますので今後は国のほうにも町長のほうからまた言っていただいて、その税金の問題から空き家対策だんだん増えてくるのでこれで一般財源を使って壊すということはなるべく避けていただきたいと思いますので、政策課と建設課と教育委員会とかプロジェクトを組んでいただいて空き家対策の方にはもうどんどん文書を出していただいて今後やっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 今の御質問について私のほうがトータルで政策課と建設課、教育委員会この前からずっとお話をしている協議中ではありますが基本的には今松本議員が言われる考え方で今進んでおまして、町の一般財源を単費で投入するということは基本的にはないとそういったところもちろん空き家があるまでは普通で考えるともちろん住んでおられた方がいらっしゃるといったところそれから持ち主が基本いらっしゃるといところであれば持ち主が受益者であるわけですから保険をかけるなり壊すなり何なりしてもらわなければ基本的にはいけないという基本的な考えはそうです。ただその中で住宅のもう持ち主が分からない状況それとあとは非常に危険であるといったところはまたちょっと別の考え方でやらないといけないというふうに思っておりますけれども、またそのような中でも先ほど言った基本的には持ち主の方がそれを処分するともちろん処分するか建て直すかは別といたしましてもそういった考えで町のほうも進めていきたいというふうに思っているところです。繰り返しになりますけれども町の中では先ほど政策課が空き家入る方の移住される方たちの対策がおもで教育委員会では子どもたちの安全をまずは考える。そして建設課のほうで先ほど言われた解体含めたところの分からない方たち所有者不明の場合そういったところをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（松本明雄君） 町長それでよろしくをお願いします。この前下町のほうで解体されて土地を売っていましたが100坪で250万円だったですかね。それでは本当解体費用が出ないような感じになっております。そして僕の友達もちょっと宮原にいますけど解体費を見積もってもらったら500万とか800万とか掛かるという状態になっておりますので、今後今までの地権者だけではもうできない部分になってくると思います。とか財産を放棄する方も出てくると思いますのでもういろんなことを想定しながらやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 34ページ、目では4の企画費です。その後が公平委員会費、交通安全費、諸費、地籍調査費。38ページ上段まで。

続けます。ページ38ページ電算施設費からページ40ページ会計管理費まで。目、電算施設費、会計管理費よろしいですか。

次、進めます。ページ42。下段のほうから、SDGs推進費、社会保障税番号制度費。

9番（久野達也君） SDGs推進費の中で1点だけ12の委託料の中です。旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託料770万円と計上されておりますけれども、先だって8日の日に推進施設設置条例ということでその活用について設置条例がなされました。そうした場合サテライトオフィスとして貸し出すということを目的とした施設なんですけれども、そのときにこの活用プロジェクト運營業務委託料がその施設のサテライトオフィス貸付けとの関係性ですよね。そこをちょっと説明いただけたらと思います。

政策課長（秋吉祥志君） 建物自体は当然町の建物になりますのでこのサテライトオフィスの貸出しについては町のほうの収入にするということでこの前御説明をしたと思うのですが、今度サテライトオフィス以外にもESDの教育を行ってあったりとか例えばその教育旅行をこれから先企画して来ていただくとか。あとは喫茶的な部分としてTOMOSというエリアがありますのでその分の企画運営についてはこの委託料で事業者さんのほうにちょっとお願いをしてあそこできちんと自分たちが今回3人の地域おこし協力隊をこちらのほうに貼り付けて運営してもらおうというふうに今計画しているのですけれども、この方たちに対してのノウハウを1年間かけて指導していただいて自分たちで自主運営ができていくというかたちをつくっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

9番（久野達也君） 少し整理させていただきますとサテライトオフィスは例えばもう名のごとくサテライトオフィスとして事業者の方が例えばそのスペースを借りる。そうしたときに旧西里小学校の施設自体の中の活用という活用というのがサテライトオフィスとちょっと連動してしまうものだから整理をしているのですけれども。例えばいろんなイベントと言っていいかどうか分かりませんがそういったようなかたちで旧西里小学校の中を使う。だから場所的には真ん中のドームの下になるのですか。どういう形態になるのか少しちょっと。サテライトオフィスと活用のプロジェクトとあるもんだから私自身ちょっと整理がついていないのですけれど。

政策課長（秋吉祥志君） 御指摘のことにつきましては旧西里小学校という建物があってその中にサテライトオフィスとして使える空間が3か所ある。それとはまた別にTOMOSというそうい

う飲食ができるコーナーがある。それと当然真ん中のドームのところのホールも使えるのですがそれプラスのソフト事業としてE S D教育をこれから取り組んでいく。そういうソフトの部分とこのをこれからちゃんと一つの商品として作り上げていくものも全部ひっくるめて旧西里小学校として運営をやっていきたいというふうに考えているものですから、サテライトオフィスのためだけに旧西里小学校を使うということではなくて旧西里小学校全体を運営していく中でサテライトオフィスとしても活用しますし、コワーキングスペースもありますしホールもあればT O M O Sという飲食のブースもある。そういったことで総合的にそういった収益を上げていきながら最終的には一つの施設として自主運営ができるようなかたちまで持っていきたいというふうに思っているところです。今回の場合は初年度ですのでそれはいきなりはできないものですからサテライトオフィス自体はもう部屋貸し要するにテナントみたいなものですのでどっかの企業が来られて事業者が来られて要はもう部屋の賃貸を契約すれば1年間その家賃が入ってくるということだけになります。それとは別にほかのところではそういう飲食的な部分のこともやっていますしイベントもやっていますし地域の方たちが利用するといったこともやっていますし、旧西里小学校として仕掛けの中でE S D教育というのをやって外部の方たちに来ていただくなり旧西里小学校の収益としてそういった外部にそういう事業所の出前講座をすとかそういったことを総合的にやっていく施設として中身をちょっと充実させたいという意味での今回の委託の事業費というふうになっております。

9番（久野達也君） 3回目ですので少し整理もさせていただきたい部分もありますけれども、要はプロジェクトの運營業務委託だから先ほど政策課長の説明の中にあつた部分の運営形態を今後どうしていくのかも含めそれを検討するプロジェクトとして運営を。運營業務を委託するのかプロジェクトとして計画作成を委託するのか。要はどこになるのかですね。

政策課長（秋吉祥志君） すみません、ちょっと説明足らずで。運営のほうをお願いする。要するに地域おこし協力隊の方たちにこれから先の旧西里小学校の運営について委託をする事業者のほうで企画立案をしてそれを実施していく。その実施について地域おこし協力隊が一緒になってやっていくことによって翌年度以降からも地域おこし協力隊のほうで自分たちで仕掛けをしてそういう集客を取り組んでいくというふうに考えております。ワーキングもございますしあとフリースペースとしてのドームの部分というのもありますので、そういったところも活用しながら収益を上げていくというふうに考えております。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

43ページが社会保障税番号制度費。

それから、44ページが税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価審査委員会費、46ページまでです。

次は、48ページ、選挙管理委員会費、それから廃目を飛んで、統計調査総務費、監査委員費、

49ページまで。

その後が少し飛んで77ページ、地域エネルギー費。よろしいですか。

7番（松本明雄君） 77ページ、負担金補助及び交付金のところソフトバンクホークスパートナーズ負担金の300万円出ていますけど、これはどのような。

委員長（松崎俊一君） そこは観光費になります。

地域エネルギー。

次、83ページに飛びます。非常備消防費。83ページから85ページまで。非常備消防費、消防施設費、災害対策費。

1番（江藤理一郎君） 83ページ消防費のところの報償費、操法大会出場激励金。こちらについてですけれども全国的な流れでは最近操法大会に参加しないで別のかたちを取り入れていくというような流れがあるようです。小国町の消防団においても私も消防団所属しているのですが今現団員のほうからもそういったことができないかというような「検討に入っているのか」というようなお話も聞くことがあります。実際町のほうにはそういったお話、声が上がっているというのはありませんか。

町長（渡邊誠次君） 江藤議員のおっしゃられるようにもう全国的にはいろんな動きがあります。

もう今のお話も聞いておりますので話は当然ですが総務課の中でしているところでありますが、ただ一番重要なのは今までの部分を変えることの部分に関してはもう消防団の考え方が一番だというふうに思っております。消防団員の方たち300人以上おられるわけですからその方たちのお考えが様々であるというのは当然だというふうに思います。ただ消防団の行動の一番大事なところは災害に対応するといったところでは縦の命令系統がもうその現場では最重要で大切だというふうに思っておりますので、様々な意見を持ち寄るところの部分に関しても消防団の方々に話をさせていただいて幹部会がありますのでその中で議題として上がったりして対応していかなければならない時期が来たらそういったふうにしたいと思いますが、町から積極的にそういったようなところの話を持ちかけるようなことは基本的にはやらないほうがいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 基本的に今町長が申されたとおりでございますけれども先日行われました消防団の幹部会のほうでは来年度の阿蘇郡の操法大会には町の予選を実施した上で参加したいということで団長の意思としまして幹部会のほうで協議されまして分団長さん方からも異論はなかったということで分団から小型ポンプで1チーム、ポンプ車で1チーム。これまで大会の優勝チーム以外にも順送りで分団を出しておりましたが、それはやめて優勝した分団だけそれぞれ1チームずつ出すということで方針としては決まっております。

以上です。

7番（松本明雄君） 今消防団の話が出ましたので補足でお聞きしたいと思います。小国町の規模で300人というのは結構多いほうだと思います。災害も多い地域ではありますので今後今の中に出てきましたが消防団の意識というか成り手がどんどん増えることは望めないと思うのですが、何か違った方法で考えていかないと今の若い人たちもだんだん数が少なくなってくるので大変だろうと思います。ですから予算を組むに当たってまだ違うようなPRする予算とかいろいろなものがあればまたどんどん今度は付けていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかによろしいですか。

5番（穴見まち子君） 防災マップ作成委託料と書いてあるのですけれども、これについて説明を。
総務係長（原山慶士君） 議員お尋ねの防災マップの作成委託料についてですけれども、佐藤総務課長が説明申しあげましたけれども平成29年度に1度防災マップのほう紙面といいますかカラーのこのような冊子のようなものを作成してありましてそれをただウェブ版にするというわけではございませんで、新たにその間に指定された土砂災害の警戒区域だとかまた今度はL2といひまして少し水準の高くなったよりその範囲が広がった浸水想定区域というものへの更新を行った上でウェブ上で閲覧ができる防災マップの作成を委託するということとして、この金額については予算を作成するに当たってのあくまで参考の見積りということで見積りのほう西原村さんで同じようなものを作っているそうでそちらを参考にしながら一応予算計上してありまして、本格的には予算が通ってから新たに委託するに当たってまた金額は変わってくるかと思いますがけれどもそういったかたちで計上しております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（穴見まち子君） 同じところで隣地安全対策立木等撤去事業補助金ですけれども、どのぐらいの件数を見込んでいますか。

総務係長（原山慶士君） お尋ねの隣地安全の撤去補助金についてなのですが、こちらはあくまで事業を活用したいという方がどのくらいいるかというのはちょっと私も把握ができておりませんで、あくまで令和5年度の予算と同じ予算を組んでいるというような状態になりますがあくまでこれは予算が150万円しかないのもう受入れませんというような内容ではないかというふうに私は思っております、またちょっと協議ができていないのであれですけれども件数が多いとなつて予算がいっぱいになったとなればまた協議をさせていただきまして「してほしい」と要は「危険木があるので撤去してほしい」という方がいらっしゃれば予算に関しては協議する必要がある事業ではないかというふうに思っておりますので、ちょっとお尋ねの金額の見込みというか見積りの内容というのはちょっとまだ分からない部分があつて申し訳ないのですが申請があれば受けたいというふうに思っているところだけお伝えして説明を終わらせたいと思います。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 隣地安全事業につきましては1件当たりの最高補助額がもう30万円と決まっておりますので基本的に3分の1になっておりますけれども、特殊作業等については100%補助をみたりしまして平均5、60万円の申請であったときは25万から30万の補助が出ていっているということで鑑みますと5、6件の申請を予定しているということになるかと思えます。

以上でございます。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それではちょっと進めます。ページの105ページ、一番下の公債費の元金、それから利子、次の項目が繰出金、それから最後が予備費となっております。よろしいですか。

ここで一般会計予算の歳出のほうが一応終了しましたが、歳出について質疑漏れはございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 歳入についても結構でございます。

質疑漏れがございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

委員長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和6年第1回総務常任委員会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

以上で、令和6年第1回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時48分）

令和 6 年

第 1 回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 1 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 6 年 3 月 13 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 後 4 時 08 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	穴 見 ま ち 子 児 玉 智 博 江 藤 理 一 郎 杉 本 い よ 高 村 祝 次 松 崎 俊 一 熊 谷 博 行
事 務 局 職 員	橋 本 弘 二 中 島 こ ず 恵
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	議 案 第 15 号 令 和 6 年 度 小 国 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 16 号 令 和 6 年 度 小 国 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 17 号 令 和 6 年 度 小 国 町 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 18 号 令 和 6 年 度 小 国 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 6 年 度 の 小 国 町 一 般 会 計、小 国 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計、 小 国 町 介 護 保 険 特 別 会 計、小 国 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 の 各 予 算 に つ い て、各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 い な い こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。
文 教 厚 生 常 任 委 員 長

令和6年第1回文教厚生常任委員会 座席表

令和6年3月13日(水) 午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こず恵)

室原 保育園主任 (室原 由美)	宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	北里 福祉係長 (北里 仁尋)	後藤 健康支援係長 (後藤 藍)	笹原 子ども未来係長 (笹原 正大)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)
清高 保育園園長 (清高 徳子)	高村 町民課課長補佐 (高村 純子)	永江 町民課課長補佐兼 地域包括支援係長 (永江 直美)	前田 隣保館長 (前田 孝也)	山下 文化振興係長 (山下 弘子)	松本 学校教育係長 (松本 恵)
田邊 町民課審議員兼 支援係長 (田邊 国昭)	宮崎 町民課長 (宮崎 智幸)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	村上教育長 (村上 悦郎)	久野 教育委員会事務局長 (久野 由美)	後藤 教育委員会事務局次長 (後藤 栄二)

委員
江藤 理一郎

委員
松崎 俊一

委員 杉本 いよ	議長 熊谷 博行	委員長 穴見 まち子	副委員長 児玉 智博	委員 高村 祝次
-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

橋本議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 6. 3. 13)

委員長（穴見まち子君） 皆様、おはようございます。

先日、中学校の卒業式に出席しました。孫が小学校の卒業式に頂いた桜の苗木が少しずつですがピンク色の花の蕾を付けています。とてもかわいく咲いている途中です。またそばで春の水仙の花が咲いています。そこまで春が来ているのですが寒さを感じながら朝夕の体感がなかなかついていけるかなあというふうに思っているところがあります。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回文教厚生常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日は町民課の所管、教育委員会の所管、令和6年度の一般会計の予算と特別会計の予算につきまして御審議をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（穴見まち子君） なお、本日は議長にも出席をいただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

委員長（穴見まち子君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月7日の本会議で本委員会に付託されました、議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算について、議案第16号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号 令和6年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第18号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてとなっております。

本日は、教育長を始め委員会所管の課長、局長、審議員、課長補佐、次長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第15号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する予算について総括説明があればお願いいたします。併せて、資料があれば配付をお願いいたします。説明は着座にてお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

はじめに町民課のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

町民課所管の歳出全体につきましては五つの款、22の目にわたって予算計上させていただいております。所管の歳出予算総額としましては、17億5千437万6千円で一般会計歳出総額に占める割合としましては29.9%となっております。なお、予算概要の説明につきましては

各部門ごとに担当審議員、課長補佐、園長から説明をさせていただきます。なお、予算書のページが前後することもあります。御了承いただきたいと思っております。それから町民課資料（２－１）、（２－２）、（２－３）で予算資料を用意しておりますので併せて御覧いただきたいと思っております。

町民課審議員（田邊国昭君） おはようございます。

それでは、町民課住民部門所管の説明を着座のままさせていただきます。

歳出のほうから目ごとに説明させていただきます。

予算書４１ページをお願いいたします。上段款２総務費、目１２住民相談費、予算額８０万円です。主なものは、消費生活相談、無料法律相談、行政相談などの各種事業に係るものです。

続いて、４２ページ中段をお願いします。目１４住民支援費、予算総額２５５万７千円です。主なものは、金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳などの表彰事業、保護司活動の支援、結婚新生活支援となっております。

続いて、４６ページ下段、目１戸籍住民登録費、予算額２千９６３万８千円です。主なものは、戸籍、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードに係るものです。

続いて、５４ページ下段をお願いします。款３民生費、目８人権政策費、予算額２７３万２千円です。主なものは、男女共同参画推進費、人権啓発に関する費用、人権カレンダー制作、部落解放同盟小国支部補助金となっております。

続いて、５５ページ中段をお願いします。目９隣保館運営費、予算額７０１万１千円です。主なものは、隣保館運営管理に係る経費、交流事業、人権フェスティバル人権啓発セミナー等の事業費となっております。

続いて、６０ページ上段をお願いします。目３児童館運営費、予算額２２万５千円です。主なものは、隣保館と併設する児童館の児童への健全な遊び場の提供と子供料理、工作教室、子育て広場の開催となっております。

続いて、６２ページ中段、款４衛生費、目２予防費です。節１０の需用費そして節１１役務費のうち６万円が狂犬病の予防関連費用となっております。

続いて、６３ページ中段、目３環境衛生費、２千１６２万５千円です。主なものは、浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行う火葬施設費用の負担金となっております。

同じく６３ページの下段、目１清掃総務費、予算額１億８千２４２万７千円です。火葬施設と同じく阿蘇広域行政事務組合で行う一般廃棄物処理に係る費用負担金となっております。

続いてページ飛びまして、９７ページの中段、款９の教育費です。目３集会所運営費、予算額５４万円です。教育集会所として人権教育活動に運営が行われている施設での維持管理経費であるとなっております。

歳出に関しましては、四つの款、１０の目にわたって予算計上しております。

所管の歳出予算総額は、２億４千７６１万５千円です。歳出予算についての概要の説明は以上

です。

引き続き歳入を目ごとに説明させていただきます。

ページ戻りまして15ページの上段をお願いします。款の13使用料及び手数料、目1総務使用料、被災者支援住宅使用料。同じく15ページ中段、目2民生使用料、地方改善施設住宅使用料と隣保館使用料。

続いて16ページ中段です。目の1総務手数料、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料。同じく16ページです。目2衛生手数料です。犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料。

17ページの下段をお願いします。款14国庫支出金目、1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金。

18ページの中段をお願いします。目3衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金。同じく19ページ上段、目1総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金。

続いて20ページの上段をお願いします。款15県支出金、目1総務費県補助金、人口動態調査事務補助金。同じく20ページの上段で目2民生費県補助金、地方改善事業費補助金と結婚新生活支援事業補助金、さらに同じく20ページの下段、目3衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業補助金。

22ページの中段をお願いします。目の2民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金。

26ページの上段をお願いします。款20諸収入、目1雑入、地域交流促進事業収入となっております。

歳出の項目は以上となります。

以上簡単ですが、町民課住民部門所管の一般会計歳入歳出予算の概要についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

町民課課長補佐（永江直美君） おはようございます。

続きまして、町民課福祉部門所管の説明をさせていただきます。

予算書の49ページをお願いいたします。下段の款3民生費、目1社会福祉総務費でございます。予算額として8千484万4千円。社会福祉、地域福祉、全般に関する費用でございます。主なものとしまして、節1報酬、民生委員・児童委員報酬としまして127万4千円を計上しております。

続きまして、50ページをお願いします。ページの下の方ですが節18負担金補助及び交付金の中で民生委員協議会補助金130万円。社会福祉協議会補助金の地域福祉分として1千950万円を計上させていただいております。

続きまして、51ページ目の2障害者福祉費です。予算額として3億2千217万7千円でご

ございます。障害者総合支援法に基づきまして、様々な障害福祉サービスを行っております。予算の大きなものとしましては、節12委託料の相談支援事業委託料517万6千円。その下、地域活動支援センター事業委託料370万円です。これは障害のある方の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るための日中活動支援業務の費用となります。

ページをめくりまして52ページ、節19扶助費の更生医療給付費660万円。これは身体障害者手帳の交付を受けた方が、身体の障害を取り除いたり軽減して日常生活を容易にするための医療を所得に応じて一定額の費用負担するものです。その下、障害福祉サービス費2億7千600万円。施設入所や日中系サービスの提供に関わる費用となります。また障害児通所給付費1千800万円。これは心身に障害または発達に遅れのある未就学児や児童が療育や訓練等の支援を行う費用です。同じく52ページ中段にございます。目3国民年金事務費です。予算額154万5千円。こちらは国民年金に関して市町村が行う受託事務に関わる経費でございます。同じく52ページ下段、目4老人福祉費です。予算額8千829万円。高齢者福祉に関わる費用でございます。53ページ中段、主なものとしましては節18負担金補助及び交付金の老人クラブ補助金250万円、小国町敬老会等事業費助成金としまして169万円を計上しております。75歳以上の高齢者に対して行っております敬老会等の催事に関して助成金を交付することとしております。次にその下、節19扶助費、老人保護措置費5千796万円。養護老人ホームの措置費用でございます。前年度と比べて1千380万円の減額で養護老人ホーム措置費用の実績に伴う減額になります。

同じく53ページ下段をお願いします。目5医療費一部負担金でございます。予算額で3千425万8千円。この中で節19扶助費は3千380万円を計上しております。これは重度障害者、ひとり親家庭、新生児から高校生までの子ども医療費について医療費における本人負担の全部又は一部を助成する制度になります。子ども医療費においては前年度と比べて300万円が助成額の実績に伴い増加しております。

続きまして、ページをめくり54ページをお願いします。目6高齢者等活動支援促進施設費195万6千円です。悠工房施設の維持管理に関する費用でございます。町の施設ということからその費用の全額について社会福祉協議会から高齢者等活動支援促進施設負担収入として歳入の諸収入に収入をしているものになります。同じく54ページ中段の目7後期高齢者医療事業費1億3千69万5千円でございます。主なものとしましては、節18負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合共通経費負担金676万4千円とその下、療養給付費負担金1億2千358万7千円。これは後期高齢者医療の保険者である後期高齢者医療広域連合へ支払う経費で事務費分と療養給付分となります。

ページが飛びまして、56ページ下段の目1児童福祉総務費でございます。予算額1億6千213万1千円です。子育て支援に関する費用となります。主なものとしましては、会計年度任用

職員4人分の人件費で555万5千円を計上しており主に放課後児童クラブにおける指導員3人分の人件費となります。

続きまして、57ページ上段の節7報償費、多子世帯出産祝金270万円。第三子以降の子供が生まれた世帯に対し1人につき30万円をお祝い金として支給するものになります。下のほう節18負担金補助及び交付金の子どものための教育・保育給付費を5千500万円計上しております。保育園、認定こども園等が行う保育・教育のサービス提供に対し給付するものです。その下、節19扶助費では児童手当としまして8千754万円を計上しております。前年度と比較しまして646万5千円の増となっております。これは令和6年12月に支給される児童手当の拡充に伴い支給期間が高校卒業まで延長されます。

次に少し飛びまして、60ページでございます。中段の目1災害救助費10万円です。

同じく60ページ下段の目1保健衛生総務費です。予算額が6千809万3千円です。主なものは、61ページの節12委託料2千142万7千円でございます。子宮ガン検診委託料から62ページの上段、妊婦歯科健診委託料まで各種のガン検診、住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う医療機関や検診機関に対する委託料でございます。こちらの詳細については町民課資料(2-2)委託業務調書に業務ごとの明細を記載してございますので御参照いただければと思います。

同じく62ページ下段、目2予防費でございます。予算額が2千699万5千円のうち2千693万5千円が福祉部門の所管となります。主なものは、下段節12の委託料となりインフルエンザなど各種の予防接種の費用を計上しております。

歳出予算についての概要説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。歳入につきましては予算書の中で福祉部門所管の分を申し上げて説明とさせていただきます。

14ページをお願いします。款12分担金及び負担金、目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金からが所管になります。

続きましてその下、節2児童福祉費負担金の中の学童保育負担金です。これは放課後児童クラブの利用料として保護者から負担していただくものでございます。またその下の目2衛生費負担金、節1保健衛生負担金も所管でございます。

15ページをお願いします。中ほど目2民生使用料、節2福祉センター悠ゆう館使用料、その下の節3ふれあい広場照明使用料も所管でございます。

次に少し飛びまして、17ページをお願いします。款14国庫支出金、節1障害者福祉費負担金からその下、節2児童手当負担金、節3児童福祉費負担金、節4老人福祉費負担金、その下、節1保険基盤安定負担金、節1保健衛生費負担金までが所管でございます。

続きまして、18ページをお願いします。目2民生費国庫補助金、節1の民生費補助金の全て。

その下、節1 衛生費補助金の全て。

また次の19ページをお願いします。上段項3 国庫委託金は節1 の社会福祉費委託金その下、節1 の障害者福祉費負担金、節2 児童手当負担金、節3 児童福祉費負担金、節4 老人福祉費負担金、節1 保険基盤安定負担金、節1 保健衛生費負担金、節1 未就学児均等割保険料負担金、節1 産前産後保険料県負担金が所管となります。

続きまして、20ページをお願いします。項2 県補助金、節1 社会福祉費補助金の全て。その下の節2 児童福祉費補助金の全て。節3 介護保険費補助金、節1 保健衛生費補助金の2番目健康増進事業費等補助金から下四つが全て所管となります。

次に少し飛びまして、25ページをお願いします。上段の款20 諸収入、項3 貸付金元利収入、節1 の災害援護資金貸付金元利収入。中段の項4 受託事業収入の節2 民生費受託事業収入が所管となります。下段の項5 雑入の中では上から6番目の悠ゆう館施設負担収入、少し飛びまして五つ下の地域生活支援事業負担収入。次の26ページをお願いします。上から二つ目、高齢者等活動支援促進施設負担収入、それから四つ飛びまして地域福祉計画推進に伴う社協負担収入が所管となります。

次の27ページです。町債の節1 民生費も所管となります。

以上簡単ですが、町民課福祉部門所管の一般会計歳入歳出予算に関わる概要説明を終わります。町民課保育園長（清高德子君） おはようございます。

町民課保育園所管の説明をさせていただきます。

令和6年度の保育園児数につきましては、現在宮原保育園119名、北里保育園35名、合計154名の園児受入れの予定です。途中入園で9名増える予定です。

まず歳出から御説明させていただきます。

57ページをお願いいたします。款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 保育園費です。本年度の予算総額は3億634万円です。このうち89%が職員の人件費となっています。

58ページをお願いします。下段、節10 需用費の中の修繕費721万7千円です。主なものとして、宮原保育園、北里保育園のLED交換工事を行います。

59ページをお願いします。中段下、節17 備品購入費ですが宮原保育園の温蔵庫購入です。これは3歳以上の園児のお弁当を暖めるために購入予定です。

次に、歳入に移らせていただきます。

14ページをお願いします。款12 分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金の節2 児童福祉費負担金の保育料負担金1千20万円、3歳以上児の副食費負担金として378万円を見込んでいます。

続いて、18ページをお願いします。款の14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金693万2千円のうち地域子育て支援拠点事業分として34

7万6千円、一時預り事業分として81万3千円が保育園の歳入になります。

同じく18ページ、節1民生費補助金、保育対策総合支援事業補助金192万9千円は家庭支援推進保育士の配置に伴う補助金です。気になる子どもさんや家庭で支援が必要な保護者支援を主に行っております。

20ページをお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の地域子育て支援拠点事業補助金として347万6千円。次に目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業交付金130万円は18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で第三子以降でかつ3歳未満のお子さんの保育料を県が補助するものです。

25ページをお願いします。款20諸収入、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の保育園受託事業収入42万円は、町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で町の保育園に入園している児童の受託事業収入です。

簡単ではございますが、以上が町民課保育園所管の一般会計予算の概要となります。よろしくお願いたします。おはようございます。

教育委員会事務局長（久野由美君） おはようございます。

教育委員会の予算について説明させていただきます。着座にて失礼します。

一般会計予算書を御覧ください。教育委員会事務局所管の予算につきましては初めに歳出のほうから説明します。教育委員会が所管する部分は款の9教育費の86ページから104ページの97ページの目の3集会所運営費を除く部分と105ページ款の10災害復旧費の目の3地域コミュニティ施設等再建支援事業となります。歳出予算総額は5億1千700万5千円で一般会計予算全体の8.8%となっており前年度と比較して1億6千695万1千円、率にして47.7%の増額となっております。増額の要因といたしましては、中学校寄宿舎の改修工事及び管理に1億760万円、坂本善三美術館のLED化工事及び設計管理に2千130万円、熱田神社補助金1千万円、小学校の教科書改訂に伴う教科用教科書、指導書の購入費用512万円の臨時的な費用の計上と会計年度任用職員人件費の改正が主な理由となっております。詳しくはページを追って説明します。

86ページをお願いします。目の1教育委員会費は教育委員会を運営する費用となっております。

次にその下の目の2事務局費につきましては、教育長及び教育委員会事務局職員の人件費を始め事務局の必要経費と87ページの負担金補助及び交付金に小国高校の魅力化を図るための支援補助金などが計上されています。小国高校支援補助金は全国募集を行うための事業費を追加した34万8千円を加算した232万8千円が計上されています。小国高校の全国募集は現在の中学2年生が高校受験をする令和7年度入試から行うもので、全国募集をサポートする地域未来留学という運営団体と発展の会が契約し令和6年度から東京と大阪である合同説明会への参加などを始める予定のものです。

その下の目の3小中高連携事業推進費につきましては、学校運営協議会や教育指導員の経費と検定手数料としての漢検や英検の検定手数料が計上されています。

続いて、項の3小学校費です。令和6年度の児童数は現時点で前年度当初の基準日と比較して3名増の260人を見込んでいます。88ページ下段から目の1学校管理費となります。小学校の教育活動に必要な経費を計上しております。今年度は報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員を3名、学習活動支援員を2名、図書事務1名と委託料で語学指導としてALTを町のほうで配置するようにしております。またGIGAスクール構想に基づき整備したタブレット端末機や電子黒板、校務支援システムの維持費として回線利用料や保守料、授業に有効かつ効率的に対応するように人的支援費用も計上させていただいております。修繕費は小学校校舎1階中央玄関から体育館へつながる渡り廊下と校舎二階の南棟へつながる渡り廊と体育館屋根の修繕費用を計上して前年と比較して462万6千円の増額です。

そのほか89ページ下から11段目にスクールバス運行委託として4千706万4千円を計上しております。

また90ページの備品購入費では、教科書改訂に伴い教師用指導書の購入費用511万7千円を計上しております。

下段の目の2教育振興費は、修学旅行費の補助や就学援助費用として学用品費、給食費、入学準備費などを実績等に基づき予算計上しております。

続いて、中学校費です。令和6年度の生徒数は前年度基準日から5名減の126人を見込んでいます。

91ページから目の1学校管理費となります。こちらも小学校費同様に中学校の教育活動に必要な経費を計上しております。報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員を2名、学習活動支援員を1名、図書事務1名、委託料に語学指導としてALTを町のほうで配置するようにしております。そのほかICT機器の経費も小学校同様に計上しております。前年度と比較して約203万円ほど減額となっていますが、これは修繕費の減額が主な理由です。

93ページ中段の目の2教育振興費は、こちらも小学校費同様、実績等に基づき予算計上しております。

下段の目の3寄宿舎居住費につきましては、寄宿舎ほこすぎ寮の運営経費を計上しております。令和6年度の入寮者は男子15名、女子7名の合わせて22名を見込んでおります。

94ページ、中学校寄宿舎施設改修工事監理委託に260万円、工事請負費に1億500万円を計上しております。現在の寄宿舎は平成10年12月の建築後25年が経過し、特に電気、機械の設備の老朽化が目立っています。生徒の居室は冷房施設がなく暖房は給湯ボイラーで温水を循環しファンコイルで温める方式です。またお風呂などは蒸気ボイラーで熱交換した温水をためる方式です。いずれも重油を燃料とするボイラーで配管の耐用年数が過ぎています。生徒が安全

な環境で生活できるようにするための改修費用です。具体的には老朽化した二つのボイラーを風呂用プロパンガス、冷暖房をエアコンに変更。エアコンは現在の入舎状況から14室中11室に取付け残りの3部屋は工事のみを行い必要になったときに取付けられるようにする計画です。そのほかエアコンのためのキュービクルの設置、照明のLED化、Wi-Fi環境整備、トイレの洋式化、食器乾燥機交換などを行い安全で快適な環境整備を行うものです。

続いて95ページ、項の5社会教育費の目の1社会教育総務費です。町民センターと図書室での事務補助として会計年度任用職員の人件費を計上しています。そのほか地域学校協働活動の経費や96ページ18負担金補助及び交付金で各種団体等への補助金を計上しております。節の20貸付金、小国町奨学金貸付金につきましては、ここ数年の実績を考慮し大学生月額4万5千円の2名、高校生月額1万2千円の1名分の122万4千円を予算計上しております。

次の目の2公民館費につきましては、小国町文化祭、二十歳のつどい、子ども会活動などの経費を計上しております。97ページ上から2番目の二十歳のつどいの記念品代を前年と比較して39万3千円増額しています。これは小国町森林組合が商品開発をした森をつくるハンガーに変更し、小国杉の活用促進を図りふるさとを応援する記念品としたいものです。この費用につきましては全額、森林環境譲与税を充当するものです。

下段の目の4文化財保護費、98ページの目の5交流多目的施設費、99ページ、目の6町民センター費はほぼ例年と同じ予算内容となっております。

下段目の7坂本善三美術館費は、坂本善三美術館運営に必要な経費を計上しております。令和6年度は地域の方々と連携したプロダクツ展第2弾を行います。

100ページ、節の12委託料で下から3段目、収蔵庫燻蒸業務委託料は作品のカビや防虫対策を10年をめぐりに行っているもので130万円を計上しています。その上の展示照明LED改修工事設計委託料130万円と監理委託料100万円、101ページ節の14工事請負費、展示照明LED改修工事1千900万円を計上しています。展示棟の照明機器を蛍光灯からLEDに令和3年度に行った展示証明基本計画に基づき改修するものです。

続いて101ページ中段、保健体育費です。目の1保健体育総務費でスポーツ推進委員の経費や各種団体や大会への補助金が主なものとなっております。前年の中学校社会体育指導者謝礼45万円に変わり上から三つ目の中学校地域クラブ指導者謝礼37万5千円を新たに計上しております。中学校部活動移行の初年度の令和6年度は休日は原則地域クラブ活動として行い、平日については中学校部活動と地域クラブ活動を併存させながら体制を整えていく予定です。

102ページの目の2体育施設費は、林間広場や小国ドーム、旧小学校体育館などの施設管理の経費を計上しています。主な増額は修繕費で、林間広場管理棟のテラス部分、外回り通路の老朽化修繕、駐車場区画線整備等を行う予定で325万2千円を計上しています。

103ページ、目の3給食センター費です。学校給食センターは事務長1名、調理員8名体制

で1日約530食分、年間約200日の給食を提供すると見込んでいます。

目の10需用費の中の賄材料費2千825万9千円を予算化しています。

104ページ、目の17備品購入費として購入して10年経って変色してきた食器の買換え等で230万7千円を計上しています。

最後に105ページ、災害復旧費、熱田神社補助金1千万円を計上しています。これは令和2年7月起債の熱田神社復旧のための補助金で全額、県地域コミュニティ施設等の再建支援交付金を充当します。

続いて歳入のほうを説明します。

教育委員会所管の歳入総額は、6千335万7千円で前年度と比較して2千334万9千円。率にして58.4%の増額となっています。学校施設環境改善交付金と地域コミュニティ施設等再建交付金の歳入が主な増となっています。歳入は記載箇所が飛び飛びとなっていますのでページを追って該当箇所を説明いたします。

16ページをお願いします。目の6教育使用料、節の1職員住宅使用料から節の5坂本善三美術館入館料までがこちらで計上されています。

次に、18ページの目の7教育費国庫補助金1千390万6千円と21ページ目の6教育費県補助金90万8千円。目の7災害復旧費県補助金の節の3令和2年7月豪雨被災者等支援交付金1千643万3千円のうち1千万円が国及び県からの事業に対する補助金です。

次に、22ページ目の5教育費委託金440万2千円は、小国支援学校への給食提供に対する委託金です。

24ページ、繰入金で目の2奨学金事業基金繰入金122万4千円。

25ページ、諸収入、目の2奨学金貸付金元金収入27万円。

下段目の1雑入の中の1段目、電話料外と3段目、中学校寄宿舎宿泊負担金と4段目、体育施設自動販売機収入、26ページ中段のミュージアムショップ売上、美術教室参加費、合わせて246万4千円。目の2給食収入の節の1学校給食収入の現年度分、滞納繰越分、合わせて2千601万6千円が教育委員会所管の歳入となるものです。物価高騰による給食費の値上げは行わず据置き、不足分の200万円は賄材料費で予算化させていただいています。

以上で説明を終わります。

なお、教育委員会資料1、工事請負、委託料、負担金、補助金調書をお配りしておりますので、併せて参考にさせていただきたいと思っております。よろしく御審議方お願いいたします。

委員長（穴見まち子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

委員長（穴見まち子君） それでは、これより議案第15号について質疑に入ります。

（午前11時00分）

委員長（穴見まち子君） 歳出からページを追っていきます。委員の皆様には事前に配付しております歳入歳出費目別分掌事務一覧のカラーコピーピンクの部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしていきたいと思います。

歳出費目からまいりたいと思います。

41ページ、42ページ上段までです。

副委員長（児玉智博君） 無料法律相談顧問弁護士謝礼は、昨年度は1度女性の弁護士の相談が行われました。やはり特に相談者が女性の場合、相談の内容によってはやはり同性の女性弁護士のほうが相談しやすいということはあると思います。次年度令和6年度はどのように予定されているでしょうか。

町民課審議員（田邊国昭君） 無料法律相談についてお答えします。議員おっしゃるように令和4年度の無料法律相談ということで女性弁護士による相談が一度行われております。そのときの相談件数が3件ということでそれ以降、令和5年度、6年度をどうするかということになっていたかと思いますが、来年度も無料法律相談は町の顧問弁護士の先生にお願いするかたちで継続ということになっております。

副委員長（児玉智博君） 女性の弁護士にお願いしないのはなぜですか。

町民課審議員（田邊国昭君） 令和4年度に一度行ったときの実績もありますが、それ以降で「どうしても女性の弁護士に」というふうな要望がそこまで上がってこなかったということで検討はありましたが開催には至らなかったということになっております。

副委員長（児玉智博君） 弁護士に相談するというのは日常そんなに弁護士に相談それは事業とかそういう人をやっているのはそうですけど、無料相談というのは特に家事とか。家事とは刑事とか民事の中の家事。この中で突発的に出てきた問題について「弁護士の人に相談してみようかな」ということが出てきて相談に行くと思うのですけど。これ女性弁護士のほうがこの問題については相談しやすいという相談事が女性の相談者ですよ。あるというのはその理屈として分かりますよね。それが分からないんだったらもうちょっとこれ以上話にならないだけけれども、それが分かるのであれば相談実績でたった1回しかやってなくてそのときはそれはたまたま相談したいという人が3人だったのだと思うのです。要望がないからしないとかいうのではなくてせっかくやるのであればですよ。せっかくやるのであればこれも一つのジェンダー平等の一つなのではないかなというふうに思うのですが、今後そのときの弁護士さんでもいいし女性弁護士まだ県の弁護士会に所属している方何人もいらっしゃるからお願いしてみるべきなのではないかと思いますがどうでしょうか。

町民課審議員（田邊国昭君） 確かにおっしゃるように相談内容などを見て女性の方が女性特有の相談の案件というものはあるかと思えます。毎年分類を行っておりますがその中で言うところの家庭ということで特に離婚とか親権とか家庭内のトラブル辺りがそれにあたるかなと思うのですけ

どその件数なども踏まえております。もちろんその中では把握を行っておりますけど女性の弁護士への相談をコンスタントに行うべきかどうかというところまではまだちょっと。県の弁護士会のほうで行う法律相談と司法書士の方が行う法律相談というのも無料で県が行うこともありますのでそういったパンフレットなどはいただいておりますのでそういう告知周知も行っていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんでしょうか。41ページと42ページですけど。住民支援員費までです。ありませんか。

それでは次に、46ページ、47ページ。

1番（江藤理一郎君） 47ページになりますが46、47にかけての戸籍住民登録費の中でマイナンバーの案件なのですが、マイナンバー現在の普及率というのはどのくらいになっていますでしょうか。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。2月29日現在の情報なんですけれども小国町の交付率が83.99%となっています。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 83.99ということで大分実績が伸びてきたかなと思います。では逆にまだ普及できてない10数%の方々今後どのようなかたちでアプローチをされる予定でしょうか。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。取得されていない方については窓口になかなか来るのが難しい方、御高齢の方とかが多いと思いますので、こちらから施設のほうにお伺いして出張申請などで対応しているところです。今後もそれを継続していきたいと思っています。

以上です。

委員長（穴見まち子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

49ページ。

副委員長（児玉智博君） 社会福祉総務費がいわゆる地域福祉事業に関する予算であるとの説明がございました。まず町がやっている地域福祉事業というのがどういったものがあるのか御説明いただければと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 町が行う地域福祉事業ということで議員も御存じのとおり具体的な事業につきましては社会福祉協議会のほうに補助金を流してやっている事業というのがありますけど、それ以外の部分としては全般的にうちは社会福祉関係で例えば民生委員協議会であったり老人会であったりそういった部分の団体であったり関係組織に対する支援であるとかそういった部分。一緒に活動ももちろん行いますのでそういった部分は地域福祉の部分というふうに捉えております。予算のほうでなかなか具体的にこの部分が地域福祉としての部分の予算ですよというかたちでの計上はされておりましたが、共通経費の中で職員がいろいろな部分で事業の対応辺りを行

う部分については町が担っている職員が担っている部分が地域福祉に係る部分の事業というふう
に思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） いわゆる社会福祉協議会の補助金の1千950万円。これは要は社会福
祉協議会で地域福祉事業に従事されている人の人件費として出しているわけです。今答弁を聞い
たところがいわゆる民生委員さんとかそういう方たちを支援するのが町が行う地域福祉事業だ
ということで。民生委員とかの活動を支援するのも確かに大事な役割なんだけれどもやはりそれは
主体となるのは民生委員であってですね。今の答弁聞いていると町が主体的に行う地域福祉事業
というのは行われてないと。行われてないというかその具体的に説明していただけないからちょ
っとなかなかこう見えてこないんですけど、ちょっとどうしてもそういうあくまで町は住民の人
たちが自主的であったりとかそういう役割として行う福祉事業をサポートする立場に回っている
というのが今の現状なのかなという気がするのですが、そういう認識でいいでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 少しちょっと答弁が不十分な部分があったかと思いますが、地域福祉で
いうとかなり範囲が広がります。もちろん今言った老人会であったり民生委員の協議会関係
もそうですが通常の町民の方々のボランティア活動であったり介護関係の介護予防関係とかそう
いったほかの社会福祉総務費の中の目で予算化されている以外のものについても大きくくりで
いくともう全てが地域福祉というふうにも捉えております。ですので子どもから高齢者までい
ろいろな支援の予算が今回この社会福祉総務費以外の部分でも組み込まれていますが、そういっ
た部分については全て地域福祉に該当するものとして認識はしております。

副委員長（児玉智博君） それではこの社会福祉協議会補助金の対象となる地域福祉事業はどうい
うものがあるのでしょうか。ここに書かれております子ども食堂活動支援事業補助金というのが
これはこの子ども食堂も地域福祉事業の一つであるというふうに思いますが、それ以外の部分が
どういうものがあるのか。またこの子ども食堂についてはその活動を支援するという名目でこの
補助金わずかですが15万円が出ているわけですけれども、それ以外に一つ一つは補助金として
は交付されていないわけですね。少なくともこの社会福祉総務費の中ではですね。こういったや
はりそういう補助金を出す地域福祉事業、補助金としては出さない地域福祉事業というのはどう
いうふうに決められているのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） まず社会福祉協議会が行っている地域福祉活動につきましては、サロン
活動の支援であったりボランティアセンターの事業であったり災害が起きたら災害ボランティア
センターの設置であったり今フリースペース事業として月に1回引きこもりの方の相談支援と自
由な活動ができる場所の提供等様々なことを行っております。今議員が言いました子ども食堂に
つきましては今回この事業対象が社会福祉協議会のほうには補助を出しておらず、和やか食堂、
代表の方が北里洋子さんというところに出しております。令和5年度の実績です。令和6年度に

つきましてもその1社、一つのところを一応対象見込みとしております。

町民課長（宮崎智幸君） 社会福祉協議会のほうに担っていただいている地域福祉活動については今言ったように幾つか挙げましたが、そのほかにも心配事相談であったりあと介護予防関係の時の送迎事業を行ってもらったりとか生活困窮者関係の相談を受けていただいたりとかまだたくさんあるのですが、そういった具体的な事業の部分を社会福祉協議会のほうに担っていただいているような状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ではちょっと最後に聞きますが、この子ども食堂というのは昔は社会福祉協議会がしていたような気がしたのですがそれが違う人がやり始めて町がその事業に対して補助金を出すようになった。いわゆる地域福祉事業の部分で送迎とかいろいろおっしゃられましたけど、その中にはいわゆる町が事業費として予算を出していたりあるいは委託というかたちであったりしてお金を出している部分もあるのではないかなと思うのですが、それを町が独自にやらず社会福祉協議会にやらせて人件費もその事業を行うためのお金も公費でやるのであればこれはもう何か町が直接やったほうがいいのではないかなという気もするのですが、それはどういうかたちでそう判断をされているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 仮に社会福祉協議会のほうがこの事業を担うことができなければもう可能性としては町で行うしかないと思いますが、町のほうとしましても見ていただくと分かるようにそれ以外のたくさんの事業を行う必要がありますので役割分担を持ってやったほうが効率的な事業の展開というのはできるのではないかなというふうに考えております。当然社会福祉協議会がうちがお願いしている地域福祉以外の部分もたくさん担っておりまして、その部分との連携の部分は社協のほうはもちろん事業展開していく中では非常に効率的でもあるし中身も充実するというふうに考えております。町についてもどんだんいろんな現在行っている事業についても中身がかなり複雑になっておりますし、これ以上地域福祉の部分まで担うということはちょっと非常に難しい部分があるのかなと思いますので、できる限り社会福祉協議会のほうに今言ったような部分の地域福祉の部分は今後も担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに質問はないでしょうか。

それでは、52ページ。

副委員長（児玉智博君） 扶助費について聞きます。補装具交付事業、更生医療給付費から障害児通所給付費までございますが、令和6年度の対象見込みの方をそれぞれ人数を教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 補装具のほうですが、義肢のほうが1件、補聴器購入が6件、車椅子購入が2件、補装具の修理を1件予定しております。更生医療につきましては、現在15名の予算を見込んでおります。障害福祉サービス費につきましては、今支給決定が96名おりますので同

程度の人数を見込んでおります。療養介護につきましては3名。療育医療につきましては、今年度実績ゼロでありますけれども来年度は1件を見込んで計上しております。障害児通所につきましては、サービスの利用者が40名を見込んで計上しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 地域生活支援給付費は言われましたか。

福祉係長（北里仁尋君） すみません。こちらについては実績ベースで計算しておりまして、人数が今現状として手元にない状況です。

副委員長（児玉智博君） 障害福祉サービス費が96人ということでしたが、2億7千600万円と非常にこれが高額なのです。これはいわゆる1件当たりの要はこのサービス費の算定の根拠というか1件当たりの単価であったりとか。なぜそういう金額になるのかななどを教えていただければと思います。

福祉係長（北里仁尋君） サービスというのが多岐にわたっております。在宅におられる方に対してのサービスであったり日中活動例えば障害ある方とかサービスを受ける方が事業所等に行かれてサービスを受ける場合であるとかグループホームであるとかに入所する等の費用の合算になってきますので、ちょっと1件当たりというところの単価は難しいところがありますけれどもそういったのが合算したものについて出しております。今ひと月当たりの支払い額としてはおよそ2千200万円。来年度予算もひと月辺りおよそ2千300万円で計上しております。

副委員長（児玉智博君） 特にサービスとして月2千200万円の中でこういったものが特に多いかを教えていただきたいのと。これ96名の方が入所されますけれども要するにもともと小国にいらっしゃらなかった方要するに町外出身の方がこのうち何名いらっしゃるのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 大きなものとしては入居についてグループホーム等の入居が大きいかと思えます。96名全員が施設に入居しているわけではなくてあくまでもサービスを使う方については96名ということになります。先ほどおっしゃられた小国町に転入されてきた方につきましては直接施設等に入居された方につきましては援護市町村といって転入前の市町村が支給をすることになっております。ですので反対に小国町から転出して次の施設に入居された方については小国町がサービス費用を見ることになります。今小国町のグループホーム等に入居されている方の費用についてはそれぞれの市町村で支給をしておりますのでちょっと一概に小国町だけでは費用というのは出ないような。小国町のグループホームを利用している方の費用については出ないものになる。全員の分についてはですね。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 要するに入所することで転入してくればそうなるということですか。だから要は手帳がどこで交付されたかということでそうなるのですよね。

福祉係長（北里仁尋君） サービスの決定というのが行われた市町村になります。その市町村から

小国町の施設等に入られた場合はその元の市町村がサービス費を支払うことになります。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

53ページの次から54ページ。

副委員長（児玉智博君） 敬老会等事業費助成金であります、これは何人分で計上されているのでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 来年度予算につきましては1千300円の1千300人で予算を計上しております。

副委員長（児玉智博君） これは1千300人というのは75歳以上の人数になるかと思うのですが、これはいわゆる敬老会に参加する資格がないというか要するにその地域で敬老会が行われていない地域の人たちはどうなるのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 今の補助の団体としましては言われるように活動を行っている敬老会を行っている記念品を配付している協議会又は組、部等に対しての支給を行っておりますので、そこが行われていない方については支給等はないような状況であります。

副委員長（児玉智博君） やはり町がお金を出すわけだから基本的に補助対象となるのが協議会であったりとか組になるからそうではないとおっしゃるのかもしれませんが、やはり最終的には受益者は高齢者の方たちになります。やはりこれは全ての人が1千300円分の利益を受けられることは大事だと思いますが、どのように考えられているのでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） もともとこの敬老会の助成金の成り立ちとしてが地元で行われている敬老会に対しての助成というところからの始まりでありまして、一人一人に対しての助成というよりも協議会に対してももちろん町から敬老のお祝いをされている協議会に対してももちろんそういった同意をしてお祝いをしているのであればというところ成り立ちがありますので、現在考えるところは協議会と組等の開催を行っているところに対しての支援というかたちになるかと思えます。以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

3番（高村祝次君） 今の件についてですね。いつから組も入ってきましたか。当初は協議会が主催する敬老会ということでスタートしたのです。いつから組が入ってきた。いつ頃から組が入ってきた。

福祉係長（北里仁尋君） いつから組というのがちょっと今持ち合わせがありませんので、また改めて回答させていただきたいと思えます。

3番（高村祝次君） 組といいますとそれは小さい集落でも組になりますからそれから出していけないといけないうことになると思うのです。当初はそれは認めないで要するに協議会の出費が多かったので「やはり町から助成をお願いします」ということで私が下城協議会長をしているときに町長にお願いしてそういう6大字協議会の会長が集まって町にお願いしたという経緯があります

けれども。そのときは組は入っていませんでした。大字宮原はなかなか大字協議会でやってなかったの組でやっていたのですけど当時は「それは駄目ですよ」と町のほうは出さなかったという経緯があります。今、組がいいというのは例えば私は下城3部で3部の老人会が敬老会をやたらもうそこも今から出していくというような格好になると思います。皆んな今までは協議会しか駄目というところだったのです。それが組がいいということになると例えば下城でも杖立組がするなら杖立組も出していかないといけないようになる。ましてまた大字下城でするなら大字下城も出さないといけない。そういう感じになってくる。組といえは。

福祉係長（北里仁尋君） 組で行われているものにつきましても大字協議会のほうに取りまとめて出しているような状況です。去年の実績でいきますと部までの単位での申請を協議会のほうに取りまとめて出しているところなんです。去年の実績組はございませんでした。

3番（高村祝次君） 今新たに部とかいう話が出てきましたけれども。もう部といえはまた下城でも1部、2部、3部、5部まであります。5部でやりましたらまたそれも協議会通じて出せば出すわけなんでしょう。そこら辺はしっかり町のほうで話を決めていかないと結局ダブルのような感じになりませんか。部もいい組もいい協議会もいいになると皆んな協議会を通じて出してくれば皆んなそれを町が対応していかないといけない。

福祉係長（北里仁尋君） 1人1回というところでありますので部ですて組ですて同じ方であればやはりそこは上限の1千300円というかたちになろうかと思ひます。

以上です。

3番（高村祝次君） だからそこ辺りはもう大字協議会が出したメンバーでいくということを町がはっきりしないと「部もいいですよ、組もいいですよ」というと当初のこの予算を計上したところから随分ずれてくるわけなんです。それは町がしっかりそこは考えてやってもらいたいと思ひます。今から組がいい部がいいというならもうわざわざ下城の場合池鶴公民館でするけれどもそこにはタクシーを使う人はタクシーがないからマイクロを借りたりする者は部落でやろう、近くでやろう、組でやろう、部でやろう、というような感じになってきますよ。しっかり方向性を出してください。

町民課長（宮崎智幸君） 今言われるようにもともと協議会単位だったものが少しかたちを変えてもちろん協議会とはしっかり協議した上で出すということで昨年もそういった部辺りから出てきたものを「協議会長さんとはしっかり話してください」ということでお願いはしたのですが、一方で児玉委員が言われるように全員に対してのどうかというような話もある関係で町としてもできる限りちょっと拾い上げてあげようということでそういった取組を行ってきたところなんです。来年度の予算の部分についてはそこはしっかり再度ちょっと協議を行いたいというふうに思ひております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

副委員長（児玉智博君） 以前は米寿かなんか古希かちょっと定かではないですけど敬老祝金というのがありました。もうなくなったのだと思うのですけど。出ていますか予算に。あるならあるでどこにありますか。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。

米寿の88歳のお祝いのほうは今も継続してあっています。予算書は42ページの住民支援費の中の報償費の中に入っています。令和5年の実績としては、米寿が80名いらっしゃいました。以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにないでしょうか。

それでは54、55。

副委員長（児玉智博君） 人権政策費については毎回お尋ねしておりますが。まず需用費の印刷製本費について伺います。カレンダーがコンパクトになってよかったかな邪魔にならないかなというような気がしますが、結局カレンダーを配ることに何の意味があるのかがちょっとよく分からないです。カレンダーというともう結局年前になるといろんな人から。まずプロパンガス屋が持ってきます。ガス販売店の人が。小国は都市ガスはありませんでほぼほぼ全世帯がプロパンガスですのでカレンダーは各家庭にまず行き渡るのではないかと思いますし、ほかにも自動車整備工場も各整備工場も配るしあとは農協も組合員には持って来るわけです。そういう中で町が配るのであればもうちょっとこう30万円ぐらいなのでそんなに高いお金ではないのですが、わざわざ町が印刷して配る必要はないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

人権カレンダーの作成についてなんですけれども、これは法務省の人権啓発活動地方委託事業というのを一応国と県から委託を受けて県また市町村が計画した人権啓発活動を行うのを実際計画書を出してそれを法務省が定める要綱にのっとってそれで採択していただいて一応やる事業なんですけれども、その中でこの中に含まれているのが人権カレンダーの作成とあと人権セミナーの部分が一応対象になっています。毎年それには計画書を出して採択をいただいているところなんですけれどもまずその事業の内容的なものはそうなんですけれども人権カレンダーなんですけれどもなぜではカレンダーなのかということになってくると見ていただくと分かると思うのですが実際年度当初に各学校、小中高校と支援学校さん辺りの児童生徒さんに人権ポスターそれと人権標語というのを一応募集して作成していただいています。それをそのカレンダーに載せてそれを作って広く配布することで人権啓発の一つの方法として活用できないかというところが大きな目的でやっているところですので今のところそういう人権カレンダーとして方法としてやらせていただいているところなので今年度今年ちょっとコンパクトサイズな経費的には半分で済んでるところなんですけれどもできれば継続してこれからもやっていきたいなというふうに思ってい

るところでございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 児童生徒が書いた絵やあるいは作った標語を配るのが目的だと。別にその日付を知らせるのが主たる目的ではないということでした。ではお聞きしますがそれはもう全部あれに載っているのですか。全部。またそれを何で好きなもの書かせればいいのに好きなテーマで標語も作ればいいと思うのです。ポケモンも今流行っているかどうか分からないけれどもポケモンとかそういうプリキュアとかそういうのを書きたい子がいたらその絵を書かせてからそれでもいいではないですか。何もテーマを決めて書かせたものではなくてもいいと思うしそういうテーマを限定した絵に限って配っているわけですけどそれは全員分が載っているのですか。

町民課長（宮崎智幸君） この人権カレンダーはあくまで目的としましては人権啓発それから人権教育を目的としたカレンダーです。なぜカレンダーにしたかというのは皆さんの家庭にはカレンダーが恐らくあると思います。カレンダーというと毎日今日は何日かなとかいうかたちで結構見ることが多いと思います。そういうことでカレンダーが一番啓発になるのかなというふうに考えております。それからさっき隣保館長からも話がありましたようにカレンダーを作る過程においても標語を書いてもらったり絵を書いてもらったりそういったことで子供たちの人権啓発にもつながるということで。作成までの何か月かの期間においていろんな分野で啓発活動ができていくということですのでそれを示す最終的な手段としてこのカレンダーが一番ふさわしいということで今継続しているような状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 全員分が載っているかは。

町民課長（宮崎智幸君） 全員分は載っておりません。もちろんその中で選んでいい作品といいますかそういったものを選んでいきます。それ以外の部分については人権フェスティバルとかそういったときに展示を行っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） まずそこで優劣を付ける時点でもうちょっとどうかしているのではないですか。優劣付けているわけでしょう。いい作品と言われた。その人権意識に優劣なんて付けるものではないというふうに思いますが、何でそんなことするのですか。

町民課長（宮崎智幸君） いい作品といいますか啓発の題材として標語を見たときに「この標語はいいな」とかもう一度何といいますか「人権感覚を養うためにこの言葉はいいな」とかそういうかたちで選んでいるものであって、優劣というよりも啓発にふさわしい作品というものを選んでいくというふうに思っております。ちょっと先ほどいい作品という部分の表現がちょっとまずかったかなというふうに思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 載らなかった子はどう思うかなと。大人はどう思っているのか知らないけれどもお子さんにしてみれば「だれだれちゃんのは載ったけど、僕は載らなかったな」と思うのではないかなと思います。

教育長（村上悦郎君） 僕は担当ではないですけど予算の人権のところですね。まちづくりのカレンダー。人権のまちづくりというのが以前ありましたですね。そのときからずっとある。それで僕は「小さくなったのが非常に残念でした」という声を聞きます。僕も思います。あのカレンダーで命が救われるという。あのカレンダーを見て友達のことを思つてと。実際あります。僕はやはりあれとか保育園さんが「あのね」とかいうのとかありますが、心に訴えるというか本当につらいときにあの言葉で救われるとか仲間である家族である。そこが小国町の皆んなの家にあるということはもう人権のまちづくりですね。大変有意義なことで優劣を付けるわけではありません。僕らも小学校のとき展覧会で何かもらうよとかそういうものでありません。やはり友達のことこういうふうに分でどういうふうに答えます。子どもたちはさっき言いましたように毎日見ているので会話の中で標語を見たのがずっと人権に関するが出てきます。やはりそういったところで僕は今までずっと積み重ねてきたあのカレンダーというのは非常に子どもたちの素直な心。そして大人の方もきっとあの言葉で助けられるとか和むとかいうようなことは多くの方が全員ではないかもしれない多くの方がそういったところで「温かいなこのカレンダー」「温かいな小国町は」と思っていられる方がいると僕は思っています。それは今までの人権教育の成果だと思っています。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 次、部落解放同盟小国支部補助金について聞きます。いわゆるこの人権政策費というのがもう273万2千円。これはもう要するに273万2千円というのはもうこれは全体の一般会計の予算の都合で273万2千円だと思うのです。教育長はさっき「この30万円のカレンダーが多くの人を救っている」というふうに言われました。あとでは何があるかといえはこの部落解放同盟小国支部補助金だけなんですよね。果たしてこの人権政策がこれでいいのか。町が主体的にやっているのはカレンダー配るだけです。この150万円を人権政策の中でもほかのことに使ったほうがいいのではないかと思うのですが、特定の団体にこの150万円を毎年出し続けていることで一体どういう効果があるのかと思うのですが、まずこの補助金がこの部落解放同盟小国支部はどういうふうに使っているのですか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

部落解放同盟小国支部への補助金についてですけれども令和6年度の計画書案をいただいております。総事業費が211万2千80円ということでそのうち141万3千880円は旅費、費用弁償辺りで活動費に対する補助になりますのでそういった部分が大半を占めております。あとは負担金辺りをお支払いいただくとかありますけどその大半が旅費という部分が占めるのかとい

うふうに思っています。その積み上げが各研修会の予定が令和6年度研修予定者を挙げていただいていますけれども、その積み上げが155万880円ということで計画書の案のほうはいただいております。内容は以上です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 要するに一民間団体でしかもこれ誰でも入れる組織でもないわけです。入りたいと思う人がいるかどうか分からないけど。それで要するに基本的にそういう自覚的に集まった人たちの研修というのは自前でやるべきだと思うのです。それはそこその組織の活動はやるなどとは言いませんけどそれを町が補助するのが果たしてこの正当性があるかどうかということです。ほとんどがその研修費だというふうにおっしゃられました。令和6年度は一体どのような研修が予定されているのでしょうか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

研修予定のほう見てみますと主な部分は部門別に分かれるところありますが、女性部の学習会あとは県連関係の総会学習会、部落解放全九州研究集会であるとかそれから部落解放関係の総会学習会、高校生の青年集会であるとか全国人権教育研究大会、九州の九同教の夏季講座あと県人教、郡人教、全国人権保育研究集会であるとか青年運動部長関係の会議であるとか研修であるとかということの県内それと九州あと全国的な範囲です。熊本それから一番遠いところが東京辺りも研修先であります。そういったのが内容として全部で約20ぐらいの研修予定を上げていただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 要するにもう内輪の学習会でとか女性部とか県連とかに行くだけですよ。それを町が補助しても一体この町の人権のまちづくりに一体何の役に立つのかというふうに思います。それで結局さっき女性弁護士の相談会が必要ではないかというふうに言っても「それはもう令和4年にやったときには3件しかなかった」とか「そういう要望が出ていないから」とか本当職員自身も何か啓発されていないのではないかなというような状況ですよ。それはこんな部落解放同盟に補助金を出すことがもう人権政策だというそんな認識でいるからそれはもう啓発もされないのではないかと思いますよ本当に。やっぱりこれ人権政策費の使い方としてこれ本当にふさわしいのかというのを改めてお考え願えればということをお願いして終わります。

町民課長（宮崎智幸君） この支部への補助金については児玉議員言われる質問が毎回ちょっと質問いただいております。私も毎回答えさせていただいておりますが、町としてはもう今後に必要な補助金ということで認識しております。人権関係の政策についてはあらゆる差別ということでほかの人権政策活動も当然行っております。その中でこの部落差別関係については確か昨年も私答弁させていただいたのですが特化したかたちで取り組んでいただきたいという思いがありますので、その部分について支部のほうの方々にはしっかり学んでいただいてそれを町のほうに返して

いただきたいというふうな思いから今後もこの部分については特化して事業のほうは行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ここで暫時休憩といたします。午後は1時からです。

（午後0時00分）

委員長（穴見まち子君） それでは、午前中に引き続き始めたいと思います。

（午後1時00分）

委員長（穴見まち子君） ページ数を56ページからです。

福祉係長（北里仁尋君） 午前中児玉議員より質問があっておりました52ページ上段の扶助費、地域生活支援給付費の人数が18名です。お答えします。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは改めて、56ページからです。56、57。

副委員長（児玉智博君） 56ページ。55ページからきています隣保館運営費なんですけど、令和6年度は隣保館活動としてどういったことを予定されていますか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

令和6年度の隣保館事業についてということでお答えします。

まず事業的には各種相談事業を行います。これは人権関係の相談に限らず生活相談、健康相談、就労、育児、教育、その他の相談、いろいろな面での御相談をお受けしたいというふうに思っております。これの相談事業が一つです。

それと地域交流促進事業ということで隣保館に来ていただいて隣保館の目的や趣旨を理解していただいて人権についての啓発も含めたところでの触れ合い教室という部分での事業を行います。絵手紙教室それから硬筆教室あとパソコン教室それを実施を予定しております。絵手紙教室については年1回、硬筆教室についても年1回、パソコン教室については7月と1月の2回行う予定にしております。いずれも事前に募集を行って応募人数に達した人数で開催をしたいというふうに考えております。

あとはその他の事業として、隣保館の貸館事業がございます。隣保館の遊戯室、生活改善室、会議室とございますけれども毎週毎日いろいろな団体の方に利用していただいております。その貸館事業についても年間通してあらかじめ予約をいただいてやりたいと思っております。あとは人権啓発事業としては先ほど午前中でました人権カレンダーの作成それから人権セミナーの開催。あと各種研修会です。いろいろ学校関係それから視察関係その他いろいろ人権関係の研修会などもその都度行いたいというふうに思っております。あとは隣保館については児童館も併設しておりますので。

副委員長（児玉智博君） いやもう児童館はいいです。

隣保館長（前田孝也君） あとは人権なつのおたのしみ会ということで子どもの人権学習ということで人権擁護委員の方と一緒に事業を展開したいというふうに考えております。

簡単ですが、以上です。

副委員長（児玉智博君） 相談事業は月1回でしょうか。それと今隣保館のスタッフの数はどうなっていますか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

相談事業についてはもう毎月とかではなくて毎日その都度職員のほうに対応したいというふうに考えておりますので、その都度御相談があれば相談室のほうでお受けするというかたちをとっております。

あと現在の職員体制ですけれども令和5年度については館長が1名それと正職が1名あと会計年度任用職員が1名の3名体制になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 相談事業があるので毎日職員は1人いなければならないかと思うのですが、要するに館長と正職員が2人の職員が配置されているわけです。その上に会計年度任用職員ここに報酬が出ていますけれども200万円以上で雇用をしているわけです。そんなに要りますか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

隣保館のほうは先ほちょっと出しましたけど児童館のほうも併設しておりますのでその関係で児童館事業も併せて行うということでもう1名指導員というかたちで会計年度任用職員の方を配置しております。それによって隣保館のほうの指導員という立場で置くとその分県の補助金辺りの算定が上がりますのでその分かかった分は大体7割8割対象経費は限られておりますけれどもその分は返ってきますのでもしその指導員を置かないということになるとまた経費の分で帰ってくる補助金の分が減額されて算定がちょっと変わってきますのでぐっと落ちてくるというかたちにはなります。以上の理由で指導員のかたちで置いているということです。

以上です。

副委員長（児玉智博君） つまり館長は指導員を兼ねることができないからそういうふうになるということですか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり館長は兼務ができませんのでということでそういうかたちになっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 次は、57ページまで。

それでは58、59ページ。

1 番（江藤理一郎君） 保育園費、58、59でしょうかね。子育て支援拠点カンガルーのぼっけについてちょっとお尋ねしたいと思います。コロナによって大分集まるということが難しかった状況から今わりと集まりやすい状況になっているかと思います。昨年度の利用状況と今年度は大体どのようなかたちになっているかお答えいただければと思います。

町民課保育園長（清高德子君） 昨年度はやはりコロナ禍の中でありましたので利用は1日に1組とか2組若しくは誰も来ない日もあります。今年度は毎日2組から3組。多いときは4組あるときもある状況です。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） では今北里保育園の近くに旧北里小学校のところにカンガルーのぼっけの場所があると思いますけれども、今後場所のそこに置かなければいけないのかどうか。というかそもそも北里小学校の近くに置いた理由というのはどういった理由があるのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） 子育て支援拠点はやはり親子で集う場所として交流の場としております。保育園は保護者さんの就労とかでお預かりして保育園の中でするのはやはり難しいというところで、別のスペースというところで今旧北里小学校のところで設置しております。

町民課長（宮崎智幸君） 現在の場所の設置理由については当時保育園とは別の場所だという部分と既存の建物を利用してなるべくお金をかけないようにということで今の場所が選定されております。今後については確かに宮原のほうが集まりやすいですとかそういった声はもちろんありますので内部でもそういう部分でどこか新しくできないかとかそういった部分についての検討は行っています。ただし新たに施設を造るとかそういうことになるとお金もかかりますしそういった部分もありますので今後の課題というふうには捉えております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 最初冒頭で宮原保育園の園児が119名、北里保育園が35名というかたちで大分減ってきているイメージがあるのかなと思います。これからは空いているスペースが今後子供たちが少なくなっていく中ではスペースができてくるかもしれませんので有効な活用の仕方を検討していただきたいと思います。

委員長（穴見まち子君） 61ページまで。いいでしょうか。

副委員長（児玉智博君） では60ページの児童館運営費についてなんですが、令和6年度の児童館活動をどのようなことで計画されているか教えてください。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

令和6年度の児童館事業についてお話しいたします。

まずは事業的なものについては、まず親子ひろばなかよしくまさんという事業を行います。乳幼児とその御家族の交流の場として小国町の子育て支援拠点施設のカンガルーのぼっけさんと合同で子供たちの発達段階に応じた対応ができるようにそういった交流の場についてそのときに御

相談とかいろいろ悩み解決とかそういった部分で年間計画に沿って基本的には毎月第4水曜日に開催する予定にしております。

あと続きまして、子ども料理教室のこぐまのキッチンというのを予定しております。一応小国小学校の生徒さんを対象に基本的には夏休み期間中に1回あと11月の上旬の土曜日あとは2月の上旬土曜日計3回こぐまのキッチン料理教室を開催の予定にしております。

あと子どもパソコン教室です。これは小学生対象になります。これも夏休み7月下旬ぐらいに開催を予定しております。全3回子どもたちのパソコン教室を開催したいと思っております。

あとは子どもクラフト教室のたんぼぼクラブ。不用品や自然の素材をリサイクル品等を利用して工作して皆んなで交流していこうというところで、これも夏休み期間中の8月に行うように予定をしております。

あとは児童館ですので日常ですね夏休みとか冬休み期間以外にも毎日夕方は学校が終わって子どもたちは隣保館、児童館のほうに遊びに来ます。そういったところの遊び場の提供です。

あとは子ども祭りとして幼稚園、保育園対象に人形芝居辺りも6年度については計画をしております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 先ほど隣保館運営費で聞いたところで要するにそれぞれに指導員を置かなければならないけれども隣保館指導員の場合は県補助があるのでと人件費の補助があるからということでこの会計年度任用職員が1名分隣保館運営費で出ているのだと思うのです。一方児童館の指導員として職員が1人配置されているというふうに理解するわけですが、この指導員の配置はそれぞれ法律の義務づけがあるのですか。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

法律的な義務づけはないのですが一応指導員がいればいろんな活動等も幅広くできますので県内の隣保館は熊本県19隣保館ありますけれども小国も含めてですね。指導員を置いていないところも実際はあります。置いていると先ほどお話ししましたようにちょっと補助金のところの算定がプラスになってくるということで実際なかなか指導員を置いてなくて館長が兼務されたりとかということもあるのはある感もありますので絶対というところではありませんが多ければ好ましいというところをお願いしております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） この職員の配置も見直すべきなのではないかと思うのですが、今聞いた児童館活動がなかよしくまさんとかこれ要するにさっきカンガルーのぽっけとの合同の開催ということで、これはなかよしくまさんをやろうとして指導員1人ではそれは回せないでしょうけど、要するにこの児童館、隣保館以外から職員等が来てこういう活動をやるわけでしょう。第4水曜日月1回ですよ。こぐまのキッチンは夏休みと年3回、子どもパソコン教室も3回、子どもク

ラフト教室はこれも夏休み期間ということで別にその年間通じてやっているわけではないし、まして子供は平日昼間学校に行っていますから要は児童館が開いているときは必ずその子供が来るわけではないでしょう。これだけ職員数が少なくて厳しい。募集してもなかなか受験する人も少なくなつて職員の確保は大変な状況になっていると思うのに、3人もあそこに人を配置する必要があるのかと思うのですが、なかなか3人いないと厳しいのですか。

町民課長（宮崎智幸君） 隣保館それから児童館において年間通じていろいろな啓発活動を行っています。大きいところでいきますと人権フェスティバル辺りになるともう何か月も前から準備が必要。その間でさっき言った地域交流活動辺りを定期的に開催するということになるとういった準備の作業もあります。そもそもの部分としてまず現在隣保館のほうは月曜日から土曜日まで開館をしております。土曜日にもおもちゃ図書館とかその他の貸し館辺りも入っておりますし土曜日についても児童生徒の方たちがそこを利用するようなかたちで、できる限り月曜日から土曜日開けるということになるとなかなか職員3人で回しながらそういう事業の準備辺り対応していく中ではもうぎりぎりの状態で実際のところ行っていつているというのが現状であります。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 衛生費、次の61ページから63ページ。

副委員長（児玉智博君） この衛生費負担金について確認させてください。この調書を見ますと北部清掃費負担金が北部清掃負担金ということで要は阿蘇広域行政事務組合で共同処理している北部清掃費負担金だと。一つ間に挟んで環境総務費負担金が阿蘇広域行政事務組合で共同処理している環境総務費負担金というふうになっております。最終処分場運営費負担金も阿蘇広域行政事務組合で共同処理している最終処分場運営費負担金、その下のRDF・リサイクルは跡ヶ瀬の未来館のRDF化施設のことだとは思いますが、それぞれの北部清掃と環境総務費、最終処分場運営費の内容を説明してください。

町民課審議員（田邊国昭君） 阿蘇広域に対しての負担金についてですが、北部清掃費負担金ということでこれ阿蘇広域の中でも北部の分ですので小国町と南小国町で負担しますごみの収集から阿蘇広域に運搬するまでの費用。そして環境総務費負担金については、阿蘇広域全体で計算しておりますが負担割合とかもそれぞれ変わってきますが環境総務費。最終処分場ということで焼却した後の埋立ての処分があると思いますが、その費用の負担ということでそれぞれ分かれているというかたちになっております。費用の負担については阿蘇広域の中で負担の割合が分かれていますので北部清掃費の負担金については人口割で7割、平等割として3割。環境総務費負担金ということでは加入施設の人口によって計算しております。負担市町村が7市町村で分担しているということになっております。最終処分施設の運営負担金については、人口割が4割そして平等割が1割で搬入したごみの量によって5割という負担金の割合で計算されています。

副委員長（児玉智博君） 北部清掃費負担金については収集だから要はごみステーションに出した

のをあそこのごみ収集車で集めて滝美園に持って来ますよね。滝美園に持って行ってそこから高野商会の大きな大型自動車で未来館に運ぶと思いますけど、それら一連のこの作業に対する負担金ということでしょうか。であればまず明らかなのは高野商会への委託料ですよね。明らかだと思います。あとはそのほかの収集にかかる人件費とかもこれに含まれるのでしょうか。だからこの2千256万4千円の積算がどのようになっているのかを教えてくださいたいのと、この環境総務費負担金は7市町村で全部であれするというんですけれどもこの広域は小国町は217万4千円でほかのところもそれぞれの負担金を出すと思うのですがそれは何に充てられるのでしょうか。また最終処分場でこの埋立てというのはRDFですから発電に利用していると思うのです。その発電で出た灰を埋め立てることに対しても阿蘇広域行政事務組合が負担しなければならないのでしょうか。またその最終処分場はどこにあるのかも教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） まず北部清掃費負担金につきましては、各家庭から出たごみを滝美園のほうに一旦集めましてそれを未来館のほうに運ぶ費用までの全てが入っております。その部分の小国町、南小国町の両町の負担する部分の予算額です。それから環境総務費負担金については、未来館のほうの事務関係要は職員の人件費が大きなものになると思いますが、その部分に関係7市町村で負担をするというようなものになります。それから最終処分場の負担金については、これはRDF化されたもの以外で処分が必要なものの処分料金。場所は跡ヶ瀬のほうにその処分場がありますのでそこで処分をする分の負担金になります。一番下の清掃（RDF・リサイクル）につきましては当然リサイクルしてRDF化されたものを現在広域行政事務組合のほうが大分の業者のほうに販売をしているというような状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 2千256万4千円の大まかには分かるのですけれども要するにこれを広域行政事務組合がもらったら自分方の職員の人件費もあれば高野商会に委託費としてあそこ滝美園にいらっしゃる方は高野商会の社員さんなんでしょう。2人出てきて「そのごみはここに置いてください」とかいうのは。だから大体それがどうなっているのか説明をお願いします。

町民課審議員（田邊国昭君） 滝美園の職員さんについては確かに高野商会からの方も1名か2名いらっしゃってそれ以外は阿蘇広域の職員の方です。収集を行うのは高野商会の名前が出ましたけど。

副委員長（児玉智博君） いや違う。向こうに持っていくのは高野商会でしょう。収集しているのは広域行政のって分かっていますから。だからその割合はどうなっているのか。

町民課長（宮崎智幸君） 実際はこの負担金額を上げるための積算というのが細かく行われています。ちょっとその内容を調べる時間を少しくください。この分については調べ終わってから答弁させていただきます。

委員長（穴見まち子君） 次そこをしばらく置いておきまして86ページ。教育委員会の所管とな

ります。86ページから教育委員会費、事務局費。86ページだけにありますか。87もよろしいです。

副委員長（児玉智博君） 事務局費の負担金補助及び交付金の小国高校支援補助金について聞きます。まず今年度34万円ほど増額となっているのが令和7年度の募集から東京、大阪などの県外募集、全国募集を始めるための経費ということでありました。全国募集するに当たって県費負担というのはないのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 地域未来留学これに参画するための加入金というのがあります。その分の110万円については県教育委員会のほうから支払うようになっております。

副委員長（児玉智博君） まず現状として高校は基本的にまだ完全無償化とはなっていませんが基本的に公立学校の授業料という高額所得でもない限りは無償にもなっております。ただ実際小国町外の高校に進学する人というのは少なくないかなと思います。ちょっと町外の高校に行かれた保護者の方から話を聞くと私立高校にスポーツ特待生としてお子さんが進学をされたそうです。特待生だからそんなに優遇されるのかなと思っただけでこれが学校の寮に入るのだけれども寮関係の費用などに毎月7万円ぐらいかかると。食費を入れて。それは学校の授業料とかは無料らしいんですけどただ毎月7万円かかると。これ私立高校だから寮に入られるから7万円で済むわけだけれどもやはり幾ら授業料が無償といっても公立高校に進学してしまえば限られた高校しか学校の寄宿舎というのはありません。独自でアパートなんかを借り上げなければならない。それはとても7万円では済みませんよね。生活費なんかも入れてしまうと。やはりそれは小国高校に進学してもらうのも大事なことですけどやはり同じ小国町民の高校生の公平性の観点から言ってもやはり小国高校に進学した人にだけやはりこういう小国町、南小国町の公費の恩恵がある。町外の高校に進学してしまえば何らそういった特別な支援がないというのはいかがなものかと思うのです。やはりこっちにやるのであれば町外の高校に進学した人にも何らかの同等の支援があるべきだと思うのですが検討されてないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少しお答えをさせていただきたいと思いますが、あくまでも小国高校の魅力化という部分でたくさんの方に小国高校に入ってきていただかないと今後の人口の推移としては小国高校がなくなる可能性というのも否めないといったところでもありますし、県の教育委員会のほうからそういった情報も来ております。そういったところを鑑みて私のほうと高橋町長を中心にももちろん小国高校の校長先生もそうですけれどもできるだけたくさんの方に来ていただく体制づくりをとらせていただきたい。小国町から南小国町この小国郷から小国高校がなくなるというのだけはどうしても避けたいといったところから今事前にできる準備をさせていただくといったところで予算を上げさせていただきました。

私からは以上です。

副委員長（児玉智博君） だからその公費の公平性として見たときにやればいいですよそれはもう

小国高校への支援もやっていいんだけど、同時にやはりいろんな将来の目標であるとかやはり今いる高校生あるいは中学生が自分の将来を描くに当たってよりよい人生を歩んでもらいたい。それは同じ思いだと思います。そうした中でやはり高校の選択が小国高校以外になった人でもそこで学ぶことに対して小国高校で学ぶ生徒と同程度のやはり支援をするべきなのではないかと思うのですが、そうした検討はされてないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 引き続きお話をさせていただきますと子供たちも当然いろんな考え方がありましてし保護者の方もいろんな考え方の中で選択をしていくといったところでございます。ほかの高校にも多分小国高校にない魅力たくさんあると思います。そのような選択肢の中で選んでいくわけですから小国町の魅力づけを小国郷でしっかりしていくことというのは不自然ではないというふうに思っておりますし、ほかの高校でも実は財力がある高校と財力がない高校と差は非常にあるというふうに思いますので補助だったり体制それから学校でもスポーツが強いところ語学に強いところたくさんいろんな魅力があると思います。その魅力の中の一つとして小国の子どもたちが選択肢をほかの高校に持っていくというのはそれはもうあくまでも自然なことだというふうに思いますので、私としてはその中で小国高校の魅力づけをしっかり作っていききたいといったところでございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） いや財力がある高校とかそういう話をしているのではなくて、これ小国高校の補助金は100%町単独事業です。つまりこれは小国町の町民の人たちが払った税金から一応出しているわけではないですか。もう国県負担はないですからね。これ税金なんですよ。公費。公費で支援して結局資格取得であったりとか教科書代とか課外費とか要は学用品とかそういう恩恵を小国高校に行った子どもたちには町がもたらしめているわけではないですか。それぞれの高校に魅力がありますがそれはそうでしょうけどそれは小国町の税金でなされている魅力ではないではないですか。私が言っているのはその公平性です。この232万8千円の公平性として。だから同程度のだから教科書代とか。そりゃあアパート借りたお金を全部補助しろとか言いませんよ。ただ教科書代とかそういうあと検定の受験料とか同程度の支援をやっていかないと公平ではないのではないですかというふうに言っているのですが、その検討はなされないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 現状のところは検討はしておりません。同程度のと申しますけれども小国高校の魅力として付けているわけであって、だからといって高校に行かない人含めて同じような体制づくりを整えていくのは私はできないというふうに思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 89ページまで。

1番（江藤理一郎君） 89ページの委託料、スクールバス委託料ですけれども昨年度から中学生も登校に対して同じく乗れるようになったと思います。想定されていたよりも感覚として少な

ったようなイメージを私的には持っているのですが、その辺り教育委員会としてどのように捉えているかまずはお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 中学校のほうも令和4年1月から登校便だけ乗れるようにしたところですけどやはり下校までございませんのでそういったところで実際利用するのは登下校をあるに越したことはないんですけども、現状そういったところは教育課程上ちょっとできませんので登校だけの便というところでこちらが思う寮に入ったりする方もおられるという結果になっているかと思えます。

1番（江藤理一郎君） では下校まではやはりまだまだ道のりとしては下校で乗せるまでは時間がかかるというイメージで捉えていいですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） あとの予算にも出てきますけれども寄宿舎のほうは存続するというところでも進めております。両方をまた実施しますとそれだけ経費もかかりますので今のところは小学校のスクールバス便に中学生が登校に乗っていただくというような形態で考えております。

1番（江藤理一郎君） 例えばちょっとお試しではないですけども今ヒアリングも含めてどのくらいの希望があるかというのを試していただく。アンケートとかそういったことというのはどうでしょうか。可能でしょうか。登下校について。

教育委員会事務局長（久野由美君） 登下校の希望があるかということ下校便のアンケートということに関しては今のところ考えていないですけども、この登校希望のニーズ調査というのは例年中学生のほうには行っております。

3番（高村祝次君） 同じくスクールバス委託料ですけどもこの4千706万4千円あります。この算定の基準はキロで出しているのか、そこ辺り教えてもらいたい。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今のこの予算については複数年契約3年契約の最終年令和6年度の分となっております。この予算額については業者から出された見積りで予算を計上しております。積算内訳についてはちょっと今手持ちにありませんので業者から見積り提出いただいたときに燃料費とか人件費辺りの積算分はいただいております。

3番（高村祝次君） そしたら3年間契約で結局キロ幾らとかキロ数によって単価は出していないということですか。走るキロ数。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 契約する前で見積徴収の仕様書の中に走行する距離数辺りは入れた上で金額を提示していただいております。

3番（高村祝次君） それでは資料を後から提示してください。

副委員長（児玉智博君） 今のスクールバスのお話を聞いてもうちょっと具体的にお尋ねしたいのですが。8台10路線、小国小中のスクールバス運行ということで。しかし中学生は登校のときしか利用が令和6年度については想定がされていないということでした。それでは帰りの便

の出発時刻というのはどうなっておりますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 基本的に多いのは15時の低学年の第1便それから16時の高学年の第2便となっております。学校の行事によりまして水曜日課とかそういったのもありますので学校の終業時間に合わせて毎月運行会議を開いて計画を作っているところです。

副委員長（児玉智博君） もし中学生を乗せるとすればこの16時にはもうどう頑張っても間に合わないわけなんですよ。乗せることができないというから。何時であれば乗れるのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 小学校と中学校のコマ数で5分ずつ授業数、時間が違ってきます。6時間ありますと30分程度の差が出てきますのでそういったところ16時半とか通常中学校の下校時間はそのぐらいの時間になっておりますので、ただ学校としては子どもを終業時刻に学校に管理上事故とかの発生もありますので小学生を中学生の下校の時間までは置きたくないというところがございますので今のところは小学校の時間で下校させております。

副委員長（児玉智博君） これはどうしても中学生の授業時間を短めたりとかほかの休み時間を短縮したりというのはできないので乗せるとすればその30分の時間をクラブ活動か何かをするかとか。どうしても教職員に負担をお願いするかという話になると思うのですが中学校の部活動は別として30分後に出すとなればそれは予算がという話になるのかもしれませんが、そこは何か学校同士とかでどうすれば乗せることができるのかというような検討の委員会なんかを現場で開いたりとかできないのでしょうか。さっきアンケートもちょっとされないというふうに言いましたけど、でもそれでは行きだけ乗せて帰りはもう知りませんというのはちょっと私は余りに冷たいのかなと思うのですがどうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） そもそも論から言いますと小学校のスクールバスの延長上に効率がいいために中学生を乗せられるようにしたといったような状況でございますので想定の中で帰るときまでは基本的には考えていない状態でしたが、児玉議員言われるように効率の問題でその予算の計上の問題もありますが効率がよければ子供たち乗っていただいて全然いいと思えますが改めて増便をするという考え方にどうして今の現状なってしまうのですその部分では町のほうでは今のところこれがまた子供たちの数が減ってとか状況が変わったりとか授業の時間が変わったりとかいろんなど変わってくれば現状できることもあるかもしれませんが、今現状できるだけ乗ることができる体制づくりをとった結果が今のバスの小学校と中学校の方たちが乗っていただく。次の時点ではまたどのようなことができるのか分かりませんが、できるだけ町としてもニーズとバランスを経済の部分お金の部分としっかりとバランスを考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 90ページから91。92ページ、93ページの途中までです。あれば。92ページ、93ページから。

副委員長（児玉智博君） 寄宿舍居住費で令和6年度の入舎予定男女合わせて22名という説明を受けましたが、しかし本当は定員が56人なので半分も入っていないような状況です。それで1億500万円でボイラー等の改修工事を行うわけなのですが実際この将来的なニーズ調査。保護者の方たちであつたり中学校の先生方などへのそういう話し合いの場などは設けられたのでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） お答えします。

12月に寮務委員会という寄宿舍の保護者会のほうに事務局から出向きまして今回の改修の概要等の説明はいたしました。また2月の中旬にありました新入生の入寮説明会そちらのほうでも学校のほうから説明のほうをしております。寮務委員会の場で一応出た意見の中には「やはり寮があるということはとても教育上子供が育つ上でも利点があるというかいいと思っているので、もう環境があれば是非入寮はさせたい」というお声もちょうだいしました。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 実際将来的な事情であつたりとかニーズそれをつかむ必要があるのではないかと思うのです。だってこれちょっと起債事業です。歳入のほうは総務課所管ですのであれですけど。2年間据え置いて10年から15年だったかなかけて返済していくわけです。やっぱり返し終わる頃にどれぐらいのニーズがあるかとかいうのはやはりつかんでおくことは必要なのではないかと思うのですが、今の話だと寮務委員会とか新入生の寮に入る人たちへの説明会要はその当事者の人たちの意見を聞くのは大事ですけどでもこれ負担するのは町民全体での負担になりますから、もっと広い人たち子育て中の人とかそういう人たちも含めて意見を聞くべきではないかと思いますがそうした機会は設けられないのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） ニーズにつきましては前回6キロ以上の生徒ということで大体見込みとしては10名程度でお答えしておりますが現在規則で定めています4キロ以上で6キロに若干足りないという生徒も入寮しておりますのでその数も加えると大体16名程度の見込みとなっているのを付け加えさせていただきます。それとあと意見聴収の件では12月に行われました学校運営協議会の席で寄宿舍の改修の説明を行いまして御意見をうかがったところです。その意見の中ではスクールバスの利用の御質問やお風呂の給湯器の御質問などもありました。それぞれ意見や御質問にお答えしまして「高校の連携もあるからやってほしい」という御意見もあつたところです。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 10人とか6キロ以上の人10人とか4キロも含めるとそれ以上とかいうのはそれはニーズ調査とは言わないんですよ。対象となりうる人の人数というのはそれは分かりますけど、ではその人が入りたいと思うか思わないかというのは全く別の話なので。その上でやはり寮を存続させるべきなのか。存続させるとしても今の4人部屋で果たしていいのかとい

うことも考えないといけないと思うのです。例えば能登地震があつて中学生が金沢市内に避難したわけです。もう学校の再開のめども立たないから。今戻っていますけど。そのときにいわゆる県教育委員会が造った研修施設に泊まり込むわけですけど、こちら辺で言えば少年自然の家というのがありますね。そういうところに寝泊まりするわけです。そこは確かテレビに出たのは6人部屋でした。2段ベットが並べてあつて。専門家の人がそれを見て「これではとても集中して勉強できない。もう今からの時代は個室とかそういう集中できて勉強できる環境ではないといけないんだ。」というふうなことを言われていたのです。私それ見たときにあそこは4人部屋ですけど確かにもう今の時代そういう日常的に使うわけですから入学してから卒業するまでの3年間。そういう集中して自習できる状況をつくるのであればああいう4人部屋とかではなくて個室とかあるいはせめて2人部屋ぐらいそれぐらいの規模に整えていくべきなのではないか。どうせ存続するならばですよ。だからそういうのも含めて幅広い町民の人の希望を反映したものにするべきではないかと思うのですが改めて聞きます。そういう意見聴取の機会を設けるべきではないでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今回の改修につきましては今現実に住んでいる生徒がおりまして、その住んでいる中でボイラーの老朽化によってボイラーを取り替えたいというところからのスタートであります。そのボイラーを取り替えるだけでも配管を変える必要があり7千万円かかるという見積りでした。その場合はもちろん冷房の対応もできません。現状を保つだけでもこれだけ必要ですのでせつかくの機会に冷房の対応できるものでお願いしたいと考えております。また規模を縮小して建て替えた場合という見積りについても調べてみましたが今の現状同規模のものを建て替えた場合が5億円、規模を縮小して7割程度にした場合でも4億円程度かかるという見込みでした。今ある施設を有効利用したいものです。

議長（熊谷博行君） 私もこの中学校の寄宿舎の改修の件ですが、この間から視察に行きましたが余り質問しなかったのでここでもう1回質問させていただきます。児玉議員は反対なのか賛成なのか分からないのですが。局長言われるようにスタートはボイラー交換がスタートでした。今の時代エアコンもという話でそれに変えればもろもろ今の設備ではもう駄目ということでもう金額がこんなにはね上がったと思います。それはそれでいいし10年先が子供が入る入らないではなくて入らないなら皆んなで入るように議員も皆んなで協力して執行部だけに投げかけるのではなくて、高校生の越境を連れて来るとか中学生も越境を連れて来るとかそういうところを頑張ってくださいまして改修工事を進めていただきたいと思います。それと僕がちょっと腑には落ちないことはないのですがボイラーはガス、エアコンは電気、この整合性をちょっともう1回教えてください。

教育委員会事務局長（久野由美君） お風呂につきましては電気の給湯器のほうも考えたのですけれどもその試算などもしていただいたのですけれども給湯器自体がすごく大きい給湯器が必要に

なり途中でお湯が足りなくなるという可能性もあるということでした。やはりガスのほうが安い金額でできるという結果をいただいております。

議長（熊谷博行君） それは今の時代のことだけであって電気とボイラーと併用というのもありますし、そこはもうそれで決めたのならいいですが。この間視察に行ってお聞きそこなったのが防犯カメラを設置今しているのですか。今後はする計画はないのですか。

学校教育係長（松本 恵君） お答えします。

現時点では寄宿舎の防犯カメラ設置の計画は今していないです。今後は検討する余地はあると思います。

議長（熊谷博行君） 是非ですね道中は暗いし、そんな今防犯カメラ高いものではありませんので行政が買えば高いかもしれませんが一般人は安いです。是非その辺りを検討していただきまして立派な寄宿舎改修工事をしていただきたいと思いますので、是非クレームのつかないような寄宿舎を造っていただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 防犯カメラに関しましては、来年度予算若しくは本年度の補正で上げさせていただきますと思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに。

3番（高村祝次君） 私はこの事業をやるならやるで生徒が満杯とはいかないかもしれないけれどやはりそういくような仕組みづくりを作っていく必要があると思います。私たちが中学校の寮のときは男子が100名おりました。女子も100名ぐらいいた。全校生徒数が1千300人ぐらいいたので今の10倍ぐらいいたので全然違いますけど、寮のところはやはりいろんな子供のときの思い出もたくさんありますし団体生活にやはり中学校のときから慣れる。そうするとやはり高校に行っても団体生活に慣れるといろんな問題に当たってもクリアしていくというふうに私は思っております。非常に中学校のときは同僚と喧嘩したし先輩と喧嘩したりあるいは先輩からたたかれたりとか廊下に座らされたとかいろんな思い出はありますけれども、それが結果大人になっていい思い出になりますのでやはりこれの金額を通すならするで以前から私言っておりましたけれども塾に寮から町のほうに出て来るのではなくて寮でやはり塾をやるとかそこら辺も今後は父兄の負担を軽くするなら町が考えていかないといけない問題であって以前は寮に泊まる時には米一升と自家産の野菜を持って行っておりました。それが1週間の食糧費でございましたので今からやはり学校給食の無償化とかあるいは高校までの授業料無償化とかいろんなことが組んであげられておりますけれども、特に寮においては地産地消というようなことでやはり地元の米、地元の野菜を使って大勢の生徒が寮に入られるような仕組みづくりを私は是非つくってもらいたいという思いがしております。いろいろボイラーとか今電気エコキュートとかありますけれども今のエコキュートは水が減った分また完全に沸かして出てくるシステムができますのでボイラーが

高いかエコキュートが高いかは検討して是非明細をちゃんと業者に出させて判断してもらいたいと思います。燃料は非常に高く私はすると思います。エコキュートの場合だったらいつでもお湯を使えると。ボイラーでも使えますけれども燃料が切れたら使えませんので電気がある限りエコキュートはいつでも使えます。ほとんどの家庭ではオール電化の家庭が多いと思いますけれども、そこ辺りもよく検討してもらいたいと思います。もう今私たちのときには部屋に小さいストーブが1つで10人ぐらいの人が当たっておりましたけど下級生はほとんどストーブに当たるということが上級生がストーブの前にどんと座ったらもう下級生は当たれないというような時代でございましたけど今はそういう時代ではないからちゃんとした施設をしながら生徒が入舎するのに非常に環境の良い場を作ってもらいたいというふうに私は思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 暫時休憩いたします。20分からお願いします。

（午後2時07分）

委員長（穴見まち子君） そろわれましたので始めたいと思います。

（午後2時18分）

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 高村議員からスクールバスの単価内訳について質問がございました。それをお答えしたいと思います。バス会社のほうも運輸局が最低価格とかいうものがあります。最近バスの事故とかもありまして格安そういったものの制限がありましてそういった範囲の中でキロ制の運賃単価で80円。それから時間制、時間の拘束その分の単価で3千470円で御提示いただいております。

以上です。

町民課審議員（田邊国昭君） 先ほど質問がありました予算書でのページ63ページにあります清掃総務費の北部清掃費負担金について内訳の説明をします。費用の総額が3千785万1千円を小国町と南小国町の両町で負担しております。3千785万円内訳主なところを説明していきます。まずは職員の報酬ということで1千450万円、需用費ということで632万円、次に役務費で67万円そして委託料について1千940万円。委託料の中に先ほどお話に出ました収集運搬などの費用が含まれております。収集運搬の委託料1千400万円が含まれております。そして使用料及び賃借料で67万円。あとは金額は小さい数万円ずつですが原材料費、積立金、公課費、予備費ということで積算されております。

副委員長（児玉智博君） 職員給は何名分になりますか。

町民課審議員（田邊国昭君） 職員給、会計年度任用職員が2名そして正職員が1名ということで積算されております。

委員長（穴見まち子君） それでは、95ページから先に進みたいと思います。集会所運営費まで。97ページ。

副委員長（児玉智博君） 小国町奨学金貸付金と奨学金事業基金積立金というふうになっておりますが、この27万3千円はこれはもう返済があった分を全額基金に積み立てるということでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 27万3千円のうち3千円は利子分の積立て。それから27万円は償還対象者1人の年間分の償還分をそのまま基金のほうに積み立てることにしております。

副委員長（児玉智博君） それでは小国町の奨学金事業全体のお金が今どうなっているのか説明してください。要は貸付けて返済を待つ分の残額とあと基金に幾らあってというのをちょっとお願いします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 今実際貸付けをしている方は2名おります。そのうち1名の方が卒業されて返還になっております。もう1人の方は大学生ですのであと2年間もしかしたら申込みがあるのではないかと考えております。残高については今返還している方は短大で年間54万の2年分。それから大学4年の方は今2年生で2年間貸付けておりますので108万円同じく貸付けております。

副委員長（児玉智博君） 奨学金事業全体の財政規模というか金額は幾らあるのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 奨学金の基金残高につきましては決算書に載っておりますが手持ちに決算書を持っておりませんので後でお答えしたいと思います。

委員長（穴見まち子君） 次に集会所運営費から文化財保護費、97ページ。

議長（熊谷博行君） 昨日総務課から教育委員会へ聞けと言われた案件でございます。これはちょうどいい塩梅に文化財保護費の中の修繕費30万円上がっていますが何を修繕するのですか。30万で。

文化振興係長（山下弘子君） お答えします。

小国町の指定文化財であります北里大社のケヤキの避雷針を撤去する予定です。

議長（熊谷博行君） それはもうそれで大事と思いますが、現在旧宮原線廃止されていますが全部で八つあったのですが1つ崩しましたので今七つだけ登録有形文化財に登録されていると思います。全部御存じか分かりませんが私は全部知っていますが。まず近々の話でいきますと正式にはコウノカワだろうと思いますが僕はゴウノガワだろうと思っておりましたが、コウノカワ橋梁と思います。西村のところ。数年前に県道が通ってその当時は旧道は閉鎖するということで今も実際は通っていますが、いまだに網が張って氷柱が下がって上流側というか終点側のほうは剥落して。これは修繕をするという前提のもとで県道を向こうに回したと思っているのですが私の記憶が正しければ。修繕費が10万20万でできるようなものではないと思いますが。網張っただけでも何十万円か払っていると思います。数年前に。そんなことばかりしないで前回は県道の真上をコンクリートをはって水が漏れないようにした工事があります。同じようなことをすれば

もうまず水が漏れることもないし剥落しているところは補助すれば剥落しないようになりますので、もう今さら予算を付けろと言っても無理ですのでできるだけ早くしないと網に氷柱が下がって昼になれば落ちますのでそのために人を通さないようにしてすると言ったのがしていないのですから早急に対応すべきと思いますが、町長よろしくお願いします。次の予算で。

町長（渡邊誠次君） 多分建設課でないと分からないでしょう。

議長（熊谷博行君） 教育委員会が出した。

町長（渡邊誠次君） 実際あの修理をするのにX線の調査をかけるといったところで1千万円を超える調査をしなければいけないという話が実はありまして県の工事がある前です。県道付け替える前。

議長（熊谷博行君） 前回200万円でしました上は。

町長（渡邊誠次君） 修理というか修理ではなくて今回はあれを全部修繕するのに県道付け替える前でしたけれども私が町長になってすぐだったので覚えていますが、X線の照射だけで1千万円を超えるような予算が出ておりましたので調査だけです。設計とかではなくて。調査でそういったかたちになっておりましたので県道の付け替えをやってその橋の下の部分は通さないというところで方向を決めたところでありますが、まだ通れるということでもありますので協議をそちらのほうも進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 約束事ではないけど決まったことですので是非。発注は多分教育委員会がしております。業者もあの辺の業者がしましたので。まだ調べれば分かると思いますが。

以上でございます。

教育委員会事務局長（久野由美君） 橋梁の下のところですね。前の町道の下のところは通らなくていいように取付道路を県のほうで今年度つけていただいてそこはもう通行止めというかたちにすることができました。あと氷柱の件は網を張っていますけれどもその網を数年ごとに付け替えて石が落ちないような対策というのを今後続けていこうというそういう認識ではあります。幸野川橋梁の部分。

議長（熊谷博行君） ネットを張っているから氷柱が下がるのですよ。水抜きパイプというのがあってそれを吊るせばいいんですよ。上から水が入らないようにして。その工事を県道の上はしてのですよ。それを手前もすれば水も落ちないし剥落しているところは補修をすれば上のところも剥落しているところは補修したのですよ。前回。去年ではないないけど。今も通っていますよ下は。だって民家があるからあっちから行ったほうが上りやすい。あのバリケードはしていません。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 一旦持ち帰って検討します。

委員長（穴見まち子君） 98ページから下の99ページまで。

副委員長（児玉智博君） 交流多目的施設費についてちょっと聞きます。小国町図書室ですけれども会計年度任用職員の報酬が2名分上がっていますけどスタッフはこの2名だけでしょうか。また営業時間を教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 来年度予算につきましては、会計年度任用職員2名分の給料となっております。営業時間につきましては、本年度から日曜日を開館にしまして月曜日を休館としております。火曜日から日曜日まで6日間。開館時間は10時から18時までとなっております。お昼1時間、13時から14時まではお昼休み時間ということで一時休館しております。

教育委員会事務局長（久野由美君） 付け加えなのですけれども会計年度任用職員で図書室のほうを社会教育総務費で1人会計年度任用職員を挙げておりますがその1人も図書室のほうにも手伝っていただくような運営をしたいと思っております。休んだりするときの対応のために。

副委員長（児玉智博君） フルで入るわけではない。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい。

委員長（穴見まち子君） 町民センター費それから次に100。

3番（高村祝次君） 目の7坂本善三美術館費についてお尋ねいたします。コロナ前から現在入館数が増えましたか。コロナ前に戻りましたか。

文化振興係長（山下弘子君） お答えします。

コロナ前の令和元年度は1万5人の入館だったのですが、その後令和2年に3千714名に減りまして、その後1千人ずつぐらい増えてきている状況です。今年度は2月末現在で5千606人です。恐らく6千人ぐらいになると見込んでいます。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにありませんか。

副委員長（児玉智博君） 坂本善三美術館費ですがここは会計年度任用職員の事務職員が2人とあと地域おこし協力隊が1人予定されておりますが、スタッフ数は何名でしょうか。また営業時間を教えてください。

文化振興係長（山下弘子君） スタッフ数としましては、こちらに掲載しております3名と私の4名でやっております。開館時間は朝の9時から夕方の5時までで休館日は月曜日です。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 次に100ページから。

1番（江藤理一郎君） 100ページの坂本善三美術館費です。今回展示照明のLED改修工事というものが含まれて改修工事計画されておりますけれども、こちら改修に至る経緯とか理由について教えてください。

文化振興係長（山下弘子君） お答えします。

現在坂本善三美術館の展示棟は全て蛍光灯とスポットライトでやっておりますが、蛍光灯が水銀に関する水俣条約におきまして2027年までに輸出入や製造が禁止されることに決まっております。それに先駆けて各メーカーは製造を中止しております。現在は特殊なメーカー若しくは在庫が販売されている状況です。また蛍光管はまだ売られていますが機器自体はもう製造されておらずほとんど手に入れることができませんので、全てLEDに変えるというのは必ずやらないと継続できないというものです。

以上です。

1番（江藤理一郎君）ではこのLED改修工事については大体改修工事が1千900万円それから改修工事設計委託、工事監理委託含めると2千万円以上上ると思います。このくらい通常かかるようなものなのですか。内容に。

文化振興係長（山下弘子君）お答えします。

どうしても高額になってしまうんですけども現在蛍光灯が94本使われているのですがそれを取り替えるだけでもその機器代が大分かかるということ。あと美術館、博物館用で明るさの明るさの質というのがあるのですが、現実の色を正しく再現できる色の電球を選ぶ必要があるのですがそれをコンサルティングをして善三美術館の作品や空間に合うものを選んでいただいております。再現度の値をRHというのですがそのRHが95以上というのが美術館、博物館ではJIS規格で推奨されており、そのような機器は通常事務室などで使うものよりも必然的に高額になりますのでどうしてもこのような額になるものと思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君）1本当たり19万円ぐらい。100本変えるとですね。そのくらいかかるような算定になるかと思えます。今後この件については財源の措置というのはどういったものが含まれているのでしょうか。補助であったりとか何か。

文化振興係長（山下弘子君）補助については経済産業省や環境省などの補助金を調べましたが照明だけの改修に該当するものはなく、もしあったとしても例えば人感センサーが付いているものなど美術館の照明と合致しないものなので補助金として使えるものは該当がありませんでした。地方債を使ってやる予定にしております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）では次に行きます。次の教育費の101ページから。

6番（松崎俊一君）101ページ、保健体育です。総合型地域スポーツクラブ補助金。幾つのクラブというか種目ですか。そういうものがあって運営がどのようになっているのか。それからこれまでの形態から順調に移行しているのかその辺りをお聞かせください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君）総合型地域スポーツクラブ補助金の種目につきましては、7種目、卓球、バドミントンそれからバレーボール、野球、バスケットボール、トランポリン、

剣道を行っております。それから小学校の社会体育の運営も行っております。社会体育の種目については、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、屋外種目となっております。経営につきましては、実際の中身については指導者謝金が大きく占めるものでございますけれども、今のところ町民の方に参加いただきながら経営ができていないものではないかと思っております。

6番（松崎俊一君） スポーツクラブの指導者、教える側その辺りの人材とかメンバーであったり充実しているのか。その辺り教えてください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） なかなかこれはいろんな部門においても人材というのは足りなかったりするところですが、指導者につきましてはゆうあい倶楽部のほうで探していただいて今のところはこの種目が足りないとかいう話は聞いておりません。

委員長（穴見まち子君） ではいいですか。次に103ページ。

3番（高村祝次君） 給食センター費についてお尋ねしますが以前ジャージー牛乳を使っておりましたけれども今らくのう牛乳を使っています。経費としては幾らぐらい年間支払いが減りましたか。

学校教育係長（松本 恵君） 毎月学校昼食会のほうにお支払いしているのですが、牛乳だけの内訳というものを今資料として持ち合わせてないのでまた確認させていただきたいと思います。すみません、訂正します。価格のほうは今年度同じ価格で支払いをしてまいりました。

教育委員会事務局長（久野由美君） 単価につきましては以前のジャージー牛乳のときも農協さんのほうで御協力いただいております、らくのう牛乳と同じ価格で入れていただいております。そういったところから価格の変わりはありません。

副委員長（児玉智博君） 私もちょうと賄材料費について聞きます。来年度の米の納入単価を60キロ当たり幾らか教えてください。

学校教育係長（松本 恵君） 納入単価のほうはすみませんちょっと今手元の資料を持ち合わせてないので確認させていただきたいと思います。

委員長（穴見まち子君） 105ページの一つ。

副委員長（児玉智博君） 地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金についてです。大雨でもう被災してしまった熱田神社の再建支援事業費ということでありましたが、コミュニティ施設というけれども結局あそこは熱田神社なんで宗教施設になると思うのです。実際熊本地震で阿蘇神社が大変な被害を受けて楼門が造り直されておりますけれども恐らく公費は入っていないと思います。その神社本庁とかあるいは地域の方々あるいは参拝に来た人たちの義援金等々で再建したのだと思うのですが、この場合これは公費が投入されることについて政教分離の観点からはどのようにお考えなのか御説明ください。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 議員のおっしゃるとおり宗教に関するものについては分離

というところだという話がございます。ただこの補助金の名前にありますとおり地域コミュニティ施設ということになって支援対象に条件がございます。四つございまして、一つが、市町村区内に存在していること。それから専ら地域（集落）の住民が利用する施設であること。それから3番目、同じく専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理をしている。それから最後に4番目として、当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に使われている施設であるという条件がございます。

副委員長（児玉智博君） 四つ挙げられた理由の中に「専ら地域（集落）の人が利用する」というふうに言われました。専らということは専門の専だから専用。要するに地域の人専用ということになります。ということは例えば観光客の人たちが来て参拝するというふうになれば専ら地域の人が利用するものではなくとも思うのですが、その辺の検討はされていますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 一般の方が参拝するしなは宗教の自由というかそういったところがありますので地域の方が年間大体4回のお祭りごとというかそういった掃除とかそういった行事を行っている施設でありますので、地域コミュニティ施設として町が認定した施設であればこの補助対象になるということでもありますので町のほうで認定したところでもあります。

副委員長（児玉智博君） だから町が認定したのでしょうかけれどもただちょっと来て参拝するぐらいはそれは利用ではないんだというふうに解釈をされて認定をされたということでしょうか。参拝するとお賽銭なんかちょっと投げて行くかもしれません、それでその収入になるわけですがそれは利用ではないということですね。要はいわゆるお祭りというような祭典とまでは言えないと。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 管理上は地元がされているわけで崇拝するしなについてそこはもうどこのそういった集落が管理している神社、祠等でもありうるのではないかと思いますので、そこを区分してしまうともうこういったせつかくの補助事業があるものは使えないこととなりますのでそういったところは認めていいのではないかなという私は個人的には思っています。

副委員長（児玉智博君） すみません、もうちょっと3回超えています。ちょっと今のが分かりにくかったです。崇拝するのは自由。それは宗教の自由があるからです。そこら辺のお地蔵さんでも祠でもちょっと通った人がお地蔵さんがあるなと思って手を合わせるのそれは自由ですよ。宗教施設ですから自由です。その人の信教と合致すればそういうこともあるでしょう。だけどそれは宗教施設ということは要はお地蔵さんを作るのは政府とか地方自治体ではないわけですから。要するに政教分離があるからこの1千万円の公費が投入されることの妥当性を説いているわけです。今の答弁だとちょっと何かこうすっきりしないんですけれども。それは祠とかもそうだからそれは祠とかもそうだからというふうに言ってしまうとそれは宗教施設だということを認めているような感じになるし、その辺をもうちょっと整理して説明いただけますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 一般の方が参る参らないとか参拝するしないはそういった条件になく地域で維持管理をしている。それからお祭りごとや行事辺りをもう地元で行って管理しているというところがこのコミュニティ施設として該当しますのでそこで認定しているところでございます。

委員長（穴見まち子君） いいでしょうか。

それでは、予算の歳出が終わりますけど質疑漏れ等ございませんか。

3番（高村祝次君） 42ページの負担金補助及び交付金のところで結婚新生活支援事業補助金90万円とありますけれども、この交付目的を見ると生活支援事業で新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費、住宅賃借費用、引越費用等の補助するというので書いてありますけれども、これは要するに自宅にいる人たちは出ないということでしょうか。この補助金の項目を見れば事業対象者。家から一步出ないとこのお金出ませんという事業ですか。これは私はおかしいと思います。結婚した人には皆んなあげるといような事業ではないと自宅があって自宅に住んでいる人にはあげませんということではないかなと思うのです。私の考えとしてはやはり若い人は結婚したら我が家におきたい。今小国の流行は若い人は町に住まわせて通勤農業していく家庭がたくさんございますけれども、ではなくて私の考えはやはり年寄りのほうが病院に近いところに出てそして若い人は家に残したいという私の考えですので全く逆な思いですのでお尋ねをするわけです。おかしい。

町民課審議員（田邊国昭君） 結婚新生活支援事業ということで議員がおっしゃるようにその意見も分かるのですが、これ結婚してその名のおりなんですけど新しい生活を行おうという人への支援なんですけど。結婚して別に費用がかかる場合の支援ということですので例えばということで引っ越して引っ越し費用とかもありますけど自宅を改修するとか2世帯にしようとかいうときの改修に対しても費用が負担されるということですので、家にそのまま住むという新婚のかたちではちょっとこの補助金が使えないというかたちになっております。そしてその2分の1は県からの補助が付くかたちで行います。

3番（高村祝次君） 小国町で結婚する人は出て行く人も家に残る人もやっぱり平等に扱わないとこういうような補助金は非常に私おかしいと思います。今後改めて考え直してください。それが対象になるように今後は考えてください。

町民課審議員（田邊国昭君） この事業そのものが国が進めている少子化対策でもありますので補助金の大本は国で定めて県も概要をまとめている事業にのっとったかたちですので、今のところはまだこのかたちで新生活を迎えるに費用が必要な場合にということでの支援の補助というかたちになっております。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑漏れはないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） それでは歳入に入ります。14ページからです。

副委員長（児玉智博君） 保育料負担金と副食費負担金ですが、これはそれぞれ何名分を予算に上げられているのでしょうか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 保育料につきましては、徴収対象者が29名です。副食費につきましては、73名となっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） いいですか。どうでしょうか。次に15ページ。被災者支援住宅使用料からずっとです。

副委員長（児玉智博君） 16ページの学校教職員住宅使用料ですが52万8千円。これは何世帯分、何部屋分の予算でしょうか。来年度はどこかの教職員住宅が利用されるのですか。

学校教育係長（松本 恵君） 令和4年度の予算の内訳として説明いたします。この学校教職員住宅は宮原の広瀬住宅そして関田住宅の2か所の住宅が該当します。広瀬住宅が戸数は4戸あります。そして関田住宅も4戸あります。合計8戸分が対象になるのですけれども現在広瀬住宅のほうがちょっと設備のほうとかの故障とかがあっけていて関田住宅4戸のみを優先的に受け入れるようにしております。令和6年度の予算52万8千円もこの関田住宅4戸、1万1千円の12か月分、4戸分として計上しています。来年度の見込みはこれから学校の教職員の人事異動の発表がありましてからまた増減のほうがありますが、今年度の実績としては4校中今4戸入居されています。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 先生方が全部で何人いるか分かりませんが、4人しか利用されていないわけですね教職員住宅は。通勤されている人もいればどこか自分でアパートをお借りになって住まわれている方もいるかと思えます。それで教職員住宅というところも置いてあるかと思うのですがこれが本当に必要なのかなという気もします。実際もう通勤したりとかされている人のほうが多いわけですから。民間のアパートを借りても住宅の補助を県がしっかりされるのでそこはもう県費でお願いしたほうがいいのではないかと思うのです。というのがもう余りに老朽化して御世辞にもきれいとは言えない上に夏場になればもう草もう伸び放題になってなかなか先生方も忙しいからその辺の草刈りの管理も行き届いていないのではないかと思うのです。帯田住宅みたいに一般の人でも入居してもらったほうがきれいに住まわれるのではないかと思うのですが、今後検討する予定はありませんか。

学校教育係長（松本 恵君） 先ほど広瀬住宅のほうは今故障が出ているため入居のほうを関田のほうを優先的にしていると申し上げたのですけれども、一応内部のほうで将来的にといいますかその広瀬住宅をまた活用するのとかかそういったことをちょっと内々で話したこともございます。先生方は住居の場所はもう自由に選択されていますので現状今4戸ある中で町の教職員住宅を希

望される方は入居されていますし、自治体の民間のアパートに住んで小国町内に住んでいる先生もいらっしゃいます。あと草刈りのお話が先ほど出ましたけれども草刈りのことで説明させていただきますと基本的に町の職員のほうでやっています、教育委員会事務局の職員ですることあれば今年度に至っては総務課管財係のほうにお願いをしまして町有地と一緒にしてもらおうところで草刈りに関しましては直接先生の御負担というのはほとんどないのかなというふうに思っています。それ以外の軽微な入居上の管理というのは契約書の中でしていただくようにうたっていますのでそのようなお願いをしながら住んでいただいているような状況です。

以上です。

委員長（穴見まち子君） では暫時休憩といたします。15分からお願いします。

（午後3時02分）

委員長（穴見まち子君） それでは、始めたいと思います。少し早いですけれど。

（午後3時13分）

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 児玉議員からの質問にありました奨学金基金の残高につきまして令和4年度の末残高というところで2千722万9千円633円の残高となっております。

副委員長（児玉智博君） それは現在まだ貸付け中のお金ですね。まだ戻ってきてないお金もその中には含まれますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 貸付けている部分についてはこの基金には含まれておりません。プラスそうですね200万円ぐらいが全体の奨学金の残高になるかと思います。

委員長（穴見まち子君） それでは17ページから先。

学校教育係長（松本 恵君） 私からも先ほど児玉議員から御質問がありました歳出103ページの学校給食センター賄材料費のお米の単価のほうについてお答えさせていただきます。今学校給食会から毎月10キログラム単位で発注をしております10キログラム単価が税抜2千449円です。税込みになりますと2千645円というふうになります。60キロの場合が税込みで1万5千870円という単価で現在注文をしています。

以上です。

副委員長（児玉智博君） はい。わりかし安いなとは思いますが。60キロで1万5千870円。ただこれ来年度という今年度去年の秋に収穫された米だと思います。条件は特別栽培米ではないというふうに以前聞いていますので普通栽培、一般の一等米が条件だということでしたので。これ学校給食会を通じているけれども要は農協に農家が供出したお米になります。一般米の一等米の価格は1万1千880円でした。その差額は学校給食会が取っている分もあれば農協が上乘せしている部分もあると思いますが、およそ4千円農家の人たちよりも高いわけです。これ考え方で私は牛乳もそうですけどこういう公共調達部分はなるべく町内にお金が落ちたほうが経済的にいいわけです。農協の場合は一応小国郷のお米というふうになりますので実際何割対何割で南

小国町と小国町の米が混ざっているか分かりません。1万5千847円学校給食会に払ってもそれがそのまま小国に幾ら落ちるのかというのも未知数なわけです。ですから私は1万5千847円米を買うならこれは農家から直接買ったほうが間違いなくこれはもう小国町内にお金が落ちると思うのですけれども、その辺の検討は保育園の賄材料はもう直接農家から仕入れられていますので学校でもできなくはないと思うのですが、その辺のお考えはないでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） お米はもう児玉議員御認識のとおり学校給食会の契約の中で納入してもらってまして、実際小国郷のアキゲシキ一等米というところで調達しています。ほかの賄材料費につきまして例えば野菜とか肉そういったところはもう小国町内の業者さんと賄納入契約というのを毎回交わしていますので、調達できるものは町内の業者様から入れるというような昔も今も変わらず行っています。ただ例えばお米とかと言いますとやはり安定して学校給食が継続できるように納入しなければいけないという責務もあると思いますのでそういうところも加味して一律全ての品物が町内業者であるべきかというのはまた検討しなくてはいけないと思いますが、恐らく安定供給をするという観点からは学校給食会のほうからお米のほうは納入しているのではないかなというふうに担当としては思っています。

副委員長（児玉智博君） 例えばこれ例を挙げると弁当を持って来ている陽なたぼっこ。あそこは社協が自分で農福連携で自分方で米を作ってから弁当なんかにとかレストランで提供しています。社協にできて町にできないんだろかと思えます。直接農家ではなくても「もう南小国町の米を混ぜないでくれ」と言って精米所があるではないですか何軒か町内。精米所と話をされたことはありますか。

学校教育係長（松本 恵君） 私が担当でいるこの2年3年ほどの間ではそういったことの話し合いとかはしていません。あと私も個人的に分からない部分が小国町の米だけを小国町学校給食センターのために納入できるかというのも確認をしたことがないので、検討するのであれば例えばJA小国郷さんそういうことができるのかというのも検討しないといけないと思えますし、あとは悠愛さんの供給食数と学校給食の日々の食数の違いというのもちょっと確認はしたことはありませんので、まず第一には学校給食が止めてはならないというのもありますのでそういった観点からもいろいろ検討をしなくてはいけないというふうに思います。

委員長（穴見まち子君） 次に17ページ、18、19ページの下段までありますか。

20ページ、21、22ページ、23ページ、24、25、26ページ。

副委員長（児玉智博君） 学校給食収入を聞きたいと思えます。物価高騰で給食費が賄材料費も大変上がっていると思えます。さっきもテレビで油が高いというようなのを言っていました。食用油。給食費の単価に反映させるようなそういう必要はあるような状況でしょうか。ないでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） 学校給食費の賄材料費はやはり物価高騰の影響をまともに受けてまして、やはり今回の令和6年度歳出予算で計上していますとおりの町の持ち出し分

を投入しないと今の単価ではなかなか厳しいというのが現状です。ただ学校給食運営の委員会などでも今年度も開催しているのですけれども、単価を上げるというような検討もあるかと思うのですけれども小国町の場合はこの歳出予算のほうの賄材料費で補助をするではないのですけれどもそちらのほうで工面をして単価のほうは変えずに徴収しようというところで今のところはいく予定としています。

副委員長（児玉智博君） 事実上そうやってもう賄材料費もそういう保護者負担だけで賄っていないような状況があるのだとすればちょっと以前はコロナ禍が始まって何年かは国の交付金で差額分を賄ったりもできたと思うのですけれどもそれももうされてないと思うのです。であればこれももう無償化してしまってもいいのではないかと思うのですが。義務教育は無償というのがあって町の教育委員会としても給食は教育の一環であるという認識もお持ちです。これはもう全額無償化する検討はされていないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。無償化の検討はしておりません。

副委員長（児玉智博君） 給食は学校教育の一環ということですよ。それを教育長の頭を飛び越えて町長が答弁すること自体がもうちょっと何かこう越権行為というかもうちょっとこう節度のある何か対応ができないのかなと思うのです。教育委員会としてその必要性を考えてやろうというふうになったら要は財政部局、町長部局と折衝するのが順番ではないですか。あなたが「してません」と言ってしまうとその検討すら抑えることになるではないですか。その認識はあるのですかもうちょっと大人になりましょうよ。

町長（渡邊誠次君） 私が思うのには給食費は今までどおりこれまでどおり皆さん方もそうでしたであろうと思いますが保護者が負担すべきであるというふうな考え方で私は思っております。でするのでその部分では検討はしていないと。様々今まで話はもちろんありました。それが検討といえれば検討なのかもしれませんが私のほうが検討はするべきではないというふうに思っておりますのでそういうふうにお答えをいたしました。でもこれまでどおり国からの財源があったりとか特定の財源がもちろんあれば子供たちのためにしっかりその部分では行っていきたいなど。それは今までどおりの答弁と変わらないというふうに思います。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 今同じように確認を日頃からしているところです。私自身も教育委員会自身でも無償化というのは現在現状ではないと。町の大きな方向性。前も言いましたけど十分な検討が必要。そして財源が確保できれば前から言いますように僕もすばらしいことだと思いますし恒久的に一般財源で児童生徒の給食を無償化するのは難しいという状況であると考えています。コロナとか物価高騰で給食が非常に大事だというのは今言われています。ただ現在の給食の無償化の取組は先ほど言われました学校教育の無償化というところではなくて子育て支援と保護者の方々の支援策としての側面が強いというような気がします。近隣の町でも給食費の補助をすると。

僕ら説明があったのは子育て支援の一環としてうちはやりたいというようなですね。ですから児童福祉の分野でとかいうようなところで出てきて。ですからこれが各自治体の格差を生み出すのは非常におかしいとですね。全国的にあるのであれば国が責任を果たして全国レベルの給食提供の義務とか無償化義務を整えていって地域間格差をもたらさないということが非常に大事ではないかなと。無償化をしたことによってと弊害があっているというところですね。まず財源確保が難しい。そして給食の質が落ちたとか生のフルーツも付けられなくなったというような事実もございます。もう一つ言うならば青森県が2月20日初めて給食を無償化にすると県全体で。でもそれも子育て費用を無償化に向けた市町村交付金というのを。子育てに関することを無償化にすると。その中の一つの一番最初の事業として給食のということで取り組んでいるというような事例もありますし、一般財源でと今言うところは今のところは考えていないというのが答えであると。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 子育て支援の側面が強いとかそういうのがそれはもうそこそこの考え方ですね。それは実施した人がいう話であって実施していない人間がよそが無償化した理由がどうこう言う資格もないというふうに思うのですが。そもそも論として義務教育はこれを無償とするというふうになっています。それに反対なんですか。私が以前一般質問で聞いて「学校給食は教育の一環ですか」と聞いたときに教育長は即答できなかつたけどその後いろいろこう読んで「教育委員会としては教育の一環だと思っています」というふうに明言したではないですか。それを撤回されるのですか。それとも。だからそれをそういう認識があつて無償化するのであればそれはもう義務教育無償化だという理由になるのではないかと思うのですけれども、それは確かにそれをしたら保護者が助かるから子育て支援というふうに見る人もいるかもしれないですけど、その辺をちょっと最後に答弁いただければと思います。

教育長（村上悦郎君） 給食は教育活動の一環である。それと今の義務教育無償化に反対ですかということは僕は全くつながらないのではないかと思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） もう3回ですね。

副委員長（児玉智博君） ちょっと答えてないではないですか。では義務教育無償化にはもちろん賛成だし学校給食は教育の一環であるというのは今も変わってないということで最後に確認してよろしいですね。

教育長（村上悦郎君） 結構でございます。

委員長（穴見まち子君） 一般会計の予算の歳入が終了いたしました。質疑漏れはないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

まず反対する大きな理由は人権関連の予算であります。部落解放同盟小国支部への補助金150万円がいまだに温存されております。しかしこの特定の運動団体に補助金を支出し続けてもこの人権政策というのはなかなかこれは発展していかないのではないかというふうに思います。もうちょっと生きた予算としてこの今の社会の価値観が急速に変わっていく中で、それに小国町のそういう人権意識が遅れていかないようなそういう機敏な人権政策というのが求められているのではないかと思います。

加えて隣保館の職員数そのほか小国町図書室や美術館の職員の状況を聞きましたが、正職員が2人そして会計年度任用職員が3人というのはやはりちょっとこれはバランスとしていかがでしょうか。小国町図書室は通常2名ですがその中の会計年度任用職員がお休みしたりする場合はほかの費目で雇われている職員がヘルプに入るようなかたちで回しているし正職員はそこに配置されていないわけです。美術館でさえ正職員は1名であります。そのバランスを考えてもう本当にあそこに正職員が2名もいるのかというのは全体の職員人事として検討されるべきではないかと思えます。

最後に寄宿舎の改修費用1億500万円が計上されておりますが、私はその工事を実施するにはまだまだ検討の余地があるのではないかと思います。子育て世代が将来的に本当にその寄宿舎が必要だというふうに思っているのか。それとも中学生のスクールバスの下校の利用もできるような環境のほうを望んでいらっしゃるのかもしれないし、また寄宿舎を存続させるにしても本当にあれだけの規模のものを維持していく必要があるのかといったそういう多面的な町民的な議論が必要だと思います。工事費を計上するのは時期尚早であるという立場から本委員会に付託されました一般会計の費用について反対であります。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は可決すべきとされました。

次に議案第16号、議案第17号、議案第18号については一括して議題といたします。

執行部による説明があればお願いいたします。なお、7日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料などがあればお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） それでは、町民課のほうで三つの特別会計予算を所管しておりますので今言われたように先般の本会議におきまして各特別会計予算の概略説明をさせていただいております。本日は各特別会計の予算総額についてのみ報告して説明にかえさせていただきます。

始めに国民健康保険特別会計の予算です。

特別会計予算書2ページ、3ページをお願いいたします。国民健康保険につきましては平成30年度から財政運営の主体が熊本県に移管され現在の予算の形式となっております。

2ページから4ページにありますように歳入歳出予算の総額、11億2千492万2千円でございます。対前年比で2千806万1千円、約2.56%の増額となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算です。

予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。令和6年度につきましては、第9期の介護保険事業計画における初年度の予算となっております。歳入歳出予算の総額は、11億821万5千円でございます。対前年比で8千643万2千円、約7.2%の増額となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算です。

予算書の44ページ、45ページをお願いいたします。後期高齢者医療は75歳以上の方が対象となる医療保険制度となりますが、主に町が徴収した保険料及び軽減分の繰入金を歳入としまして保険者となる熊本県広域連合へ納入することが会計の基本的なかたちとなっております。歳入歳出予算の総額は、1億5千571万5千円でございます。対前年度比で1千655万8千円、11.9%の増となっております。

町民課が所管します各特別会計予算の説明は以上でございます。なお、町民課資料（3）において各特別会計予算の被保険者数等の資料を用意しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。御審議方よろしくお願いいたします。

委員長（穴見まち子君） これより、議案第16号から議案第18号について質疑に入ります。

副委員長（児玉智博君） この町民課資料（3）が分かりやすいのでこれで。まず国民健康保険の被保険者数が人数で1千810人マイナス154人。世帯が1千155人、マイナス73世帯というのが令和6年1月末の状況ということであります。そこで確認なのですが保険料の軽減対象となる低所得者数はどうなるのかまず御説明をお願いします。併せてその財政支援が国県から幾らきているのか。予算書で説明をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） すみません。少し時間をください。

委員長（穴見まち子君） 暫時休憩といたします。

（午後 3 時 4 1 分）

委員長（穴見まち子君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後 3 時 5 0 分）

町民課長（宮崎智幸君） お待たせしました。申し訳ございません。

保険料の軽減につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減とありまして、7割軽減の被保険者数が511名、5割軽減の被保険者数が303名、2割軽減の被保険者数が280名となっております。この軽減分につきましては、予算書の9ページの款繰入金、項1一般会計繰入金、目一般会計繰入金の中の保険基盤安定繰入金というかたちで4千900万円計上しておりますが、この部分で国のほうから支援が行われます。

以上でございます。

副委員長（児玉智博君） これの4千900万円が全額軽減分ということによろしいですか。

町民課長（宮崎智幸君） はい。そういうことになります。

副委員長（児玉智博君） 1千810人のうちこれ全部足すと1千100人以上が軽減を受けているということでもかなり低所得者が多いかというふうに思います。被保険者の年齢構成はどうなるのでしょうか。ある程度10歳刻みぐらいでいいんですけど。

町民課長（宮崎智幸君） 今の人数の年齢構成まではちょっと。

健康支援係長（後藤 藍君） 今現在の国民健康保険の被保険者の年齢構成になりますが、5歳刻みでいいですか。被保険者。

町民課長（宮崎智幸君） 被保険者によろしいですか。

副委員長（児玉智博君） はい。この被保険者。

町民課長（宮崎智幸君） 軽減ではなくて。

副委員長（児玉智博君） 軽減ではなくて全体で。

健康支援係長（後藤 藍君） 全体で大丈夫でしょうか。5歳刻みでお伝えしたいと思います。ゼロから4歳までが43名、5歳から9歳までが45名、10歳から14歳までが36名、15歳から19歳までが54名、20歳から24歳が59名、25歳から29歳が41名、30歳から34歳が38名、35歳から39歳が72名、40歳から44歳が67名、45歳から49歳が88名、50歳から54歳が96名、55歳から59歳が118名、60歳から64歳が161名、65歳から69歳が339名、70歳から74歳までが525名で平均年齢としては54.7歳となっております。全体で1千782名です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） すみません。ちょっと聞き逃してしまった部分がありまして、15歳から19歳が何人。

健康支援係長（後藤 藍君） 54人。

副委員長（児玉智博君） 54人。

20歳から24歳何人でしたか。

健康支援係長（後藤 藍君） 59名です。

副委員長（児玉智博君） はい、ありがとうございました。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） それでは、次に介護保険特別会計予算についての質疑はございませんか。

副委員長（児玉智博君） この介護保険の2割負担の方が今何人いらっしゃるでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） すみません、正確な数字持ち合わせていないのですが30名から40名程度だったというふうに認識しております。

副委員長（児玉智博君） では3割負担という人はいますか。

町民課長（宮崎智幸君） 3割負担は確かいなかったというふうに思います。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 次に、後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありますか。

副委員長（児玉智博君） 来年度からの保険料率はどのようになっているのでしょうか。また1人当たりの保険料であったりとか大体どれぐらいの人が負担が増えるかなどお願いを御報告ください。

健康支援係長（後藤 藍君） はい、お答えします。

来年度令和6年度の保険料率についてですが、均等割額のほうが被保険者1人当たり5万8千円、所得割額のほうが所得割に対して10.98%となっております。年間の保険料額については限度額が80万円というところになります。年間の保険料の部分についてですが一番料金が安い方で1万6千200円から大体1万7千400円ぐらいの金額に変わる予定と思われま

副委員長（児玉智博君） 1万6千200円の方がどうなるのですか。

健康支援係長（後藤 藍君） 1万7千400円。

副委員長（児玉智博君） 1万7千400円。

それで後期高齢者医療の自己負担割合がそれぞれ1割の人が何人とか2割が何人とかいうのを教えてください。

健康支援係長（後藤 藍君） 自己負担の区分についてですが、1割負担の方が1千383人、2割の方が139人、3割の方が63人の予定です。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 最後に、それぞれの特別会計において質疑漏れはないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず初めに、議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

まずこの国民健康保険のみにある均等割は子供からも保険料を徴収し子供が増えるごとに負担が重くなっております。子供にかかる人頭税となっている均等割はこれはもう廃止するべきであると主張したいと思います。また、高過ぎる国民健康保険税の問題についてもやはりこの均等割という部分にあるのは間違いございません。まず未成年の均等割を廃止していずれは後期高齢者医療保険料などあるいは被用者保険などと同じような保険税体系にしていくべきでありますから反対といたします。

委員長（穴見まち子君） 次に、議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について反対の立場から討論を行います。

まず今回国の改定で介護老人保健施設等の一部に対して多床室料月額8千円相当の有料負担ということが決められました。ただでさえ国民あるいは高齢者の暮らしが厳しくなっていく中で介護保険料も2000年に作られて当時からどんどん高くなっています。小国町は次年度低所得者を中心に介護保険料の引下げとなっておりますが、しかしこの制度が設立された当初よりもかなり高い状況となっております。加えて自己負担割合も2割負担なども持ち込まれてそういう利用するときの負担も重くなっていっているという非常に大変な矛盾した状況になっていっているのではないのでしょうか。この制度そのものに問題がありますので、この会計についても反対とするものであります。

委員長（穴見まち子君） 続いて、議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についても反対をいたします。

先ほど御説明がありましたとおり来年度からこの医療保険については引上げの改定がなされております。先ほど低い方でも1万6千200円だったのが1万7千400円と1千200円引上げとなっております。年金から天引きされる保険料でありますけれども年金は実質物価高騰に追

いついていないから実質目減りをしているような状況です。そうした中でこの保険料が引上げられるということはこれはもう大変生活に影響が大きいと思います。ですからこの会計についても反対するものであります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は可決すべきとされました。

議案第17号、令和6年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は可決すべきとされました。

議案第18号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和6年度第1回文教厚生常任委員会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 異議なしと認めます。

以上で、令和6年度第1回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後4時08分）

令和6年

第1回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 6 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 6 年 3 月 14 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 後 2 時 41 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	高 村 祝 次 松 本 明 雄 杉 本 い よ 児 玉 智 博 熊 谷 和 昭 久 野 達 也 熊 谷 博 行
事 務 局 職 員	橋 本 弘 二 中 島 こ ず 恵
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	議 案 第 15 号 令 和 6 年 度 小 国 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 19 号 令 和 6 年 度 小 国 町 水 道 事 業 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 20 号 令 和 6 年 度 小 国 町 簡 易 水 道 事 業 会 計 予 算 に つ い て 議 案 第 21 号 令 和 6 年 度 小 国 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 6 年 度 の 小 国 町 一 般 会 計、小 国 町 水 道 事 業 会 計、小 国 町 簡 易 水 道 事 業 会 計、小 国 町 下 水 道 事 業 会 計 の 各 予 算 に つ い て、各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 い な い こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。
産 業 常 任 委 員 長

令和6年第1回産業常任委員会 座席表

令和6年3月14日(木) 午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こず恵)

坂田 農業委員会係長 (坂田 尚昭)	竹崎 農政係長 (竹崎 祐貴)	新家 商工観光係長 (新家龍太郎)	空席	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)	空席
--------------------------	-----------------------	-------------------------	----	-------------------------	----

長谷部 産業課課長補佐 兼林政係長 (長谷部 公博)	長 情報課課長補佐 (長 廣行)	波多野 情報係長 (波多野 優)	北里 柴三郎PJT係長 (北里 沙耶花)	宇都宮 上下水道係長 (宇都宮 愛子)	大蔵 農林土木係長 (大蔵 将充)
-------------------------------------	------------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------

穴井 産業課長 (穴井 徹)	中島 情報課長 (中島 高宏)	渡邊町長 (渡邊 誠次)		小野 建設課課長 (小野 昌伸)	長田 建設課審議員 (長田 茂美)
----------------------	-----------------------	-----------------	--	------------------------	-------------------------

委員
杉本 いよ

委員
久野 達也

委員 児玉 智博	議長 熊谷 博行	委員長 高村 祝次	副委員長 松本 明雄	委員 熊谷 和昭
-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

議会事務局長
(橋本 弘二)

議事の経過 (r. 6. 3. 14)

委員長（高村祝次君） おはようございます。

本日は、産業常任委員会でございます。

外輪山のほうも野焼きが終わり、小国郷におかれても野焼きをしているところは終わったかと思えますけれども、朝夕それぞれ気温が下がる日がありまして昨日は高いところでは雪が降っていたというようなことで、昨日は5時前頃ですかね田原のほうで事故があったということで非常に場所も分からないようで警察のほうは探すのに大変だったかと思えます。非常に突然の事故でございましたけれども亡くなられた方がいるということでお悔やみを申し上げたいと思えます。

それでは、本日は一番私が思う第一次産業あるいは情報課、建設課で小国の今後の発展を担っているところではないかなと思っております。

それでは、ただいまから開会いたします。なお、本日は議長にも出席いただいておりますけど、まず、渡邊町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和6年第1回産業常任委員会ということで御多用の中にかかわりませず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今、委員長の御挨拶にありましたように非常に大事な案件も含まれていると私も思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。また、本日は担当として建設課、産業課、情報課ということでございますので御審議の方よろしくお願ひいたします。お世話になります。

委員長（高村祝次君） ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月7日の本会議で本委員会に付託されました、議案第15号 令和6年度小国町一般会計予算について、議案第19号 令和6年度小国町水道事業会計予算について、議案第20号 令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について、議案第21号 令和6年度小国町下水道事業会計予算についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第15号について説明を求めたいと思ひますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願ひいたします。併せて、資料があれば配付をお願ひいたします。説明をお願ひ

いたします。着座のままでお願いいたします。それでは情報課、産業課、建設課の順にお願いいたします。

情報課長（中島高宏君） おはようございます。

情報課所管の令和6年度一般会計予算状況につきまして、一般会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。まず全体概要でございますが情報課所管の予算額としまして、歳出総額3億570万5千円を計上させていただいております。予算総額に占める割合は5.2%ということになっております。

それでは、ページを追って主な概要を歳出から説明させていただきます。

予算書31ページをお願いします。31ページ下段から32ページ上段までが目2文書広報費です。この目は広報おぐにそれからホームページに関する歳出予算となっております。

続きまして、38ページになります。38ページ中段、目9防災情報施設費になります。この目は屋外情報システムの設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出となっております。主なものとしては、委託料でコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料875万7千円、工事請負費でエフエム放送機器更改工事365万円、防災行政無線システム整備工事2千800万円を計上しております。

次に41ページ中段から42ページ上段でございます。目13地域情報基盤管理運営費でございます。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出となっております。主なものとしては、委託料の中で施設・設備保守点検業務委託料1千832万円、地域情報基盤代行業務委託料297万円、おぐにチャンネル番組制作委託料1千121万2千円、映像系センター設備保守業務委託料739万8千円となっております。また、工事請負費で小国町映像センター設備機器更改工事について3千万円を計上させていただいております。

次にページ飛びまして、74ページになります。74ページ中段、款6商工費、目1商工総務費です。この目では職員2名分の人件費を計上させていただいております。

同じく74ページ中段から75ページ中段までが目2商工振興費です。この目は商工業の振興に関する歳出でございます。主なものは、負担金補助及び交付金で商工振興事業補助金420万円は小国町商工会へ補助しまして商工業の振興を行うものです。また、ふるさとの祭り補助金を370万円計上させていただいております。

次に75ページ中段から77ページ中段までが目3観光費です。この目は観光団体の支援、観光施設の維持管理に関する歳出となっております。主なものとしましては、報酬として地域おこし協力隊5名分の報酬1千380万円計上しています。また委託料の中で鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料873万円、小国町観光パンフレット作成業務委託料350万円、観光情報集約（発信）業務委託料330万円を計上しております。また負担金補助及び交付金の中で小国町観光協会補助金2千994万6千円、地域おこし企業人負担金650万円またソフトバンクホークスパート

ナーズ負担金300万円として福岡ペイペイドーム等でPR活動を行うための負担金を計上しております。

次に78ページ、目5北里柴三郎博士顕彰費です。この目は新紙幣発行に伴う柴三郎博士の顕彰活動事業に関する歳出となっております。主なものは、委託料でPRCM作成業務委託料1千260万円、新札発行記念事業業務委託料300万円、北里柴三郎博士フラッグ等作成・設置業務委託料600万円です。これらの委託事業につきましては、地方創生推進交付金事業として2分の1の国庫補助を受けて行うものでございます。また負担金補助及び交付金の中では新千円札発行記念事業補助金300万円を計上しております。これについては商工会が実施する記念イベントに補助するものでございます。

以上が、歳出の主な概要を説明させていただきました。

続きまして、歳入について主なものについて説明させていただきます。

ページ戻りまして15ページになります。15ページ款13使用料及び手数料、目1総務使用料の中で光ファイバー使用料（現年度分）4千66万9千円を見込んでおります。

同じく15ページ下段のほうにあります。目4商工使用料の中で鍋ヶ滝公園入園料4千500万円。これについては入園者15万人の入園者を見込んで計上しております。

次に18ページ、中段款14国庫支出金、目4商工費国庫補助金で高付加価値化事業補助金148万5千円です。

続きまして、21ページ中段、款15県支出金、目7災害復旧費県補助金の中で熊本地震復興観光拠点整備等推進事業交付金165万円が情報課所管となっております。

次に、26ページお願いします。上段のほうになります。款20諸収入の目1雑入の中でIRU利用収入815万円。それから同じく雑入の中で光ファイバー引込工事費収入102万3千円が情報課所管となっております。

以上が、情報課の主な収入となっております。なお、工事請負費、委託料、補助金、負担金につきましては、予算資料情報課資料（1）で各内容を説明しておりますので御確認をお願いいたします。

以上で、情報課所管の歳入歳出につきましての説明を終わらせていただきます。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、産業課所管の令和6年度予算概要を説明させていただきます。

始めに歳出のほうから説明いたします。

一般会計予算書5ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳出をお願いいたします。款の5農林水産業費のうち2億8千139万8千円です。

続いて主要なものを説明させていただきます。

ページ64ページをお願いいたします。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員

会費です。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々の活動に関する費用です。

続いて、66ページをお願いいたします。目の3農業振興費。主なものは、各種個人、団体への補助金や負担金となっております。

続いて、67ページ中段です。目の5中山間地域等直接支払推進事業費。主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業補助金となっております。

同じく67ページ下段から目の6畜産業費です。主なものは、畜産業に関する事業補助金となっております。

68ページ中段をお願いいたします。目の7担い手育成推進事業費。主なものは、新規就農者に対する支援資金などとなっております。

続いて、70ページ中段をお願いいたします。目の13多面的機能支払費。主なものは、多面的機能支払交付金となっております。

同じく70ページ下段から目の14循環型農業推進費。小国堆肥の製造費などです。

続いて、71ページをお願いいたします。項の2林業費、目の1林業総務費。主なものは、有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金となっております。

続いて、72ページをお願いいたします。目の2林業振興費。主なものは、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金ほか事業補助金となっております。

以上が、歳出に係る概要となっております。

総務課資料(6)予算概要説明、産業課資料(1)に委託料、補助金、負担金に関する詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を説明いたします。

ページ戻っていただいて2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入です。款の2地方譲与税から款の20諸収入までのうち1億5千154万2千円となっております。

主要なものを説明させていただきます。

12ページ中段、款の2地方譲与税、項の3森林環境譲与税、目の1森林環境譲与税です。

続いて、20ページ下段をお願いいたします。款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金と節の2林業費補助金です。

続きまして、23ページ上段、款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2その他財産運用収入などとなっております。

以上簡単ですが、産業課所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

建設課長(小野昌伸君) おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

建設課、私のほうは、歳入からお願いしたいと思います。

予算ページが2ページになります。よろしくお願い申し上げます。それから先にお配りいたして

おります建設課資料（４）令和６年度予算資料建設課所管というのを歳出時に併せて見ていただくとありがたいと思っております。

建設課に属しますのは３ページからになります。よろしくお願ひいたします。

まず１２の分担金及び負担金のうち４２万円。これは林道舗装工事の分担金になります。

１３使用料及び手数料のうち使用料５千１９５万７千円です。これは住宅使用料と道路占用料等になります。

１４国庫支出金のうち国庫負担金１億８千３９万８千円。これは公共災、過年災、繰越した分の３９件に当たります。国庫補助金１億７千８６万円。これは社会資本整備総合交付金のうち道路橋りょう点検、トンネル点検、道路改良工事、公営住宅解体、住宅耐震化分が入っております。

１５県支出金のうち県補助金７５６万５千円。これはブロック塀の耐震化５万円、住宅耐震化１１８万２千円、被災宅地災害復旧支援事業補助金６３３万４千円になっております。県委託金２００万４千円はこれ県河川の清掃費になります。

最後に４ページ、２０の諸収入のうち雑入の１５万円です。これは柏田浄化槽利用の負担金でございます。

以上、歳入合計４億１千３３５万４千円となっております。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、予算事項別明細書で御説明いたします。

まず６９ページをお開きください。よろしいでしょうか。まず団体営土地改良事業費７７万９千円。

続きまして、７０ページ、農道維持費２０万円。

特定中山間保全整備事業費９７２万９千円につきましては、これ受益者の負担金でございます。

ちょっと飛びまして７３ページ御覧ください。林道費１千９８３万円でございます。主な事業といたしましては、工事請負費の欄に上がっています林道田ノ尻線舗装工事を計画しております。

続きまして、７９ページ。ここからが土木費になります。土木総務費１億２千９５８万４千円です。これは例年と変わりありませんが県工事の負担金及び各種期成会等々負担金が主なものでございます。県関係では道路改良工事として県代行事業、過疎代行事業の鍋ヶ滝線の改良工事、急傾斜地崩壊対策事業として３地区の対策工事を及び予備設計が実施されております。

続きまして、８０ページをお願いします。水道総務費１億２千２９５万円。これが前年度より大きく変わった部分でございます。令和５年度でいろいろ議決も受けまして廃止となります簡易水道特別会計これが予算化していたもののうち企業会計に移行しなかった市井野、小藪地区に関わる経費とまた新たに企業会計となった簡易水道事業と及び下水道事業に対する補助金をここに計上しております。また水道事業への補助金については例年どおり交付税措置される分を計上しております。下水道事業と簡易水道事業に対する補助金は企業債の償還及び赤字補てん等の財源

として繰入れ分をここに計上しております。

続きまして1ページめくっていただきまして81ページ。道路橋りょう費、道路維持費でございます。1億8千266万5千円です。これは通常の道路維持管理、除草、除雪等の委託。社会資本整備総合交付金を活用した橋りょう点検、橋りょう補修の設計、トンネル点検等の委託や町道3路線の舗装工事を考えております。また交通安全対策といたしまして、町道2路線のカラー舗装。通学路点検で実施しました場所の2路線を計画しております。また町道沿線立木安全対策事業補助金とブロック塀等耐震化支援事業補助金を計上しております。

82ページになります。道路新設改良費1億4千800万円です。これも社交金を使いまして町道下滴水線現在工事をしております橋りょうの架設工事の継続工事。新たなカントリーパーク事業によります鍋ヶ滝公園整備の実施設計と用地所得を計画しております。

河川総務費200万4千円は県管理の河川総務の委託金でございます。

続きまして、住宅管理費4千6万6千円です。通常の維持管理のほか83ページに飛びますが社会資本整備総合交付金の活用によります帯田団地1棟5戸の解体工事、電源立地を活用しました倉庫の改築工事を計画しております。

続きまして飛びまして、105ページを御覧ください。これが災害復旧費でございます。先ほど御説明しました令和5年度発生の道路災害復旧工事18件、河川災害復旧工事21件を禍年災として復旧を図っていくものでございます。住宅耐震化支援事業236万6千円につきましては1件の申請を見込んでおります。同じく被災宅地災害復旧支援事業633万4千円も1件の見込みです。

以上、建設課に属します歳出につきましては農林水産業費3千53万3千円、土木費6億2千526万9千円、災害復旧費3億870万円。歳出合計9億6千450万7千円を計上させていただいております。

以上簡単でございますが、建設課に関する歳入歳出の予算概要につきまして説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

委員長（高村祝次君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第15号について質疑に入りたいと思います。歳出からページを追っていきたいと思います。31ページ文書広報費からいきます。32ページ。

4番（児玉智博君） ホームページシステム使用料についてちょっと1問聞きます。今のホームページのトップページにパソコンの画面でいうと左の上に新千円札発行までという毎日日々カウントダウンするものがあるのですが、あれがあと10何日というふうになっていて要するに4月1日までの残り日数をカウントダウンしているわけです。ところがもう既に発行する日にちは7月の何日だったかちょっと日にちまでは分からないけど日にちまでは発表されているわけです。この使用料184万円も払っているのですがその文章を変えればいだけなのに、そういうの

も機敏に対応できないようなものなのですか。

情報係長（波多野 優君） はい、お答えいたします。

今のホームページシステムであれば対応は可能なんですけれども、当初設計をしたときにまだ発行日が決まってない状況で設計をしております。新たな作り込みが必要になるというところもあるんですけれども現時点では4月1日以降表示を新たなものを追加しないということで話を聞いておりますので、4月1日になった時点での画面は削除する予定になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。要するにその顕彰事業に対するその取組の情熱というかそれがその程度のものであって、対応しようと思えばできるけどただあえてしないということで理解していいでしょうか。

情報課長（中島高宏君） 当初は3月31日で年度切替えのときということで設定をさせていただいておまして、発行される日というのはもう7月3日に変更されております。その時点でちょっとシステム回り検討はさせていただいたところでございますけど、ほかにも役場の庁舎にも掲示していますし木魂館回りにも掲示している関係もありましてその回りの関係がありましてちょっとほかの施設にはカレンダー的に表示しておりますので、その回りの整合性がちょっと立たないということでちょっとそのまま移行をせずに現在に至っているところでございます。

委員長（高村祝次君） いいですか。

それでは34ページ。38ページ、防災情報施設費。38ページ、ありませんか。

9番（久野達也君） 38ページの防災情報施設費のうち工事請負費です。防災行政無線システム整備工事ということで機器の更新ですかね。それも当然劣化してきますので必要かと思うのですがけれどもこの調書の中で林間広場において防災子局を増設し、住民の安心安全への対策強化を図るという意味のところ、これもうちちょっと具体的に林間広場に設置するとどういふものを設置してどのようになるのかを説明いただけたらと思います。

情報係長（波多野 優君） はい、お答えいたします。

林間広場は今の防災子局が設置をされていない状況です。近隣だと仁瀬それから宮原の新橋と戸角3か所に防災子局が設置されているんですけれども、その3局どれからも音声聞こえないような状況になっておまして林間広場では防災情報が受けられないという状況がありますので子局を増設して林間広場でも非常時の対応ができるようにするところです。

以上です。

9番（久野達也君） はい、分かりました。一つはこういう1月1日の能登地震等もありまして例えば小国で大きな災害が起きたとき林間広場が当然仮設の住宅ができたりだとか何だとかそういったのに対応するために迅速な対応のためには更新に合わせてするというのも含まれてというふうに理解させていただきます。

町長（渡邊誠次君） ありがとうございます。一番は実はあそこは高齢者の方たちがグラウンドゴルフとかよくお集まりになられていますけれども、「どこからも聞こえないよ」というお話をずっと聞かされておりましたのでいつか増設をしようというふうな考えではおりました。といったところでできるだけそういった大勢が集まる場所。先ほど言われましたように仮設の住宅だという可能性はゼロではございません。今後はそういったところで大勢が集まるところには必ず防災無線が届くような状況は作っていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにありませんか。

ないようでしたら41ページ。地域情報基盤管理運営費。

私からお尋ねしますけれども映像系センター設備保守業務委託料とありますけれども、ちょっと風が強い日とか雨の強い日また雪が降ったときは非常にテレビが入らないとか画像が乱れたりするというような場合がありますけれども、そういうときは恐らく電波の関係もあるかもしれませんけど光ケーブル引っ張っているところでその線に木が触れたりしているのではないかなという思いがしておりますけれども、そういう維持管理委託料ではないわけですか。そういう維持管理費ですか。

情報係長（波多野 優君） この映像系センターの設備保守委託料につきましては、役場庁舎内の映像センターの機器の維持管理それから併せて防災用の子局のほうの点検。今82か所ありますけれども全箇所点検が含まれておまして、ケーブル等の維持管理につきましては別途NTTのほうに委託をしているような状況であります。

以上です。

委員長（高村祝次君） 一番災害のときとかもうテレビ画像が乱れて入らないというその原因は何か分かっているのですか。

情報係長（波多野 優君） 委員長がおっしゃられたように確かに木の接触等で多少触れたときに精度が落ちるといのは確認ができております。ただ監視の機能がケーブルのほうに付いていますので通常以上の減衰が発生したときには警報等が鳴るようにはなっています。それから電波の影響というところはあるのですがBS波については衛星からの放送そのまま受信している状況ですので、雪が降ったり雨が強い日であったり等は通常よりもレベルは落ちるといところは認識しております。

以上です。

4番（児玉智博君） おぐにチャンネル番組制作委託料についてなのですが、これは令和6年度は幾つの番組を何時間分制作を委託する予定ですか。

情報係長（波多野 優君） おぐにチャンネルにつきましては、週間の更新になりますので例えば令和4年度でいきますと大体50本の更新をしております。あと特番が20本です。5年度につ

きましても同等の数字になっておりますので6年度もおおよそ50本の週間の更新。それから特番については20本程度になると予測をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） 通常のそういう番組制作会社大体テレビ局が番組制作会社に委託しているようなキー局なんか番組が制作されているわけですけども、そういうところと比較しても50本プラス特番が20本というのと70本ぐらいですけど、その本数を制作してこの1千121万2千円というのはそういう市場と比較して妥当な値段なのですか。

情報係長（波多野 優君） 通常のテレビ会社がどれぐらいの制作料を使ってということは私のほうでは把握ができておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） いわゆるもうこれ随意契約でやっていますので要は町はもう言われるがままのお金を出しているような状況だというふうに思うのです。果たしてそれで本当にいいのかというような気がします。そういう一般的な市場価格と比較検討するというのはこれはもう絶対にやるべきだと思いますがそういうつもりはないのですか。またこれ南小国町もそういうのを作ってやっていますね。南小国町はどういうやり方をされているかは御存じでしょうか。

情報係長（波多野 優君） 南小国町のほうは民営というかたちでケーブル局が入っておりますので民間会社のほうで制作をされているというふうに認識しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 例えば南小国町のそういうところとのせめて相見積もりとかそういうのをとるべきではないかと思いますがその考えはないでしょうか。

情報係長（波多野 優君） 南小国町の放送のケーブルにつきましては民間の会社が全て整備をされているものになります。テレビ放送の仕組みが小国町とは異なりますので。

4番（児玉智博君） いやそうではなくて。その制作を委託できませんかと向こうが「できません」と言えばそれまでだけど、要はカメラを回して編集して持って来てもらうそのテープも今テープではなくてDVDかもしれないですけどそれを持って来てくださいというのは、それはもう技術的にはそれは不可能ではないと思います。そこら辺のユーチューバーに頼んでもそれを流せると思います。技術的にできないなんていう答弁はあり得ない。そのやる気があるかないかだけです。

情報課長（中島高宏君） 南小国町の番組制作でどのくらいかかっているか辺りは調べさせていただいてそれをもとにまたエフエムの委託をさせていただきたいと思いますが、経費的にはおぐにチャンネル番組制作委託料につきましてはそこに勤めている方の人件費というのが主なものになっておりまして、比較的給与面についてはほかのところよりかはそうは高くはないものというふうに私は思っているところではございますが、その辺りも今後処遇改善とかしていく必要もありますのでその辺りも考えたところで委託業務、見積り辺り、南小国町がどのくらいかかっている

るかは検討する必要があるというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ちょっと私がお尋ねしますけれども町民の方でどれだけおぐちゃんを見ているのか。1日の時間とかそんな調査をしたらどうかなと私は思っております。そんな調査したことがありますか。

情報係長（波多野 優君） 視聴率については調査をしたことはありません。

以上です。

委員長（高村祝次君） ですからやはり私はたまにおぐちゃんを見ますけれどもこういう番組を流して見るのかなあという場面もあります。興味があるところもあります。もう少しやはりせっかくお金を使って流すなら町民が興味があるような番組を取り入れて流さないとただ漠然に画像を流すだけでは私は意味がないというふうに思っております。もう確かに光ケーブルが通ってから私がちょうど議長の時ですけれどもこういう議会の一般質問は流すというようなことで流し始めたのがきっかけですけれども、そういう点は町民がかなり見ているなあという感覚はしております。ほかの番組のときに見ているのかなというのが疑問に思いますけど、やはり一度そういう調査をやったらどうですか。

情報課長（中島高宏君） はい。その辺りにつきましてはまた今後の課題ということで考えさせていただいて、どのように視聴率とるかどうか、今のシステムでとれるかどうか、また別個に契約して取らないといけないのか、アンケート方式で取るかどうか、その辺りはまた考えて課題というふうに思っております。

委員長（高村祝次君） 調査すると言っても全戸に流さないとごく一部の人に流しても意味がありませんので、それがどれだけ返って来るか分かりませんがどのくらいの視聴率があるのかというのを調査する必要があると思います。よろしくお願いします。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようでしたら64ページの農業委員会費。65ページまでいきます。農業総務費まで。

私から質問いたしますけど岳の湯農業倉庫土地借上料16万ありますけれども、今これは何を入れています。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えします。

岳の湯倉庫のほうには今JA阿蘇さんのほうが甘藷の貯蔵庫として利用されている状況です。

以上です。

委員長（高村祝次君） それではないようですので66ページから67ページ。ありませんか。

副委員長（松本明雄君） 一般質問で聞く方もいらっしゃるようですのでそのときにまた事細やかに聞いてもらいたいのですが、有害鳥獣に対する防護柵と駆除。どんどん予算が上がっていますが今後またどのようにしていくのか。またうちの大蔵大臣が農林水産大臣になりましたので強く町長の

ほうからまた言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（渡邊誠次君） 詳細につきましてはあんまりこの一般質問がありますのでどのぐらいか分かりませんがまた補足をしていただきたいと思います。1月の15日だったと思いますけど東京させていただいて3町村でまずは申入れといいますか要望に行かせていただきました。その後も数回お話をする中ではやはり小国町それから広域で行うことによってまた補助率のかさ上げだったり新しい補助金だったりというところもお話いただきましたので河津県議にもしっかり御尽力いただきまして今後は話を進めさせていただきたいというふうに思っておりますが、やはり大事なところは防除と駆除両方を両面から進めていかないといけないと思いますのでその部分でも少し皆様方からお知恵をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） 概要について回答させていただきます。現在は1農家当たり補助限度額が2分の1以内若しくは補助額の5万円という上限を設定させていただいております。来年度6年度以降は補助率は同じですが限度額を10万円に上限を引上げさせていただいて、あと利用できる項目も現在ソーラー式の電牧セットの購入ということにしておりますが利用する場所によってソーラー式は利用しづらいというお声もいただいておりますので以前の電池式も対応できるように考えております。あと電気牧柵ではありませんがシカネットですとかワイヤーメッシュ等も補助の対象に入れて事業を行いたいと思っております。当面ちょっと3か年程度様子を見てまた申請内容、申請件数ですとか状況を見ながら利用しやすいように内容等の検討を図っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 今森林組合がシカネットを張っておりますけれども、これはネットを張ると駆除の役もするわけです。必ずシカが何匹か掛かります。ですからワイヤーメッシュもいいですけれども捕獲も考えるときには森林組合が使っているネットも非常に私は効果があると思います。シカが掛かるとネットが絡んで一部切れたりしますけれども、必ずネットを張ったところにはシカが掛かりますのでこれは獺を兼ねるなというような私はそう思っておりますのでやはりこれは農業関係、林業関係含めてやはり検討してもらいたいなど。これはもういちごっこであると思いますけれどもやはり駆除しないとますます増えてきますので必ず国に言うなり県に言うなり。昨日たまたま河津県議と私は下で会いましたけれども県のほうはちょっと国が対応するからしないと言わなかったけれどもちょっと口を濁したというような感じでございますので、町長も東京のほうに3町村と県議と一緒にいったというようなことを坂本代議士のほうから報告を受けましたけれどもしっかり行政のほうからも県に働きかけてもらいたいというふうに思っております。

4番（児玉智博君） 負担金補助及び交付金の部分についてなのですが、これ畜産業費にも関わる

ことですが、けれどもなかなか肥料それから畜産でいうなら飼料価格というのは落ちついてないと思います。そうした高騰分に対する補助はないのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） はい、お答えします。

一応今年の令和5年のほうは肥料飼料高騰対策というかたちで補助のほうさせていただいていたのですが、6年度分につきましては現時点では検討のほうはなされていない状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） 検討していないというからもう何かそれまでなんですけど。要は今後も今現在の令和5年度の価格で推移するならしないのか。しないのかというか場合によっては5年度よりも6年度のほう上がる可能性というのも非常に高いわけなんですけど、そうなった場合は検討されるのですか。

町長（渡邊誠次君） 物価の高騰の部分も考え方にはあるかもしれませんが基本的には昨年一昨年と同様で国からの物価高騰対策この財源があれば町のほうもしっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） 68ページから69ページいきます。

この熊本型放牧高度化支援事業102万円ありますけど、これについては小国町で何地区が利用されておりますか。

農政係長（竹崎祐貴君） はい、お答えします。

令和5年度時点では2牧野さんが利用されているような状況になっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 担い手育成推進事業費の中の負担金補助及び交付金。申し訳ないのですがこの上から三つ300万円、450万円、750万円の分かりやすく説明していただきたいのですが。農業担い手支援事業補助金とかいろいろありますが。よろしくお願いします。

農政係長（竹崎祐貴君） はい、お答えいたします。

では上の農業担い手支援事業補助金のほうから説明させていただきます。こちらのほうは町内の集落営農法人の方を対象として機械ですとかあとは施設のほうを購入する場合の補助金として上限300万円のほうを設定させていただいているところです。

二つ目の新規就農者育成総合対策経営開始資金。こちらのほうは国の事業のほうになっておりまして認定新規就農者の方を対象に月額12.5万円を最大3年間就農してからの収入が乏しい時期に利用していただくために設けている補助金のほうになっております。

三つ目の新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金。こちらのほうにつきましては、こちらも認定新規就農者の方を対象に就農してからの機械ですとか施設の購入に必要な費用につきまして最大で1千万円。こちらのほうは国のほうが2分の1、県のほうが4分の1、個人のほう

が4分の1負担するようなかたちで資する補助金のほうになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） これは該当というのはもう予算組んでありますけれども目安というのは何人いるというのは確定しているのですか。

農政係長（竹崎祐貴君） 新規就農者育成総合対策経営開始資金。こちらのほうは現在3名の方のほうが活用されているような状況になっておりまして、引き続きその3名の方が令和6年度も活用される予定になっております。

その下の新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金。こちらのほうにつきましても現在の1名の方が希望をされているような状況になっておりますので、その1名分の予算を上げさせていただきます。

以上になります。

委員長（高村祝次君） 69ページまでありませんか。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開をいたします。

（午前10時58分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午前11時08分）

委員長（高村祝次君） 70ページから71ページ。

副委員長（松本明雄君） 72ページの11役務費の中の無人航空機操縦士試験手数料。これ森林組合の職員か何かかドローンか何かの免許か何かを取られるの。

産業課課長補佐（長谷部公博君） はい、お答えいたします。

この二等無人機についてはドローンですけれどもこの試験の手数料につきましては役場職員の3名を検討しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 小国堆肥製造業務委託料であります。190万円。大体令和6年度はどれだけの残渣を集めてどれだけの堆肥が製造される予定でしょうか。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えします。

令和6年度につきましては令和5年度の収集見込みにつきまして大体2万キログラムぐらいになる予定ですので、令和6年度につきましてもおおむね2万キログラムぐらいの収集を見込んでいます。

以上です。

4番（児玉智博君） 2万キログラム残渣を集めるということでしたが、それから堆肥になるのは実際にどれだけ。

農政係長（竹崎祐貴君） お答えいたします。

令和4年度の実績で大体8千キログラムぐらいが堆肥になっておりますので、おおむねそれぐらいになるかと思われま。

以上です。

4番（児玉智博君） それを大体もう販売し切ってしまうのですか。また販売先が指定管理になっておりますけれども実際にそのお金の流れというのはどうなるのでしょうか。

農政係長（竹崎祐貴君） 販売自体は葉味野菜の里のほうで販売がされる予定になっておりまして、その収入等については町のほうに入る予定になっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。71ページまでありませんか。

ないようですので72ページから73ページ。73ページまでありませんか。

先ほどお尋ねした無人航空機操縦士試験手数料45万円とありますけれども、これはドローンの免許を取るのにはちょっと私が聞いた範囲内では3人というときにちょっと安いなあと思ったが。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 先ほど松本議員の御質問で3名の国家資格の受講と国家試験の試験費について今予算立てさせていただいております。この負担金のほうでまずドローン講習を取るためには、まず物を運ばない程度については二等資格が必要になります。二等資格については今全国でいろいろドローンスクールがありますけれどもそこに問い合わせたところ大体3日間の講習で大体27万円程度かかるということでそれで3名分を講習会の費用を組ませていただいております。同じく振興費の役務費のほうで試験費が1人1万5千円程度必要になりますので3名の4万5千円を計上させていただいております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） その質問にもう少しお聞きしたいのですけど。これはドローンを使って今度は林業。山の面積を測ったりするのに使うのですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 今想定している職員は産業課で1名、建設課で1名、総務課で1名というふうに考えております。正式な確定には至っておりませんが一応想定としましてはカメラ動画撮影になりますので森林状況の把握あとは例えば林道農道あとは災害時の状況確認等で使用といいますか運用できるような体制をまずはちょっと整えていこうということで予算計上させていただいております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ドローンは大体どのくらいの規模の機械を買うのですか。計画。

産業課課長補佐（長谷部公博君） ドローンの購入はまだ予算立てしておりません。今後検討いたしまして国の事業又は例えば森林環境譲与税等を使って整備をしたいと思いますが、想定しているものについては運ぶか運ばないか要は撮影か撮影ではないかとなってくると大体目安は25キ

ロというのが一つのラインというふうにお聞きしていますので、大きき的には小型といたしますが中型程度のものになろうかとは思いますが。金額はちょっと正式に検討材料を集めておりませんので金額はちょっとはつきり分かりませんがそれについては今後検討していきたいと思えます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ドローンは私も買おうかなと思ってからいろいろメーカーをあたったのですがすけれどもほとんどが中国製です。ですから1台のドローンを購入しても充電するバッテリーを4台か5台買わないといけない。それで充填するバッテリーが4万円か5万円。そこで5台ぐらい買えば25万円ぐらい。杉苗を運ぶとか除草剤を撒くとか散布する機械になると恐らく200万円ぐらいはかかるでしょうということ。非常にメーカーが農機具メーカーで大丈夫かということになると農機具メーカーはなかなか整備ができない。ですからちゃんとドローンを扱っている。整備する人もいる。そしてましてや中国の製品ですので部品が調達できない。だからその会社は予備に1台会社がドローンを買ってそして部品がないときはすぐ対応できるようにその部品を取って供給しているというところがありましたので、やはり今後免許は確かに3日とか5日とか6日とかそれぞれ用途について期間が長くなりますけれども大体25万円ぐらいはかかるというような話でございますので、しっかり免許取るときもそういう対応ができる多品目にわたって対応ができるような免許を取得しないと何回も行かなければならないと。要するに操縦の仕方を教えるわけですから国家試験ではないというわけです。ですからもうちゃんとこのメーカーを買うというような目的を持って講習を受けに行かないと意味がないというふうに私は受け取りました。是非いろいろ研究してやってもらいたいというふうに思います。

8番（熊谷和昭君） ちょっとドローンから離れて委託料の中のカーボンオフセット事業委託料とありますけど、これ二酸化炭素の排出権か何か。

産業課課長補佐（長谷部公博君） お答えします。

実は小国町は平成22年ぐらいから当時は農林水産省所管でしたけれどもJ-VERという制度がありました。これは森林で二酸化炭素を吸収してその吸収量をクレジット化してそれを販売するというようなものです。売手先は都市部の企業さんとかそういった方団体さんになります。これまで2千トンを一定期間で創出しましてほぼ完売します。完売しますので新たにクレジットを活用するためには今はJクレジット制度とって経産省と農水省と環境省が3省が委託した制度、事務局ありますのでそちらの制度にのっとって新たに二酸化炭素の吸収量をクレジット化しようということで、実は去年そのプロジェクトのほうについては認定を受けましたがその吸収量を算定するのに今後測量とあとは森林のモニタリング現地調査等が必要になってきますのでそういったものを経て改めて認証を得て森林で二酸化炭素を吸収しようという取組をしているところでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） では町として排出権を売り買いをしているということですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） はい。

8番（熊谷和昭君） 分かりました。

副委員長（松本明雄君） またドローンに戻します。僕は議員になったときに最初にもうドローンの話をしたときは同僚議員から「それは忍者か」とそのように言われました。そのときもドローン特区をいただいてしたほうがいいのではないかとかいう質問したのですがそのときの町長は興味がなかったと思います。今はもうどんどんどんドローンはGPSが付いていますのでそれによってですね。取ってもただ免許を持っているだけでは上手になりませんのでこの辺でも飛ばしながら遊ばせないとしようがないかなと思っています。だから機械の修理もできるまでになっただけだと思いたいです。取っていただきたいと思いたいです。なるべく免許取ったら週1回ぐらいはドローンを飛ばせるような訓練をしていただきたいと思いたいです。もう今度は関西万博ができるともうドローン以上にもう空飛ぶタクシーの時代になりますのでその方向も考えていかないと観光も点から点の時代になってしまいます。そういうものばかり僕は見ていますのでうちの家内から怒られていますけど。先、先をいかないと町も進めていけないと思いたいますので検討課題としてお願いします。

産業課長（穴井 徹君） はい、ありがとうございます。先ほど課長補佐のほうが3名免許取得というかするという事でお伝えしましたが各課からもう一度精査してどういった利用ができるのかと私は年齢がいつているので駄目ということだったので、若くてこれから機械にも精通した職員のほうを選抜させていただいてドローンが有効利用できるように検討させていただきます。ありがとうございます。

委員長（高村祝次君） 付け加えますけれども、課長、年がいった方が私は取ったほうがいいと思いたいます。それを一つの仕事としてやられるわけですから役場退職してもその機械を持ってやれば一つの仕事ができますので、是非年をとっているからといって免許を取らないではなく率先して課長がやってもらいたいというふうに思いたいます。そしてもう一つ付け加えますけれども私も森林組合長にドローンを買ったらという話をしましたけれどもやはり今主伐が森林組合も多くなったというようなことで伐採した後の苗木の運搬とかにも私が聞いたところでは使いたいます。先ほど言ったようにGPSが付いておいたいますのでその場所を設定したら狂いはなく1メートルも外れない。そこに必ず戻ってきますということですから苗木運搬とかするのにも使えるので是非そういうことも森林組合に免許を取るときには呼び掛けてやってもらいたいと思いたいます。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 実は今年度森林組合ともドローンについて協議する機会が数回ございまして以前から高村議員からも実際の山の労働力の効率化といいたいますかそういう提案も受けたございまして苗木を運ぶとかそういうところまで含んだドローン購入だったりドロー

ンの資格についてちょっと検討ということで森林組合とお話ししましたが、森林組合も今後ドローンは使いたいという意向はありますがいきなり物を運ぶ辺りでまず資格をまだ持っていませんので取りあえず今後については資格。あとは小型のドローンの操作で操作を慣れていく。そういう手順を踏まえて運搬に係るドローンの整備については検討していくということで話は伺っております。

以上です。

9番（久野達也君） 林業振興費の18負担金補助及び交付金の総括的なところでお尋ねしたいと思います。確かに小国町林業の町ということで熊本空港のいろんな天井仕上げや家具類とも置いております。そんな中で林家に対するいわゆる間伐助成だとか主伐助成だとかもろもろあります。それと併せてそこを出荷するためにはやはり林業従事者、一人親方の方々がそれぞれに頑張っておられますけれどもやはり伐採搬出これがうまく回らないとネームバリューがあつたとしても出荷量が足りないとなってしまうと本来の趣旨を達しないと思います。それで例えば林家に対する補助とそこの作業に従事する方々に対する支援とここのバランス。要は作業者がいないと木は出ないと思うのです。それで当然林業担い手育成だとか林業担い手機械導入それからもろもろ組まれてはおりますけれども、この負担金補助予算編成全体額を算定というか組み立てる上でその立っている木の現状の話とそこで従事する方の話。これをどのように調整されるいは担い手から例えばいろんな意見をお聞きしたとかいうような経緯等があつたのかどうか、そこら辺りをお聞かせいただけたらと思います。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 森林整備で整備が必要な山とそれをやるべき労働力のバランスということでお尋ねがございました。杉の人工林だけで考えてみても小国町町内では約7千ヘクタールほど杉の人工林がございます。年間森林組合の造林間伐、間伐施業でも年間100ヘクタールいくかいかないかぐらいが現状です。片や労働力につきましては森林組合の保育林産班が現状10名、一人親方に加盟していただいている一人親方が約40名ということで総勢50名程度の労働力はあるものの、やはり高齢化等もありますしなかなか思うようにとといいますか生産性の効率化というのがなかなかちょっと今厳しい状況です。森林整備する山はもう年々1年ずつ林齢取っていきますのでどんどん蓄積量も上がっていきますが、この林業労働力の確保というのがかなり小国町だけではございませんけれども全国そうですけれどもなかなか今厳しい状況になっています。その辺については県の振興局又は熊本県には林業大学校が開設されておりますのでそちらあとは森林組合と協議重ねてできるだけ林業労働力の確保を努めるようにとっております。

以上です。

9番（久野達也君） やはりそこで従事する方々がいてこそ小国材として出荷もできますし市場にも回っていくかと思えます。是非とも従事者が先ほど言われたように高齢化あるいは減少傾向とかであればその若返り対策あるいは従事者が増えるような対策これらも検討も必要かと思いま

す。よろしくお願いいたします。

4番（児玉智博君） ちょっとカーボンオフセットのことでちょっと聞きます。この事業委託料についてはあくまでこれ今クレジットを売っているのは町有林で今回もまたこの町有林に増やすということでしょうか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 今度増やす母体も町有林を対象にしています。

4番（児玉智博君） この町有林以外ですね。要は民有林も町が取りまとめて売れるようにすることで山を所有している方の所得を増やすような考えはないのですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） このクレジット制度の認証をするまず土台が森林法に基づく森林経営計画というのを作成した主体ではないとできません。ですので町有林は約400ヘクタールほど純町がありますので小国町として経営計画を立てています。その母体で小国町がクレジットを創出しております。町が例えば民有林のいろんな所有者さんを取りまとめてとなりますと今現在そういった方に対しては小国町森林組合が経営計画を町内11分割して立てておりますので、結論から言いますと小国町としては無理だということになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにないですか。

私からですけれども、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金1千870万円とありますけれども前年度令和5年度で370万円か80万円減額しましたけれども、やはり一人親方だけではなく林業の方も3月に5、6名の方が刈払機とチェーンソーの免許を取りに行ったというようなことで、これはやはり森林組合がもう少し人手が足りないならこれは私も以前から言っていたのですけれどももう自分で間伐する人にも補助金を出してやるとこのせっかくの補助金が減額とかしないでいいんですけれどもそれをしなかったから結局370万円ぐらい減額。せっかく県は予算を組んでくれたのに減額というようなことになりますので。森林組合の担当と話ししましたが「あまり呼びかけたら森林組合が大変になる」というようなこと言いましたがそれは労働者が多いなら多いほどいいわけですし、まだ間伐をしたいけれども森林組合の作業班だけでは手が回らないというような状況ですから結局補助金をとつても減額しないといけないような状況になります。そういうことでやはりシイタケ栽培している人も刈払機も使うしチェーンソーも使う。そういう方あるいは建設業の方もそういう希望がある方には講習に行ってもらおうとかいうような事をしたらやはりせっかくきた補助金も満額使えるような状況になってくるというふうに私は思っています。皆んな仕事が重労働というような思いかもしれないけれどもやっぱり自分の山を手入れすることによって山の中に行ったら真っ暗で草木も杉だけしか立っていない。それが変わって光が当たってその気持ちを掴んだら「ああ山もいいな」というふうに感じます。若い人たちが全然山にも入って来ることのない人が「山は駄目だ」ということではなくてやっぱり山今立米大体5千円ぐらいですから役場に勤めるよりも山林の仕事したほうがお金になるかもしれません。天気

仕事ですのでそういう場面に行くまではもうかるためには自分で体を使うしやはり機械の購入もいりますからやはり今は森林組合だけに補助金を出すではなくて一般の山林労働者には誰でも出すというような仕組みを町で考えたらずややはり税収も上がってくると個人も豊かになると私はそういうふうに思っております。やはり私が一般質問したことによって皆んな聞いて私も声がかかります。話を聞いて「切山もうかるもんな」ということですので補助金が個人の人にもいくということがはっきりしてきたらかなりな山林の手入れもできると思います。やはりいつも私が言うように山が荒れれば観光といえども観光になります。やっぱり環境は大事ですのでまずそういうところから町も支援をしていただきたいというふうにお願いして町長答弁があれば。

町長（渡邊誠次君）　そうですね。当然もう町としてもできるだけこの補助があったときには全額使い切る。足りないのもまた要望するというような活動のほうがより正しいと思います。ただその補助要件の中またこれを適正に使用していくということも必要だというふうに思っておりますのでその部分で今まで森林組合と一緒にやってきたといったところだというふうに私は理解しております。そのような中で可能性があれば今後検討していくというところではありますけれども高村議員言われるように森林がとか農業がとか観光がとかいうところではなくてやっぱり産業全般的にですね。今度産業課というかたちも作りましたのでその中でしっかりと話をさせていただいて小国町の産業全般についてより向上させていけるようにしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　すみません、先ほど高村委員長がおっしゃった例えば多業種を含めた林業労働力の模索等については今後やっていかないといけないというふうには感じております。私から事業の要件上ちょっと1点だけ補足させていただきます。令和4年度までは間伐のA材、B材、C材、あとバイオマスに行くものも対象になっていたのですが、令和5年度からA材、B材中心になりましてバイオマスあとはC材については対象外というふうになりましたのでその点も若干場所の選定についてちょっと森林組合が苦慮した部分はあるかなと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　一般質問ができませんので聞きたいのですが、半年ぐらい前南小国町の議会をちょっと見に行ったときに意味は分からなかったのですが南小国町は農業アドバイザー、林業アドバイザーを置くというそれもちょっとというのはあったけど行政がそういう動きをする自治体があるということはそれなりの狙いがあると私は捉えて帰って来ましたが、小国町はそういうアドバイザー制度をするようなお考えがございますか。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　私に限ってちょっと林政の話をさせていただきますけれども林政アドバイザー制度というのは国の枠組みとしてはあります。過去小国町でも林政アドバイザー

という位地でどなたか探した時期もございました。ただやはりこれだけの森林面積ございますので小国町の森林の状況あとは地理的条件といいますか状況ですね知っている方がいいということである程度若いではないですけど30、40ぐらいの例えば森林組合を退職された方とかそういったところも声掛けというか御相談したこともありますがなかなか結果にはつながりませんので、今後は林政アドバイザー制度引き続きございますので今後必要な時期にまた再検討していきたいというふうには考えております。

議長（熊谷博行君） 多分林野庁のほうからお金は出るようなシステムというようなふうにならうと聞きましたが、そういう方がいての農林業がよくなれば進めていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） 73ページまでありませんか。

それでは74ページから75ページ。ございませんか。75ページまで。

議長（熊谷博行君） 73ページの林道費は産業課ですかね。建設課ですか。

林道費の中の需用費の中の修繕費200万円。どういうところに使おうと思っているのかお聞きしたいのですが。

農林土木係長（大藏將充君） はい、お答えします。

林道費の修繕費につきましては、基本的に町が管理する林道及び作業道が若干ありますのでこちらのほうで多少の雨で砂利が流れて洗掘されて通行に支障を来したところの敷砂利だったりそういったところの簡易的な修繕になります。

以上です。

議長（熊谷博行君） 小国町の町道、林道もすごく舗装までして熊本県でも指折りの道路だと思います。でも残念なことに維持管理ができていません。側溝は詰まり放題、道が側溝か分からない、畑か分からないような道路も多々あります。要するに側溝が詰まればオーバーフローして盛土のほうに水が入って災害が起きる。災害が起きれば補助をもらって災害をする。このパターンですね。予防というか先に側溝をさらうとかこういうのが小国町はできていないと思います。それをすれば相当なお金がかかると思います。少なからずとも次の次のページぐらいに出ますがまず除草作業年間2千400万円ぐらい使っていると思います。3路線で。熊本県が発注しているのよりも随分高いと思います。せめて側溝の掃除ぐらいは業者をお願いして。ほとんどファームロード系の農道です。ということはイノシシ、シカが横断して側溝の中には土がたまっているところもあります。自分たちが切った草もたまったまま帰る業者もいるのではないだろうと思っております。最後の側溝の清掃までしていただいて次の災害が出ないように心がけていただくような指導をしていただきたいと思います。一般質問しませんのでよろしく申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） 御指摘ありがとうございます。本当今議長がおっしゃられたとおり災害復旧も維持管理がしっかりしていない場合崩れた場合はもう災害として認めないと国の方針もし

っかりやっていますのでその代わり維持管理をしっかりしなさいということで、査定するときも維持管理を常にしているか台帳とかいろんなものを出したりすることがあります。今おっしゃるとおり維持が災害の一番の防除となりますので草刈りの際少しでも経費を使いながらしっかりと業者等々に指示して行ってまずは維持管理にしっかりと努めていきたいと思っています。

すみません。以上です。

議長（熊谷博行君） 県発注の工事には必ず地域貢献、高度な技術、こういうのにお金を費やしていますので町も同じだけの経費がみてあると思いますので言いにくいかもしれないけれどそこはしっかり言って地域貢献と高度な技術、創意工夫、そういうのは強制ではないけれど指導していくべきと私は思いますので今後頑張って指導してください。

委員長（高村祝次君） 75ページまでありませんか。

ないようですので76ページ、77ページ。

副委員長（松本明雄君） 商工費の中のソフトバンクホークスパートナーズ負担金これをお聞きします。300万円出していますが前はJAのジャージー牛乳の委員長の方が出していた。その前は前の課長のときにラッピングバスを福岡で走らせていました。今度はソフトバンクの野球場にオーロラビジョンで出すのか。小さいところなのか。300万円ぐらいですからオーロラビジョンでは出さないと思いますが、この中にまだ読んだら北里柴三郎のことも書いていませんでこら辺も含めて出していただけたらいいと思いますが説明のほうをお願いします。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

こちらについては福岡ソフトバンクホークス株式会社とパートナーズ契約の協定を結ばせていただきまして、今回はシルバー会員というかたちで300万円の負担金を支払いするものになっております。予定しております事業といたしましては福岡ソフトバンクのペイペイドームの近隣にビルが西側東側に1棟ずつあるかと思いますがそちらのデジタルサイネージを活用して来場されるお客様はペイペイドームには必ずお客様が集まる集客力があるというところでそちらに小国町の観光PR動画を流しまして聴覚と視覚でそれぞれ小国町のPRを訴えていくと。またペイペイドームの中に館内吹き抜けの画面もありますのでそちらのほうにも映像を流していきたいと思っています。ただこちらデジタルサイネージを活用したPRだけではございませんので、その他の事業についても検討を重ねて進めていきたいと思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） 76ページの観光費の警備手数料以降に鍋ヶ滝関連の経常的な収支が出ているのだと思います。警備手数料、公園監視業務だからこれ監視カメラのリース代であったり、料金徴収、コールセンターそれから鍋ヶ滝予約システムなどだと思いますが、これを全部積み上げるとこの経常的な経費は幾らになるのでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 令和6年度の新予算の中で算定いたしますとおおよそ2千460

万円ほどとなります。

以上です。

4番（児玉智博君） 後ほど歳入の部分で見ますと款商工使用料に出てきておりますけれども鍋ヶ滝の収入というのは4千519万円合わせて合計であります。2千100万円ほど経常収支で言えば黒字になるわけですが後に出てきますけれども投資的な経費というのかなりあるわけです。赤字になる。もう赤字ですねもう単年度で。そこでいかに収入部分で上げるかというところが大事になってくると思うのですけれども例えばこの料金徴収業務などはライトアップなんかを経常的にやろうかと思えば夜間だからちょっと給料を高くしなければならぬとかでここも上がってくると思うのです。でもそういうのもやっていかないとなかなかこの赤字というか埋められないというふうに思います。鍋ヶ滝の営業時間、ライトアップの実施など含めて令和6年度はどうなっていますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 令和6年度といたしましては営業時間につきましては今までの今までのとおり9時から5時まで最終入園時間は4時半となりますけれども。閉園時間が5時。こちらのほうで運用を行いたいと思っております。ライトアップの事業につきましては今どういったかたちでその体制づくりといいますか運用を行うに当たってもどれだけの経費が必要になるのかというところを今検討中でございます。また令和5年度にいたしましてはそのライトアップを実施するに当たって昨年の7月辺りの雨で若干その河川前に降りていく段のところ流されたりともありましたので現在補修工事を行っているところです。ですのでライトアップをしないという考えはなくそういったところを実施できるように今進めている段階ではございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 民間感覚から言えばもうそれは取り付ける前に検討すべきところを今から検討していくのかというような気がしたのです。いろんな課題というのはやり始めればまたちょっと対応しなければならぬこともあると思うのでもうなるべく本当令和6年度はせめて令和5年度よりも取付けたライトアップを使う方向でやっていかないと。本格的に使う前にもういよいよ壊れてからライトアップを更新しますかどうしましょうかという話にすらなるのではないかと思います。そうなれば本当にどぶに金を捨てたようなものになると思います。もうちょっと昨年度よりも日数を増やしますぐらいの意気込みはないのですか。

町長（渡邊誠次君） はい、応援いただきありがとうございます。是非私もライトアップを行っていきたいというふうに思っておりますのでどうか御理解、御協力をよろしく願いいたします。

4番（児玉智博君） それは昨年度令和5年度よりも日数を増やすという意気込みというふうに聞きましたので、せめて日数は増やすということで理解していいですか。

町長（渡邊誠次君） はい。今準備をもちろん修理もそうですけど整備も同時進行でさせてもらっておりますし階段等々も設置してから相当年数が経ちましたのでその修繕も行っているところ

でございます。より安全性が図られたら是非私としてはライトアップのほうを進めてまいりたいというふうに思っておりますが、やはり冬場の凍結等々も考えますと若干秋口ぐらいまでかなという表現もさせていただきたいなというふうに思いますのでその部分の日数の検討は是非観光の部署で行っていきたいと思いますけれども、方向性としては児玉議員応援していただけるようにライトアップさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ちょっと私から質問いたします。ソフトバンクホークスについてですけれども、この300万円というと恐らく試合数とかいろいろ関係がありますけれども年間300万円ですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい。年間全額負担金で300万円となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 私はソフトバンクで小国の牛乳、ヨーグルトあるいは小国の観光とかいうのを7年間やってきた経緯がございます。野球教室もやったし年間スーパーシートを2席確保してやってきたのですけれども私は恐らく300万円ぐらい使ったのでは私は目立った宣伝効果はできないのではなかろうかなと思います。私は当初やはり大スクリーンの中に小国のジャージを飼っている農家の皆様のスライド写真を流すのに確か200何十万円作るのにかかったし恐らく使う年は700万円ぐらい使ったのではないかなと。そのときは確かに町の応援もいただきました。やはりせっかく小国町がするなら大ビジョンに小国町北里柴三郎とか鍋ヶ滝とかそういうくらいばっと10秒間ぐらいですけれども出さないとちょっと野球場の隅に小国町出しても野球場の中暗い中ですので目立たないという感じがしておりますのでいろいろメニューがあります。ポイント制ですね。300万円ならこれだけとか、500万円がこれだけ、1千万円ならこれだけ、一番いいのはバックネット裏のいつもテレビ放映するところに1億円でしたらいいんですけど、確かによその町村もしているのを見ましたけれども「町がする宣伝はもったいないな」という感じがしておりましたので、私はせっかくするならいろんな商工観光やらにも補助金がありますけれどもそれらを減らしてでも大々的にやっていこうかというような私は意気込みが必要というふうに思っております。せっかく一試合に3万人4万人集まって来た中でやっぱりあのスクリーンに流したらイメージがいいですよ。やっぱりうわぁと皆さんが。それでやはり小国のジャージ牛乳は高級ブランド牛乳。2回ぐらい値段を上げましたけれども福岡辺りに行ったらジャージ牛乳といったら高級ブランド牛乳と名を売りましたから。皆んなここに杉本さんもおられますけれども上げたときには私言われました。「値段上げて売れないときはどうするの」と。ところが売れないところではない。どんどん福岡で福岡の若い人たちがふだんは安い牛乳を飲みますけれども「あのジャージ牛乳は高いから飲めない。だから飲みたい」という意識がして広まって来たというイメージがありますのでやはり宣伝はお金をかけないと駄目という私は印象を持ってお

りますので、まだ1千万円ぐらい使ってやるならやるで大がかりにやらないと駄目。その代わりにどこか予算を削ってここに持ってくる。私は提案をしておきます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 総括的なお話なので私がお答えさせていただきますと観光部分のほうもしっかり考えさせていただいて予算を付けております。高村委員長言われますように前の実績を私も知っておりますのでまずは300万円で様子を見させていただいて、もっと投資をしたほうがいいというのであれば来年1千万円、2千万円投資をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） 付け加えますので。日田の天領水はバックネット裏に「日田の天領水」と出しております。もう一球投げるたびにそこがテレビに出ますのでやはり一球投げるたびに「小国町」というのが出るくらい宣伝をしないと300万円ぐらいしても何のためにしたんだろうかというような感じになってきますので是非これはもうお金の使い道については無駄なところを削ってここに持ってくるというふうには是非300万円で様子見ではなくてやはり思い切ってやらないといけない宣伝は。恐らく町民は「効果はどれだけあったか」と必ず言われます。それは酪農家も言われました。そしてその後私が見ていたらやめてしまった。効果は数字には出てきません。しかしその大都市に向けるインパクトを作らないと宣伝効果は上がりませんので是非今年は300万円。もうこの300万円春の試合か看板ができておりますか。今からですか。もう恐らく予算は計上したけれどもう先行しているでしょう。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

予算まだ確定しておりませんので実施には至っておりません。

委員長（高村祝次君） これはまず遅くからではいけないわけです。前年度から先に申し込んでいかないと余ったところに書くというような感じになりますのでやはり来年度へ予算をこのくらい取ろうと思ったらもう早いうちにそこをこっちから注文して「ここに張ってください」ということをしていかないと良い場所はとれませんので、それをちゃんと担当係になったらそれを頭に置いてもらいたいと思います。アドバイスしておきます。

委員長（高村祝次君） それでは、暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（午後0時00分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（高村祝次君） 77ページは終わりましたので。

4番（児玉智博君） 小国町観光協会補助金があります。小国町観光協会の組織率は全体の観光事業者のうちの何%ぐらいか分かりますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） その点に関しては手元に資料がないので今お答えができません。

以上です。

4 番（児玉智博君） 加入している事業者の数は分かりますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） すみません、その資料も手元にはないのですがざっくり200ぐらいは100ですか。すみません。

4 番（児玉智博君） それではその上の委託料で小国町観光パンフレット作成業務委託料というのがあります。これ委託するわけですから当然町は直接作らない。委託した先の人を作ることになると思うのですね。町の担当職員がこの観光パンフレット作成についてどの程度関わるのかを教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

こちらの業務委託につきましては、デザインまた写真そういったところの業務委託と考えておりますので基本的には職員が中心となったまた関係者は含めたいと思いますけれどもそういったかたちで進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

4 番（児玉智博君） ある程度のデザインとかそういうもの以外で何を載せるかとかいうのは職員が関わるということでしたが、ちょっと私ですら観光協会の組織率が8割とか9割とかだったらそれはもう観光協会のほうにこのパンフレット作成も自分たちで思うように作っていただいたほうがいいのではないかというふうに言おうと思っていたのですけれども、組織率が分からないのであれですけどでも100ぐらいのそういう観光業者が入っているのであれば組織率も相当高いのではないかというふうに思うのです。やはりどうしても町の仕事でやっしまえばこういう委託料とかも高くなりがちだと思うのです。であれば同じパンフレットを作るにしても観光協会が補助金の中で独自にレイアウト、デザイン関係は委託しないとできないのかもしれないですけども、観光協会が委託したほうがそもそもの委託費用なんか安く済むのではないかと思うのです。ですから補助金がこの2千900万円のままでいいのかといえばその上にある程度の上乗せも必要になってくるのかもしれないですけども、これを町の仕事として委託しなければならない理由というのがあるのでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 今児玉議員が御質問いただいたのは業務委託をしないといけな
いか。

4 番（児玉智博君） 私は観光協会が自分たちで作るかある程度の印刷なんかも必要になるのでデザインまでももちろん観光協会として外部に委託してもいいと思うのですけれども、補助金というかたちで観光協会に流しておきながらこのパンフレットはパンフレットで町が作るという理由が何でなのかということです。

商工観光係長（新家龍太郎君） 観光協会のほうでは言われるとおりパンフレット作成という部分は今現在でも数点今年に入っても1点制作を行っているところです。小国町におきましては小国

町の観光パンフレットというところで確かに観光協会に業務委託をしたり補助金を別途流すことで観光協会が主体となった作成ももちろんおっしゃられるとおりにあるかと思えますけれども、小国町として広く観光客の方に周知ができるようなものを一つ観光振興として持っておきたいというところで今回小国町がこの観光パンフレットの作成というところで予算を計上させていただいております。

4番（児玉智博君）　ということはできたパンフレットは町が作ったものは町が自分たちで使うということなんですか。だから町の観光協会も独自に作っているということなんですか、ではその使い分けとかいうのはどういうふうに想定されているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　小国町が作成するものに関しましては小国町全体を踏襲したような観光パンフレットと考えております。観光協会が今現状作っていただいているパンフレットの種類で申し上げますと、小国女子旅というそれに特化したパンフレットですとか小国土産土産物を掲載したものまた飲食店のパンフレットこちらは会員になられているところを掲載させていただいているようなかたちにはなりますけれども、そういったそれぞれの種別に分かれた観光パンフレットを作成いただいております。もちろん小国町で作成したものになるので小国町だけで実施するというかたちではちょっとそこはなくていろんな飲食店にも置いていただいておりますので観光協会のほうにもそういったパンフレットは掲示用としてまた観光客の方に見ていただけるようにお渡しはさせていただきたいというふうに考えておりますのでパンフレット自体を小国町だけで握って観光振興に使うというような利用方法ではないと考えております。

以上です。

4番（児玉智博君）　ということであれば町が作った観光パンフレットを観光協会の方たちも使い観光協会が作ったパンフレットを町も使うということになるわけですね。町は町全体を踏襲したようなパンフレットを作るというふうに言われました。では分かりました。ただ町全体を踏襲したようなパンフレットを観光協会が作ってもいいのではないかというふうに思うのですが、そこはどうしても町が作らないといけないという何かそういう事情があるのですか。

町長（渡邊誠次君）　これまでたくさんのパンフレットを私も手掛けながら作ってきたところでありまして、観光協会が主眼とするのは観光のみです。ただ小国町が欲しいパンフレットに関しましてはほかに農林業のことも載せまして全体の土地の面積であったりできるだけ多くの情報を載せるようなパンフレットも一部必要でもございますし、これから例えば研修旅行だったり教育旅行だったりというところがある中で小国町の全体の情報を載せたパンフレット等々も必要であるというふうに思います。そこは当然観光協会と連携していきながらどの部分を載せたいという部分はお聞きしたいというふうに思いますけれども、小国町で作る情報課のパンフレットでございまして。観光は中心とはなりますけれどもそれでもほかの情報もたくさん載せるために小国町でといったところでございまして。

以上です。

4 番（児玉智博君） それでは、使用料及び賃借料の住宅賃借料はどこに何の目的で住宅を借りるのか御説明をお願いします。

情報課長（中島高宏君） 住宅賃借料につきましては、地域おこし協力隊の分の住宅の家賃を出すものです。

4 番（児玉智博君） この300万円ということですが、ちょっと300万円ですよこれ。地域おこし協力隊何名分。つまり何部屋分ということでしょうか。

情報課長（中島高宏君） まず地域おこし協力隊が5名で月が最高で5万円補助をできますので、その12か月ということでの300万円になります。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

副委員長（松本明雄君） 商工観光のこれ予算化していないのですが全般でちょっと聞きたいと思います。この頃観光の方が結構来るのですが町内の中に物産館ぴらみっとも閉まっているし「食べ物を食べる場所がない。だからそれをどうかしてくれないか。」とかいう御要望が結構あるのです。ですから町としても物産館ぴらみっとはJAの持ち物ですが今後どのようなようになるかも聞いていないのか。それともうちょっと食べ物屋を増やす方法も商工会と協議していただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 商工会とは当然お話をしていきながらそのような方向で良ければ話を進めていきたいところではありますが、いかんせん需要と供給のバランスというのがあります。コロナ禍の中で飲食店非常にきつい部分がありましたので現時点では例えばコロナ禍であったときの借金借入れのお金の返済も含めまして非常に観光関係の方厳しい状況にもありますので、その部分では話をしていきながら新規参入も含めてしっかり検討させていただきたいと思います。

以上です。

副委員長（松本明雄君） JAの関係物産館ぴらみっとの関係なんかは町としても全然話は聞いていないのですか。

産業課長（穴井 徹君） まだちょっと時期的なものは未定ですが将来的にJAのほうも合併等に向けて整理するというので今境界関係、境の確認ですとかそういったところを行っている状況だと聞いております。将来的には公募で物産館ぴらみっとを多分売却するというかたちになると思うのですが整理していく方向で今動いております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ないようですので、78ページ、北里柴三郎博士顕彰費。

4 番（児玉智博君） 北里柴三郎博士顕彰費について聞きます。まずこの顕彰というのはいわゆる

その人の功績をたたえたりとか広く知らしめたりとかあるいは語り継いでいくことが顕彰だというふうに思うのです。ただこれ商工費のほうに上げられていてまた7日に議決しました課設置条例では今後この北里柴三郎の顕彰というのは産業課の所管になります。つまり町執行部としては顕彰というよりもこの柴三郎が千円になったのを機に一つもうけてやろうというそういう意思というかそれが大きいのかなというふうに感じております。本来顕彰であれば別に商工費ではなくて私は普通というか社会教育費として上げていくべきものだと思うのですが、商工費で上がっているのはこれを1千円札を機に何とか観光客を呼び込むということなのかなというふうに思っております。つまりこれは町長も答弁したそうですのでどういうふうに考えてらっしゃるのか認識をお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 私といたしましては今までどおり北里柴三郎博士がこの地にお生まれになったというところの顕彰を含めて今までずっと学校でもやってきましたしいろんなかたちでやってきましたけれども、学びやの里と連携しながら北里大学と連携しながら今までやってまいりましたのでその中で学びやの里という部分ではずっと情報課のほうでもう児玉議員知っておられるとおりずっとこの場所に科目の部分に上がってまいりましたので顕彰事業も今までこれまでずっと上がってまいりました。今度は産業課のほうにまた移っていきますので議員の皆様方にもそういったところで見てもらうためにそのまま載せているというところで、もちろん商売のほうも大事ですけれども顕彰するといったところも非常に大事でございますので私といたしましてはどちらかというところではありませんが今回これに載っているという部分に関しましてはこれまでどおりの慣例といいますかそういったかたちで載せさせていただいたといったところでございます。

4番（児玉智博君） 別にこれでもうけてやろうというような意思は一切なかったと。なかった。ない。

町長（渡邊誠次君） ある。

4番（児玉智博君） ある。あるのではないですか。あるということでした。

では具体的に聞いていきたいと思います。PRCM作成業務委託料で1千260万円、新札発行記念事業業務委託で300万円、フラッグ等作成・設置業務委託で600万円。また負担金補助及び交付金のほうにも新千円札発行記念事業補助金300万円というふうに出ておりますが、それぞれどういった事業になるのかを説明してください。

柴三郎PJT係長（北里沙耶花君） まずPRCM作成業務委託料から御説明いたします。こちらまずはシアターホールを含む北里柴三郎記念館と加えていよいよ新千円札が発行される年となりますので新千円札の肖像画である北里柴三郎博士の生誕地が小国町であるということをアピールするテレビCMを制作し集客及びPR活動を行うものでございます。

次に新札発行記念事業業務委託料でございます。中身につきましては式典、イベント関係で150万円。あと医学セミナーを行います。これで150万円としております。この医学セミナー

というのは北里大学と連携し医学セミナーを開催する業務の委託料としてあります。

最後にフラッグ等作成・設置業務委託料です。こちらのぼり旗及び街路灯フラッグを町内各所に設置し新千円札発行の年を盛り上げるものとなっております。

補助金最後です。新千円札発行記念事業補助金です。こちら商工会が予定している新千円札発行記念イベントに関する補助金となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） CMは大体何秒ぐらいのCMを何本作ってそしてどういったところでそれが流されるのか教えてください。

柴三郎 P J T 係長（北里沙耶花君） こちら令和5年度今年もPRCM作成しております。地方に関しては福岡、佐賀、熊本、大分のほうで放送させていただきました。来年度につきましてまだ検討中ではあるのですが同じような感じで後々は九州のほかの鹿児島、宮崎とかも含められたらこれは検討していくところであります。

以上です。

4番（児玉智博君） 今流しているのは何秒間のCMを何種類それがあって、九州管内の地方局で流しているということでしたが今度は何本作ってテレビで流すのですか。

柴三郎 P J T 係長（北里沙耶花君） 令和5年度は15秒と30秒を作らせていただきました。本数はそれぞれはちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんが、15秒と30秒合わせて273本令和5年度は流させていただいております。来年度も予算の関係とかそれぞれの単価とかもありますが同じぐらいの本数で流させていただきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） いや何回放送したかではなくてその種類を聞いています。だからバージョンがある。

柴三郎 P J T 係長（北里沙耶花君） 来年度も15秒と30秒それぞれ作って流そうと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） これはつまり北里柴三郎博士の顕彰に特化したもので特別ほかの農産品とか温泉であったりとか特産品、ほかの観光スポットとかそういうものは紹介するものではないのでしょうか。その顕彰に特化したもので1千260万円というのが果たして妥当かと思うのですが。例えばこのCMを流すことで入館者数にどれほどの影響があるとお考えなのか。令和6年度の入館者数、入館料収入がどの程度で考えられているのか御説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 補足があったらまた担当が答えると思いますけれども。費用対効果の部分も非常に大事かもしれませんがいかんせん来年7月に北里博士が千円札のお顔になられるという相乗効果を考えさせていただいて今回CMを一昨年からですかねいろいろと対策を講じて来ている

ところでありますけれども、来年まではしっかりと考えさせていただいてCM等を流すことによってたくさんの方にまず小国町を認知していただく。北里柴三郎博士が小国町でお生まれになられたということを知らない方がまだ日本全国中にたくさんいらっしゃいますので、その部分ではお知らせをするために非常に大事なCMの業務ではないかなというふうに思っております。もちろんそれにプラスしてたくさんの方に来ていただくというところはもう間違いないところがございます。

柴三郎 P J T 係長（北里沙耶花君） 今年度令和5年度もPRCM作成させていただきました。今年度は1月20日から2月12日まで福岡、佐賀、熊本、大分のほうで放送させていただきました。通常この冬の期間は閑散期でありまして例年来館者が大変少ないのですが、このCMの効果がありまして今年の2月の来館者は4千人を超え大変多くの方にお越しをいただいております。来年度につきましてもこの閑散期の時期に合わせてPRCMを放送して北里柴三郎記念館及び小国町への観光客の増加を図りたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） TVCMで1千260万円。年間このぐらい多分かかると思います。ただインフルエンサーとか使うのは考えてないですか。

町長（渡邊誠次君） もう観光協会のほうでいろいろなお話もあっているというふうに思いますのでもちろん相乗効果があるようにインフルエンサー今年はなかったかもしれないけど去年の部分では小国町観光協会のほうでも頑張っていただけというふうに思っております。この部分に関しましては予算がこういうふうになっているのが一つ。それから国と県の支出金が予算書にも出ておりますけれども半分補助が頂けますのでその部分では有利な補助を使わせていただいて、できるだけそんなにこの補助もずっと続くわけではありませんのでこの補助があるうちに半分の経費で倍の効果を生み出したいなというふうな考えでもございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 事業柄私が何しているか皆さん知っていると思っておりますけれども、今テレビCM、インフルエンサー等を使ったときの告知効果というのはもうはるかにインフルエンサーのほうが高いです。10万人とか50万人とか以上のインフルエンサーが1日来て取材して動画作って流すだけでその人が旅系のユーチューバーだった場合反響は物すごいのでその辺は効果を考えるのでしたら多分こんなに要らないですもんね。その辺も考えられたほうが良いと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） その部分もしっかり検討させていただきますがやはりASOおぐに観光協会の部分でまたそういったところの動きを見せていただけると町のほうも予算化できますのでよろしくお願ひしたいと思います。

4番（児玉智博君） 2月に4千人で来られたということでこれは確か今町内の人は無料で入っていた時期もあったかと思うのですがなので分かると思いますけれども、町内の人とあと町外の方がその4千人の内訳が何人ずつかというのをお尋ねしたいのと。またこれ開館してから2月ですので半年ぐらいしか経っていないわけです。この4千人をどう評価するかなんですけれどもオープンして半年で4千人も来たと言うのか4千人しか来なかったと思うのかという判断はどのようにされていますか。

柴三郎 P J T 係長（北里沙耶花君） 2月が4千人を超えたというところですがけれどもこの町内の方と町外の方の内訳の数字はちょっと持ち合わせておりませんのでお答えできません。

それとオープンしてからの入館者数というところなんですけど2月が4千138名というところで2月だけで4千人です。令和5年度で申し上げさせていただきますと4月から2月までの合計が2万7千173名の入館者数となっております。

以上です。

情報課長（中島高宏君） 先ほどから4千人とかいう数字がありますけど去年の数字で言えば去年が2月だけで1千人でした。それに比べて4倍も入っておりますのでそれについてははい。はい。年間3万人という予定を立てておりましたので予定どおりの数字だと思っております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。79ページ。土木費、土木総務費。

副委員長（松本明雄君） 急傾斜地ですよ。今工事しているのが南小国町との境までいっていきですけど今後今度は新橋のほうにいくこの予算なのかお聞きします。

建設課長（小野昌伸君） この予算はあくまでも新規の場所が今付いています。今工事のほうは関田、新橋付いていますが多分繰越しがあっていると思いますので繰越しをしながら継続してやっていく。今回のこのお金の中で一番ウエイトを占めているのが向鶴。令和2年の災害で崩れた斜面を今度ロープネットで覆うということで最終段階の工事が行われます。これが6千900万円の3分の1ということで。あとが新規事業では北里の長田地区。北里大社から長田に向かってその集落を今から地質調査、設計をしていきます。それと下町。これは鏡ヶ池様の上が未施行のところがありますので非常に地元からも要望があっていましたので何度も県にお願いをして鏡ヶ池様の上部の法面の保護を行う。これも地質調査と設計となっています。あと道路改良で言えば今回上がっているのが杖立地区の側溝修繕ということで杖立に入る杖立橋の手前。冠水時に水が抜けなくて非常にいつも冠水するところがあります。特にカーブで危ないのでその流末処理を行うというところ。今まであった急傾斜の関田、新橋。道路でいえば県道北里宮原線においては今回が知事選もあって骨格予算なものですから今から県のほうもこの三つにおいては補正を上げていくというところで聞いております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 79ページありませんか。

それでは80ページから81ページ。

9番（久野達也君） 水道総務費について少しお尋ねさせていただきます。負担金補助及び交付金の中でもう条例も通りましたし下水道も簡易水道も企業会計ということでなっております。それから事業調書によりますと補助金等の調書で水道、簡易水道、下水道ともに要は起債の未償還額に関する部分での補助が上乘せされたということで今回出ておりますけれども、例年ベースでいきますと例えば簡易水道やなんかは特別会計の繰出金はなかったですね。それから上水道についても交付税措置の基準内繰出がなされておりました。下水道については当然資金不足でしたので出ていたのですけれども今回のこの予算総額の1億2千200万円は例えば企業会計に移ってからの初年度の一過性の補助金なのか。今後続いていくのかそこをまずお尋ねします。

上下水道係長（宇都宮愛子君） はい、お答えします。

久野議員おっしゃったとおり企業会計に移行したことによる補助金の増になっているのですけれども水道補助金は今までどおりの交付税措置される分が今後も継続していく見込みです。下水道補助金につきましては今回企業会計に移ったことにより今まで一般会計のほうで見てもらっていた人件費を下水のほうの会計で見ようになったのでその分が上乘せになっておりましてこれは今後も継続していく見込みです。企業会計に移ったことによる一過性の部分についても内容が赤字補填を含む部分もありますのでその分は継続していくかなと思っております。簡水につきましては今年度企業会計に移行することのために起債を借りているのですけれども、その分が6年度以降負債として残っていきますのでその分をちょっと補填する収支のバランスをとるために一時的にちょっと補助をしてもらおう感じで翌年度以降は起債の償還に対する交付税措置分だけを補助してもらおうと思っております。

以上です。

9番（久野達也君） 説明了解しましたけれどもでしたら今後考えられるのは簡易水道補助金については起債償還の交付税措置がある分。それから当然下水道については人件費相当額等が生じてくる。簡易水道についてはであれば今回出したのは会計上は簡易水道の中の余剰金という言い方がいいかどうか分かりませんが会計発足当時に出した補助金がこの簡易水道企業会計の中で管理していくということで解釈すればよろしいですか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） はい、お見込みのとおりです。よろしく申し上げます。

4番（児玉智博君） 土木総務費の負担金補助及び交付金の道路施設保全改築費（市町村道過疎代行）です。鍋ヶ滝線の県の工事代行分の町負担分が3千万円出ています。令和5年度予算の補正では既に1千万円もう議決予算が付いておりますのでそれと合わせれば4千万円これで町が付けたこととなります。工事全体としては10億円が見込まれておりましてその15%が町の負担ですのでおよそ4分の1これは町が予算を通したことになります。集落内をこの新設道路が通る西の下組からは組と町との間に覚書を締結することが求められております。この予算が出たという

ことはその覚書というののもう締結結ばれているのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。明日西の下組の要望の一つであります町道蓬莱線予算上げさせてもらって今繰越しでやっている部分ですが、その部分の測量会社も決まりましたので測量の立入り及びこの覚書がほぼ完成いたしましたので組長と御相談いたしまして明日の午後から立会い人終了後に覚書の内容を見ていただいて締結の運びのほうに進んでいきたいというところで今明日の段取りしているところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 当事者の方たちより先に議会が聞くのもあれですけども大体西の下の方たちの要望にはどの程度応える内容になっているのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 明日また議員さんも一緒に立ち会っていただくということで明日正式にお見せしますけれども四つほどいろんな案件ができて先ほど言った町道蓬莱線の道路改良と蓬莱川、本村川の河川掘削。もうこれは完了しています。一部局部改良もお願いしていたのでちょうど下流のほうで県の工事があるので私が土木部長のほうと話しまして上のほうの局部改良もせっかくなら今の計画に入れてくれというところで御相談しましたら快く承諾してくれていますのでその旨の報告をいたしたいと思っております。それから一番メインでありましたボックスカルバートを架橋して橋りょうを架けていくというやつをもうどうしても壁ができるので2径間で飛ばしてくれというところ。ここもある程度土木部長との最終的に道路保全課の承諾まではいっていませんけど「ほぼほぼいけるのではない」というところが出てきていますのでその部分。もう一つが交差点387号線のタッチのところと別々に出していただけると助かるなど。これにおいてはもう何度も事前協議を警察のほう県警のほうとしたのですが、どうしても近場に2本出すと事故のもとというところで明日緩和的措置として緩やかなタッチも考えて図面を三つほど用意していますのでそれを見ていただいて最終判断というところを仰ぎたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 信号は。

建設課長（小野昌伸君） はい。その交差点の部分におきましてちょっと今のところまだ信号は県警としては付けられないというところで回答はいたしたいと思っております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 今は新しい話でしたが僕は81ページ。橋りょうとトンネルの点検で毎年毎年予算組んでいます。決算のとき聞けばいいんですけど毎年毎年傷んできていると思います。がランクが下がっているような橋はないですか。

公共建設係長（秋吉康成君） 令和4年末で被災度判定3以上の橋が34橋ありました。今年度委託して結果が出ておまして判定2から3に上がった橋りょうが2橋。昨年度中に工事が終わった橋りょうが3橋ありまして3判定から1判定に下がった橋りょうが三つありまして全部で3判

定以上の橋りょう36橋あるのですけれども今までで対応済みで12橋ほどあります。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにありませんか。では82ページいきます。それと83ページの下段まで。

4番（児玉智博君） では82ページの道路新設改良費の中で実施設計委託料3千200万円。これは鍋ヶ滝のカントリーパーク事業のための実施設計委託料です。まずこの鍋ヶ滝について言えばコロナ禍以降予約システムの導入であったりとかあるいはこの鍋ヶ滝のバイパス、ライトアップそれから今度カントリーパークというふうになにか次から次へと新たに事業が出てくるわけです。もうこれはもう歯止めのない鍋ヶ滝開発というふうには私は受け止めているのですけれども、これはもう鍋ヶ滝に幾らつぎ込むのかと。しかもこれ全部起債ですよ。この委託料それから先ほどの道路建設の負担金。今後もカントリーパーク以降も新たな開発というのは続くのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 方向性として私のほうからお話をさせていただきますと財源の内訳からいくと国庫のほうで半分付いておりますので社交金を使わせていただくと。社交金が半分その後で起債が過疎債を使わせていただくというところまでできるだけ有利な起債と補助を今回も使わせていただいているというのは1回置いておきたいというふうに思います。ただ大きな鍋ヶ滝に関して想定している範囲内では今回の大きな事業でこの取得してその後カントリーパーク構想で総額で2億2千万円だったですかね。というところ取りあえずは私のほうもそれ以上大きなお金を入れるといった考えは基本的にはないです。

以上です。

4番（児玉智博君） この事業ですね要するに去年の8月に大体全町民に対して説明があってその前段階ではこの議会でも予算とかそういったもので説明もございましたがバイパスの事業ですね。そのときにはこのカントリーパークというのは町長の頭にもなかったのですか。

町長（渡邊誠次君） 用地のことがありますので確定するまでは皆様方にはお届けしないほうがいいと思っていたのが一つ。ただ構想の中ではどうか写真に写っている場所ですね。鍋ヶ滝と言われているふうに写真で写っている場所に関しては何とか町のほうで用地を取得させていただいて全体的なカントリーパークといいますか今カントリーパークとしか名前が付いておりませんが、けれどもカントリーパーク事業で行いたい。もう一つこの事業を行う一番ではないですけども目的といたしましては駐車場の整備。これにはバイパス工事の中で補助金は付きません。ですのでどうしてもこの駐車場を整備するために1億円ほどかかりますのでその1億を捻出するために社交金も導入しないと。単費で1億円というわけにはいかないもんですからこの社交金を使わせていただいたといったところ。それから用地を購入といいますか町のものにというところその部分も含めまして社交金を使わせていただくところが一番事業的にはいいのではないだろうかといったところでカントリーパーク構想を建設課のほうで考えて国交省のほうにお願いして今皆様方

にお示しをいたしているところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 要するに鍋ヶ滝で大体よく見る写真はもちろん兩岸から撮った写真あるのですけどどっちかというとな有名なのが左岸側から撮った写真ですね。要するにその右岸側の山が背景として写りますからそれが町有地ではないからというのもそれはちょっと僕も理解に苦しむわけです。鍋ヶ滝に限らずいろんな特に風景写真とかは要は例えば大観峰から阿蘇五岳を写した写真。もちろん阿蘇五岳は五岳として山なんですけれども阿蘇谷の中の田んぼとかあるいはその町並みとかはそれは市有地でも県有地でも国有地でもないわけです。別に何の問題もないわけです。別にそれが例えばホームページとか雑誌に載ったからといって怒る農家の方とか住民はいないと思うのですけれども。何かその写真に写るところが町有地ではない厳密に言えば鍋ヶ滝公園ではないというところ。そんなこだわる問題ではないかと思うのですけれどもそれはどうしてなのでしょう。

町長（渡邊誠次君） こだわる原因は写真に写っているからという原因ではなくて観光に来られるお客様たちがその用地に入る可能性もあるといったところ。それから境の部分だったりとかこれから事業をする中で今回1月から3月まであそこの場所を補修工事しておりますけれどもそこでその場所を通過して工事をしないといけなかったりとか例えば用地を購入しないとそのカントリーパーク構想の事業に載らない。4万平米以上ないとカントリーパーク事業の構想に載らないといった様々な要綱といいますかそれがあったものですから今言ったように4万平米の敷地が必要である。それから社交金を適用するにはカントリーパーク事業しかなかった。それから用地ももちろん写真も含めて相手様に今まで多大な御迷惑もおかけしていると私は思っている。児玉議員はお掛けしてないというような表現を先ほどされましたけれどもそれ写真だけだったらそういった感覚もあるかもしれませんが、私の中では御迷惑をおかけしているなというふうに思いますのでその部分では今後いろんな御迷惑をおかけすることがないように町のほうでしっかりと管理をしていくことが必要ではないかと思ひまして今回。今言った案件今四つも五つも言いましたけれども様々な案件があってカントリーパーク事業をまずは用地購入で1億4千万円ですけれども用地購入だけで3千万円ですけれども上げさせていただいているというところでございます。あとは5年間かけて事業をできるだけしていきたいというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） すみませんね。御迷惑をおかけしているというのはちょっと主観だけで言ってこの3千万円何しろ動くわけですからそれは個人のお金ではなくて公費がですね。だからもうちょっと聞きたいのですけど。それは確かに勝手に山の中に上って行って立ち入ったりとかあるいはそこでごみを捨てたりとかいうことがあってはならないわけですけれども、ただあそこに入っていきような人がいるような簡単に立ち入れるようなものでもないのではないかと思うのです

が。その中に入ってごみを捨てたりとか用を足したりとかそういう問題が実際発生しているわけですか。

建設課長（小野昌伸君） 今ほとんど重要政策のキーポイントは町長が御説明したとおりでございます。まずは駐車場の整備。駐車場の整備から言いますと道路改良で出た残土第4駐車場に3万立米ほど要ります。これを別から持って来て舗装まで仕上げるとなると約2億円から3億円かかります。道路改良のほうも捨場が見つかって非常に効率が上がる。単価も安くなる。持ち出しが要らないということで。しかしながら路盤と舗装に関しては道路改良では見られないよと。5千平米6千平米ありますので。100平米ぐらいならできるのですが5千平米6千平米あるととても事業は追いつかない。そしてあと集排からの流末処理等々もありまして約1億円。駐車場を整備すれば大型車10台、普通車35台でトイレも必要になってくるだろうということで今あるトイレ同規模の多目的トイレも入れて建設を考えております。それで大体1億6千万円ぐらいになりますので休憩所も入れてです。今回の事業の80%はその第4駐車場につき込む。もう一つ重点ポイントが用地買収。これに関しては今町長がおっしゃったとおり修景というところも一番大事なところなんです。この修景が崩れてしまうともう滝の価値がもう全てなくなるといいますか。修景があつての滝というところもあるのですが一番は滝の裏を回って向こうに人がたまるではないですか。そのたまったところも地権者に言わせれば自分の河川かもしれない。地籍が終わっていますけど河川若しくは自分の土地かもしれない。下流側に行くと結構石を積んだりして山の中に入って行って人も入ってくる。地権者が一番心配しているのはこれだけ年間何十万人も来るといふ土地であれば倒木等とか上から岩が落ちてきたりしたときに「私は責任はとりきれないよ」。自分の土地であつて自分の土地でないようなもの。非常に近頃聞いた話によりますとああいう風光明媚な土地なのでいろんなところから土地を売ってくれないかという話もあつているそうです。そういうところでそういう話も二、三聞きながら去年の夏ぐらいですか町長と現場を見ながら全部地権者と立会いをしながら何とかこういう町が鍋ヶ滝というところで観光客を寄せるのであれば「私は責任はもてないよ」と。木を切るといってもすぐは切れないいろんな開発をしろと言ってもできないというところでもう町が管理するべきではないかということではばらくもう五、六年前ぐらいからの懸案だったらしいです。何とかこの案件と第4駐車場という案件がさっきも言ったようにもう最終段階の鍋ヶ滝にお金を投資する最後の案件と思つて動き出したところがこの事業の採択です。一番よかったのは2分の1の駐車場の補助が出る。採択要件が4ヘクタール。土地と立木補償に関して3分の1補助が出るよということでこれなら土地も要望どおり買えるし駐車場の整備もできるということでこの事業はもう国県が肝いりで見つけてきてくれた事業でもあります。私たちも何度も国交省及び県に運びながらやっと1月に本要望に持込みました。そういう両方の要望が合致したというところで一つは観光客の安全を守るというところを「もう個人ではできない」、「町何とかしてくれ」というところから動き出した事業でございます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにありませんか。

副委員長（松本明雄君） 住宅費のほうに入っていきます。柏田住宅に結構御要望があつて次に入りたいという方が結構おります。町としては何部屋かまとまって抽せんをしていると思いますが、やはりもう空いたとき空いたときにしていただくほうが相当待っている方もいらっしゃいますので。待っている方も高齢者の方が多いです。ですからその辺ももう少し検討していただくのこの前議会のほうで保証人も1人にしました。本当はゼロにさせていただいたという御要望もありましたが建設課として1人になって連絡の仕方とかいろんな困ったこととかあれば教えていただきたいと思います。

公共建設係長（秋吉康成君） 連帯保証人について先にお答えをさせていただきたいと思います。

まず連帯保証人が2名から1名になったことによって2名のうち1名の方が県外の方で今許可をしていたところなんですけれども町内の方が亡くなったりして県外の方に連絡を取ろうとしてもなかなか取れなかったりというのがあったりしてそういったところが1件2件あたりはしました。連帯保証人1名にしたことによって申込みがしやすくなったということでは決定時点で1人になっておりますので申込みが増えたという事例も確かにあります。柏田の空き室については今修繕のほうを頼んでおまして4月ないし5月の広報に載せて4戸ほど次回の抽せんをしたいと思っておりますし、また空いているところもありますのでまた順次修繕をしながらできるだけ間隔詰めて抽せん会のほうは御案内できるようにしたいと思います。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 僕もちよくちよく建設課のほうに行つてお願いしているのですが、やっぱり早め早めにやっていただいて住宅のほう待っている方がいらっしゃいます。でないと南小国町に結構住民票を移している方もいらっしゃいますのでよろしくお願いします。

委員長（高村祝次君） ほかにございませぬか。

ないようでしたら。

4番（児玉智博君） 住宅に関してちょっと私も聞いておきたいのですが。なかなか倉原住宅なんかはスロープがあつて車椅子なんかでも部屋に出入りできるようになっています。柏田住宅も何部屋ですかね8部屋はなっていますけどまだ1階部分でもそういうスロープとか設置していないところですね関田住宅なんかも含めて。今から先は空いた時点でそういうバリアフリー化をしていかないと高齢者なんかが増えて大変なのではないかなと思うのです。ある介護関係のお仕事をされている方なんかとお話ししますと特に柏田住宅なんかの2階以上の部分なんかに住んでいると1階部分に住むよりも必要な介護サービスというのがどうしても増えてしまう。そういうバリアフリーを一方で進めていかないと介護給付費がこのままだと幾らあつても足りないよというようなことを言われている方がいて私もなるほどなというふうに思ったのですけれども、そういう

ことをできる部分をちょっと公営住宅としても頑張っていたきたいと思いますがいかがでしょうか。

公共建設係長（秋吉康成君） バリアフリーといえますか柏田のほうで先に説明しておきますと6号棟、8号棟、9号棟、10号棟ごとに身体障害者世帯向けが2戸の4戸ずつ。あと高齢者世帯向けが9号棟、10号棟に2戸ずつの4戸はあります。身体障害者向けのスロープを作るに当たっても向こう側の玄関から反対側のドアの改修等々が必要になりまして、そこら辺は検討できるかなとは思いますが2階以上の方の車椅子になりますとどうしても階段の性質上2階のほうに車椅子の方が入れるような構造にはちょっとできないというふうなかたちで一度設計者のほうとは話をしておりますのでそこについてはちょっとできないかなとは思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） それからちょっと松本議員も先ほど聞かれましたけど空いてから次の人の抽せんを行って次の人が入るまでのサイクルですね。内部ではどのようなルールになっているのでしょうか。特にちょっと私気になるのが関田住宅なんかは今かなり空いているのではないですか。私が年が明けて1月か2月にちょっと行ったときには大分郵便受けに空きのアレが貼られていましたけれども、やっぱり民間感覚から言えば1か月あそこが埋まらなければ収入が減るわけです。大家さんにとっては死活問題ですのでそうなればもう恐らく不動産屋さんに早く入れてくれというふうに催促すると思うのですが、役場はなかなかそういう民間意識的な部分は働きにくい部分もあるかと思いますが今どういうルールになっているのかお聞かせください。

公共建設係長（秋吉康成君） 私が事務を引き継いだときに抽せん会のベストとして聞いているのが3戸から4戸空きが出た状態で抽せんするのがベストと聞いておりまして、3戸4戸空きが出そうなときに抽せんをしようと考えております。関田については2月ぐらいに抽せんをしまして一応4戸埋まりました。辞退されている方も出ておりますので補欠に今から聞き出して補欠で当たった方に入りませんかという御案内をしようと思っております。また関田のほうも1月いっぱい出られた方1名おりましてまたその部分は空きがあるような状況です。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

ここで暫時休憩いたします。次の会議を2時10分から再開いたします。

（午後1時59分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

委員長（高村祝次君） 105ページの災害復旧費。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） それでは、歳出が終わりましたので質疑漏れございませんか。

4番（児玉智博君） 75ページ、観光費、役務費なんかで浄化槽法定検査料とか清掃料、汲取り料、清掃手数料等と出ておりますが、恐らく観光地などの公園の公衆トイレなどかと思えます。それでそういった公有地とか公園などの公用地において具体的に六花園に去年祠が作られています。いわゆる宗教施設ですけれども公有地にそういうのが作られるのは政教分離から考えてちょっと妥当ではないような気がするわけですけれども、なぜあそこに設置することを許可したのか御説明ください。

商工観光係長（新家龍太郎君） 町としてはひとまず祠というものはモニュメントとして考えております。今どのようなかたちで利用されているかというところについて一番街の商店街の方々が地域を活性化させようというところで観光客の集客に向けたパワースポットめぐりというもので利用をされているというかたちで認識をしております。また祠の周り水が流れておりますけれどもあそこの清掃等も地域の方が力を合わせて清掃等も行っておりますのでそういった観光振興の面でも地域が盛り上がるというところで認識をしております。

以上です。

4番（児玉智博君） その地域の方たちが要はあの祠に魂を入れるとってまずその静川水神とってのぼり旗なんかも上がって水神という要は神様一つですよ。魂を入れるとって祝詞なのか何なのかそういう祭祀が開かれたとも聞いております。恐らく来られた方も多分宗教法人か何かつくられている方だとは思いますが、あそこをお参りすることでくじが当たりますよということをPRしているわけですよ。要はなんらその科学的な根拠はないわけで参ったからでは何で当たるのかというのは科学的な証明はできません。神秘的なものです。これ宗教施設なのではないですか。

町長（渡邊誠次君） 政教分離というところの原則でありますけれども私はその中に解釈の余地があるというふうに思っております。原則で言うと国民一人一人の信教の自由というのを保障することというところでありまして、逆に言えばその趣旨に反していないのであればしっかりと先ほど答弁の中で地域の活性化といったところもあるかもしれませんけれども一般的には宗教的な性格を有する施設というのはほかにもひょっとしたらあるかもしれませんけれども同時に歴史的な解釈だったりとかいろいろな解釈の仕方があると思います。その中で地域としては観光資源といったところで町のほうに言って来ているわけでございますのでその分の社会的な価値とか意義とか観光的な部分に関して使用というのができるという場合もあり得るのではないかなというふうに思います。このような場合は社会通念に照らし合わせて総合的に判断すべきといったところも受けておりますので私のほうではそういった考えのもとであれば観光施設であるといったところで判断をさせていただきました。

4番（児玉智博君） 本会議でも御紹介しましたがけれども平成27年に地縁団体の登記の要件が緩和されました。それまでは地縁団体の場合もその構成員の人たちも一人一人の承諾がなければ登

記はできなかつたのですけれどもその地縁団体ということで株式会社とかと同じような扱いで登記ができるようになったわけです。それを基に城村下組昔平成3年の台風19号で倒れた城村観音杉があるところ。恐らく町の文化財に指定されていたのとそういう経緯だと思ふのですけれども。要は木を町が買い受けたわけです。ずっと昔に。そのときについでに周りの土地も町が取得したのだと思ふのですけれども。あそこが杉が倒れて文化財もなくなった状態でずっときていたわけですけれども27年に当時の北里耕亮町長はやはり公有地の上にその観音杉の隣に昔から御大師様の社がありましてそこで毎年お祭りなんかも地域の人がやっていたので、やはり公有地の上にそういう宗教の施設があるのは望ましくないということでその土地を地縁団体城村下組に譲渡したという経緯がありました。別にそこに祠があつて御大師様があつてそこで神主さんが来て祝詞をあげたりとかお祭りを地域の人がしても別にそのほかの人の信教の自由が城村上組の信教の自由が妨げられるかという一切妨げられません。そういう意味ではコミュニティスペースということも言えるのかもしれないですけど、当時の町はやはりその政教分離に照らすとそれは望ましくないということでその土地をもう公有地ではなくしたわけです。今回はその公有地に観光施設だモニュメントだという解釈で祠を建てさせたわけですけれども全くその当時の対応と真逆の対応となつてしまつています。やはりそのときそのときで行政の判断が変わつてしまうというのは公平性とかに照らしても望ましくないと思ふのですけれども、やはりこの一貫した対応というのはできないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員の解釈としてはそういう解釈もあろうかと思ふます。ただ町の解釈としていたしましては先ほど言ったように社会通念上の理解ということで町のほうでは今回はあれはモニュメントであり観光的な施設であるといったところを受けておりますのでそういう判断を今回は社会通念上というふうに考えてそういう判断をさせていただきました。

以上です。

4番（児玉智博君） いや私の解釈ではなくて当時の町の解釈。今回も町の解釈。町の解釈が違うのではないですかということを言っています。

町長（渡邊誠次君） 当時の北里町長はそういう観念があつて社会通念といったところの部分で判断をされて「これはいかな」というふうにおっしゃつたというふうに思ふます。完全に場所も同じであれば町も同じ判断をせざるを得ないと思ふますけれども、この社会通念上の理念この部分では幅が広いというふうに思ふますので私は今回は意見ではないというふうに思つております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑漏れがございませんので、これより歳入に入ります。

12ページの地方譲与税、森林環境譲与税がございます。12ページです。森林環境譲与税。

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) ないようでしたら14ページ、分担金及び負担金で光ファイバー加入分担金、国有地貸付分担金、林道舗装工事分担金。14ページです。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 次は15ページの光ファイバー使用料。

4番(児玉智博君) 商工使用料の鍋ヶ滝公園入園料について伺います。これは4千500万円は大体何人の入園者を見込んでの数字でしょうか。

商工観光係長(新家龍太郎君) はい、お答えいたします。

令和4年度実績になりますけれども令和4年度で入園者数が16万3千人の来園者があっております。入園料の総額が4千690万円ですので約16万人ほどを見込んで4千500万円という計上をさせていただいております。

以上です。

4番(児玉智博君) 令和4年度ということになりますと昨年度ということですね。昨年度というのはなかなかコロナ禍のまだ皆んな注意していた。ちょっと気をつけなきゃなという雰囲気ややっぱりありました。もう1年経ってみると全く違ってむしろ経済を動かしたほうがもう動いたほうがいいんだというような認識になっていて予約制ですので枠数はあると思うのですがその中でいろいろ見直す部分もあると思うのです。見直して16万人だったけれどももうちょっと枠を増やせるのではないかとか1枠の人数もちょっと改善できるのではないかとというような検討もちょっと日々。なかなか予約制というのも始めて何年かぐらいしか経っていないのでまだまだこれからノウハウを蓄積しなければならない段階だと思うのですがそうしたところの見直しというのはもう行われたいということですか。

商工観光係長(新家龍太郎君) 児玉議員がおっしゃられることは今後もちろん検討していかねばならないことだという認識をしております。予約システムの上限を開園して358日ぐらいで換算しますと年間で60数万人が入るような入園状況ではございます。ただあくまで大型連休に入園者が集中したりですとか冬季の時期にはどうしてもやはり入園者が少ないという状況もありますので年間通して入園者の上限辺りは再度検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長(高村祝次君) 15ページの土木使用料までございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) それから16ページ、水道使用料、衛生使用料。ございませんか。その下の農地等証明手数料、光ファイバー休止・再開手数料。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長（高村祝次君） それから18ページ、商工費国庫補助金道、土木費国庫補助金、災害復旧費国庫補助金。18ページです。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） それでは20ページの県支出金、農業委員会交付金。その下が21ページまでです。災害復旧費県補助金まで。中に教育費県補助金が入っておりますがここははずします。6番。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら22ページ、商工費委託金、土木費委託金。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 23ページのその他財産運用収入、Jクレジット売払収入。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） そしたら、23ページ、農林水産業費寄附金。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 25ページ、款の20諸収入、農業費受託事業収入。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 次は26ページ。諸収入、IRU利用収入、光ファイバー引込工事費収入、森林総合整備事業補助金。ございませんか。小国堆肥売上、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 以上で、質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 歳入歳出それぞれ質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 一般会計予算歳入歳出が終了いたしました。

それでは質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

まずおぐにチャンネル番組制作委託料は、光ファイバーを利用した各家庭で視聴できるおぐにチャンネルの週刊おぐチャンなどの通常番組やあるいは特別番組合わせて年間70本程度のその

番組の制作を委託するものであります。総額が1千121万2千円ではありますがこの予算額の一般的な市場における値段として妥当性などの検討は全く行われていないということが分かりました。言わば受託者の言うがままの値段を計上しているということでもあります。このようなまるで殿様商売のようなものに町が言われるがままの公費で契約をすることはあってはならないと思います。せめて毎年週刊おぐチャンは週に1本ということでありましたがその本数を増やす努力を促すとかあるいはその受託者が町からだけの仕事を受けるのではなく、やはりほかのテレビ局であったりとかそういったところからの新規の仕事を獲得することによって町の仕事も値下げする努力をするなどそういった努力の方向に仕向けるのも町の役割なのではないかと思えます。

また鍋ヶ滝関連の経常的な運営につきましては、多額のお金を投じたライトアップの活用が全くこれまでの水準に収まるなどせつかくの公費を投じて付けたものをより活用しようという姿勢がとても見えないような内容となっております。

加えて際限のない鍋ヶ滝開発は続けられます。鍋ヶ滝線の町負担分3千万円やあるいは新たなカントリーパーク事業2億2千万円に及ぶ事業の設計費なども組み立てられています。3千200万円です。ね用地購入費も含めて。しかもその財源というのは全額鍋ヶ滝公園整備事業という土木債で賄われることになっております。64億円を超える町の起債残高。そして令和5年度の第10号補正ではおよそ3千万円公債費が増額となりました。それは5年前に記載をした過疎債などが利率の見直しにより当時0.01%だったものが0.2%あるいは0.3%と利率が上げられたことによる公債費の見直しであります。今新たな起債を起こすことにより将来的には同じようなことになるのではないかと思います。ですからこの起債というのも今の経済情勢から見ればもうゼロ金利なんていうのはもう過去の言葉だと思います。より慎重に行われるべきであります。「せつかく半分は交付金が出るから」と「残りの分は起債をすればいいから」とかそういう安易な開発を行うべきではないというふうに思います。

以上のことから本委員会に付託されました一般会計補正予算の款目などにつきまして反対であることを申し述べまして討論を終わります。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和6年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（高村祝次君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は可決すべきとされました。

続きまして、議案第19号から議案第21号につきまして、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いいたします。なお、7日の本会議で各所管に属する事業会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。追記の説明はありません。御審議よろしくお願
いいたします。

委員長（高村祝次君） これより議案第19号から議案第21号について質疑に入ります。

なお、事業会計は歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 1点だけ。議案第19号の小国町水道事業会計予算書についてです。水道料
金の改定ということで今年の4月1日から実施されるかと思えますけれども、それによる効果と
いうのはどのようにこの予算書では反映されているか。説明ができますなら。

上下水道係長（宇都宮愛子君） はい、お答えします。

料金改定の効果ですけれども厳密に言うと4月1日改定ですが6月の料金から上がりますので
10か月分を上がったところで計上しております。一応平均が18%増ということで改定してお
りますので5年度の直近までの平均値をひと月当たり980万円だったのですけれどもそれを1
8%上乘せしたところを10か月を足したところで料金収入で計上しておりますので、予算ベー
スになりますけれども5年度と比較して1千万円ちょっとは増収の見込みで予算計上してお
ります。

9番（久野達也君） ということで例えば私の解釈が間違いであれば御指摘いただいて構いません
ので。10ページのキャッシュフローでいったときに期首残高、期末残高で若干の改善点が表れ
ているというふうに解釈すればよろしいですか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） 本来であればこのキャッシュフローに表れて欲しいところでもあ
ったのですけれども、6年度はちょっと歳出が増える面もありましてちょっとすぐすぐが反映が
できていないような気がしております。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算について、続きまして、議案第20号、令
和6年度小国町簡易水道事業会計予算について、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので、議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算
について、質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑漏れございませんということですので、これより質疑を終結いたしま
す。

討論に入ります。

まず初めに、議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算について、討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

水道料金の引上げの議案についても反対をしておりますので、それが反映された今年度の会計にも反対するものです。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 続きまして、議案第20号、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 続きまして、議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号、令和6年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（高村祝次君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は可決すべきとされました。

続きまして、議案第20号、令和6年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（高村祝次君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は可決すべきとされました。

議案第21号、令和6年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（高村祝次君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。

よって、本日の令和6年第1回産業常任委員会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、令和6年第1回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時41分)

小国町議会会議録
令和6年第1回定例会

令和6年3月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 橋本弘二

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119